

続『我が人生・ハザンへの道』
『告発書』

はじめに

平成29年8月26日、お陰様で『我が人生、ハザンへの道』を出版することが出来ました。会員の皆様をはじめ、たくさんの人達から「法律・金融用語が全く分からない」「本当に難しい」「頑張ってください」等々、色々な御意見、御感想をお寄せいただき心から感謝いたします。

今日、最も悲惨な状況に追い込まれているのが高齢者なのです！

高齢者は、新型コロナウイルス感染状況「数字」の情報操作で「生命」を失う危険な状況に晒されているのです。年金支給額が急減し国が年金を投入して金融市場を操る、マネーゲーム「国政と金」から手を引けば国債の大暴落を招き財政破綻が突然やって来る「銀行」が倒産しても国が決めた金額（ペイ・オフ）しか戻りません。恐ろしい高齢者の「命と財産」を奪い取るだけ基本的人権を無視した現実です。高齢者は、ホームレス・孤独死・老老介護の悲劇に怯えています。

平成28年4月、NPO法人「日本を見直す会・カルナ」を設立し「高齢者のホームレスをなくす。高齢者の孤独死をなくす。老老介護の悲劇をなくす。」を旗じるしに啓蒙活動をして参りました。

私は『我が人生、ハザンへの道』を書き上げ、国民の代表、衆議院議員・参議院議員全員（715名）そして、弁護士会・全国銀行協会連合会・マスコミ関係者合計849名の方々に配送致しました。

全ての国会議員が予想通り無視です！

申し合わせたように、全ての国会議員が沈黙せざるを得ないのです。政府金融首脳が国際金融政策の大失態、国際決済銀行（BIS）を欺いた、マネーゲーム「政治と金」国と銀行が犯した国際金融犯罪・『国家犯罪』が元凶となった「バブルの正体」その深層に渦巻く恐るべき『背景』を決して公にすることは無いのです。

41歳から29年「罪なき犯罪者」に仕立て上げられ「暗黒の闇」を彷徨った私も70歳です。MKグループ会長・特定非営利活動法人「日本を見直す会・カルナ」理事長・ベトナム社会主義共和国ハザン省で株式会社日本ハザン裾野産業支援機構・日越資源開発株式会社を経営しています。

ハザン省は大自然に包まれた、昭和30年の終わり頃に似た環境で高齢者が第二の人生を過ごすための基地「日・越高齢者の医療健康管理センター」という病院・ホテル・温泉・老人介護施設などを備えた「YAMATO・セカンドライフ・ステーション」を、ハザン省機能回復病院と運営しています。

「コロナ」対策でベトナムにも帰ることができず、昨年5月27日、NPO法人「日本を見直す会・カルナ」会員様限定『室岡塾』を立ち上げました。

続『我が人生・ハザンへの道』を出版し「国家の闇」「銀行の闇」「警察・検察・裁判所の闇」闇ではない、恐ろしい『国家犯罪』『銀行犯罪』『警察・検察・裁判所』の職務犯罪行為を告発する準備をしていた時です。

国連人権理事会、作業部会の意見書！

令和2年12月23日、国連人権理事会の作業部会は意見書を公表しました。カルロス・ゴーン氏を逮捕、起訴したことが「根本的に不当だ」と結論付けるとともに日本での勾留は「恣意的拘禁だ」とする意見書をまとめました。

国際法に基づく「推定無罪の権利を侵害した」と指摘し「適切な救済策」として日本政府に対してカルロス・ゴーン被告への賠償を求めました。

基本的人権を無視した日本政府の反論！

日本政府は「法的拘束力はなく到底受け入れられない」として上川法務大臣は「異議申立書」で「作業部会」に異議申し立てをした。また外務省も「ゴーン被告に対する刑事手続きについては、法に定められた適正手続きを厳格に履行し、ゴーン被告の権利を十分に保障しつつ進められてきたものであり、『恣意的拘禁』にはあたらない」と反論した。

日本政府は『法に定められた適正手続きを厳格に履行』していない。

安倍首相の方針従い、東京地方検察庁特捜部は『この世に存在しない金融商品取引法違反という犯罪』話をデッチ上げ、ゴーン氏の基本的人権を無視したのです。

我が国の刑事司法に対して、世界中のマスメディアから、カルロス・ゴーン氏とグレゴリー・ケリー氏の「基本的人権無視」「人質司法」「無法国家」等と誹謗中傷の嵐が吹き荒れます。

私と全く同じです。政府が「国益に値する」と政治判断すれば、政府の方針に従い、司法検察の威信をかけて偽造であろうと、デッチ上げだろうと、形振り構わず逮捕でも、起訴でもなんでもします。

29年前から『基本的人権無視』は行われているのです！

海部政権は、政府の方針として国と銀行が犯した国際金融犯罪・『国家犯罪』が元凶となった狂乱マネーゲーム「バブル経済社会」の構築と崩壊を招いたその挙句に、銀行のダミー預金者名義の巨額な損失金を発生させた、その『背景』を隠蔽したのです。

政府の方針に従い、金融機関・司法機関・報道機関一体となり大手都市銀行三行を舞台に、それぞれ銀行員個人が総額3310億円をノンバンクから騙し取った『この世に存在しない』巨額不正融資事件話をデッチ上げる隠蔽工作（マッチ・ポンプ）を図ったのです。

海部政権は、国際決済銀行（BIS）を欺くため、国が銀行と犯した国際金融犯罪『国家犯罪』銀行ぐるみ、銀行が銀行のダミー預金者名義の巨額な損失金を発生させた事実が公になれば、銀行の免許は取り消され金融経済社会を破滅に導く、その『背景』を国民に隠蔽することが「銀行の利益を護る」そうすることが「国益に値する」愚かな政治判断を下し、政府の方針として対応策を協議したのです。

海部政権が大手都市銀行の中から富士銀行・協和埼玉銀行・東海銀行の三行を選び、平成3年7月末をXデイと決めたのです。

はじめから『この世に存在しない』預金担保融資事件話を加害者を銀行員個人、被害者をノンバンクそしてノンバンクの「被害金」をデッチ上げたのです

7月末のXデー

平成3年7月25日

平成3年7月26日

平成3年7月27日



隠蔽工作（マッチ・ポンプ）

海部政権が政府の方針として金融機関・司法機関に指示した隠蔽工作を世間では「マッチ・ポンプ」と言います。銀行が自分で「告訴」（火をつけ）大騒ぎさせ自分で消防団（司法機関）を呼び消すのです。それも全焼しないと国際保険金が全額貰えませんかから自分でガソリンをまいて大火事にします。

東海銀行がノンバンクに銀行員の使用者責任として、被害弁済する「債権譲渡契約書」を平成4年1月16日、3月30日、締結し630億円の「粉飾決済」を為し、回収不能な損害金として、平成4年3月決算期に一括償却「粉飾決算」を行い銀行のダミー預金者名義で発生させた「数字」の損失金を損害金として収末処理した、最終目的（火を消すこと）を、公的に記録された証拠を提示して立証します。

政府の方針に従い、デッチ上げた隠蔽工作（マッチ・ポンプ）その『真相』を何が何でも隠蔽するため、私の「口を封じる」それだけで、全く身に覚えのない大手都市銀行三行の銀行員を「陰で操る 3300 億円の黒幕」に仕立て上げたのです。

平成3年12月17日午前2時03分、タイ王国で一緒に居た東海銀行秋葉原支店得意先係支店長代理（以下、銀行員と記載）と一緒に日本航空機内でいきなり警視庁捜査二課が100億円の詐欺容疑で私を逮捕したのです。

法は人の前に平等です！

海部政権の方針に従い、法の名の下に権力を行使する警察・検察裁判所・司法機関が、その平等を忘れ国と銀行が犯した国際金融犯罪・『国家犯罪』その『背景』を闇から闇に葬り去ったのです。

政府の方針に従い、金融機関・司法機関・報道機関一体となり、平成3年7月末をXデイと決め、大手都市銀行を舞台に『この世に存在しない3310億円という巨額不正融資』話をデッチ上げ、国際金融犯罪・『国家犯罪』その『背景』を隠蔽した、非道な、卑劣、な隠蔽工作（マッチ・ポンプ）その『真相』をタイ王国で私と一緒に居た銀行員が、私に『話した。』ただそれだけで「口を封じる」そのためだけで、社会と隔離するため「罪なき犯罪者」に仕立て上げたのです。

残虐な非道な人間の仕業とは到底考えられない「29年という時間と全ての財産」を、国が奪い取った基本的人権無視を告発します。

本「書面」で告発すべきことは、1986年（昭和61年）から1991年（平成3年）3月末まで、約5年間に亘り国と銀行が国際決済銀行（BIS）を騙した「BIS規制8%」クリア操作、国際金融犯罪・『国家犯罪』が元凶となった狂乱マネーゲーム「バブル経済社会」の構築と崩壊を招いたその挙句に、銀行のダミー預金者名義の巨額な損失金を発生させた、その『背景』を国民に「知らせる」ことです。

次に、国と銀行が犯した国際金融犯罪・『国家犯罪』その『背景』を政府の方針に従い、金融機関・司法機関が隠蔽した隠蔽工作（マッチ・ポンプ）その『真相』を科学的・客観的・公的に記録された証拠を提示して『真実』を明らかにすることなのです。

柳検察官が、政府の方針に従い本件詐欺事件をデッチ上げ私を裁判所に公訴提起した目的は隠蔽工作（マッチ・ポンプ）を公表させないため社会から隔離し「口を封じ」たのです。

全く身に覚えのないノンバンクから100億円を騙し取った容疑で平成4年1月7日、柳検察官が、政府の方針に従い、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話をデッチ上げ、起訴（一）追起訴（二）（三）総額280億円の被告人に仕立て上げたのです。

柳検察官が、私を「処分保留で釈放」せず公訴提起した目的は、すでに富士銀行事件が「有印私文書偽造同行使詐欺」話を金融機関・司法機関がデッチ上げ、事件関係者を脅し、司法取引して全員に罪を認めさせ、裁判所が銀行員に「懲役11年」を宣告し、借受名義人にも長期の刑を宣告し「投獄」した、隠蔽工作（マッチ・ポンプ）を何が何でも隠蔽しなければ、司法に対する国民の信頼を失う事実直面したことなのです。

柳検察官は、富士銀行赤坂支店事件、協和埼玉事件を金融機関内で銀行員個人が犯した「犯罪」とノンバンクの「被害金」をデッチ上げ、司法機関が処理した隠蔽工作（マッチ・ポンプ）を何が何でも隠蔽しなければ、我が国、金融経済社会の破滅と司法が崩壊する危機を知ったのです。

ここで「室岡を処分保留」で社会に戻せば、隠蔽工作（マッチ・ポンプ）を公表すれば、我が国の大手都市銀行は（銀行法第四条第一項）免許の取り消しに該当することであり国民はパニックになり銀行に押し寄せます。

当然のことですが民間企業ですから倒産します。我が国の金融経済社会は破滅し金融機関と一体となり隠蔽工作（マッチ・ポンプ）を凶った司法機関が破綻することを回避したのです。

本件は金融機関内限定の国際金融犯罪を約5年間も継続した何千億円もの取引構造で、一般市民とは縁遠い『この世に存在しない』詐欺事件話です。はじめから『この世に存在しない』のですから、私は何処にも関与することも、何もできない「犯罪者」になる証拠も資格も、何も無いのですから、処分保留で釈放すればいいのです。

柳検察官が恐れたのは、私がタイ王国で一緒にいた銀行員が、隠蔽工作（マッチ・ポンプ）その『真相』を話したのか？当然のこと銀行員は「話してない」と主張した。

しかし柳検察官は、政府にその意図と趣旨を報告し了承を得て「口を封じる」ためはじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話をデッチ上げたのです。

柳検察官は、形振り構わず「銀行員」の「上申書」を台本に、オリックスアルファ融資担当者「川合潤治」から協力預金担保融資取引で100億円騙された「被害状況」と「取引状況」を（甲14号証）検察官面前供述調書でデッチ上げ、借受名義人「吉川一」の供述調書で借受名義人をデッチ上げ、はじめから『この世に存在しない』協力預金担保融資の「犯罪」と「被害金」をデッチ上げたのです。

秋葉原支店長「本谷紘三」から「質権設定状況」その他多くの事件関係者に経験したことのない「供述調書」を無理矢理強要し「供述調書」の補強証拠をコピー偽造して『この世に存在しない』本件詐欺事件話をデッチ上げ、私を「罪なき犯罪者」に仕立て上げ「29年の時間と全ての財産」を奪い取ったのです。

証拠は、皮肉にも『この世に存在しない』本件詐欺事件話をデッチ上げた「告訴状」「逮捕状請求書」「起訴状」「判決書」です。

柳検察官は富士銀行事件と似た、東海銀行事件を「詐欺」が前にくる「詐欺有印私文書偽造同行使」罪を銀行員の「上申書」を台本にして『この世に存在しない』本件詐欺事件話をデッチ上げ、平成4年1月7日、私を起訴したのです。

柳検察官は、私の公訴提起を端緒に、1個人と7企業の代表者が各ノンバンクから総額630億円を騙し取った『この世に存在しない』本件詐欺事件話を吉川一同様、各企業の代表者を「借受名義人」に仕立て上げ、脅し司法取引を為し、認めさせ補強証拠をコピー偽造して公訴提起したのです。

裁判所が公判審理を行い罪を認めている銀行員には「懲役11年」そして借受名義人にも長期の刑を宣告し「投獄」することで国民に、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話を「現実化」させたのです。

法治国家として絶対に開廷が許されない法廷です！

一審・二審の最終弁論で『公訴の手続がその規定に違反したため無効である場

合に該当するとして刑事訴訟法 338 条 4 号（当時の）により公訴棄却の判決を訴え』ました。平成 15 年 4 月 5 日まで最高裁法廷に「異議申立書」を送り必死に「公訴棄却」を 11 年間も訴え、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話と闘いました。

最高裁判所は政府の方針どおり平成 15 年 4 月 11 日「異議申立書」棄却を決定し、国と銀行が犯した国際金融犯罪・『国家犯罪』その『背景』を隠蔽するため「罪なき犯罪者」に仕立て上げたのです。この恐るべき隠蔽工作（マッチ・ポンプ）その『真相』を、公表させない「口を封じる」ため『この世に存在しない』本件詐欺事件話をデッチ上げた『真実』を、これから科学的に、客観的に、公的に記録された証拠を提示して告発します。

「バブルの構築と崩壊」が、日本人の魂を奪い取った！

国と銀行が犯した国際金融犯罪・『国家犯罪』が元凶となった狂乱マネーゲーム「バブル経済社会」の構築と崩壊を招いた「バブルの正体」その『背景』を隠蔽した隠蔽工作（マッチ・ポンプ）その非道な、卑劣な基本的人権無視を徹底的に暴くことに、命を差し出す覚悟で『告発書』を世界中に配信することにしたのです。

もう一度申し上げます。政府の方針に従った、銀行・ノンバンク・警察・検察・裁判所が法に定められた適正手続きを無視した、計画的な「職務犯罪行為」を科学的に、客観的に、そして公的に記録した、事実であると証明できる証拠を提示して告発します。

私は「生き証人」として「告発」します！

本来の「法治国家」としての憲法を忘れ「無法国家」に成り下がり、刑事訴訟法を無視した隠蔽工作（マッチ・ポンプ）その『真相』基本的人権無視を世界に知らせられる、当事者「生き証人」となり「告発」して参ります。

善良な市民が「犯罪」に接するのは、10 万人もいないくらい「犯罪」に無関心な人々にまず「無法国家」の刑事裁判を知って欲しいのです。

これまで「リクルート」事件「野村証券損失補填」事件「第一勧業銀行」事件等社会常識で考えて非常識な「犯罪」には、必ず政府首脳が企てた隠蔽工作が深層に

渦巻く恐ろしい『背景』を知って欲しいのです。刑事裁判として公開の原則である法廷で何が審理されたのか「暗黒の裁判」を直視して欲しいのです。

29年前の海部政権から今日の菅政権まで、高齢者は「年金」「介護保険料」等、我が身の日常生活に降りかかる大きな「基本的人権」問題を無視する法を、閣議決定で自由自在に操る国民無視、その「現実」を直視して、見極める時なのです。

私は、29年「罪なき犯罪者」に仕立て上げられた当事者だから公的な記録（裁判所が証拠採用）事実と証明できる、証拠の書面を提示して基本的人権無視を立証することが出来るのです！

自民党派閥政治が生んだ「バブルの正体」国民を狂乱させたマネーゲーム「バブル経済社会」の構築と崩壊を招いた『平成の悲劇』その後始末に、今でも血税（公的資金）を垂れ流す『腐った平成30年』を完璧に立証することができるまで29年の時が必要でした。

29年『真実』を追及した男の「魂の叫び」とご理解ください。

29年間も莫大な資金を使い『真実』を追及し続けてきた、その裏側に渦巻くマネーゲーム「政治と金」こそ、腐りきった自民党派閥政治が織り成す、国民不在の「無政府国家」を断罪する時がきた、叫ぶ時が来たと確信したからです。

カルロス・ゴーン氏同様の『基本的人権無視』を為す国家権力と29年間、闘い続けている私と、私を支えてくださる「日本を見直す会・カルナ」会員の誇りと正義を、何よりも国家を愛する心を世界中に配信します。

本件の隠蔽工作は、難解を極め超一級の金融法律知識が駆使された、その上に多層構造を呈していますので長文になります。ましてや29年も『この世に存在しない』などと「太陽が西から昇る」ような非常識な国家権力が本件詐欺事件話をデッチ上げたなどと叫び続けているのです。

しかし、国家権力が「法を無視」して「太陽を北でも南でも西でも昇らせる」ことを立証する、科学的、客観的、公的に記録された事実を証明した証拠を提示して明らかにすることができたのです。

菅首相、そして国民を代表する国会議員の方々に「証拠」を検証していただくために第1章、から第7章、に分けて政府の方針で「太陽を西から昇らせた」立証証拠、但し『この世に存在しない』本件詐欺事件話に立証する証拠が存在しないのが当たり前なのです。ですから、銀行・ノンバンク・警察・検察がコピー偽造した立証証拠「証拠物」を提示します。

第1章、『国家犯罪』その『背景』を告発します。

第2章、隠蔽工作（マッチ・ポンプ）その『真相』を告発します。

第3章、東海銀行「免許取り消し」を告発します。

第4章、他行預金担保資取引で得た融資金運用（免許取り消し）を告発します。

第5章、驚愕（きょうがく）を告発します。

第6章、本件詐欺事件話と承知して公判審理を開廷した『背景』を告発します。

第7章、総括。

第8章、おわりに。

尚、証拠には東京地方裁判所刑事部・東京地方裁判所民事部・東京高等裁判所刑事部が法廷証拠採用した公的な記録を用います。警察・検察・裁判関係者・銀行関係者を実名で記述し年齢・肩書・組織名などはすべて当時のままとします。

2021年（令和3年）1月20日

NPO法人「日本を見直す会・カルナ」理事長

「室岡塾」塾長

室岡克典

第1章

『国家犯罪』その『背景』を告発します。

東海銀行秋葉原支店を舞台に銀行員が犯した総額630億円という
『この世に存在しない』本件詐欺事件デッチ上げを告発します。

平成3年、海部政権が国と銀行が犯した国際金融犯罪・『国家犯罪』その『背景』を、国民に隠蔽した隠蔽工作（マッチ・ポンプ）国家権力の非道な暴挙と、29年間闘い続けた生き様を書面で立証するには、本件詐欺事件デッチ上げの舞台が、金融機関・司法機関なので難しい金融法律用語が余りにも多すぎて長文になります。

我が国の銀行法、第一条では「信用秩序維持」「預金者保護」「金融の円滑化」「国民経済の健全な発展に資すること」が目的であると規定されています。

銀行法は営業免許制を採用しており（第四条第一項）免許基準を定めている（第四条第二項）免許取り消しです。

柳検察官が政府の方針として、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件をデッチ上げた目的は、各銀行が国際金融犯罪・『国家犯罪』は、銀行法に即して「免許取り消し」事案である『真実』を国際社会・国民に何が何でも隠蔽することだったのでした。

海部政権が「法治国家」として「法」に則して、各銀行の国際金融犯罪・『国家犯罪』を司法機関に告発すれば各銀行が倒産します。銀行は倒産すれば金融経済社会が破滅します。海部政権は「免許取り消し」を隠蔽することが「銀行の利益を護る」そうすることが「国益に値する」と政治判断し「無法国家」に成り下がったのです。

銀行・ノンバンク・金融機関が不正腐敗「金融公害」を撒き散らし狂乱マネーゲーム「バブル経済社会」を構築し崩壊を招いた「免許取り消し」その『背景』を、多くの方々に「知らせたい」のです。

銀行法に基づく「免許取り消し」を隠蔽した、警察官・検察官・裁判官・司法機関の職務犯罪行為を科学的に、客観的に、公的に記録された証拠を提示して「知っていただきたい」その一念だけです。

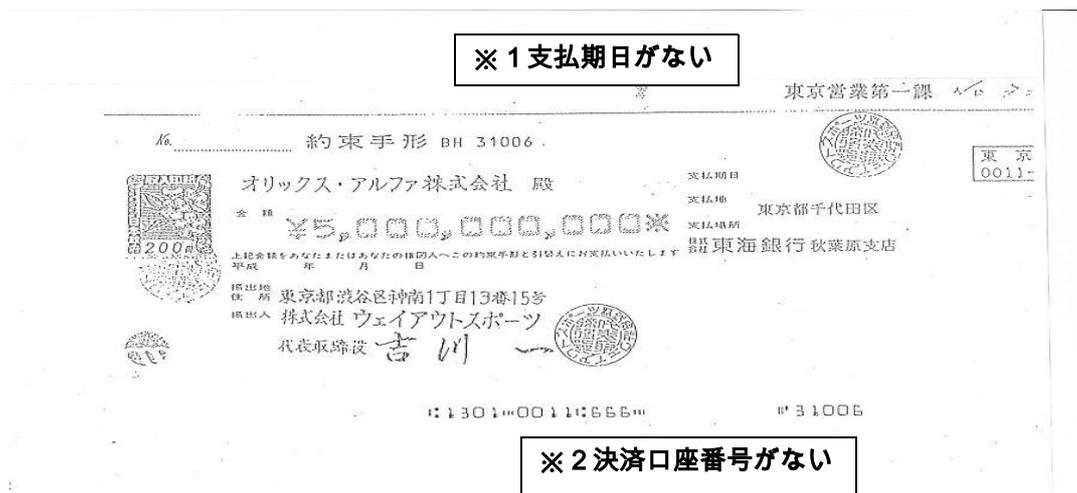
29年間、国家権力の非道な暴挙と闘い続けた生き様を、ご理解していただくことが大事です。そのため複雑な全体像の概略を述べます。

『この世に存在しない』本件詐欺事件話のデッチ上げ！

東海銀行秋葉原支店は国際決済銀行（BIS）を欺くため、昭和62年3月11日～平成3年6月28日まで、金融機関内限定条件付き極秘「特別プロジェクト」内で「BIS規制8%」クリア操作用として銀行のダミー預金者名義で「約束手形債権」（CP）金融商品（有価証券）を総額1930億3600万円（75件）偽造し総額630億円（13件）という巨額な損失金を発生させたのです。

これが銀行のダミー株式会社ウェイアウトスポーツ名義で偽造した「約束手形債権」（CP）金融商品「約束手形」です。

200円の収入印紙※支払期日※決済口座番号を直視！



※ 200円の収入印紙 ※ 1 支払期日 ※ 2 決済口座番号に注意。

① 「支払期日」誰が見ても判る「白地」で、支払期日無指定の一覧払

(何時でも払います) という意味です。つまり「質権」を用いた 50 億円「指名債権」を通知預金通帳と預金払戻解約請求書 (届出印のあるもの) を「指名債権譲渡方式」として約束手形決済資金として一体にした「質権」 (民法 467 条) が「証」です。

②「決済口座」これも「白地」でなければ、何時でも決済できる預金債権、50 億円の通知預金通帳に預金払戻解約請求書 (届出印が押捺されたもの) が一体となっている意味がないのです。

つまり「BIS 規制 8 %」クリア操作限定として「質権」を用いた「指名債権譲渡方式」で「指名債権」50 億円の通知預金通帳とその預金払戻解約請求書を約束手形が一体の「約束手形債権」 (CP) 「金融商品」一式とした、決済日も決済口座もない特殊な「約束手形」は秋葉原支店以外に作成することが出来ません。

銀行のダミー預金者名義で「約束手形債権」 (CP) 金融商品 (有価証券) を偽造し「BIS 規制 8 %」クリア操作に用いた他行預金担保融資取引「銀行⇄ノンバンク」を約 5 年間継続して国際決済銀行 (BIS) を欺いたのです。

国際決済銀行 (BIS) を約 5 年間欺いたことが元凶となり総額 630 億円 (13 件) という銀行のダミー預金者名義で巨額な損失金を発生させたのです。

驚愕 (きょうがく) する事実!

東海銀行同様に、各銀行が銀行のダミー預金者名義で作成した、巨額な「数字」の損失金を発生させてしまったのです。各銀行は、全国銀行協会連合会 (以下、全銀協と記載) と大蔵省 (現財務省) 銀行局に現状を報告したのです。

国民は、今こそ『真実』を知るべき時なのです!

国と銀行が不正腐敗にまみれた「金融公害」を撒き散らしたその挙句に、銀行のダミー預金者名義で、巨額な「数字」の損失金を発生させた『国家犯罪』 (免許取り消し) その『背景』を、愚かにも国が「無法国家」に成り下り国民に隠蔽したことが「平成の悲劇」を招いたのです。

直視！

各銀行が銀行のダミー預金者名義で、何千億円も「数字」の「巨額損失金」を発生させてしまったのです。この事実が公になれば銀行が不正と腐敗の限りを撒き散らした「金融公害」がまさに白日の下に晒されたなら、各銀行は銀行法で免許の取り消しになり倒産します。銀行に対する国民の怒りが爆発し、大騒ぎとなり預金を引き出すため銀行に押しかけパニックになり銀行は破綻します。

銀行の破綻が公になれば、証券・債権・保険等、金融界全体が被る被害金額は、180兆円～250兆円と言われ金融経済社会は破滅し、日本の銀行のあり方に対する国際金融社会の信用を失い孤立をまぬがれないのです。

隠蔽

政府金融首脳は、自ら引き起こした、国際金融政策の大失態で、銀行のダミー預金者名義で、巨額な「数字」の損失金を発生させた『国家犯罪』を何が何でも隠蔽したのです。隠蔽しなければ、銀行法「信用秩序維持」「預金者保護」「国民経済の健全な発展」を犯した第四条第一項「免許取り消し」銀行は倒産します。

各銀行が銀行内で銀行のダミー預金者名義で、作成した「数字」の不正運用及び高額な「金利とマージン」を吸い上げていた不正と腐敗の限りを撒き散らした「金融公害」の元凶、国と銀行が犯した国際金融犯罪・『国家犯罪』その『背景』を、金融機関一体で完全に外部に隠蔽するという判断を下したのです。

(以下、『国家犯罪』と記載。)

海部政権が『国家犯罪』（免許取り消し）を隠蔽することが「銀行の利益を護る」そうすることが「国益に値する」などという愚かな政治判断を下し隠蔽工作（マッチ・ポンプ）を図った暴挙、まさに驚愕（きょうがく）する事実を、科学的に、客観的に、公的に記録された証拠を提示して告発します。

я 国際決済銀行（BIS）：国際決済銀行：略称 BIS。1930年に設立された、主要国の共同出資で設立された各国の中央銀行をメンバーとする国際的な銀行。「（各国の）中央銀行の中央銀行」としての役割を持つ。（後に詳述する）

BIS 規制 8%：BIS 規制は国際業務を行う銀行の、自己資本比率に関する国際統一基準のことでバーゼル合意ともいう。BIS 規制では、先進諸国を対象に、自己資本比率の算出方法（融資などの信用リスクのみを対象とする）や最低基準（8%）などが定められている。

平成3年2月、海部政権が（免許取り消し）「銀行の利益を護る」ことが「国益に値する」愚かな政治判断を下し政府の方針として『国家犯罪』（免許取り消し）を、国民に隠蔽するため想像を絶する隠蔽工作（マッチ・ポンプ）を図りました。

平成3年7月29日、東海銀行は政府の方針に従い、秋葉原支店銀行員に「汚れ役」を押し付け「銀行員個人」がノンバンクから630億円を騙し取った、はじめから『この世に存在しない』預金担保融資話を「告訴状」でデッチ上げ警視庁に「告訴」（火をつけ）たのです。

平成4年1月16日・平成4年3月30日、東海銀行は、銀行の使用者責任として各ノンバンクと「債権譲渡契約書」（火消し）を締結して被害弁済する「粉飾決済」を図り、損害金をデッチ上げ回収不能な630億円の債権として平成4年3月末、粉飾決算を犯し、一括償却したのです。

東海銀行は、衝撃的な国際保険金詐欺を企て、630億円一括償却したその拳句 平成4年2月5日、英国の保険組合ロイズに保険金支払請求する目的で、私が取引している住友銀行の預金12億8300万円を何の権利も無いのに東京地方裁判所民事九部に仮差押えを提訴し、保険金総額660億4243万円を騙し取った、国際保険金詐欺を犯したのです！

『国家犯罪』（免許取り消し）を隠蔽するため、はじめから『この世に存在しない』預金担保融資話と承知して、何も悪いことなどしていない銀行員に「汚れ役」を押し付け「罪なき犯罪者」に仕立て上げ投獄したのです。

政府の方針に従い、金融機関・司法機関・報道機関が一体となり、非道な、卑劣な、隠蔽工作（マッチ・ポンプ）を図ったのです。（以下、隠蔽工作（マッチ・ポンプ）と記載します。）

『国家犯罪』（免許取り消し）を隠蔽した隠蔽工作（マッチ・ポンプ）その『真相』を「知った」私の「口を封じる」隠蔽工作を立証します。

本当に驚きました。

平成3年12月17日、午前2時03分、南シナ海上空の日本航空機内で、全く身に覚えのないノンバンクから100億円を騙し取った有印私文書偽造同行使詐欺罪の容疑者として私は、逮捕されました。

南国のタイから真冬の日本それも警察の留置場です。会社の顧問弁護士が来るまで寒さに震えていました。

接見禁止という法律で弁護士以外誰とも会うことも話すことも差し入れも何も出来ないのですから驚きです。

私の逮捕容疑は全く身に覚えがない、東海銀行秋葉原支店を舞台に、銀行員と私が共謀して、オリックスアルファから100億円を騙し取った「有印私文書偽造同行使詐欺」罪で逮捕されたのです。本件の「有印私文書偽造」罪は「質権設定承諾書」の偽造です。

有印私文書偽造罪：行使の目的で、他人の印章・署名を使用して、権利・義務・事実証明に関する文書・図画を偽造し、または偽造した他人の印章・署名を使用して、権利・義務・事実証明に関する文書・図画を偽造する犯罪。

詐欺：相手が財物を交付したくなる意思を起こさせる詐欺行為を行い、錯誤に陥らせ、財物を交付する行為のこと。詐欺罪の犯罪構成要件は「欺罔」「誤信」「騙取」で、成立する。

銀行員は警視庁に留置され、私は警視庁万世橋署留置場に留置され、取調べは警視庁で行いました。全く身に覚えがない「詐欺事件」の取調べに対して何が起きたのか、何を話すのか、話が出来ないくらい面喰らう状況でした。

捜査員も「任せてくれ」「悪いようにしない」とか言いますが、任せようにも逮

捕容疑が全く身に覚えのない「協力預金」話ですから任せられません。ですから完全黙秘しました。

完全黙秘：黙秘権とは、被疑者及び被告人が刑事手続きの中で終始沈黙の姿勢を取ることが認められた権利。黙秘権は、自分に不利なことを黙りそれ以外は話すという部分的な行使（一部黙秘）と、全てについて黙り続けるという全部黙秘（完全黙秘）の、いずれの方法も取ることができる。

世界に冠たる我が国の捜査機関が「金融犯罪」を捜査するときは、取引関係資料に基づいて犯罪構造・犯罪取引構造・そして必ず被害金（金銭）の流れを銀行に残された預金元帳など客観的な帳票類資料を基に追跡し徹底的に捜査します。

ノンバンクをどのように騙したのか、100億円という「巨額詐欺事件」の全体像を解明・解析し、その「犯罪事実」を明らかにする能力を持っているので、釈放されると確信していたのです。

確信は完全に裏切られました。それどころか、真面目な銀行員をそそのかし「協力預金」名下の預金担保融資取引を立案し、ノンバンクから100億円を騙し取って、一人で「使った」首謀者に仕立て上げられ平成4年1月7日「起訴」され同日再逮捕されたのです。

逮捕容疑が「有印私文書偽造同行使詐欺」それが、起訴状では「詐欺有印私文書偽造同行使」つまり「詐欺」が「前に」変更されたのです。柳検察官がこんなデタラメな100億円もの「協力預金」話で「犯罪」をデッチ上げて「起訴」したことに唾然としました。

起訴状：検察官が捜査を行って法廷での裁判が必要と考えた場合は、裁判を行うことを求める「起訴状」を裁判所に提出する。被告人の氏名、その他被告人を特定するに足りる事項、公訴事実及び罪名が記載された公訴提起の際に提出される書面のこと。

日本の法律で、絶対に存在することのない100億円もの「協力預金」話です。断言します。誰よりも金銭貸付業法（13条）に則して被害者ノンバンクは絶対に100億円もの「協力預金」はできません。しません。経済社会では絶対に存在しない論外なのです。

柳検察官が私を裁判所に公訴提起した目的は隠蔽工作（マッチ・ポンプ）の「口封じ」だったのです。

当然のことですが、何故逮捕されたのか隠蔽工作（マッチ・ポンプ）も「口封じ」も全く知りません。分かりません。何が何だかわからず毎日どうなるのか？どうすればいいのか？自分の被疑事実が分からないこれほど辛いことはないのです！

国家権力が「罪なき犯罪者」に仕立てた人間の叫び！

自分が悪いことをしたという自覚があれば、当然なことだと理解も納得もしようが、実際に逮捕されている「被疑事実」が何も分からない。これほど辛いことは無いのです。特に、指摘すべきことは銀行員が『この世に存在しない犯罪』について「自白」（上申）し、虚偽の「上申書」を作成したことなのです。

動かし難い客観的証拠を基にし、経済の常識、社会の常識に照らして「約束手形債権」（CP）金融商品一式を、虚心に検討吟味すれば、国と銀行が犯した国際金融犯罪・国家犯罪』（免許取り消し）その『背景』を政府の方針に従い金融機関・司法機関・報道機関が隠蔽した、隠蔽工作（マッチ・ポンプ）の『真相』が見えます。皆様にもハッキリ見えます。

大手都市銀行を舞台（ステージ）に行われた「巨額不正融資事件」の実態と取引状況そして何よりも、私が「使った」とデッチ上げた巨額融資金の「正体」を知ることが、身の潔白を証明できる手段として、法廷審理で身の潔白を立証できる様々な取引関係資料収集を行い、六法全書・法律用語辞典・金融用語辞典等を購入して勉強しました。

私は、東京拘置所のテレビカメラ監視付の三畳の独居房で朝から就寝前まで資料の解明、解析を毎日、毎日刑務所に移監されるまで述べ9年半も行ったのです。

また平成4年、弁護団に本件事件専用の訴訟対策オフィスを銀座に設置し、スタッフ（21名）による検察官開示資料に基づく融資金の追跡を実行し、ことさらに隠蔽された部分の資料開示等を裁判所の公務所照会（14件）弁護士照会（現在まで189件）等、資料収集したのです。

ノンバンクの「融資金の流れ」を追う「検察チャート」に対する「弁護士チャート」まで作成し裁判所に提出した。事件に関わる全ての帳票類を調べた平成4年12月25日から平成9年3月18日、一審判決前夜まで本件の調査に使用したコピーの枚数は優に約43万枚を超えたのです。

今日『この世に存在しない』話と承知して柳検察官が、本件詐欺事件デッチ上げを図った、そう断言できる、その根拠こそ検察官開示資料・東海銀行民事訴訟開示資料・29年間ありとあらゆるところに足を運び、莫大な資金を使って「証拠物」を集め調べてきた結果、銀行の「免許取り消し」隠蔽工作（マッチ・ポンプ）を立証することができたのです。

柳検察官が『本件詐欺事件』話をデッチ上げた、その深層には恐るべき『国家犯罪』（免許取り消し）を政府の方針に従い、隠蔽した隠蔽工作（マッチ・ポンプ）その『真相』を、更に隠蔽するため、警察官・検察官・裁判官の「職務犯罪行為」を、客観的に、公的に記録された証拠で証明することができたのです。

平成3年12月17日、逮捕され、29年『真実』を追及した結果は、政府の方針に従い、国民の資金を集金する「集金マシン」銀行の「免許取り消し」を隠蔽するための隠蔽工作（マッチ・ポンプ）その『真相』を私が「知っている」と決め「口を封じる」ため「罪なき犯罪者」に仕立て上げ、社会から隔離したのです。

書きつくせない29年、色々なことがありました。

刑務所に収監されてからも資料の解明、解析を続けていた時、大手都市銀行の預金課長が横領で同房に入りました。はじめは、ほとんど口を聞きませんでした。休日「室岡さん、やめたほうがいいですよ、殺されますよ」そう言い、当時（平成3年）に行われた「BISの闇」を話してくれました。

それでもやめない私に、伝票を作成する端末機の記号の読み方、各役職の承認コード等、色々銀行実務を教えてくださいました。ノンバンクからの入金伝票を解明することで、ノンバンクから秋葉原支店に振込送金手続きがデッチ上げられている『真相』が明らかになり、本当に役立ちました。

本件詐欺事件の「逮捕状請求書」をデッチ上げた張本人！

それは平成20年10月2日、私が「懲役11年」の謂れなき刑を満期で刑務所から社会復帰したわずか3ヶ月後の平成20年12月18日です。

元警視庁警視、萩生田勝氏（平成3年警視庁特別捜査本部、東海銀行秋葉原支店事件捜査班、主任捜査員）が、当時（平成3年）の秋葉原支店事件を捜査した捜査状況を講談社が出版した『警視庁捜査二課』ノンフィクション本第三章バブル経済事件（東海銀行秋葉原支店不正融資事件）として、記載された内容が『リアル・ストーリー』暴露本（自白）となったのです。



警視庁に対して「誇りと無念を胸に秘めて」これこそ、萩生田勝氏が誇りを捨て『警察の闇』闇の執行人となり国策捜査を指揮し
 本件「詐欺事件」話を
 台本どおりデッチ上げた張本人の暴露本（自白）だったのです。

私は、平成22年2月25日、東京地裁民事部に萩生田勝氏及び講談社を相手として「名誉毀損損害賠償請求」を提訴したのです。

平成24年6月11日、地裁で私と萩生田勝氏、相互に90分の証人尋問を行い萩生田勝氏は当時、警視庁特別捜査本部で東海銀行秋葉原支店事件捜査班50名の捜査員を指揮していた中心的人物であった事実を自ら「証言」し『警察の闇』が犯した国策捜査（職務犯罪行為）を暴露したのです。

平成25年1月23日、一審判決で「勝訴」したのですが平成25年1月31日、萩生田勝氏及び講談社が控訴し、平成25年4月22日、東京高等裁判所で控訴審が行われ即日結審したのです。、平成25年5月29日、午後1時10分「名誉毀損損害賠償請求」に勝訴し賠償金も頂きました。裁判の公判調書が本件詐欺事件デッチ上げ

を解明するのに非常に役立ちました。

「銀行員」の「上申書」作成を立証します。

平成24年6月11日、地裁で私と萩生田勝氏、相互に90分の証人尋問を行い萩生田勝氏は自ら、銀行員の「上申書」デッチ上げを暴露したのです。

(P107)

それまでエリートとして人生を歩んできた人間は、その辺の「基本」から叩き込んでいかないとまともな調べが始まらないのです。

ただ、もともとは優秀な銀行員だっただけに、事件の内容や杉岡との共謀事実、海外逃亡してから成田に着くまでの経緯について説明させると、よく憶えているのです。一方の杉岡が完全否認でくることが分かっていたので、山本の供述は重要でした。そこで二日かけて、杉岡との共謀事実と詳しい会話内容、そして逃亡中の出来事などを軸に、計一〇〇枚ほどの上申書を作成させました。完璧な出来でした。供述調書もいものができたので、「これで完全否認の杉岡の起訴もできる」と確信しました。

見込みとおりでした。裁判でも杉岡には懲役一四年の刑が確定しました。これも二日間で作成した一〇〇枚に及ぶ山本の上申書の成果です。一つひとつ表をとりましたが、山本の供述に嘘はありませんでした。やはり頭は相当に切れる男だったのです。

そもそも山本は、大阪大学を卒業して入行した、エリート行員でした。ところが成績主義のプレッシャーが厳しく、毎日が「針のむしろ」状態に置かれていたことで、だんだんと仕事に嫌気が差したのだと言いました。そこに、女房がガンで余命幾ばくもないと告げられた。それからは自暴自棄になり、営業に出ても毎日バチンコ屋に入り浸るようになっていたのです。そんなときに杉岡と出会いました。気づいたときには、とてつもない大事件の主犯になっていたというのです。

平成3年12月20日、驚かされたことは、銀行員が全く経験したことのない『この世に存在しない』本件詐欺事件話を「上申」するのですから恐ろしい「凶器」です。

私は「凶器」と表現します。この「上申書」こそ、萩生田勝氏（本人）が、政府の方針に従い銀行の「免許取り消し」を隠蔽するため『この世に存在しない』本件詐欺事件話を自らデッチ上げた『背景』を暴露したのです。

政府の方針に従い、警視庁捜査二課が銀行の「免許取り消し」を隠蔽するため、多くの一般市民を「罪なき犯罪者」に仕立て上げ、その人たちの「人生を奪った」凶器だからです。

銀行員と、萩生田勝氏の司法取引で「上申書」をデッチ上げたことが、この著書自体で知らずも暴露されたのです。そもそも「上申書」は法的な効果は何もありませんから裁判にも提示されません。

捜査関係者や裁判所に「犯罪にいたった心情とか、情状を訴える」もので、本件詐欺事件は銀行員が「汚れ役」を押し付けられて、悪いことなどしていないことを「上申書」で訴えるのなら分かりますが『この世に存在しない』大嘘を「上申」する、させることが異常なのです。

萩生田勝氏が警視庁に対して「誇りと無念を胸に秘めて」これこそ誇りを捨て政府の方針に従い銀行の「免許取り消し」を隠蔽するため『この世に存在しない』本件詐欺事件話の台本「上申書」（凶器）を作成してデッチ上げた、張本人の暴露本（自白）だったのです。

ネットでバブル経済事件（東海銀行秋葉原支店・富士銀行赤坂支店不正融資事件総額1兆円）を調べても何処にも出てきません。政府の方針に従い、マスコミは本件を「桜タブー」案件として、銀行の「免許取り消し」を、29年間も国際社会と国民に情報操作して、隠蔽を続けています。

私が「名誉毀損損害賠償請求」の訴訟で勝訴しますか？

平成25年5月29日、勝訴したことが嬉しくて「山が動いた」などと、報告会、勉強会で話していましたが、今、冷静に考えたら裁判所が私を勝たせた目的は講談社が出版した『警視庁捜査二課』ノンフィクション本第三章バブル経済事件（東海銀行秋葉原支店不正融資事件）を削除することだったのです。

裁判所は政府の方針に従い、憲政はじめての『この世に存在しない』詐欺事件話と承知した、その上で、一般市民に「有罪」を宣告して「現実化」させた、「罪となるべき事実」のデッチ上げ、職務犯罪行為を隠蔽するため「削除」したのです。裁判所が「削除」するために、私を勝訴させた合理的理由です。

そうでしょう。バブル経済事件は当時（平成3年）の10大ニュースですよ。経済事件の年表にも何処にも出ていません。経済学者の先生方も、作家さんも、マスコミも書きません。銀行の「免許取り消し」を封印したパンドラの箱です。

誰も開けることはしない「パンドラの箱」です。開ければ、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話を政府の方針に従い金融機関・司法機関・報道機関が一体になり『国家犯罪』（免許取り消し）を隠蔽した『真実』が公になるのです。

国際決済銀行（BIS）を欺くため、銀行が犯した『国家犯罪』（免許取り消し）を立証できる、検察官開示資料・融資金の流れ・「検察チャート」「弁護士チャート」作成に用いた銀行の帳票類を提示して、銀行法に即した「免許取り消し」を国際社会に訴えます。

告発すべき「基本的人権無視」その非道な、卑劣な暴挙！

柳検察官が、本件詐欺事件話をデッチ上げ公訴提起した目的は『国家犯罪』その『背景』を隠蔽した隠蔽工作（マッチ・ポンプ）その『真相』を「知っている」私を何が何でも「口を封じる」隠蔽することだったのです。

柳検察官が政府の方針に従い、平成3年12月18、19日、銀行員に「上申書」を作成させ、『この世に存在しない』本件詐欺事件話をデッチ上げる台本としたのです。

柳検察官の「上申書」デッチ上げを告発します。

『一方の杉岡が完全否認でくることは分かっていたので、山本の供述は重要でした。そこで二日かけて、杉岡との共謀事実と詳しい会話内容、そして逃亡中の出来事などを軸に、計100枚程の上申書を作成させました。完璧な出来でした。』

これで完全否認の杉岡の起訴もできると確信しました。見込みどおりでした。裁判でも杉岡には懲役一四年の刑が確定した。これも二日間で作成した100枚に及ぶ山本の上申書の成果です。一つ一つ裏をとりましたが山本の供述に嘘はありませんでした。』

平成3年12月18日19日『二日かけて』デッチ上げた「上申書」を立証します。
『二日間で作成した100枚に及ぶ山本の上申書』が、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話の台本なのです。

本件詐欺事件話をデッチ上げた最大の「証拠」は銀行員の自白「上申書」に対する補強証拠が全てコピー偽造された「職務犯罪行為」を立証したのです。何が何でも銀行の免許取り消し銀行の倒産を回避したことなのです。政府の方針に従い、何が何でも銀行の免許取り消しを防いだのです。

はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話の『一つ一つ裏をとりました』裏が取れることが「職務犯罪行為」の「証」なのです。銀行員の自白こそ「汚れ役」の仕事です。銀行員の供述を立証する補強証拠を科学的に、客観的に、公的に記録された証拠を提示して全てコピー偽造を立証します。

柳検察官の「被害状況」デッチ上げを告発します。

平成3年12月20日、柳検察官は政府の方針に従い、私の「口を封じる」そのため形振り構わず、銀行員の「上申書」に合わせて、オリックスアルファ株式会社（以下、オリックスアルファと記載）融資担当者 川合 潤治の検察官面前供述調書（甲14号証）を自ら録取して、はじめから『この世に存在しない』協力預金担保融資事件話の「被害状況」と「取引状況」を、デッチ上げ、補強証拠をコピー偽造したのです。

そうでしょう。オリックスアルファは秋葉原支店と「BIS規制8%」クリア操作の他行預金担保融資を行い金利を稼いだ、それだけですから、警視庁に被害届「告訴状」を出しません。柳検察官は、オリックスアルファ社員である融資担当者 川合 潤治に被害のないことを承知して「被害状況」と「取引状況」を供述させたのです。

供述調書：刑事捜査において、被疑者や参考人の供述を録取した書面であり、供述証拠のこと。

柳検察官の「借受名義人」デッチ上げを告発します。

更に平成3年12月24日、東海銀行秋葉原支店（以下、秋葉原支店と記載）のダメー預金者に仕立て上げられたウェイアウトスポーツ吉川一の「逮捕状請求書」をデッチ上げ逮捕したのです。

逮捕状請求書：逮捕状を請求する際に裁判所に提出する書面。被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由について記載しますが、添付書類をつけて請求する。各種報告書、参考人調書、捜索差押調書、鑑定書など、この被疑者を特定した理由についての書類を提出し、被擬事実の要旨も記載する。

金沢の公判調書です。

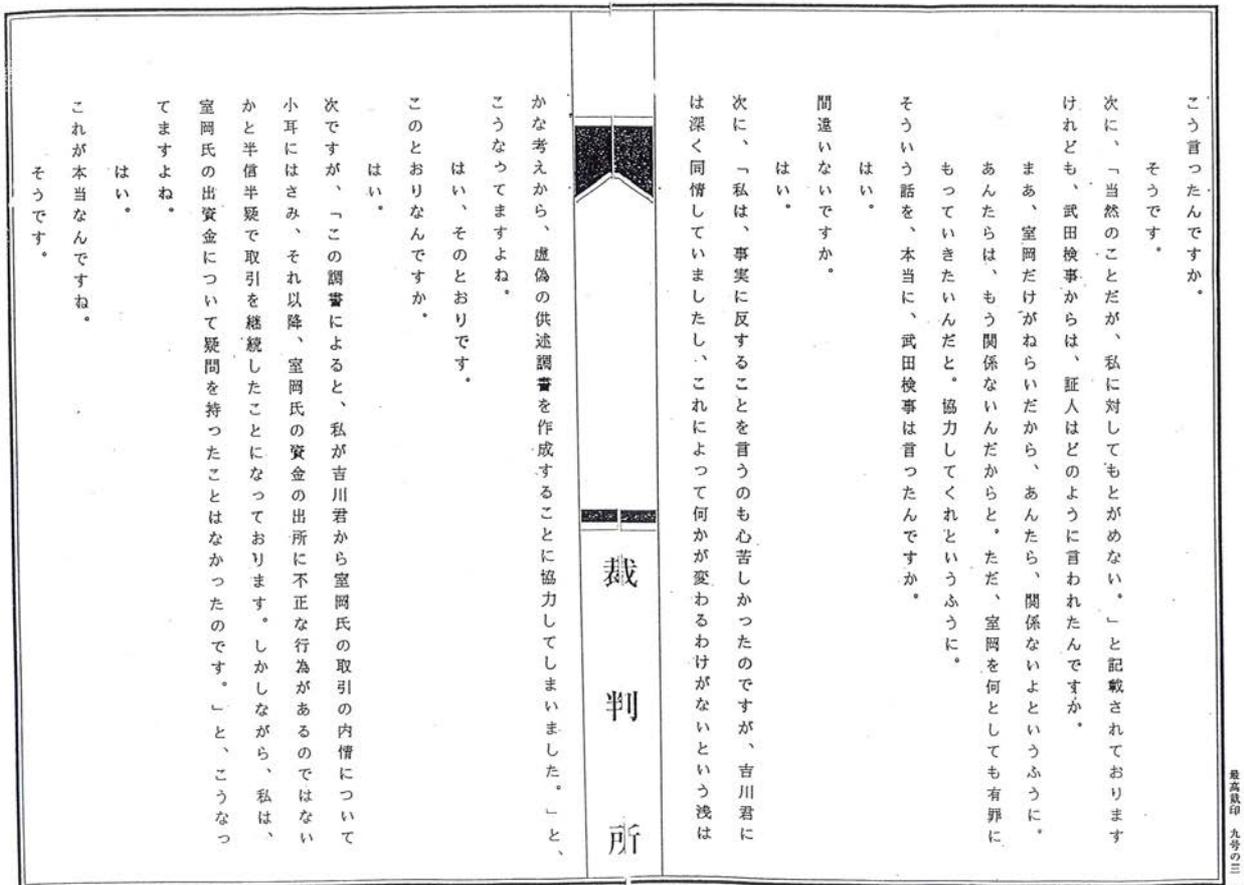
柳検察官は、オリックスアルファの借受名義人「加害者」にウェイアウトスポーツ社長、吉川一をデッチ上げたのです。

その目的は、銀行員と私と吉川一が共謀してオリックスアルファから協力預金名下の預金担保融資話をデッチ上げ100億円騙し取った「詐欺有印私文書偽造同行使」罪で、銀行員と吉川一そして私、2対1にするため、吉川一を起訴しない釈放する条件付きの司法取引を行った「事実」を金沢証人が法廷で明らかにした。

検証、ください。第32回公判調書です。

<p>はい。</p> <p>それから、確定日付は平成四年二月七日になっておりますね。</p> <p>はい。</p> <p>で、このように確定日付を取ったということですね。</p> <p>はい。</p> <p>それで、簡単に、その文書の内容なんですけれども、「平成四年一月一七日、東京地方検察庁六〇三号室において、武田典文検事から、被疑者室岡克典外の東海銀行不正融資事件について事情聴取を受け、朝一〇時から夕方七時半まで事情を聞かれました。」と書いてありますね。</p> <p>はい。</p> <p>これは、このとおり間違いないんですか。</p> <p>間違いないです。</p> <p>その何行かあとに、「ましてや、不正融資の資金であることも全然わかりませ</p>	<p>裁 判 所</p>	<p>はい。</p> <p>そこで、武田検事には、そのように申し述べておりました。」と書いてありますけれども、検事の調べのほうは、あなたのほうは不正融資のお金であることは知ってたんだろうと、こういう前提で聞かれておったわけですか。</p> <p>そうです。</p> <p>その次ですが、「ところで、今回の件について吉川一君が逮捕されておりますが、武田検事は、吉川君の処分に関連し、私に対し、もし私が協力すれば吉川君の処分も相応に考える（起訴はしないということだと理解しました）」とありますね。</p> <p>はい。</p> <p>武田検事からは、どのように言われたんですか。武田検事の言葉そのままですか。</p> <p>すぐ出してあげるといふふうに。</p> <p>吉川君は逮捕してあげられども、証人が協力をすれば、すぐに出してあげると、</p>
---	----------------------	---

最高裁判所 九号の三



柳検察官捜査指揮の下に、武田検察官の『室岡だけがねらいだから！』『あんたらは、もう関係ないんだからと、ただ、室岡を何としても有罪にもっていきたいんだ！』これが「検察官が想定した犯罪シナリオに沿った密室尋問の捜査状況です！信じられないでしょうが「事実」なのです！

法治国家の法廷で証人が宣誓した上で、証言した「罪なき犯罪者」作りのプロセス『ただ、室岡を何としても有罪にもっていききたいんだ！』『室岡だけがねらいだから！』公的に記録された証拠なのです。

柳検察官の捜査指揮で、銀行員と共謀した共犯者にデッチ上げるためウェイアウトスポーツ社長 吉川 一を、司法取引で「起訴しない」釈放する条件付きで、はじめから『この世に存在しない』協力預金名下の預金担保融資取引を行う「借受名義人」に仕立て上げ釈放したのです。釈放した事実が司法取引の「証」です。

柳検察官は政府の方針に従い、銀行員の「上申書」を台本にして、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話の「被害状況」と「取引状況」をデッチ上げ起訴状「詐欺有印私文書偽造同行使」罪の（公訴事実）をデッチ上げ裁判所に公訴提起したのです。柳検察官の公訴権濫用罪を告発します

公訴事実：起訴状に訴因として明示して記載しなければならない、犯罪事実のこと。

柳検察官が、はじめから『この世に存在しない』協力預金担保融資話と承知して、銀行の「免許取り消し」を隠蔽するため本件詐欺事件話をデッチ上げた、犯罪取引構造と犯罪構造です。

犯罪取引構造	「ノンバンク⇔借受名義人ウェイアウトスポーツ・マッシュ」
犯罪構造	「ノンバンクから借受名義人が協力預金名下の預金担保融資取引をした、はじめから『この世に存在しない』話と承知して本件詐欺事件をデッチ上げたのです。」

柳検察官が、本件詐欺事件話をデッチ上げ公訴提起した目的は『国家犯罪』（免許取り消し）その『背景』を隠蔽した隠蔽工作（マッチ・ポンプ）その『真相』を「知っている」私を何が何でも「口を封じる」隠蔽することだったのです。

告発すべき「基本的人権無視」その非道な、卑劣な暴挙！

第1、国際決済銀行（BIS）を欺いた国際金融犯罪・『国家犯罪』その『背景』柳検察官は政府の方針に従い、銀行の「免許取り消し」を隠蔽するため、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話をデッチ上げ金融経済社会の破滅を回避したのです。

第2、その『背景』を政府の方針に従い、金融機関、司法機関、報道機関一体となり隠蔽工作（マッチ・ポンプ）を図った、数々の「職務犯罪行為」が、公になれば司法機関は崩壊してしまう『真相』を隠蔽したのです。

第3、柳検察官が政府の方針に従い、第1、第2、を隠蔽するため図った、はじめから『この世に存在しない本件詐欺事件』話をデッチ上げたのです。

『国家犯罪』その『背景』を告発します。

昭和56年、我が国の銀行法が全面的に改正され金融の証券化・金融の自由化・金融の国際化が進む中、国際金融経済社会で日本という敗戦国の金融機関「銀行」が目覚しい業務活動を展開しました。

アメリカは1978年「国際銀行法」を制定し、イギリスも、1979年「銀行法」が制定され、ドイツも1976年「信用組織法」の改正が行われフランスでも銀行行政の創設が行われ、カナダでは1980年銀行法の大改正が行われたのです。

各国の銀行が、国際金融市場で、証券、債権などの「安全性」「収益性」「流動性」決済業務を同様の銀行法に則して遵守したのです。

我が国銀行業務の金融機械化、コンピュータ化が豊富な金融商品の品揃えを可能にすることになり「証券業務の取り扱い」「金銭債権の取得又は譲渡」が掲げられ国際化、自由化の進展が著しく国際金融市場で目覚しい業務活動を銀行法を無視して行いました。

今迄、国際金融市場をリードしてきたアメリカ・イギリスの銀行は、意図的に国際決済銀行(BIS)をそそのかし、日本の銀行に圧力をかけ国際金融市場からの追放を企て、国際決済銀行(BIS)の決定合意とした「BIS規制8%」という国際統一基準を作り、日本の銀行に国際金融戦争を仕掛けてきたのです。

国際決済銀行(BIS)とは！

1930年に設立されたイギリス・フランス・アメリカ・ベルギー等、各国の中央銀行（日本銀行など）をメンバーとする組織でスイスのバーゼルに本部があり、各国の経済・金融の状況・金融政策・国際金融市場の状況などについて意見交換をし中央銀行相互の決済をする組織です。

簡単に説明するなら国際金融経済社会の番人なのです。その番人が国際業務を展開中の銀行に設定した「総資産に対して自己資本比率8%以上保持しなければならない」とする国際統一基準を通達したのです。

当時(昭和62年)、日本の銀行の自己資本比率は3%~4%しかなく、事実上「BIS規制8%」を達成出来なければ国際業務が出来なくなり、海外支店も閉鎖することになります。当然のこと、「BIS規制8%」をクリアすることは、我が国の金融経済の生命に係わることだったのです。

国際決済銀行 (BIS) の宣戦布告！

本件詐欺事件デッチ上げの根源は、1988年(昭和63年)12月13日、国際業務を展開中の銀行に、大蔵省(現財務省)から国際決済銀行(BIS)が設定した「総資産に対して自己資本比率8%以上保持しなければならない」とする国際統一基準「BIS規制8%」が通達されたことなのです。

昭和63年12月22日の大蔵省銀行局長通知



金融国際化で「銀行の自己資本比率算定方式8%以上」の通知です。

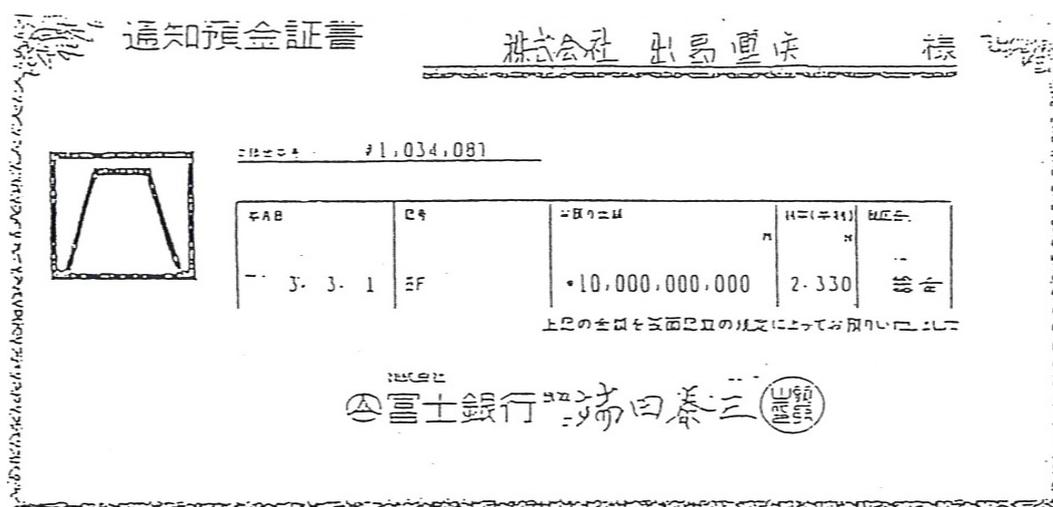
国際金融戦争の『武器』

政府金融首脳は国際金融政策として大蔵省（現財務省）が全国銀行協会連合会(以下、全銀協と記載)を通じて国際業務を展開中の銀行に 金融機関内限定の条件付きで極秘「特別プロジェクト」内で違法取引を用いた「BIS規制8%」クリア操作を武器と認めた自己資本比率計測「数字」を偽造する国際金融犯罪を犯したのです。

29年の歳月をかけて突き止めたその違法取引を用いた「BIS規制8%」クリア操作の正体！

富士銀行赤坂支店内の帳票類を解明解析した資料によれば、昭62年9月5日～平成3年6月5日まで、極秘「特別プロジェクト」内で国際決済銀行（BIS）を欺く「BIS規制8%」クリア操作を「譲渡性預金担保債権」（CD）用いた他行預金担保融資取引「銀行⇔ノンバンク」を総額7167億円(147件)行い銀行のダミー預金者名義で総額2600億円（51件）の損失金を発生させた、銀行法違反「免許取り消し」です。

これが富士銀行赤坂支店の「譲渡性預金担保債権」（CD）です。



秋葉原支店は、昭62年3月11日～平成3年6月28日まで、極秘「特別プロジェクト」内で「約束手形債権」（CP）金融商品（有価証券）を偽造して「BIS規制

8%」クリア操作、他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔ノンバンク」をシステム通り（75件）総額1930億3600万円を行い、得た融資金を「バブル経済社会」に撒き散らし総額630億円（13件）という巨額な損失金を銀行のダミー預金者名義で発生させた、銀行法違反「免許取り消し」です。

これが「約束手形債権」(CP)金融商品を立証した「約束手形」です。
200円の収入印紙※支払期日※決済口座番号を直視！



ウェイアウトスポーツは、この「約束手形債権」の存在を全く知りません。

平成3年6月13日、秋葉原支店が勝手に店頭手形貸付用の手形用紙BH 31006を使って「BIS規制8%」クリア操作の「約束手形債権」(CP)金融商品を銀行ぐるみで偽造した有価証券偽造罪『国家犯罪』を立証した「約束手形」なのです。

昭和62年から東海銀行・富士銀行はじめ各銀行は「BIS規制8%」クリア操作国際金融犯罪を「譲渡性預金担保債権」(CD)や「約束手形債権」(CP)金融商品を用いた、他行預金担保融資「銀行⇔ノンバンク」を行い約5年に亘り国際決済銀行(BIS)と国民を騙し続けたのです。

「BIS規制8%」クリア操作、国際金融犯罪
『国家犯罪』その『背景』を立証します！

各銀行は「BIS規制8%」計算式用に、預金担保債権を流動化（売却）するため、各ノンバンクに協力させ、他行預金担保融資取引「銀行⇔ノンバンク」を行い、銀行の貸出資産を圧縮することで自己資本比率向上を図ったのです。（以下「BIS規制8%」クリア操作と記載）

分かりやすく言えば、国際金融戦争の武器として『BIS規制8%』クリア操作用に銀行が銀行のダミー預金者を捏造して、ダミー預金者名義で、リスク・ウェイト20%と低く算定できる預金担保債権（一般貸出債権）「約束手形債権」(CP)金融商品を偽造したのです。銀行ぐるみで悪いことをしたのです。

預金担保債権を銀行内で偽造した取引構造！

取引構造 店頭貸付取引「銀行⇔ダミー預金名義人」
 取引内容 各銀行が銀行ぐるみ銀行のダミー預金者名義を捏造して、銀行のダミー預金者名義で「数字」を用いた「架空預金」を担保に店頭貸付取引「銀行⇔ダミー預金名義人」を装い銀行の預金担保債権（一般貸出債権）を「譲渡性預金担保債権」(CD)や「約束手形債権」(CP)金融商品（有価証券）を偽造した『国家犯罪』の「証」です。

銀行とノンバンクが行った、他行預金担保融資取引構造！

取引構造 他行預金担保融資取引「銀行⇔ノンバンク」
 取引構造 自己資本比率8%計測用リスクウェイト「数字の水増し」操作として極秘「特別プロジェクト」内で「譲渡性預金担保債権」(CD)金融商品や「約束手形債権」(CP)金融商品を用いた流動化（売却）を約5年間継続した「BIS規制8%」クリア操作です。

大蔵省（現財務省）と銀行は金融機関内限定の条件付きでノンバンクに協力させ、「BIS規制8%」クリア操作の「約束手形債権」(CP)金融商品の「買い取り資金」を特別融資枠からノンバンクに融資を行いました。

ノンバンクは特別融資枠から得た資金を金融機関内限定の条件で「BIS規制8%」クリア操作の「約束手形債権」(CP)「金融商品」一式を買い取る他行預金担保融資取引「銀行⇔ノンバンク」をシステムどおり行い金利稼ぎをしたのです。

分かりやすく言えば、「各銀行は自分の系列ノンバンクを利用するため金融機関内限定の条件付きで、特別にノンバンクに対して融資枠を200億円～500億円与え

お互いに金利稼ぎをしたのです」銀行もノンバンクも高額の「金利とマージン」を吸い上げたのです。これも銀行ぐるみで悪いことをしたのです。

各銀行が金融機関内限定の条件付きで、銀行の貸出資産を圧縮する「分母の圧縮」という自己資本比率計測用数字の不正「BIS規制8%」クリア操作を行い国際決済銀行（BIS）を欺く国際金融犯罪を犯したのです。

即ち、各ノンバンクは金融機関内限定条件で認めた他行預金担保融資取引
「銀行⇔ノンバンク」
を、システムどおり行い金利稼ぎをしたのです。

ノンバンクは銀行が何を偽造しようとする関係ない銀行の問題です。民事取引であり、そこにノンバンクが被害者となれる金融犯罪は『この世に存在しない』話なのです。

金融機関・司法機関・報道機関がデッチ上げた『この世に存在しない』話です。

私が、政府の方針に従い金融機関・司法機関が『国家犯罪』その『背景』を隠蔽するためデッチ上げた、はじめから『この世に存在しない』話と表現する根拠です。

更に「銀行」は国民を騙し狂乱「バブル経済社会」を構築した！

銀行は「BIS規制8%」クリア操作のシステムどおり、ノンバンクから他行預金担保融資取引で得た融資金に先取りされた金利を加えて、銀行の預金担保になっていた、銀行のダミー預金者名義の「架空預金」を銀行のダミー預金者名義で本物の「大口預金」を作成し、後に取り崩してノンバンクの返済期日に返済するのです。

ところが、銀行は担保になっている銀行のダミー預金者名義で作成した何千億円もの「大口預金」をノンバンクに金利を支払い収益第一主義に走り、債権市場・株式市場・不動産市場・各市場に「使え」「使え」と不正運用したのが狂乱「バブル経済社会」を構築したのです。

もうお忘れですか？政治家が国会議員の先生たちの名前が飛び交い夢中になった「仕手戦」そして不動産の「地上げ」拳句に、海外リゾート地のホテル買占めに大蔵省官僚がからみ連日マスメディアが大騒ぎした事件です。

また身近なところで、ゴルフ会員券投資、保険、信託、先物取引等、銀行が収益第一主義に走り撒き散らした巨額な融資金を決済することができなくなり巨額な損失金となったのです。

各銀行極秘「特別プロジェクト」内で銀行ぐるみ銀行のダミー預金者名義で作成した何千億円もの「大口預金」を取り崩して各市場に撒き散らし国民を狂乱「バブル経済社会」に引きずり込んだ元凶は『国家犯罪』（免許取り消し）と断罪します！

恐ろしい「バブル経済社会」崩壊の原因！

平成2年5月、フランスで開かれたルウヴルサミット「G7」で、今迄「BIS規制8%」クリア操作に用いた「リスクウェイト20%」が、平成3年3月以降「リスクウェイト100%」に変更されることが国際決済銀行（BIS）から大蔵省（現財務省）に通達され「BIS規制8%」クリア操作が厳禁されたのです。

国際決済銀行（BIS）から大蔵省（現財務省）に「リスクウェイト100%」の通達がなされたことが、国と銀行が一体となり国民を不幸のどん底に突き落とした狂乱「バブル経済社会」の崩壊という悲劇を招いたのです。

その悲劇とは、銀行が平成3年3月末までに、ダミー預金者名義で何千億円もの担保になっている「大口預金」を取り崩してバブル景気に湧く各市場で運用した資金の返済をノンバンクから迫られたことなのです。

各銀行は、ノンバンクからの融資金の返済を早急にするようになります。今迄ノンバンクからの融資金決済が出来ない時は、金利を支払い継続することが出来たのです。しかし、大蔵省（現財務省）から「BIS規制8%」クリア操作の「終了」が通達されていますから、何が何でも平成3年3月決算期には、ノンバンクからの融資金を全額返済をしなければならなかったのです。

各銀行のノンバンクに対する返済資金回収が無茶苦茶な「資金の引揚げ」「貸し剥がし」の元凶なのです！

お忘れですか？

当時、年間の自殺者が3万人以上でした。その大半が銀行の厳しい取り立て、「資金の引揚げ」「貸し剥がし」が原因で「多くの倒産で行き場の無くなった中高年男性」「資金繰り行き詰まった企業経営者」「銀行に訳も分からず過剰貸付されマンション・アパート経営をした、その挙句に全て取り上げられた家族」・・・

愚かな国際金融政策の大失態が、国民を悲惨な地獄に追い込み多くの自殺者を出した狂乱「バブル経済社会」の崩壊を招いたのです！

各銀行は何としても決済資金を作るために巨額な「BIS規制8%」クリア操作を用いて「大口預金」を作り、株式投資や不動産投資にかけたのですが平成2年8月の湾岸危機そして平成3年1月の湾岸戦争が勃発した挙句に平成3年2月各金融市場の大暴落で大損害が発生したのです。（ネットで1990年のバブル崩壊を検索してください。）

当然のことですが前述した理由から融資金の回収は不能となり、各銀行は平成3年3月決算期に、ノンバンクに対して融資金の決済が出来ません。決済ができなければ損失金は「数字」になりこの犯罪行為が公になれば銀行法で免許の取り消しに該当する違法行為で民間企業銀行が破綻します。

各銀行は担保になっている銀行のダミー預金者名義で作成した、巨額な「数字」の損失金を発生させてしまったのです。この、帳簿上残ってしまう結果となった、銀行のダミー預金者名義で作成した巨額な「数字」の損失金が大問題になるのです。

各銀行は、全国銀行協会連合会（以下、全銀協と記載）と大蔵省（現財務省）銀行局に現状を報告したのです。ここで、はじめて全銀協と大蔵省（現財務省）が、銀行のダミー預金者名義で発生させた、巨額な「数字」の損失金を知るのです。

もう一度申し上げます。今こそ『真実』を知るべき時なのです！

国と銀行が不正腐敗にまみれた「金融公害」を撒き散らしたその挙句に、銀行の

ダミー預金者名義で、巨額な「数字」の損失金を発生させた『国家犯罪』その『背景』を、愚かにも国が「無法国家」に成り下り国民に隠蔽したことが「平成の悲劇」を招いたのです。

直視！

各銀行が銀行のダミー預金者名義で、何千億円も「数字」の「巨額損失金」を発生させてしまったのです。この、帳簿上残ってしまう結果となった、銀行のダミー預金者名義で作成した巨額な「数字」の損失金が大問題なのです。

この事実が公になれば、銀行が不正と腐敗の限りを撒き散らした「金融公害」がまさに白日の下に晒され、銀行法で免許取り消しになります。銀行に対する国民の怒りが爆発し、大騒ぎとなり預金を引き出すため銀行に押しかけパニックになり銀行は破綻します。

銀行の破綻が公になれば、証券・債権・保険等、金融界全体が被る被害金額は、何兆円にも成り金融経済社会は破滅し、日本の銀行のあり方に対する国際金融社会の信用を失い孤立をまぬがれないのです。

隠蔽

政府金融首脳は、自ら引き起こした、国際金融政策の大失態で、銀行のダミー預金者名義の巨額な「数字」の損失金を発生させた『国家犯罪』その『背景』を国民に隠蔽する方策を検討協議したのです。

銀行が銀行内で銀行のダミー預金者名義で、作成した「数字」の不正運用及び高額な「金利とマージン」を吸い上げていた不正と腐敗の限りを撒き散らした「金融公害」の元凶『国家犯罪』その『背景』を、金融機関一体で完全に外部に隠蔽するという判断を下したのです。

海部政権が『国家犯罪』を隠蔽することが「銀行の利益を護る」そうすることが「国益に値する」などという愚かな政治判断を下したのです。

政府金融首脳は、国が国際金融政策として銀行に容認した「BIS規制8%」クリア操作を隠れ蓑に銀行が銀行のダミー預金者名義で180兆円～250兆円と言われ

る巨額な「数字」の損失金を発生させたのです。

即ち、政府金融首脳は国際金融政策として銀行に容認した国際金融戦争の武器「BIS規制8%」クリア操作を隠蔽しなければ国際決済銀行（BIS）を、約5年間も他行預金担保融資取引で欺いた国際金融犯罪が発覚してしまいます。

全銀協が全国銀行（149行）そして支店を入れたらに大変な数の各銀行に「BIS規制8%」クリア対策用に用いた他行預金担保融資取引の厳禁を通告し、今後「BIS規制8%」クリア操作を行った銀行と銀行員は「告訴」することを各銀行に通告したのです。

全国銀行協会連合会「社会的責任に関する委員会」が全国銀行に宛てた通達を御検証ください。



平3企画第305号
平成3年9月17日

全 国 銀 行
企画担当役員 殿

全 国 銀 行 協 会 連 合 会
社会的責任に関する委員会
委員長 渡 辺 泰 行

業務運営体制のあり方等に関する改善措置
について（その1）

当連合会においては、最近における一連の不幸事件の発生等に鑑み、8月2日に、銀行の業務運営体制のあり方について申し合わせを行う等の対応を進めて参りました。各銀行におかれましても、この趣旨に沿って業務運営全般にわたって総点検を実施されていることと存じます。

当連合会においては、さらに過般の大蔵省からの要請「金融システムの信頼回復のための措置」などを踏まえ、9月2日の当委員会において別紙1の7項目について関係専門委員会で検討することを委嘱いたしました。その結果、去る13日の当委員会において、検討事項のうち、(1)事務管理体制の見直しについて、(2)ノンバンク等を利用した協力預金自粛の申し合わせについて、(3)他行預金担保融資の厳正化についての3点について、別紙2～4のとおり取りまとめ、本日の理事会に報告いたしました。

つきましては、本件の周知徹底ならびに実施について、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

おって、正式の通達は、全ての検討項目について当面の改善措置の取りまとめが終了した後、全体の整合性等も勘案のうえ集大成を行い、理事会の決定を経て、改めてご連絡申し上げることとしておりますので申し添えます。

以 上

全国銀行協会連合会、「社会的責任に関する委員会」が、全国銀行に『(1)事務管理体制の見直しについて(2)ノンバンク等を利用した協力預金自粛の申し合わせについて(3)他行預金担保融資の厳正化について、別紙2～4のとおり取りまとめ本日理事会に報告いたしました』と通達した事実が金融機関内限定の「BIS規制8%」クリア対策用に他行預金担保融資取引「銀行⇔ノンバンク」を行っていた事実が暴露されたのです。

他行預金担保融資の厳正化を直視！

(別紙4) 「他行預金担保融資の厳正化について」をここで、ご検証ください。『国家犯罪』その『背景』が元凶となった「バブルの正体」です。



(別紙4)

他行預金担保融資の厳正化について

預金担保融資については、自行預金を担保とすることが一般的であり、他行預金を担保とする場合は、実務的にも例外措置として、より慎重な取扱いが求められている。

過般の銀行員の不祥事件に関し、他行預金担保融資のあり方が問われていることを厳粛に受け止め、今般、当連合会では融資業務運営のあり方について検討してきたが、他行預金担保融資について、その厳正化を図るための措置を下記のとおり取りまとめた。

各銀行におかれては、本措置に沿った運営を行われたい。

記

1. 他行預金を担保とする融資は真にやむを得ない場合に限ることとし、採り上げる際にも例えば次の事項に留意するなど慎重に取り扱うこと。
 - (1) 預金証書・通帳など担保権の目的物について、その発行銀行に対し、その真正性を確認すること。
 - (2) 質権設定承諾に関し、承諾銀行に対し意思確認するとともに、質権設定承諾書など関係書類の真正性についても確認すること。
 - (3) 貸出金の資金用途、当該債務者の借入状況、資力等を十分に勘案し、融資の妥当性を判断すること。



(4) 担保の差替えにあたっては、差替え事由に留意するとともに、一時的にも無担保状況に陥らざるよう厳に留意すること。

2. 金融自由化が進展するなかにおいて、本年3月末以降、他行預金担保融資の自己資本比率算定上のリスク・ウェイトが高められたことにも鑑み、安易な他行預金担保への依存を見直すとの観点から、取扱規定・決裁権限・担保規定等の見直し・整備を図っていくこと。

以 上

『過般の銀行員の不幸事件に関し、他行預金担保融資のあり方が問われていることを厳粛に受け止め～取りまとめた』この『他行預金担保融資のあり方』が完全に「BIS規制8%」クリア操作を暴露しました。

後に、全国銀行協会連合会「社会的責任に関する委員会」が全国銀行の企画役員宛の通達「証拠の書面」を公開質問状で提示しますが、まさに全国銀行の企画役員が「BIS規制8%」クリア操作を犯した揺るぎない証です。

注目してください。

昭和63年から自己資本比率算定上のリスク・ウェイト20%で「BIS規制8%」クリア対策を実行した他行預金担保融資「銀行⇔ノンバンク」の取引が『本年3月末以降、他行預金担保融資の自己資本比率算定上のリスク・ウェイトが前述した通り100%に高められたことも鑑み』となります。

つまり、『本年3月末以降、他行預金担保融資の～安易な他行預金担保への依存を見直すとの観点から・・・』ということは全国の銀行が『他行預金担保融資～安易な他行預金担保への依存を』昭和63年から平成3年3月末以降まで銀行内で、他行預金担保融資を「銀行⇔ノンバンク」の取引で実行していたことを暴露したのです。

そこに、ノンバンクが被害者になれる
「犯罪」は何処にも存在しないのです!

ノンバンクは、金融期間内限定条件として認められた「BIS規制8%」クリア操

作用の他行預金担保融資取引以外に銀行とは経済取引が出来ないのです。当然のことですが、銀行員個人とも絶対に経済取引は出来ないのです。

何が何でも「数字」と「破滅」を隠蔽した！

各銀行が、銀行のダミー預金者名義で「数字」を用いた「不正資金」を作成し各市場に運用した「バブルの正体」が公になれば、国と銀行が犯した数々の『国家犯罪』（免許取り消し）その『背景』が、白日の下に晒されます。

国民の怒りが爆発し、銀行神話が崩れ取り付け騒ぎとなります。ましてや銀行のダミー預金者名義で180兆円～250兆円もの巨額損失金が発生し、我が国の金融経済社会が破滅したことが明らかになり、国際金融戦争に敗れ欧米諸国の思惑どおり国際金融社会から孤立するのです。

国家存亡の危機！

我が国の政府金融首脳は、国家存亡の危機に直面し大騒ぎとなりました。政府首脳は金融経済社会破滅の危機に対して、取り急ぎ必要な「数字」の決済資金を厚生年金350兆円から180兆円～250兆円を用意し全貌を解明する時間稼ぎ（ソフトランディング）をして「数字」の収束処理を行ったのです。

覚えていますか自民党麻生政権が、厚生年金不正使用で民主党から追及され「帳票類」が存在しない「事実」が発覚し政権が破綻して、民主党が政権を取り4500億円という国民の税金を使い「帳票類」の調査をしましたが、未だに国民には何も公開しない、できない理由が、この『取り急ぎ必要な「数字」の決済資金を厚生年金350兆円から』流用した「証」なのです。

政府の方針として、銀行ぐるみ銀行のダミー預金者名義で発生させた巨額な「数字」の損失金を、ダミー預金者に分からないように処理しなければ銀行が破綻します。

銀行が破綻したなら金融システムが崩壊し、金融経済社会が破滅する危機を何が何でも回避するため、成り振り構わず「無法国家」に成り下がってまで「数字」が踊り狂った「バブルの正体」を国民に隠蔽する以外に方策がなかったのです。

富士銀行赤坂支店、他行預金担保融資取引の実態！

弁護人立証証拠（弁35号証）では、富士銀行赤坂支店内で昭和62年9月5日～平成3年6月5日まで「147件」総額7167億円の「BIS規制8%」クリア操作の一般貸出債権（財産権）の流動化としてノンバンクを利用した他行預金担保融資取引「富士銀行赤坂支店⇔ノンバンク」を立証しています。

「預金証書等による借入一覧表（日付順）」

預金証書等による借入一覧表（日付順）

借入 番号	借入 種別	グループ 番号	証券作成日 証券種別	証券番号	金額(借) 証券名義人	手口	作成店	借入日	満期日	解約日	発行日	振込先	借入先	借入先 種別	返済日	借入 回数	
001	新設	1	S82.09.05定期	65000102	2.50円債権	A	赤坂	S82.08.31	S82.11.30		S82.09.05	住友/裕俊副都心	丸島興産	1,893,293,151	東方土地	丸島興産	S83.04.01
001	新設	1	S82.09.05	65000110	2.50円債権	A	赤坂	S82.08.31	S82.11.30								
001	新設	1	S82.09.05	65000128	2.50円債権	A	赤坂	S82.08.31	S82.11.30								
001	新設	1	S82.09.05	65000137	2.50円債権	A	赤坂	S82.08.31	S82.11.30								
001	新設	1	S82.09.05	65000145	2.50円債権	A	赤坂	S82.08.31	S82.11.30								
001	新設	1	S82.09.05	65000153	2.50円債権	A	赤坂	S82.08.31	S82.11.30								
001	新設	1	S82.09.05	65000161	2.50円債権	A	赤坂	S82.08.31	S82.11.30								
001	新設	1	S82.09.05	65000188	2.50円債権	A	赤坂	S82.08.31	S82.11.30								
002	コクエイ	1	S83.02.28定期	5084083	6.00黒木醫治	正規	赤坂	S83.02.28	S83.05.31	S83.05.31	S83.02.08	富士/赤坂 預手	黒木醫治	590,531,507	オリエントリース	コクエイ商事	S83.05.31
003	コクエイ	2	S83.03.04定期	5084083	6.00黒木醫治	A	赤坂	S83.02.27	S83.05.31		S83.03.04	住和/赤坂	コクエイ商事	587,584,364	東方土地	コクエイ商事	S83.11.30
004	新設	2	S83.03.05定期	70003858	20.00円債権	A	赤坂	S83.03.05	S83.04.05		S83.03.05	富士/赤坂	赤坂明	5,988,438,357	オリエントリース	丸島興産	S83.08.05
005	新設	3	S83.03.05定期	70003874	20.00円債権	正規	赤坂	S83.03.05	S83.04.05	S83.04.05	S83.03.05	富士/赤坂	赤坂明		オリエントリース	丸島興産	S83.04.05
005	新設	4	S83.03.05定期	70003898	20.00円債権	A	赤坂	S83.03.05	S83.04.05		S83.03.05	富士/赤坂	赤坂明		オリエントリース	丸島興産	S83.08.05
007	新設	5	S83.04.01定期	70003971	20.00円債権	A	赤坂	S83.03.05	S83.04.05		S83.04.01	富士/赤坂	丸島興産	3,879,013,868	日本生命	丸島興産	H01.05.01
007	新設	5	S83.04.01定期	70003971	20.00円債権	A	赤坂	S83.03.05	S83.04.05			富士/赤坂	丸島興産		日本生命	丸島興産	
008	新設	6	S83.06.10定期	70004455	50.00円債権	正規	赤坂	S83.06.10	S84.01.10	H01.04.10	S83.06.10	富士/赤坂	赤坂明	4,928,108,580	オリエントリース	丸島興産	H01.04.10
009	新設	7	S83.06.10定期	70004455	50.00円債権	A	赤坂	S83.06.10	S84.01.10		S83.06.15	富士/赤坂	丸島興産	4,841,780,822	三井生命	丸島興産	H01.04.10
010	新設	8	S83.06.10定期	70004455	50.00円債権	A	赤坂	S83.06.10	S84.01.10		S83.06.18	コスモ/豊後野	丸島興産	4,847,708,580	ジーシー	丸島興産	H03.02.28
011	コクエイ	3	S83.09.07定期	70005080	10.00黒木醫治	正規	赤坂	S83.09.07	S84.03.07	H01.06.08	S83.09.07	住和/赤坂	コクエイ商事	881,616,488	ジーシー	コクエイ商事	H03.02.28
012	コクエイ	4	S83.09.07定期	70005080	10.00黒木醫治	A	赤坂	S83.09.07	S84.03.07		S83.09.08	住和/赤坂	コクエイ商事	883,254,783	オリエントリース	コクエイ商事	H01.06.08
013	彦田	1	S83.09.22定期		15.00エムアンドエム	正規	赤坂				S83.09.22	富士/赤坂	エムアンドエム	1,470,804,110	ジーシー	エムアンドエム	S83.12.28
014	彦田	2	S83.09.28定期	70005133	15.00エムアンドエム	A	赤坂	S83.09.28	S83.12.28		S83.09.28	富士/赤坂・日銀小	エムアンドエム	1,476,180,822	ナショナルウエスト	エムアンドエム	H01.12.11
015	彦田	3	S83.10.04定期	70005182	15.00エムアンドエム	正規	赤坂	S83.10.04	S84.04.04	H01.02.09	S83.10.04	富士/赤坂・日銀小	エムアンドエム	1,476,184,830	ナショナルウエスト	エムアンドエム	H01.12.11
016	彦田	4	S83.10.04定期	70005182	15.00エムアンドエム	A	赤坂	S83.10.04	S84.04.04		S83.10.07	富士/赤坂	エムアンドエム	1,443,041,068	東方土地	エムアンドエム	H03.02.28
017	新設	9	S83.10.13定期	70005222	50.00丸島興産	A	赤坂	S83.10.13	S84.10.13		S83.10.13	コスモ/恵比寿	丸島興産	4,902,858,803	東方土地	丸島興産	H02.03.31
018	新設	10	S83.10.13定期	70005222	50.00丸島興産	A	赤坂	S83.10.13	S84.10.13		S83.10.13	富士/赤坂・日銀小	丸島興産	4,824,635,817	ナショナルウエスト	丸島興産	H01.11.30

預金証書による借入一覧表(日付順)

借号	借主	グループ	借番	証券作成日	証券種別	証券番号	金額(借)	証券名義人	手口	作成店	預入日	満期日	解約日	実行日	返済先	名義人	返済金額(円)	借入先	借主	返済日	証券	備考	
019	株田		5	583.11.01	定期	70005386	30.00	エムアンドエム	B	浜坂	583.11.01	584.11.01	583.11.04	583.11.01	三井/浜坂・日銀小	株田	2,854,401,370	エムアンドエム	株田	583.11.01			
020	コクエイ		5	583.11.18	定期	70005443	30.00	コクエイ商事	正規	浜坂	583.11.18	584.11.20		583.11.18	三井/浜坂	株田	2,907,254,765	コクエイ商事	株田	583.11.20			
021	コクエイ		6	583.11.18	定期	70005443	30.00	コクエイ商事	A	浜坂	583.11.18	584.11.20		583.11.18	三井/浜坂	株田	2,884,816,439	コクエイ商事	株田	583.02.28		借替 1回	
022	株田		6	583.12.23	定期	70005818	30.00	エムアンドエム	B	浜坂	583.12.23	584.12.23	583.12.23	583.12.23	三井/浜坂・日銀小	株田	3,000,000,000	エムアンドエム	株田	583.02.27			
023	コクエイ		7	583.01.31	定期	70006059	40.00	コクエイ商事	C	浜坂	583.01.31	584.03.01	583.03.01	583.03.01	三井/浜坂	株田	3,977,872,803	コクエイ商事	株田	583.03.01			
024	コクエイ		8	583.03.28	通知	118856	40.00	コクエイ商事	C	浜坂	583.03.28		583.03.28	583.03.28	三井/浜坂	株田	4,000,000,000	コクエイ商事	株田	583.05.24		借替 3回	
025	株田		7	583.12.23	定期	70005818	30.00	エムアンドエム	不明	浜坂	583.12.23	584.02.23	583.01.20	583.04.20	三井/浜坂	株田	350,000,000	エムアンドエム	株田	583.02.28		借替 3回	
026	株田		7	583.12.23	定期	70005818	30.00	エムアンドエム	不明	浜坂	583.12.23	584.02.23	583.01.20	583.04.20	三井/浜坂	株田	1,999,999,040	エムアンドエム	株田	583.02.28		借替 1回	
027	株田		8						不明				583.10.18	583.10.18	三井/浜坂	株田	4,823,349,310	コクエイ商事	株田	583.12.11			
027	コクエイ		9	583.05.15	定期	70008733	50.00	黒木善治	不明	浜坂	583.05.15	584.08.21	583.08.21	583.05.15	三井/浜坂	株田	3,877,830,137	コクエイ商事	株田	583.12.01			
028	コクエイ		10	583.03.24	通知	118856	40.00	コクエイ商事	不明	浜坂	583.03.24		583.03.24	583.03.24	三井/浜坂	株田	4,875,342,460	コクエイ商事	株田	583.03.30		借替 2回	
029	株田		11	583.06.06	定期	60002261	50.00	新井誠	C	浜坂	583.06.06	584.08.07	583.08.07	583.06.06	三井/浜坂	株田	4,941,985,478	株田	株田	583.02.28		借替 5回	
030	株田		12	583.06.06	定期	60002261	50.00	新井誠	C	浜坂	583.06.06	584.08.07	583.08.07	583.06.06	三井/浜坂	株田	4,926,163,580	株田	株田	583.02.28		借替 4回	
031	コクエイ		13	583.05.15	定期	70008733	50.00	黒木善治	不明	浜坂	583.05.15	584.08.21	583.08.21	583.05.15	三井/浜坂	株田	4,914,843,839	株田	株田	583.02.07			
032	株田		13	583.08.07	定期	60002260	50.00	丸島興産	D	浜坂	583.08.07		583.08.18	583.08.07	三井/浜坂	株田	1,476,880,822	株田	株田	583.10.31			
033	コクエイ		12	583.08.31	通知	1018905	15.00	コクエイ商事	C	浜坂	583.08.31		583.08.31	583.08.31	三井/浜坂	株田	4,834,249,576	株田	株田	583.10.25			
034	株田		14	583.09.23	通知	1018901	50.00	丸島興産	D	浜坂	583.09.23		583.09.23	583.09.23	三井/浜坂	株田	4,989,150,683	株田	株田	583.11.27			
035	株田		15	583.09.23	定期	60003182	50.00	丸島興産	不明	浜坂	583.09.23	584.11.24	583.09.23	583.09.23	三井/浜坂	株田	4,897,123,288	株田	株田	583.01.25		借替 1回	
036	株田		16	583.10.30	通知	1017897	50.00	丸島興産	D	浜坂	583.10.30		583.10.30	583.10.30	三井/浜坂	株田	5,000,000,000	株田	株田	583.02.28		借替 2回	
037	株田		6	583.11.27	定期	70016686	50.00	池田裕	正規	浜坂	583.11.27	584.05.31		583.11.27	三井/浜坂	株田	4,910,821,816	株田	株田	583.05.31		借替 2回	
038	コクエイ		13	583.11.27	定期	60004371	50.00	コクエイ商事	D	浜坂	583.11.27	584.05.31		583.11.27	三井/浜坂	株田	4,981,986,302	株田	株田	583.02.28		借替 4回	
039	株田		17	583.11.23	定期	60004460	50.00	丸島興産	D	浜坂	583.11.23	584.03.28		583.11.23	三井/浜坂	株田	5,885,674,512	株田	株田	583.02.28		借替 3回	
040	株田		18	583.11.23	定期	70010382	60.00	新井誠	不明	浜坂	583.11.23	584.02.28	582.11.28	583.11.23	三井/浜坂	株田	4,841,378,173	株田	株田	583.03.28		借替 5回 三井/浜坂/日銀小	
041	株田		10	583.11.27	定期	60004388	50.00	池田裕	D	浜坂	583.11.27	584.05.01		583.11.27	三井/浜坂	株田	1,894,569,261	株田	株田	583.02.28		借替 1回	
042	その他		1	583.11.30	定期	71006900	20.00	池田裕	不明	浜坂	583.11.30		583.11.30	583.11.30	三井/浜坂	株田	4,811,866,302	株田	株田	583.02.28			
043	その他		2	583.12.07	定期	60004665	50.00	水野三樹子	D	浜坂	583.12.07	584.08.11		583.12.07	三井/浜坂	株田	4,811,866,302	株田	株田	583.02.28			

預金証書等による借入一覧表(日付順)

借号	借主	グループ	借番	証券作成日	証券種別	証券番号	金額(借)	証券名義人	手口	作成店	預入日	満期日	解約日	実行日	返済先	名義人	返済金額(円)	借入先	借主	返済日	証券	備考
058	西島		1	583.02.28	通知	1033684	100.00	佐野リリス	D	浜坂	583.02.28			583.02.28	三井/浜坂	株田	10,000,000,000	佐野リリス	株田	583.03.28		借替契約 借替 1回
057	西島		2	583.03.01	通知	1034081	100.00	丸島興産	D	浜坂	583.03.01			583.03.01	三井/浜坂	株田	5,000,000,000	株田	株田	583.06.28		
056	株田		2											583.03.01	三井/浜坂	株田	5,000,000,000	株田	株田	583.06.28		
059	IOS		10	583.03.18	通知	1018587	100.00	IOS	D	小舟町	583.03.18			583.03.18	三井/浜坂	IOS	9,866,248,558	三井/浜坂	IOS	583.06.28		
059	IOS		11	583.03.18	通知	1034758	50.00	陸川カントリークラブ	D	浜坂	583.03.18	584.03.20	583.03.20	583.03.18	三井/浜坂	株田	5,000,000,000	陸川カントリークラブ	株田	583.07.22		借替 1回
100	西島		3	583.03.20	定期	60020835	100.00	北見孝雄	D	小舟町	583.03.20	584.08.28		583.03.20	三井/浜坂	株田	9,723,287,280	株田	株田	583.06.28		
101	西島		4	583.03.20	定期	60020844	100.00	新井誠	D	小舟町	583.03.20	584.08.28		583.03.20	三井/浜坂	株田	9,723,287,280	株田	株田	583.06.28		
102	株田		31	583.03.22	通知	1034970	50.00	レイトヒルズ	C	浜坂	583.03.22		583.03.22	583.03.22	三井/浜坂	株田	4,989,280,276	株田	株田	583.03.28		
103	西島		5	583.03.25	定期	60021270	50.00	池田裕	D	小舟町	583.03.25	584.07.02		583.03.25	三井/浜坂	株田	4,971,232,877	株田	株田	583.07.02		
104	IOS		12	583.03.28	通知	1035269	50.00	新井誠	C	浜坂	583.03.28		583.03.28	583.03.28	三井/浜坂	株田	4,971,232,877	株田	株田	583.07.11		
105	IOS		13	583.03.28	通知	1035258	50.00	陸川カントリークラブ	C	浜坂	583.03.28		583.03.28	583.03.28	三井/浜坂	株田	4,971,232,877	株田	株田	583.07.11		
106	株田		32	583.03.28	通知	1035355	50.00	新井誠	C	浜坂	583.03.28		583.03.28	583.03.28	三井/浜坂	株田	4,948,015,699	株田	株田	583.07.11		
107	株田		33	583.03.28	通知	1035363	50.00	丸島興産	C	浜坂	583.03.28		583.03.28	583.03.28	三井/浜坂	株田	4,948,015,699	株田	株田	583.07.11		
108	株田		34	583.03.28	通知	1035347	20.00	池田裕	C	浜坂	583.03.28		583.03.28	583.03.28	三井/浜坂	株田	2,000,000,000	株田	株田	583.06.12		借替 2回
109	西島		6	583.03.28	通知	1018676	25.00	ロッドモーターズ	D	小舟町	583.03.28			583.03.28	三井/浜坂	株田	2,472,386,849	株田	株田	583.07.01		
110	西島		7	583.03.28	通知	1018684	25.00	ナミテツ	D	小舟町	583.03.28			583.03.28	三井/浜坂	株田	2,472,386,849	株田	株田	583.07.01		
111	その他		7	583.03.28	通知	1018633	50.00	たけりエージェンシー	D	小舟町	583.03.28			583.03.28	三井/浜坂	株田	5,000,000,000	株田	株田	583.04.12		
112	その他		8	583.03.28	通知	1018941	50.00	クレディセゾン	D	小舟町	583.03.28			583.03.28	三井/浜坂	株田	5,000,000,000	株田	株田	583.04.12		預金委託約定書
113	その他		9	583.03.28	通知	1018956	10.00	クレディセゾン	D	小舟町	583.03.28			583.03.28	三井/浜坂	株田	1,000,000,000	株田	株田	583.04.12		預金委託約定書
114	株田		35	583.04.01	通知	1018720	100.00	レイト	D	小舟町	583.04.01			583.04.01	三井/浜坂	株田	9,917,207,493	株田	株田	583.06.28		
115	IOS		14	583.04.01	通知	1018745	100.00	IOS	D	小舟町	583.04.01			583.04.01	三井/浜坂	IOS	9,913,697,911	株田	株田	583.06.28		
116	コクエイ		24	583.04.01	通知	1018757	50.00	コクエイ商事	D	小舟町	583.04.01			583.04.01	三井/浜坂	株田	4,922,328,788	株田	株田	583.05.24		
117	日計		11	583.04.01	通知	1018765	20.00	ベリューインター	D	小舟町	583.04.01			583.04.01	三井/浜坂	株田	1,650,000,151	株田	株田	583.07.05		
118	IOS		15	583.04.08	通知	10187																

預金証書等による借入一覧表(目付順)

序号	姓	グループ	番号	証券作成日	証券種類	証券番号	金額(円)	証券発行人	手口	証券種別	借入日	満期日	契約日	実行日	届込先	借入先	借入金額(円)	借入先	借主	返済日	証券	備考
110		昭島	6	昭3.04.15	定期	80022142	50,000	昭島建設	D	小倉町	昭3.04.15	昭3.07.31		昭3.04.15	富士/昭島	昭島建設	5,000,000.00	昭島建設	昭島建設	昭3.04.15		
111		昭島	9	昭3.04.15	定期	80022250	50,000	昭島建設	D	小倉町	昭3.04.15	昭3.07.31		昭3.04.15	富士/昭島	昭島建設	5,000,000.00	昭島ファイナンス	昭島建設	昭3.07.31		
112		伊城	35	昭3.04.17	定期	80022385	50,000	レイトンビルズ	D	小倉町	昭3.04.17	昭3.07.17		昭3.04.17	富士/昭島	丸森興産	4,875,493.15	伊城リソース	レイトンビルズ	昭3.07.17		
113		IOS	14	昭3.04.17	定期	80022393	50,000	IOS	D	小倉町	昭3.04.17	昭3.07.17		昭3.04.17	昭島/昭島	昭島建設	4,876,493.15	昭島建設	IOS	昭3.07.17		
114		コクニ	25	昭3.04.17	定期	1018811	50,000	コクニ商事	D	小倉町	昭3.04.17			昭3.04.17	昭島/昭島	昭島建設	4,880,082.19	昭島建設	コクニ商事	昭3.06.27		
115		IOS	17	昭3.04.22	定期	80022382	50,000	フロントショット	D	小倉町	昭3.04.22	昭3.07.22		昭3.04.22	昭島/昭島	昭島建設	4,881,524.24	昭島建設	フロントショット	昭3.07.22		
116		徳田	15	昭3.04.22	定期	80022399	50,000	せいぞん	D	小倉町	昭3.04.22	昭3.07.22		昭3.04.22	昭島/昭島	昭島建設	4,881,524.24	昭島建設	せいぞん	昭3.07.22		
117		昭島	10	昭3.04.24	定期	80022438	50,000	昭島建設	D	小倉町	昭3.04.24	昭3.07.24		昭3.04.24	昭島/昭島	昭島建設	4,871,051.33	昭島建設	昭島建設	昭3.07.24		
118		IOS	14	昭3.04.25	定期	80022501	20,000	IOS	D	小倉町	昭3.04.25	昭3.06.25		昭3.04.25	昭島/昭島	昭島建設	2,000,000.00	昭島建設	IOS	昭3.06.25		
119		昭島	11	昭3.04.30	定期	80022544	10,000	昭島建設	D	小倉町	昭3.04.30	昭3.06.30		昭3.04.30	昭島/昭島	昭島建設	1,000,000.00	昭島建設	昭島建設	昭3.06.30		
120		昭島	12	昭3.04.30	定期	80022552	50,000	昭島建設	D	小倉町	昭3.04.30	昭3.07.31		昭3.04.30	昭島/昭島	昭島建設	4,475,787.89	昭島建設	昭島建設	昭3.07.31		貸付 1回
121		伊城	27	昭3.05.02	定期	80022643	50,000	レイトン	D	小倉町	昭3.05.02	昭3.06.02		昭3.05.02	昭島/昭島	レイトン	4,265,698.63	昭島建設	レイトン	昭3.07.02		
122		伊城	38	昭3.05.10	定期	1018995	100,000	レイトン	D	小倉町	昭3.05.10			昭3.05.10	昭島/昭島	昭島建設	8,873,898.22	昭島建設	レイトン	昭3.06.27		
123		伊城	26	昭3.05.15	定期	80022773	100,000	レイトン	D	小倉町	昭3.05.15	昭3.06.15		昭3.05.15	昭島/昭島	昭島建設	8,875,110.88	昭島建設	レイトン	昭3.06.27		昭島/昭島にも入金
124		徳田	21	昭3.05.15	定期	1018987	20,000	せいぞん	D	小倉町	昭3.05.15			昭3.05.15	昭島/昭島	昭島建設	1,881,838.78	昭島建設	せいぞん	昭3.06.17		
125		昭島	13	昭3.04.19	定期	80022588	50,000	昭島建設	D	小倉町	昭3.04.19	昭3.05.20		昭3.04.19	昭島/昭島	昭島建設	5,000,000.00	昭島建設	昭島建設	昭3.06.27		貸付 1回
126		IOS	16	昭3.05.20	定期	1034758	50,000	昭島建設	D	小倉町					昭島/昭島	昭島建設	5,000,000.00	昭島建設	昭島建設	昭3.07.27		昭島建設の借付金
127		昭島	12	昭3.05.20	定期	80022900	50,000	昭島建設	D	小倉町	昭3.05.20	昭3.06.20		昭3.05.20	昭島/昭島	昭島建設	4,880,246.57	昭島建設	昭島建設	昭3.07.23		
128		昭島	14	昭3.05.20	定期	80022897	50,000	昭島建設	D	小倉町	昭3.05.20	昭3.06.20		昭3.05.20	昭島/昭島	昭島建設	4,880,246.57	昭島建設	昭島建設	昭3.07.23		
129		コクニ	25	昭3.05.22	定期	80022069	30,000	コクニ商事	D	小倉町	昭3.05.22	昭3.06.22		昭3.05.22	昭島/昭島	昭島建設	3,000,000.00	昭島建設	コクニ商事	昭3.07.09		
130		徳田	12	昭3.05.22	定期	1018178	30,000	せいぞん	D	小倉町	昭3.05.22			昭3.05.22	昭島/昭島	昭島建設	2,874,487.87	昭島建設	せいぞん	昭3.06.27		
131		伊城	42	昭3.05.31	定期	80022849	100,000	レイトンビルズ	D	小倉町	昭3.05.31	昭3.06.01		昭3.05.31	昭島/昭島	昭島建設	10,000,000.00	昭島建設	レイトンビルズ	昭3.07.03		
132		伊城	41	昭3.05.31	定期	1018214	40,000	レイトンハウス	D	小倉町	昭3.05.31			昭3.05.31	昭島/昭島	昭島建設	3,891,831.50	昭島建設	レイトンハウス	昭3.07.03		
133		伊城	42	昭3.05.31	定期	1018222	20,000	レイトン	D	小倉町	昭3.05.31			昭3.05.31	昭島/昭島	昭島建設	1,878,032.47	昭島建設	レイトン	昭3.06.27		
134		IOS	20	昭3.05.31	定期	1018245	50,000	IOS	D	小倉町	昭3.05.31			昭3.05.31	昭島/昭島	昭島建設	4,864,520.54	昭島建設	IOS	昭3.06.27		
135		コクニ	27	昭3.05.31	定期	1018232	50,000	コクニ商事	D	小倉町	昭3.05.31			昭3.05.31	昭島/昭島	昭島建設	5,000,000.00	昭島建設	コクニ商事	昭3.06.27		

預金証書等による借入一覧表(目付順)

序号	姓	グループ	番号	証券作成日	証券種類	証券番号	金額(円)	証券発行人	手口	証券種別	借入日	満期日	契約日	実行日	届込先	借入先	借入金額(円)	借入先	借主	返済日	証券	備考
147		伊城	43	昭3.06.05	定期	1018273	50,000	丸森興産	D	小倉町	昭3.06.05			昭3.06.05	昭島/昭島	昭島建設	5,000,000.00	昭島建設	昭島建設	昭3.06.27		
合計							7167.00										714,310,000.00					

国際決済銀行 (BIS) を欺くため、昭和62年9月5日～平成3年6月5日まで「BIS 規制 8 %」クリア操作を利用して、富士銀行赤坂支店がダミー預金者名義で「大口預金」総額 7167 億円(147 件)を作成して、銀行ぐるみで運用した結果、ダミー預金者名義の損失金、総額 2600 億円を発生させた銀行法に違反した「免許取り消し」の証です。

検察官立証証拠 (甲129号証) が、秋葉原支店内で、昭和62年3月11日～平成3年6月28日まで「75件」総額1930億3600万円の一般貸出債権 (財産権) の流動化用として、「約束手形債権」 (CP)を用いた他行預金担保融資取引「秋葉原支店 ⇄ノンバンク」という違法な国際金融犯罪を約 5 年間も継続し国際決済銀行 (BIS) を欺いたのです。

国際金融犯罪を立証した秋葉原支店、他行預金担保融資取引の実態！

3-12

東海銀行／秋葉原支店 融資年月日順の融資状況一覧表

番号	融資年月日	融資金額	ノンバンク	借入名義人	担保物件		質取 の種	質取 の額	質取 の期	完済日	備考
					有無	有無					
1	62. 3.11	2億円	關セントラルファイナンス	日興通商㈱	○		無	○		62. 4.13	
2	62. 5.25	3億円	關セントラルファイナンス	日興通商㈱	○		無	○		63. 4.27	
3	62. 8.31	7千6百万円	協和商工信用㈱	那須洋司		○		○		元. 5.31	株 担
4	62. 9.25	7千万円	關日貿信	日本ジョイントベンチャー㈱		○		○		63. 5.27	株 担
5	63. 3.10	1億円	關日貿信	日本ジョイントベンチャー㈱	○		有	○		63. 7.11	
6	63. 3.16	10億円	協和商工信用㈱	清川銀浩	○		有	○		63. 4.14	
7	63. 4.11	10億円	關日貿信	日本プレジジョン㈱	○		有	○		63. 7.11	
8	63. 5.20	1億3千万円	關日貿信	那須洋司		○		○		元. 4.18	株 担
9	63. 6.10	10億円	協和商工信用㈱	清川銀浩	○		有	○		元. 5.10	
10	63. 7. 8	10億円	關セントラルファイナンス	日本プレジジョン㈱	○		無	○		63.11. 8	
11	63. 8. 9	25億円	協和商工信用㈱	日本プレジジョン㈱		○		○		63.12. 9	不動産担保
12	63. 9.16	10億円	關日貿信	日本プレジジョン㈱			無	○		元. 3.17	
13	63.10.21	15億円	協和商工信用㈱	日本ジョイントベンチャー㈱	○		無	○		63.11.21	
14	63.12. 6	5億円	關セントラルファイナンス	日本プレジジョン㈱	○		無	○		元. 3.31	
15	元. 1.31	5億円	協和商工信用㈱	那須洋司	○		無	○		元. 4. 3	高柳支店長
16	元. 3.15	10億円	關セントラルファイナンス	日本プレジジョン㈱	○		無	○		元. 3.31	
17	元. 3.15	22億円	關日貿信	㈱一休	○		有	○		元. 5.29	
18	元. 3.17	17億円	關日貿信	日本ジョイントベンチャー㈱		○		○		元.11. 2	不動産
19	元. 3.23	30億円	關日貿信	日本プレジジョン㈱	○		有	○		2. 7. 6	
20	元. 3.28	15億円	協和商工信用㈱	日本プレジジョン㈱	○		無	○		2. 3. 2	
21	元. 6.12	10億円	關日貿信	日本ジョイントベンチャー㈱	○		有	○		元. 7. 3	
22	元. 6.15	50億円	關日貿信	關ジェイ・イー・シー	○		有	○		元. 7. 3	
23	元. 6.19	3億円	關日貿信	關日興通商	○		有	○		3. 3.29	
24	元. 7.21	5億円	關セントラルファイナンス	那須洋司	○		無	○		元.10.23	

3-13

番号	融資年月日	融資金額	ノンバンク	借入名義人	担保物件		開設	封鎖	取組	完済日	備考
					登記	取得					
25	元. 7.28	10億円	協和商工信用㈱	清川銀浩	○		有	○		2.10.30	
26	元. 7.31	5億円	㈱セントラルファイナンス	㈱一休	○		有	○		2. 4. 3	
27	元. 8.10	10億円	㈱日賀信	㈱三信企画	○		有	○		2.11.30	
28	元. 9.14	40億円	㈱セントラルファイナンス	日本プレシジョン㈱	○		有	○		元. 9.29	
29	元. 9.14	40億円	㈱セントラルファイナンス	日本ジョイントベンチャー㈱	○		有	○		元. 9.29	
30	元.10.31	20億円	㈱日賀信	㈱エムアンドエム	○		有	○		2.11.30	
31	元.11.15	5億円	㈱セントラルファイナンス	㈱三信企画	○		有	○		2. 2.23	
32	元.11.30	20億円	協和商工信用㈱	清川銀浩	○		有	○		未返済	
33	元.12.27	5億円	㈱セントラルファイナンス	那須洋司	○		有	○		2. 3.30	
34	元.12.28	20億円	㈱セントラルファイナンス	日本ジョイントベンチャー㈱	○		有	○		2. 1. 8	
35	2. 2.14	30億円	㈱日賀信	ジェイ・イー・インベストメント㈱	○		有	○		2.12.14	
36	2. 2.20	5億5千万円	協和商工信用㈱	ジェイ・イー・インベストメント㈱	○		有	○		2. 8.20	札幌支店代払
37	2. 3. 7	20億円	協和商工信用㈱	ジェイ・イー・インベストメント㈱	○		有	○		未返済	
38	2. 3.16	8億円	協和商工信用㈱	ジェイ・イー・インベストメント㈱	○		有	○		2. 6.18	札幌支店代払
39	2. 3.23	10億円	㈱日賀信	㈱ジェイ・イー・シー	○		有	○		2.12.25	
40	2. 5.11	5億円	協和商工信用㈱	ジェイ・イー・インベストメント㈱		○			○	3. 5.31	
41	2. 5.17	10億円	協和商工信用㈱	ジェイ・イー・インベストメント㈱		○			○	3. 5.31	新倉新事心支店代払
42	2. 5.31	20億円	協和商工信用㈱	ジェイ・イー・インベストメント㈱	○		有	○		未返済	
43	2. 6.15	40億円	協和商工信用㈱	ジェイ・イー・インベストメント㈱		○			○	2.12.14	不動産担保
44	2. 6.27	10億円	㈱セントラルファイナンス	那須洋司	○		有	○		2. 9. 3	
45	2. 6.29	10億円	㈱セントラルファイナンス	清川銀浩	○		有	○		2. 9. 3	
46	2. 7.11	30億円	協和商工信用㈱	㈱出島運送	○		有	○		3. 3.29	
47	2. 7.30	3億1千万円	協和商工信用㈱	那須洋司		○			○	未返済	株 担
48	2. 7.31	60億円	㈱日賀信	ジェイ・イー・インベストメント㈱	○		有	○		2.11.30	

3-14

番号	融資年月日	融資金額	ノンバンク	借入名義人	担保物件		開設	封鎖	取組	完済日	備考
					登記	取得					
49	2. 8.17	50億円	㈱日賀信	㈱出島運送	○		有	○		未返済	
50	2. 9.14	50億円	㈱日賀信	㈱泰斗	○		有	○		2. 9.21	
51	2. 9.14	50億円	㈱日賀信	㈱北見事務所	○		有	○		2.12. 3	
52	2. 9.18	63億円	㈱日賀信	㈱マノエージェンシー	○		有	○		2. 9.28	
53	2.10.23	20億円	協和商工信用㈱	清川銀浩	○		有	○		3. 1.30	
54	2.10.31	30億円	協和商工信用㈱	㈱一休	○		有	○		3. 2. 1	
55	2.11. 7	10億円	協和商工信用㈱	出島進夫	○		有	○		2.12. 7	
56	2.11.21	30億円	㈱日賀信	㈱一休	○		有	○		未返済	
57	2.11.22	90億円	オリックス㈱	ジェイ・イー・インベストメント㈱	○		有	○		3. 3.29	
58	2.11.22	50億円	総合ファイナンスサービス㈱	㈱北見事務所	○		有	○		3. 3.28	
59	2.11.30	50億円	オリックス㈱	㈱出島運送	○		有	○		3. 4.30	
60	2.11.30	50億円	㈱日本流通リース	㈱出島運送	○		有	○		3. 3.27	
61	3. 1.28	20億円	アポロファイナンス㈱	㈱北見事務所	○		有	○		3. 3. 7	
62	3. 1.30	20億円	㈱日賀信	㈱三信企画	○		有	○		3. 3.29	
63	3. 2.25	50億円	オリックス・インテリア㈱	㈱ロードモーターズ	○		有	○		3. 6.28	
64	3. 3.15	30億円	オリックス・インテリア㈱	㈱泰斗	○		有	○		3. 6.28	
65	3. 3.25	50億円	㈱日賀信	㈱ジェイ・イー・シー	○		有	○		未返済	
66	3. 3.26	30億円	オリックス・アルファ㈱	㈱ナミテツ	○		有	○		3. 6.28	
67	3. 6. 7	50億円	オリックス・アルファ㈱	那須洋司	○		有	○		未返済	
68	3. 6.13	50億円	オリックス・アルファ㈱	㈱マッシュ	○		有	○		未返済	
69	3. 6.13	50億円	オリックス・アルファ㈱	㈱ウエイアウト・スポーツ	○		有	○		未返済	
70	3. 6.14	50億円	オリックス・インテリア㈱	ジェイ・イー・インベストメント㈱	○		有	○		未返済	
71	3. 6.14	50億円	オリックス・インテリア㈱	㈱出島運送	○		有	○		未返済	
72	3. 6.20	30億円	協和商工信用㈱	㈱ウエイアウト・スポーツ	○		有	○		未返済	

73	3. 6. 20	50億円	総合ファイナンスサービス㈱	㈱インフォメーション・オフアリング・システム	○	有	○	未返済
74	3. 6. 28	50億円	総合ファイナンスサービス㈱	㈱出島運送	○	有	○	未返済
75	3. 6. 28	100億円	総合ファイナンスサービス㈱	㈱出島運送	○	有	○	未返済
総融資金額 1,930億3,600万円 総返済金額 1,257億2,600万円 未返済総額 673億1,000万円								

国際決済銀行（BIS）を欺くため、秋葉原支店はノンバンクと金融機関限定を条件に「BIS規制8%」クリア操作を他行預金担保融資「秋葉原支店⇔ノンバンク」の取引をシステムどおり「75件」総額1930億3600万円実行し、未返済総額673億1000万円を発生させた銀行法に違反した「免許取り消し」の証です。

ノンバンク：法律で定められた銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫などの金融機関以外で、貸金業務を営む金融会社の総称。預金の預け入れや為替（決済）の機能を持たず、貸し出し（融資）を行う形態であり、日本においては、貸金業法に基づいて設立された各種金融会社のことを指す。

具体的には、信販会社やクレジットカード会社、消費者金融会社などの「消費者向けノンバンク」と、事業金融会社や不動産関連金融会社、リース会社、ベンチャーキャピタルなどの「事業者向けノンバンク」がある。

通常、融資にあたっては、貸付原資の資金調達を、銀行などからの借入金やCP・債券等の短長期の証券発行によって賄っているため、資金調達コストが銀行などと比べて高くなり、それゆえ貸出金利も銀行などと比べて高くなるのが特徴である。

この事実、銀行法に違反した「免許取り消し」が公になれば、銀行が不正と腐敗の限りを撒き散らした「金融公害」が、まさに白日の下に晒されます。銀行に対する国民の怒りが爆発し、預金を引き出すため銀行に押しかけパニックになり銀行は破綻します。

銀行の破綻が公になれば、証券・債権・保険等、金融界全体が被る被害金額は、計り知れない巨額なものに成り金融経済社会は破滅し、国際金融社会の信用を失い国際金融市場を破綻させる状況となります。

国と銀行が犯した国際金融犯罪・『国家犯罪』（免許取り消し）が多くの国民を自

殺に追い込んだ狂乱「バブル経済社会」の構築と崩壊を招いた「金融公害」マネーゲーム「政治と金」その深層に渦巻く「不正腐敗」が、白日の下に晒され我が国の金融システムが破綻します。

おかしいでしょう？

大蔵省（現財務省）と各銀行が犯罪を犯したのです。それも勝手に銀行のダミー預金者名義で一件50億円とか100億円ですよ。いくら国際金融政策でも正気の沙汰ではないのです。銀行法に則せば「免許取り消し」事案なのです。

政府は銀行が銀行のダミー預金者名義で、巨額な「数字」の損失金を発生させた、そんな銀行に、国民の血税を何兆も投入して再生させたのです。預金者に支払う金利は「失われた10年」と言われ「0円」でした。大蔵省（現財務省）だけは儲けたのです。バブル景気で税金収入が巨額になったのです。

国債を調べたら一目瞭然です。いつでも税金という錦の御旗を降りかざし国民からお金を搾り取るのですから恐ろしい無法国家に成り下がったのです。

今こそ、コロナ感染症で命の危機に晒されている高齢者は真剣に日本という国を見極める時なのです。自分を守るのは自分です。もう一度、狂乱「バブル経済社会」の構築と崩壊を招いた原因を我が身に起きた『平成の悲劇』として「失われた10年」「失われた20年」「失われた30年」「腐った平成30年」を振り返るべき時なのです。自分の人生を「誇り」・「自信」・「夢」を持って生き抜くのです。

恐るべき国と銀行が国際決済銀行（BIS）の外圧に対抗した国際金融戦争に敗れ我が国の金融経済社会を破滅させてしまいました。狂乱マネーゲーム「バブル経済社会」が、これまで築き上げた日本人の誇りも、信用も全てを奪い取ってしまいました。

どれだけの人々が銀行に苦しめられ、どれだけの人々が自殺に追い込まれたのか・・・その正体が「数字」では、何がなんでも政府金融首脳は「バブルの正体」その元凶『国家犯罪』銀行の（免許取り消し）を隠蔽する隠蔽工作（マッチ・ポンプ）を企てる以外に国家存続の方策がなかったのです。

以上。

第2章

隠蔽工作（マッチ・ポンプ）その『真相』を告発します！

銀行は、銀行法で大蔵大臣から「免許を受けて」業務を行う民間企業です。富士銀行が、銀行のダミー預金者名義で総額7167億円（147件）もの「有価証券偽造」同様に、東海銀行が銀行のダミー預金者名義で総額1930億円（75件）もの「有価証券偽造」を犯せば当然のこと銀行法に基づき「免許取り消し」です。

1995年、夏、ニューヨークで大和銀行の巨額損失事件が公になり大蔵省の不手際で「隠蔽」が大問題とされ「巨額損失隠蔽事件」で大和銀行はFBIがニューヨーク支店長を逮捕しました。アメリカでの営業免許が「取り消され」追放されたその挙句に、巨額な罰金の支払いを命じられ破綻しました。

アメリカ・イギリス・フランス・ドイツ全て、銀行が不正を犯せば銀行法で「免許取り消し」です。海部政権が「法治国家」として銀行を司法機関に告発すれば当然のこと銀行は「免許取り消し」となり倒産します。

海部政権が、銀行の「免許取り消し」を隠蔽することが「銀行の利益を護る」そうすることが「国益に値する」と政治判断を下し、政府の方針として金融機関・司法機関・報道機関一体となり隠蔽工作（マッチ・ポンプ）を図ったのです。

もう一度申し上げます。

海部政権が「法治国家」として、銀行法に基づき各銀行の「免許取り消し」を行えば銀行は倒産します。預金者は（ペイ・オフ）1300万円、国が保証して戻ることを信じています。ところが、民間企業ですから民法・商法・会社法色々な法律で一銭も戻りません。

国民は、民間企業である銀行を信頼して、安心して、安全な金庫として考えています。国は、国民に銀行を信頼できる、安全な、安心して「預金を預ける」金庫としています。しかし、国は税金を差し引き給料を「銀行振込」にし、国民の財産管理をします。

即ち、銀行が国民の資産運用に取り組み、系列の信託銀行で証券・債権を購入させ同様に保険など購入させ「集金マシン」の役目をしています。ですから海部政権が「無法国家」となり銀行の「免許取り消し」を隠蔽したのです。

隠蔽しなければ銀行が倒産します。国の「集金マシン」が崩壊します。金融システムが崩壊し金融経済社会が破滅します。

金融経済社会破滅を護った隠蔽工作 (マッチ・ポンプ) その『真相』です。

平成3年3月決算期に巨額な「数字」の損失金を隠蔽するため「BIS規制8%」クリア操作を担当した富士銀行が富士銀赤坂支店 渉外課長、東海銀行が秋葉原支店支店長代理得意先係に好条件を提示して「汚れ役」を押し付け「加害者」をデッチ上げ警視庁に「告訴」(火をつけ)ました。

その目的は、銀行のダミー預金者名義で発生させた、巨額な「数字」の損失を銀行員が個人的にノンバンクから預金担保融資名目で騙し取った「被害金」とすり替え、銀行が使用者責任としてノンバンクの「被害金」を富士銀行が「肩代わり」を行い(火を消し)東海銀行が「債権譲渡契約書」で(火を消す)ため、被害弁済することだったのです。

海部政権は「免許取り消し」の証拠となる銀行が銀行のダミー預金者を捏造して銀行のダミー預金者名義で発生させた「数字」は何が何でも処理しなければなりません。富士銀行・東海銀行は損害金、回収不能な債権として平成四年三月決算期に一括償却したのです。

非道な、卑劣な、基本的人権の無視！

大手都市銀行の企業戦士といえども「BIS規制8%」クリア操作を担当した渉外課長とか支店長代理得意先係の銀行員に好条件を提示して「犯罪者」という「汚れ役」を憲法で保証された基本的人権を無視して押し付けた非道です。

銀行が、銀行ぐるみで違法取引を犯して発生させた巨額損失金を隠蔽するため、政府首脳が「発覚日」Xデ이를平成3年7月末と決め、各銀行が同時期・同様に銀

行員が犯した、はじめから『この世に存在しない何千億もの金融犯罪』話と承知して「犯罪」とノンバンクの「被害金」を「告訴状」でデッチ上げて銀行員個人を「告訴」（火をつけ）たのです。

銀行が使用者責任としてノンバンクの被害金を弁済する「粉飾決済」を為し銀行のダミー預金者名義で発生させた損失金を回収不能な損害金とすり替えて平成4年3月決算期に一括償却し収末処理（火を消す）を行う隠蔽工作「マッチ・ポンプ」を図ったのです。

銀行員個人が犯した「犯罪」のデッチ上げを立証します！

お断りしておきますが、はじめから「この世に存在しない」話ですよ。

他行預金担保融資取引の他行を取り除く預金担保融資話をデッチ上げ「銀行⇔ノンバンク」の犯罪取引構造と犯罪構造をデッチ上げたのです。

犯罪取引構造	「銀行⇔ノンバンク」をデッチ上げたのです。
犯罪構造	銀行員個人が預金証書・通帳と質権設定承諾書を偽造した預金担保債権を用いて、ノンバンクと預金担保融資取引を行った、はじめから『この世に存在しない有印私文書偽造同行使詐欺』話と承知して銀行員個人の「犯罪」とノンバンクの「被害金」をデッチ上げたのです。

刑事司法を用いた「数字」の収末処理！

政府首脳の方針に従い、金融機関・司法機関が極秘「特別プロジェクト」内で銀行ぐるみ、銀行のダミー預金者名義で発生させた巨額な「数字」の損失金を収末処理するためには、ノンバンクが「被害者」となり協力する以外ないのです。

ノンバンクは被害がないのに「被害者」になることに抵抗しました。銀行が国際金融犯罪・『国家犯罪』を犯そうと銀行の問題であり、ノンバンクは単に金融機関内限定の「BIS規制8%」クリア操作用、他行預金担保融資取引を約5年間も継続して金利を稼いだ、ただそれだけですから「被害者」にはなれません。

大蔵省（現 財務省）と全銀協がノンバンクに金融機関内で極秘に全て処理する銀行員個人が、銀行のダミー預金者を捏造してダミー預金者名義の預金担保債権をデッチ上げノンバンクを騙した「被害者」になることを承諾させたのです。

承諾しなければ銀行は銀行法で「免許取り消し」になり倒産します。そうなればノンバンクも連鎖倒産します。我が国の金融経済社会は破滅します。

「損失金」と「被害金」のスリ替え！

金融機関内で全て処理する「銀行員個人」が犯した「犯罪」で発生した巨額な「被害金」と「銀行ぐるみ」ダミー預金者名義で発生させた巨額な「数字」の「損失金」をスリ替えて、銀行が銀行員の使用者責任としてノンバンクと被害弁済する「粉飾決済」を犯し回収不能な損害金として一括償却する「粉飾決算」を犯して「数字」の収末処理（火消し）を図ったのです。

銀行を護るには、銀行員が個人的に犯した「犯罪」と「被害金」をデッチ上げるしか方策がなかったのです。

富士銀行は新聞報道前に「肩代わり」（火消し）を終了させました。東海銀行は平成4年1月16日「債権譲渡契約書」を締結して「被害金」630億円を、被害弁済する「粉飾決済」を犯し、回収不能な損害金として一括償却する「粉飾決算」を犯して「数字」の収末処理（火消し）を図ったのです。

平成3年7月末のXデイ

この国は何時でも新聞報道を利用して国民を騙すのです！

平成3年7月25日付、富士銀行赤坂支店事件

（被害総額2600億円の「有印私文書偽造、同行使、特別背任」で告訴）



報道機関各社は、経済社会の常識を無視した報道をしました!

海部政権は、国民の知る権利を手玉にとった、卑劣なニセ情報を報道機関各社にながしマスコミ操作をしたのです。断じて許されないことは、一般市民にとっては何千億円とか何百億円という金額がそもそも分からない蚊帳の外の出来事です。

これが100万円の定期預金証書偽造であれば大騒ぎになります。しかし、一般市民には蚊帳の外で起きた50億円の定期預金証書とか100億円の通知預金証書では無縁なのです。大手都市銀行内の出来事となり無関心です。

大蔵省（現財務省）と全銀協は、そのような一般市民感情も考えています。公表すべき時期も夏の暑い日を選び一気に銀行員が犯した、本件詐欺事件話をデッチ上げたのです。

富士銀行赤坂支店は、銀行のダミー預金者名義で総額2600億円(51件)を発生させた「数字」の損失金を、政府の方針に従って処理する目的で、渉外課長に好条件を提示して、ノンバンクからの預金担保融資話で総額2600億円(51件)を騙し取った「有印私文書偽造同行使特別背任罪」をデッチ上げたのです。

銀行ぐるみ発生させた損失金を被害金271億円とすり替えたのです。そのために「汚れ役」を渉外課長個人に押し付け、全ての責任を負わせたのです。

人として絶対やってはいけない非道を直視してください！

その証拠が、参議院 第121回 国会証券及び金融問題に関する 特別委員会 第5号 です。平成三年九月五日(木曜日) 午前10時開会

参議院

参院 第121回国会 証券及び金融問題に関する特別委員会 第5号

平成三年九月五日(木曜日)

午前10時開会

委員の異動

九月四日

辞任	補欠選任
谷川 寛三君	鹿熊 安正君
安恒 良一君	堀 利和君
鎌山 博君	高崎 裕子君
古川太三郎君	高井 和伸君

九月五日

辞任	補欠選任
高崎 裕子君	鎌山 博君
寺崎 昭久君	三治 重信君

出席者は左のとおり、

委員長	平井 卓志君
理事	

大浜 芳栄君
斎藤宗三郎君
山岡 賢次君
北村 哲男君
白根 一良君
近藤 忠孝君
池田 治君
三治 重信君

委員

井上 章平君
石井 道子君
石川 弘君
石原健太郎君
会馬 敬君
狩野 明男君
鹿熊 安正君
陣内 孝雄君
須藤良太郎君
高橋 清孝君
西田 吉宏君
野末 隆平君
岩本 久人君
種田 誠君
野別 隆俊君
堀 利和君
前畑 幸子君
村田 誠博君
本岡 昭次君

参議院

○水原純太郎君 はい。

○参考人(橋本徹君) そうしますと……

○水原純太郎君 元議長が言っていることに対してどう思っているか。違うというふうに。

○参考人(橋本徹君) 元議長はそういうふうに言っていますが、私どもの方は、その当時の支店長に直接聞きましたところ、彼の方はそうではないというふうに言っております。

○近藤忠孝君 ただいま入ったニュースによりますと、東京地検特捜部は本日午前中、旧埼玉銀行の東京営業部長、これは外山といいますが、を逮捕いたしました。これは、預金の質権設定承諾書偽造でノンバンクから四十億円融資させたという意図では、今問題になっている富士銀行と同様の事件で初めての逮捕であります。

そこで、富士銀行の頭取としての感想をお聞かせください。

○参考人(橋本徹君) 他行の事件でございますので、不用意なコメントは避けさせていただきますと思います。

私どもの事件につきましては、たまたま捜査当局が捜査中でございまして、早晚その辺のところが明らかになるんだらうかというふうに思っております。

○近藤忠孝君 最新の週刊文春によりますと、これは中村元課長から聞いたことが出ています。「私は富士銀行に『汚れ役』を押し付けられた」ということであり、その冒頭の部分で、五月二十三日に発覚し、六月九日から七月二十八日まで何と五十日間におわたって富士銀行で缶詰にされたと述べております。どこに缶詰にしたのか、その間何をしてやったのか、お答えいただきたい。当然、頭取に報告が来ているはずですが。

○参考人(橋本徹君) 缶詰というように御本人が言っておられるようですが、私ども、缶詰にしたつもりはございませんで、御本人の了解のもとに御本人からいろいろ事情を聞いておったということでございます。

○近藤忠孝君 監視とは申しませんが、これは犯罪であります。五十日間缶詰にしたわけですから、要するに事実を隠した。富士銀行は全貌をつかんでいないと理解しております。この本人から聞き出したことは金部頭取のもとに報告されておりますね。

○参考人(橋本徹君) 私のところにそのまんまの報告が参っております。

○近藤忠孝君 では、何でも隠すにだということですか。

次に、先ほど二千六百十四億円の不正融資の件で、融資をしたノンバンクについてのお話がありました。八社は公表してもよいと承諾したということであり、この公表してもいいと言ったノンバンクが、これから申し上げますから、その中に含まれているかどうか。向こうが公表していいと言ったんだから。

三井不動産ファイナンス、日本信託、オックスアルファ、住信リース、オリックス、コスモ信託、夏目商事、ナショナルウエスト、M・B・M

銀行、昭和リース、シャープ・ファイナンス、YSファイナンス、総合ファイナンス、日興信、以上、どうですか。

○参考人(橋本徹君) 確かにこの十五社中の八社は名前をディスクローズしていいです。ただ、条件がありまして、十五社全社がディスクローズをする場合にはディスクローズしていいということでありまして、まだあと七社の承諾が得られておりませんので申し上げます。御了承願いたいと思っております。

○近藤忠孝君 残り七社も今申し上げた中に含まれておりますか。

○参考人(橋本徹君) 大変恐縮でございますが、その点も確認することはできませんので、御了承願いたいと思っております。

○近藤忠孝君 委員長、それは参考人だからなくてもいいことなんですか。これは国民の要求によって、国会として公共性を持つ金融の不正を今ただしているんです。こういう再発防止のためにこの委員会を聞いて、そのためにあなたに来ていただいておるわけですから、あなた方が動かした金あるいは不正融資になった金、これは国民の金なんです。これは経済の血液です。今の態度、許さないと思うんです。どうですか、委員長、委員長からもお認めになりますか、今のこのことについてのお答えをいただくことを。

○委員長(平井卓志君) 委員長から申し上げます。

本日は参考人質疑でございますので、今のやりとりの中身については質疑者本人と詰めていただきます。

○近藤忠孝君 これは理事会で問題になったけれども、答弁いかんによっては証人ということもあり得ることだと思います。

次に、このノンバンクからの金は、結局富士銀行に流れていきますよ。その中から中村元課長に渡った金はあるのかどうか。中村元課長には一億八千万のリベートが行っている、これももう明らかになっている事実です。行っていることは確かですね。どこから行っているのか、そして、そこから政治家へ流れている可能性もあるんじゃないか。何しろ中村から金銀を聞いたんだから、わかっているはずですが。

○参考人(橋本徹君) お答えいたします。

本人からいろいろ人々報告を受けておりますけれども、本人が不正に譲渡した金をその後どのように使ったか、そのあたりについてはまだわかりません。聞いておりません。

○近藤忠孝君 これは五十日間も聞いたんだから、何を聞いているんですか。やっぱり行方がわからないうちは聞きたくありませんよ、また銀行の責任も果たせませんね。その答弁は私は成り立たぬと思うんですよ。

○参考人(橋本徹君) 確かに五十日におわたっている事情聴取はいたしましたけれども、私どもに対する回答にはやはり限界がございます。そのために私どもは、二百五十億の被害を受けたということで捜査当局に告発いたしました。司直の手で今審判が進んでいるところでございます。その辺のところにつきましては、私どもの方では承知しておりますので、これから司直の手で明らかになっていくことだろうと存じます。

14

1

上から12段目、近藤忠孝議員が、富士銀行頭取に対して質問をしました。

{ 最近の週刊文春によりますと、これは中村課長から聞いた事が出ています。

「私は富士銀行に『汚れ役』を押し付けられた」という事であります。その冒頭の部分で、五月二十三日に発覚し、六月九日から七月二十八日まで何と五十日間におわたって富士銀行で缶詰にされたと述べております}と質問しています。

富士銀行頭取は「五月二十三日に発覚し、六月九日から七月二十八日まで何と五十日間にわたっていろいろ御本人から事情を聞いていた」と答えました。

富士銀行副頭取は「7月25日明らかになった」と記者会見で公表して「発覚」をデッチ上げた「証」です。

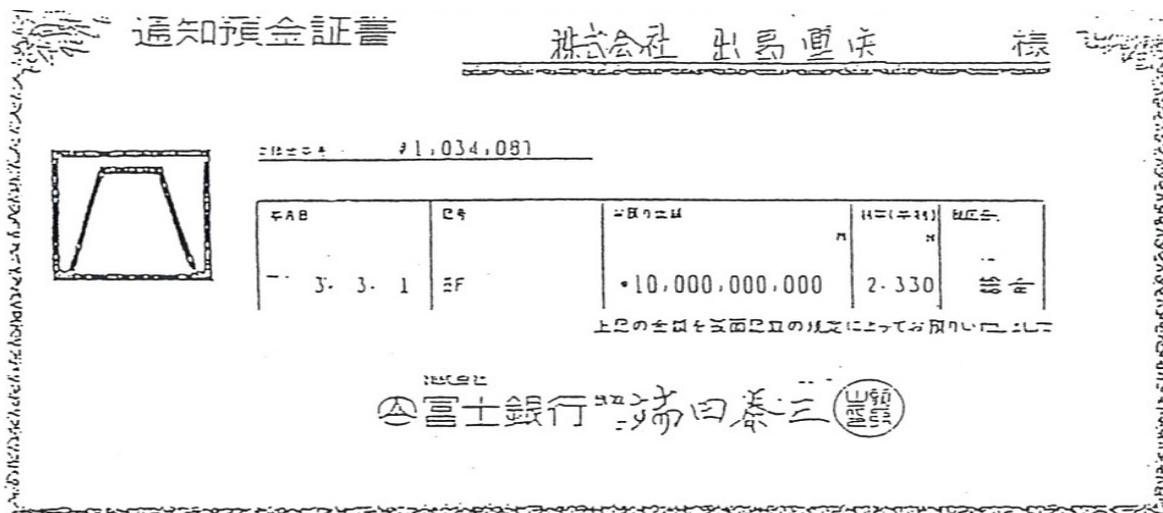
平成3年6月9日から7月28日まで50日間も赤坂支店渉外課長を千駄ヶ谷の寮に缶詰にして等と国会で問答されていることが恥なのです。今でも、我が国の国会が国民軽視を続けている茶番劇の現状が理解できるはずですよ。

即ち、ダミー預金者に知られること無く銀行のダミー預金者名義で発生させた巨額な「数字」の損失金を収束処理するため渉外課長個人が犯した、はじめから『この世に存在しない』預金担保融資事件話をデッチ上げなければ富士銀行は銀行法で「免許を取り消され」倒産します。そうなれば、我が国の金融経済社会は破滅する以外なかったのです。

渉外課長は『国家犯罪』その真相を闇から闇に葬り去る目的で、平成3年6月9日から平成3年7月28日まで50日間も千駄ヶ谷の富士銀行の銀行寮に缶詰となり「ファイナス会社の融資2329億円を不動産融資に肩代わりする作業を」行ったのです。

不動産融資の肩代わりを立証します。

その証は、100億円の「架空通知預金証書」です。



銀行法に基づく「免許取り消し」を回避するため、富士銀行は、富士銀行赤坂支店のダミー預金者名義で「銀行ぐるみ」発生させた総額2600億円という巨額な「数字」の損失金が「銀行員個人」がノンバンクを騙した被害金を富士銀行が「肩代わり」した2329億円と被害金を支払った被害金額271億円をデッチ上げ、巨額な「数字」の収末処理をしたのです。

直視してください！

富士銀行は平成3年7月25日、新聞報道する前にノンバンクと「被害金を肩代わり」という『粉飾決済』を終わっていたのです。

理不尽極まりない絶対に許されない 基本的人権の無視！

平成3年9月12日 富士銀行赤坂支店事件赤坂支店渉外課長外2名を「有印私文書偽造同行使詐欺」話で警視庁が逮捕した。



渉外課長は『国家犯罪』（免許取り消し）その『背景』を闇から闇に葬り去る目的で、平成3年6月9日から平成3年7月28日まで50日間も千駄ヶ谷の富士銀行の銀行寮に缶詰となり一般市民では想像を絶する国法を無視した隠蔽工作（マッチ・ポンプ）により「犯罪」の無い「犯罪事実」をデッチ上げ「犯罪者」となり刑務所に行くための立証証拠をコピー偽造していたのです。

東海銀行の理不尽極まりない絶対
に許されない 基本的人権の無視！

恐ろしいことは東海銀行でも銀行員に好条件を提示して「犯罪者」という「汚れ役」を憲法で保証された基本的人権を無視して押し付けた非道を図ったことです。

東海銀行が銀行のダミー預金者を捏造して、銀行のダミー預金者名義で発生させた巨額な「数字」の損失金を収束処理することが出来なければ銀行は破綻します。そうしなければ金融経済社会は破滅するのです。

富士銀行・東海銀行はダミー預金者に知られること無く銀行のダミー預金者名義で発生させた巨額な「数字」の損失金を収束処理するため、銀行員個人が犯した、はじめから『この世存在しない預金担保融資事件』話をデッチ上げなければ我が国の金融経済社会は破滅する以外なかったのです。

富士銀行・東海銀行が、国際金融戦争用に開設した極秘「特別プロジェクト」内で銀行ぐるみ不正腐敗を撒き散らした国際金融犯罪が元凶となり狂乱マネーゲーム「バブル経済社会」の構築と崩壊を招いた「マネーゲーム政治と金」と断罪する『国家犯罪』ダミー預金者名義で巨額な「数字」の損失金を発生させた「バブルの正体」が公になれば銀行は「免許を取り消され」倒産します。金融経済社会が破滅する『国家犯罪』を隠蔽した隠蔽工作（マッチ・ポンプ）なのです。

菅首相と国民を代表する国会議員に「知っていただきたい」事実は、本件詐欺事件のデッチ上げが単なる銀行員個人が犯した詐欺事件などで無く、国際決済銀行（BIS）を欺いた『国家犯罪』（免許取り消し）を海部政権が、政府の方針として国民に隠蔽するため、悪いことなど何もしていない銀行員そして、多くの一般市民を「罪なき犯罪者」に仕立て上げ、その人生を奪い取った「基本的人件無視」この暴挙を直視して、銀行の「免許取り消し」をしていただきたいのです！

悲しくないですか？人間の仕業ですか？

海部政権が図った隠蔽工作（マッチ・ポンプ）に従い、国と銀行が犯した国際金

融犯罪・『国家犯罪』（免許取り消し）を隠蔽するため、一般庶民では想像を絶する非道な、銀行員個人の基本的人権を無視して「汚れ役」を押し付けた暴挙こそ金の亡者という悪魔の仕業です。

平成3年7月27日、平成3年7月29日東海銀行副頭取瑞岩 戌氏貴殿記者会見で公表した大嘘！



平成3年7月27日、東海銀行副頭取 瑞岩 戌氏貴殿は『東海銀行の東京・秋葉原支店で起きた不正融資事件で、ノンバンクから融資を引き出すために使われた質権を偽造した、前支店長代理（38）が所在不明になっていることを28日明らかにした事件が発覚した26日夕方から失踪した、さらに平成3年7月29日、偽造質権設定承諾書をもとにノンバンクから引き出された、総額はこの1年4ヶ月の間に630億円に達したことも明らかにしたのです。

同行は、28日付けでこの支店長代理を有印私文書偽造容疑で警視庁に告訴するとともに、懲戒解雇した取引先がノンバンクから融資を受けていた630億円は、すべて通知預金で13件。預け入った日は、最初が1990年3月7日、最後が前支店長代理が虎ノ門支店に異動を命じられた翌日の91年6月28日計480億円分は6月に預け入れが集中しており』と記者会見で公表した。

政府の方針に従い、東海銀行は「免許取り消し」を回避するためなら「大嘘」だろうと「デッチ上げ」何でもします。

東海銀行副頭取は「銀行員個人」が「通知預金通帳」と「質権設定承諾書」を偽造した「預金担保債権」をノンバンクに持ち込み「預金担保融資」取引を「東海銀行秋葉原支店⇔ノンバンク」で行い、総額630億円（13件）を騙し取り費消した「有印私文書偽造」話を政府の方針に従い「告訴状」を、デッチ上げ警視庁に告訴（火をつけ）たのです。

後に、立証しますが『480億円分は6月に預け入れが集中しており』この6月に当然、柳検察官がデッチ上げた起訴（一）平成3年6月13日、被疑金額100億円、番号68、69起訴（二）平成3年6月20日、被害金額30億円、番号72を秋葉原支店が秋葉原支店の返済金に運用している事実を、秋葉原支店内で用いた帳票類が暴露しています。

秋葉原支店は知らないではすみません。昭和62年3月11日～平成3年6月28日まで「BIS規制8%」クリア操作、国際金融犯罪を犯して秋葉原支店がダミー預金者名義で「大口預金」（75件）総額1930億3600万円を偽造して、総額630億円（13件）の損失金を「銀行ぐるみ」発生させています。

『国家犯罪』その『背景』を隠蔽するため「銀行員個人」が運用した結果、ダミー預金者名義で総額630億円（13件）という巨額な「数字」の被害金が発生したとデッチ上げ「免許取り消し」を回避したのです！

東海銀行は企業戦士として「BIS規制8%」クリア操作「大型案件の仕掛け」の功績で、平成2年11月4日頭取表彰まで受けた支店長代理得意先係 銀行員個人に「汚れ役」を押し付け、責任を背負わせたのです。

能力開発調書「大型案件の仕掛け」を検証ください！

「能力開発調書」は検察官が(甲3号証)東海銀行検査部長が提出したものです。

能力開発調書

102050

秘 平成1年度能力開発調書 51大

総務課コース 666 秋葉原支店 氏名コード 34752 氏名 森本 享

主 事

現 任 当 務 得意先(新規) C2 C1 C1 C1

現 任 格 昇 格 月 63 /

昇格に関する意見
10. すぐにも昇格させたい
20. 1年以内に昇格させたい

この1年間の活躍振りについて具体的にかつ簡潔に記入する。

1. 当年度の目標・課題	3. 目標・課題へのプロセス・努力度合
① 法人新規獲得 10社 ② 長期貸付取組 50億円 ③ 得意先の業務管理(新得意先) 担当 ④ 新規事業の活性化の推進	① 収益増進は既成中心の活動性大 他行に比べ先行し当行の得意先中心 向付た取組を遂行 ② 大甲新規案件は得意先取組を有効 活用し取組の不振等の獲得維持 に高く成果を挙げた。
2. 目標・課題に対する実績・成果	4. 今後の育成・活用方針、その他特記事項
① 法人新規獲得実績 10社(予定比) ② 長期貸付取組 50億円(予定比) ③ 一時期、得意先との業務管理にて 部下の指導に熱心に行い、得意先との 親善関係を築き、業務の円滑な遂行 に努め、業務の活性化に寄与した。	得意先の新規獲得は、既成 中心の取組に重点を置き、 着実に成果を挙げた。
④ 新規・期中取組の円滑な遂行に 努めた。	

部署長印 第1次評定者氏名 近藤 謙
武田 純男

秘 平成2年度能力開発調書 51大

総務課コース 666 秋葉原支店 氏名コード 34752 氏名 森本 享

主 事

現 任 当 務 得意先(新規) C1 C2 B C1

現 任 格 昇 格 月 63 /

昇格に関する意見
10. すぐにも昇格させたい
20. 1年以内に昇格させたい

この1年間の活躍振りについて具体的にかつ簡潔に記入する。

1. 当年度の目標・課題	3. 目標・課題へのプロセス・努力度合
① 当行の稼取引増進に 法人新規獲得 ② 収益増進 ③ 部下の指導・教育	① 最大限の努力を以て、 獲得法人中心に、得意先との親善 関係を築き、業務の円滑な遂行 に努め、業務の活性化に寄与した。 ② 新規獲得案件は、得意先との 親善関係を築き、業務の円滑な 遂行に努めた。
2. 目標・課題に対する実績・成果	4. 今後の育成・活用方針、その他特記事項
① ① 当行の収益増進に 新規法人・獲得数目標の達成に 貢献し、実績を挙げた。 ② 若手得意先の指導・育成に 熱心に行い、業務の円滑な 遂行に努めた。	① 本人の業務態度に、一層 厳格な指導を行い、業務の 円滑な遂行に努めた。 ② 得意先との親善関係を 築き、業務の活性化に 努めた。

部署長印 第1次評定者氏名 近藤 謙
武田 純男

「能力開発調書」では、平成1年秋葉原支店長 高柳 裕、 主席次長 近藤謙得意先係次長 武田純男、 平成2年本谷紘三、 得意先係次長 武田純男、 主席次長 近藤謙が『最大のテーマである収益対策では、新規獲得法人中心に大型案件の仕掛けは成功し流動性預金拡張に努め功績大であった』銀行員を功績大と賞賛したのです。

即ち『最大のテーマである収益対策では、ダミー預金者名義の新規獲得法人中心に国際決済銀行 (BIS) に応戦した極秘「特別プロジェクト」内で「BIS 規 8 %」

クリア操作用に預金担保債権「約束手形債権」(CP)金融商品を偽造した大型案件の仕掛けは成功し、ダミー預金者名義の大口預金拡張に努めた』銀行員（企業戦士）を功績大と東海銀行が「免許取り消し」の犯罪を暴露した「証」です。

頭取表彰！

二審「東海銀行秋葉原支店、行員の証言」速記録です。

<p>秋葉原支店の中身を聞いてるんでしょうか。</p> <p>それは特には聞いておりませんが、もう評判は、ある面では表彰を受けたということで聞いておりましたので、あえてこちらから聞くこともございませんし、こういう状況で支店の業績が非常に高い位置にあるということは、あえて説明は受けてないように記憶しております。</p> <p>証人は東海銀行にお勤めであると、渋谷支店におられるということだけでも秋葉原支店のそういった評価は聞いておったと。</p> <p>はい。</p> <p>それから森本の評判も聞いておったと。</p> <p>森本の評判というよりも、やっぱり表彰されたというのは、全店に通知なり回覧がまいりますので、新規担当者ということで表彰を受けたということは聞いておりました。</p>	<p>裁 判 所</p>	<p>しかし、秋葉原支店はそういう流動性預金が非常に多いという評判は聞いていたと、こういうことですね。</p> <p>はい。</p> <p>あなたの前任者である森本は、平成二年の秋、そういう新規開拓だとか、あるいは流動性預金の獲得に多大な貢献があったという、それなどを理由に頭取表彰を受けてる、そういう成績優秀な支店長代理であるという説明は受けてたんでしょうか。</p> <p>それは受けておりました。</p> <p>そうすると、東海銀行秋葉原支店の、今おっしゃった流動性預金が極めて多いとか、これは主に森本が獲得してるといような評判だったんでしょうか。</p> <p>ええ、そういうふうには聞いておりました。</p> <p>それは発令に当たっても聞き、あるいは秋葉原支店に行つて、例えば支店長さんとか近藤主席次長とか、いわゆる店長席ですよね、そういう方からも秋</p>
---	----------------------	---

81

得意先担当役務者の銀行員は頭取表彰を受け取った後、平成3年2月の大暴落で平成3年3月決算期に東海銀行系列以外のノンバンクから調達した630億円が返済出来なくなり『銀行のダミー預金者名義で総額630億円もの「数字」の損失金』が発生したのです。この『銀行のダミー預金者名義で総額630億円もの「数字」の損失金』を銀行員個人が「汚れ役」になり「免許取り消し」を回避したのです。

秋葉原支店が銀行のダミー預金者を捏造して、銀行のダミー預金者名義で発生させた630億円という巨額な「数字」の損失金を収束処理することが出来なければ「免許取り消し」となり破綻します。隠蔽しなければ金融経済社会が破滅するのです。

東海銀行秋葉原支店組織図 平成 1 年

秋葉原支店組織図

No. 2-11-21

支店長 高柳 裕		○印女性 △印パート	
次長 近藤 謙			
口口-営業 次長 五十嵐 勝市		融資 次長 三原 章	
為替・信託 支店長代理 小滝 大平		得免先 次長 武田 純男	
資金・FPO 支店長代理 亀田 栄 二郎		預金 支店長代理 栗原 克 郎	
融資 支店長代理 堀谷 田 克 之		外為 支店長代理 岩下 潤 賢	
支店長代理 森本 享		監務 三上 裕 昭 子	
為替・信託 支店長代理 小滝 大平		為替内部 ○渡谷 悦子 ○藤 裕 泰 英 △小林 靖子 △上代 厚子	
資金・FPO 支店長代理 亀田 栄 二郎		預金内部 ○大橋 利子 ○大竹 勢津子 ○吉田 雅 英 ○村 彩 敏 子	
預金 支店長代理 栗原 克 郎		融資 支店長代理 堀谷 田 克 之	
外為 支店長代理 岩下 潤 賢		得免先 支店長代理 武田 純 男	
支店長代理 森本 享		監務 三上 裕 昭 子	
大河津 敬 通 ○武井 勝 子 ○渡谷 悦子 ○藤 裕 泰 英 ○大橋 利子 ○大竹 勢津子 ○吉田 雅 英 ○村 彩 敏 子		小川 眞 司 ○大島 昭 子 ○初谷 千 ○松 久 美 ○土屋 隆 介 ○加納 木 梓 ○道 藤 宏 文	

570 シヨ-13 (33x33)

平成 2 年

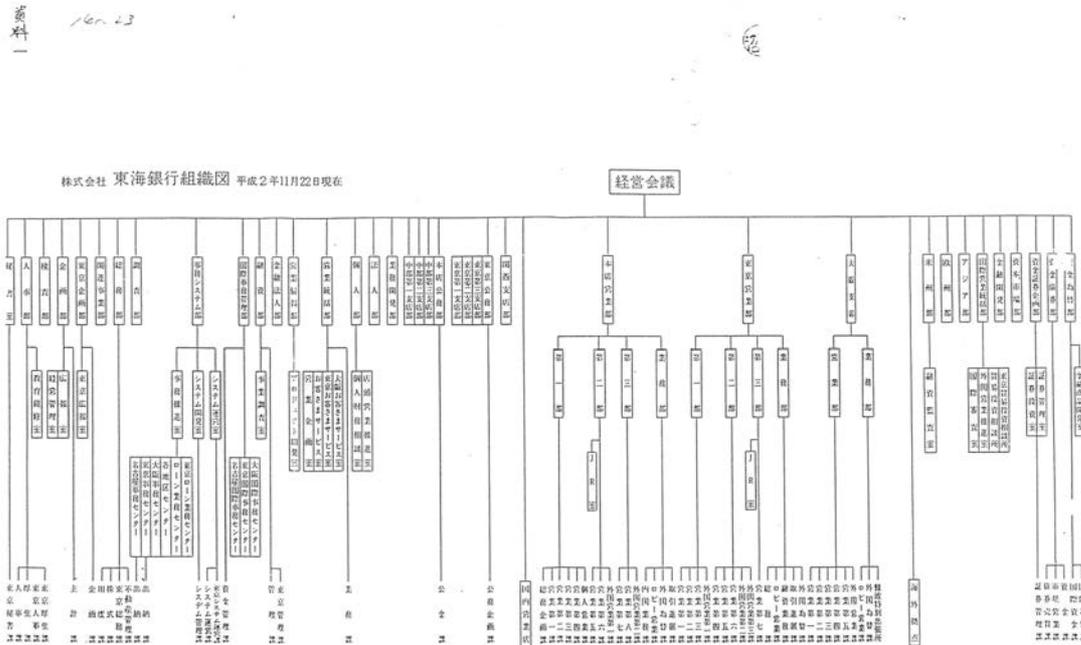
秋葉原支店組織図

No. 3-6-26

支店長 本谷 敏 三		○印女性 △印パート	
次長 近藤 謙			
口口-営業 次長 宮脇 康 吉		融資 次長 三原 章	
為替・信託 支店長代理 小滝 大平		得免先 次長 武田 純男	
資金・FPO 支店長代理 亀田 栄 二郎		預金 支店長代理 栗原 克 郎	
融資 支店長代理 堀谷 田 克 之		外為 支店長代理 岩下 潤 賢	
支店長代理 森本 享		監務 三上 裕 昭 子	
為替・信託 支店長代理 小滝 大平		為替内部 ○渡谷 悦子 ○武井 勝 子 ○藤 裕 泰 英 ○大橋 利子 ○大竹 勢津子 ○吉田 雅 英 ○村 彩 敏 子	
資金・FPO 支店長代理 亀田 栄 二郎		預金内部 ○大橋 利子 ○大竹 勢津子 ○吉田 雅 英 ○村 彩 敏 子	
預金 支店長代理 栗原 克 郎		融資 支店長代理 堀谷 田 克 之	
外為 支店長代理 岩下 潤 賢		得免先 支店長代理 武田 純 男	
支店長代理 森本 享		監務 三上 裕 昭 子	
大河津 敬 通 ○武井 勝 子 ○渡谷 悦子 ○藤 裕 泰 英 ○大橋 利子 ○大竹 勢津子 ○吉田 雅 英 ○村 彩 敏 子		小川 眞 司 ○大島 昭 子 ○初谷 千 ○松 久 美 ○土屋 隆 介 ○加納 木 梓 ○道 藤 宏 文	

570 シヨ-13 (33x33)

東海銀行組織図（平成2年）



東海銀行もダミー預金者に知られること無く銀行のダミー預金者名義で発生させた巨額な「数字」の損失金を収束処理するた銀行員個人が犯した、はじめから『この世に存在しない』預金担保融資事件話を、富士銀行同様にデッチ上げなければ我が国の金融経済社会は破滅する以外なかったのです。

東海銀行が国際金融戦争用に開設した極秘「特別プロジェクト」内で銀行ぐるみ不正と腐敗を撒き散らした国際金融犯罪が元凶となり狂乱マネーゲーム「バブル経済社会」の構築と崩壊を招いた「マネーゲーム政治と金」と断罪する、ダミー預金者名義で巨額な「数字」の損失金を発生させた「バブルの正体」が公になれば銀行法で免許が取り消され倒産します。金融経済社会が破滅するのです。

もう一度申し上げます。
悲しくないですか？人間の仕業ですか？

海部政権が図った隠蔽工作に従い、国際金融犯罪・『国家犯罪』（免許取り消し

)を隠蔽するため、一般庶民では想像を絶する非道な、銀行員個人の基本的人権を無視して「汚れ役」を押し付けた暴挙こそ、金の亡者という悪魔の仕業です。

それでも、まだ「法治国家」と言えますか？

経済大国と言われている日本の大手都市銀行が、銀行のダミー預金者名義で発生させた巨額な「数字」の損失金を隠蔽するため、銀行員個人の基本的人権を無視して「犯罪者」に仕立て上げてまで「巨額被害金」をデッチ上げる必要がどこにありますか？余りにも悲しい、人間の仕業とは到底考えられない隠蔽工作なのです。

正気の沙汰ですか？銀行は怖いですね！

我が国の金融経済社会の破滅を回避するため、大手都市銀行がヤクザ社会のヒットマンと同じことが行われたのです。何が銀行神話ですか？何が嫁にやるなら信用第一の銀行員ですか？大事な行員一人の基本的人権を無視して刑務所に追いやる銀行など破滅しろ！

そこまでして「銀行の利益を護る」のが「国益に値する」本当に「値」しますか？国民の「基本的人権を護る」ことが「国益に値する」のです。

銀行員の「基本的人権」を無視して、はじめから『この世に存在しない巨額不正融資事件』話と承知して「犯罪」とノンバンクの「被害金」をデッチ上げた隠蔽工作（マッチ・ポンプ）を国民は「知るべき」時なのです！

一般庶民では想像を絶する基本的人権無視『この世に存在しない犯罪』話と承知して、銀行員個人が何も悪いことなどしていない銀行の収益を上げ、頭取表彰までされた銀行員が「犯罪者」となり刑務所に行くため「告訴」（火をつける）されることは、本当に残酷な仕打ちです。

東海銀行が犯した「告訴状」のデッチ上げを立証します。

東海銀行は「告訴状」をデッチ上げ警視庁に「告訴」（火をつけ）ました。

平成3年7月29日、東海銀行顧問弁護士 松嶋 泰貴殿が作成した「告訴状」
(甲1号証)！

正印 証状

告訴人
名古屋市中区錦三丁目二番二四号
株式会社 東海銀行
右代表者代表取締役
伊藤 喜一郎

被告訴人
東京都荒川区西尾久七丁目二一〇
西尾久ビニューハイイツ三〇四
元銀行員
森 本 享

東京都中央区銀座二一〇一四
富善ビル七階電話〇三―三五五五―二六九一
右告訴人代理人弁護士
松嶋 泰

一 告訴の事実

1 告訴人は名古屋市中区錦三丁目二番二四号に本店を置き、日本全国に支店を有する銀行法に基づき大蔵大臣の免許を受けて銀行業務を営む銀行であり、被告訴人は昭和五一年四月告訴人銀行に入行し、昭和六一年五月以降告訴人銀行秋葉原支店得意先係として勤務、平成元年六月支店長代理に昇格して同じく得意先係として、新規取引先の開拓業務に従事していた者である。なお、被告訴人は平成三年六月告訴人銀行の虎ノ門支店に転動したが平成三年七月二六日付で告訴人より懲戒解雇されたものである。

2 被告訴人は右のとおり告訴人銀行秋葉原支店に支店長代理として新規取引先の開拓業務に従事していた平成二年五月二二日から平成三年六月二八日までの間、別紙一覽表記載のとおり一三回にわたり、行使の目的をもって告訴人銀行秋葉原支店の応接室において、ほしほのままに質権設定承諾依頼書の承諾欄に東京都千代田区神田平河町三番地一・株式会社東海銀行秋葉原支店支店長高柳裕、または東京都千代田区神田平河町三番地一・株式会社東海銀行秋葉原支店支店長本谷三三なるゴム印と、それぞれの支店長名下に、東海銀行秋葉原支店または東海銀行秋葉原支店支店長印の印鑑を押捺して、もって東海銀行秋葉原支店長作成名義の質権設定承諾書を偽造した上、同日同所において預金者欄記載の各預金者に対し、これを真正に成立したものと装い交付したものである。被告訴人の前記所為は刑法第一五九条第一項に該当すると思料しますので、被告訴人の嚴重な処罰を求めるために告訴に及ぶ次第である。

東海銀行顧問弁護士 松嶋 泰貴殿に対して、後に公開質問する理由は本当に貴殿が「告訴状」を作成しのか確認することが目的です。貴殿は東海銀行の顧問弁護士であり法律家です。銀行法で「免許取り消し」事案であることは明らかです。

ですから、お聞きしたいのです。

私は、貴殿が作成した『有印私文書偽造』と違う「告訴状」がコピー偽造されたものと考えています。質権設定承諾書を偽造した上、同日同所において預金者欄記載の各預金者に対しこれを真正に成立したものと装い交付したものである。』
新聞報道では、交付した先はノンバンクであり各預金者ではないのですが「各預金者」ですね？

監 査 人 監 査 印

平成三年七月二九日

右告訴人代理人弁護士

松 嶋



三 添付書類

- 1 質権設定承諾依頼書 一三通
- 2 参考人 本谷敏三（現秋葉原支店長）
- 1 承諾書付質権設定承諾依頼書 一三通

二 立法方法

質権者	預金者	金額	質権設定日	質権設定承諾者・使用印
オリックス・アルファ㈱	㈱マッシュ	5,000円	3. 6. 13	秋葉原支店印
〃	㈱ウエイ・アウト・スポーツ	5,000	3. 6. 13	同上
〃	那須洋治	5,000	3. 6. 7	同上
オリックス・インテリア㈱	㈱出島運送	5,000	3. 6. 14	同上
〃	㈱エイ・エイ・ベスト	5,000	3. 6. 14	同上
日 貨 信 ㈱	㈱ジェイ・イーシー	5,000	3. 3. 25	同上
〃	㈱一 休	3,000	2. 11. 21	支店長印
〃	㈱出島運送	5,000	2. 8. 7	同上
協和商工信用㈱	㈱ウエイ・アウト・スポーツ	3,000	3. 6. 20	同上
〃	㈱エイ・エイ・ベスト	2,000	3. 5. 31	同上
総合クレジット㈱	㈱出島運送	10,000	3. 6. 28	同上
〃	㈱出島運送	5,000	3. 6. 28	同上
〃	㈱クォーマーシャル・ オリアジシステム	5,000	3. 6. 20	同上
合 計		63,000円		

前述したように預金者 マッシュ・ウエイ・アウト・スポーツは東海銀行秋葉原支店極秘極秘「特別プロジェクト」内で「銀行ぐるみ」作成した銀行のダミー預金者名義で預金担保債権（一般貸出債権）「約束手形債権」（CP）金融商品(有価証券)を偽造したダミー預金者名義人となっています。明らかな「免許取り消し」事案です。「知って」いましたか？「知っている」から三文判ですか？

「犯罪事実」と「被害者」が違う！

私が「虚偽の告訴状」と断言できるのは、告訴状に記載された『質権設定承諾書を偽造した上、同日同所において預金者欄記載の各預金者に対し、これを真正に成立したものに装い交付した』この交付された「被害者」は預金者欄記載のマッ

シュ・ウエイアウトスポーツです。

当然、平成3年7月29日告訴する前に、東海銀行は被害者ウェイアウトスポーツとマッシュの社長に「銀行員」に質権設定承諾書を見せて、50億円の融資を受けることを承諾し、騙されたのか？必ず確認するはずです。

逆に、そうでなければ告訴をしてはいけません。

しかし、一審第37回公判でウェイアウトスポーツ社長もマッシュ社長も一審第38回公判で「何も知らない」と証言しているのです。

騙されたとされる相手が、会ってもいないし、知らないと答えているのにどうして、この告訴状が書けるのでしょうか？回答してください。回答する職責がある。

この告訴状は、自行の行員を銀行内の不正で刑事罰を求める告訴です。自行行員に刑事罰を求めるのですから、犯罪者となり、銀行員の人生を奪うことです。皆さんが、東海銀行の立場ならどう考えますか？不正が発覚したらできることなら懲戒解雇をして内密に処理したいと思いませんか？

東海銀行は、一般公衆の大切なお金を預かり、業務をなしているものであり、絶対に行員の不正などあってはならないのです。これだけ大掛かりな不正は「免許取り消し」事案です。

自行行員をこのような告訴状で、告訴するからには、慎重に慎重を重ね、徹底的に内部調査を行い、断腸の思いで告訴するのです。

被害金額が総額630億円（13件）と東海銀行秋葉原支店の預金額より多い金額です。これを公にするのですから、監督責任として、支店長、さらには頭取が引責辞任し銀行法違反で「免許取り消し」です。それだけでは済まず、大蔵大臣はじめ銀行局の監督責任まで問われます。

『事件が発覚した26日夕方から失踪した』平成3年7月29日、土曜、日曜を挟んだ後、月曜日に告訴出来ますか？更に記者会見までして損失金をデッチ上げたのです。当然、そこまで覚悟して『発覚』と『被害金』を「虚偽の告訴状」検察官

立証証拠（甲1号証）で行った。私は世界中にこの「暴挙」を配信するのです。

警視庁捜査二課が犯した違法操作を立証します！

言語道断と表現する「基本的人権無視」です。

東海銀行の「告訴状」を受理した警視庁 捜査二課は「被害者」マッシュとウエイアウトスポーツ代表取締役 から「50億円の質権設定承諾書」が交付された被害状況を聞くのが捜査の端緒ですから当然のこと聞きます。

ところが警視庁 捜査二課は「被害者」マッシュ・ウエイアウトスポーツ代表取締役から被害状況も聞かないのです。即ち、ウエイアウトスポーツ・マッシュが秋葉原支店のダミーであることを知ってるのです。

政府の方針に従い、警視庁捜査二課は
「被害者」から被害状況を聞かない！

その証拠が、前述した平成3年12月24日、ウエイアウトスポーツ社長吉川一を釈放する条件で逮捕し「室岡を何としても有罪にもっていきたいんだ！」「室岡だけがねらいだから！」全て『この世に存在しない』本件詐欺事件話の供述を取り釈放した事実です。

そもそも、検察官から裁判所に証拠提出され証拠採用している「甲160証」会社登記簿謄本によれば、ウエイアウトスポーツは資本金600万円の衣類会社だったのです。

驚くことに平成3年5月にウエイアウトスポーツはペーパーカンパニーとして売却され、本件詐欺事件が行われたとデッチ上げた平成3年6月13日の後平成3年6月14日、取締役が全員辞任しています。代表取締役社長が28歳の吉川に入れ替わり、本件事件当時（平成3年6月）は休眠状態だったことが明らかになっています。

同様に マッシュも「甲161号証」会社登記簿謄本によれば 資本300万円の従業員三人で納税額がわずか8500円の小さな会社です。50億円の「約束手形」を

振出す合理的な理由は何処にもないのです。ましてや秋葉原支店応接室で50億円もの「質権設定承諾書」を交付されることなど言われなきことなのです。

経済社会の常識で、平成3年6月13日、休眠状態の会社が秋葉原支店内応接室で銀行員から偽造された「50億円の質権設定承諾書」を交付される合理的な理由は何処にもないことは警視庁の人間でなくとも誰でも分かる常識なのです。

この告訴状を受理した警視庁捜査第二課は「交付された」被害者「ノンバンク」なのか「各預金者」なのか、総額630億円（13件）各被害状況を調べるのが職責なのです。東海銀行副頭取の被害者が「ノンバンク」と東海銀行頭取の被害者は「各預金者」と別な「告訴状」です。本当に国民をなめきっています。

これでも、自行行員を告訴できるのでしょうか？この告訴状を受理した警視総監、捜査を担当する捜査二課の立場で検証してみてください許されない「基本的人権無視」です。

警視庁捜査二課は告訴状を読んだとき、「何なんだ？」と思いませんか？

告訴代理人弁護士を呼び出して、この預金者が50億円の質権をもらう理由は何か？と問い質しませんか？さらに言えばウェイアウトスポーツやマッシュを呼び出して、事実確認をしませんか？当然のことウェイアウトスポーツ・マッシュから各被害状況を聞くことが捜査の端緒です。

その時点で、この告訴状は、受理できない、告訴をした東海銀行の代理弁護士に「虚偽の告訴状」を突き返します。忙しい「顔を洗って出直してこい」と言います。

警視庁捜査二課は政府の方針だから仕方なく「告訴状」（火つけ）を受理して『この世に存在しない』銀行員個人が犯した「犯罪」とノンバンクの「被害金」をデッチ上げ銀行の「免許取り消し」を回避したのです。



P94

ただ、東海銀行はわれわれの捜査に非常に協力的でした。検査部次長と警視庁OBの二人がわれわれの窓口になってくれ、毎日われわれのそばにやってくる。「次のご下命を」という調子なのです。検査部次長はハラの据わった人で、「ある役員が山本と関係している、週刊誌に書いてあるが」と私と言えば、「どうぞご自由にお取り調べを」といって役員への事情聴取の手はずを整えてくれるようなタイプの銀行員でした。「こんな資料を警視庁に提出して大丈夫なのか」とこちらが心配してしまっただけです。ですから東海銀行秋葉原支店は、土日でも支店長をはじめ何人も行員が出動していました。平日も私たちの捜査が終わるまで支店で待機するという協力態勢でした。

銀行や大会社の事件では、必ずといっていいくらい一部の幹部がしゃしゃり出てきては、「あれは駄目、これも駄目」と捜査の邪魔をします。ところが東海銀行は、終始「どうぞどうぞ」という心からの協力態勢で応じてくれました。検査部次長のハラのデカさに本当に感謝しました。

バンクが何をしているところなのかもまったく知らなかったのです。そんな調子ですから、この東海銀行の事案がはたして犯罪になるのか、犯罪になるとしても何罪にあたるのかなど、二課長以下、誰も知りませんでした。そんな頼りない知識だけで、私を含めほんの数人で一四五〇億円もの金の流れを追っていくことになりました。まだ捜査二課にパソコンを使いこなせる者がおらず、すべて手書きでの解明になりました。

94

P93

手元に、一年間で七二億円のキャッシュが入っていました。片や信用金庫では、一〇億円以上の金額は桁が多すぎてコンピュータの端末が対応できず、手書きで銀行元帳に記入していた時代です。パブルというのはそれくらい急激に膨らみ、異様な額の金が飛び交っていたのです。これが狂乱のパブルの実相です。

事件は新聞のスクープにより発覚しました。記事が出た当日、東海銀行本店では朝一番で秋葉原支店に山本の出頭を命じました。しかし山本は、命令を無視し、すぐさま海外に逃亡してしまいました。やはり「いいホシ」は逃げるのです。

渡航先はイタリアになっていました。しかし後に判明しますが、これは偽造パスポートを使って身代わりをイタリアに渡航させていただけで、現実にはタイに逃亡していました。偽造パスポートは簡単に作れるのです。

捜査二課では一九八九（平成元）年八月、パブル事件の特別捜査本部を設置しました。東海銀行だけではなく同種事案が富士銀行赤坂支店でも発覚したからです。富士銀行事件は七〇〇億円くらいの事件でしたから、東海、富士両行でおよそ一兆円に近い詐欺事件でした。これにより二課は全員がパブル事件に専従しました。私の経験上、それほど布陣で臨んだ事件は後にも先にもありません。

私は当時、立川分室という国立市にあった捜査二課の分室で、贈取賄事件の内偵捜査をしていました。ですが、本部に駆り出されて東海銀行班を担当しました。

93 米 第三章 パブル経済事件

後に、警視庁捜査二課が「逮捕状請求書」をデッチ上げた「職務犯罪行為」を立証しますが、萩生田勝氏は『事件は新聞のスクープで発覚しました』と記述していることが全て承知している「証」なのです。

証拠を検証ください。

平成3年9月18日、上記1～5、膨大な帳票類を用いて検察官立証証拠（甲129号証）を萩生田勝・川畑一廣・青木映が作成したものです。

検証していただくのは「質権」による「預金拘束」が存在しない事実です。お読みください。全く本件詐欺事件と犯罪構造が違う事実が明らかになります。

3-1

謄本

平成三年六月二十八日	警視庁刑事部捜査第二課 司法警察員警部補 萩生田勝 右 同 捜査部長 川畑一廣 右 同 課 係 長 警視庁田園調布警察署 司法警察員 査 青木 映	警視庁刑事部捜査第二課長 司法警察員警部補 小野正博殿 東海銀行 萩葉原支店を舞台とした不正融資事件の融資実態解明報告書 現在捜査中の被疑者森本亨元東海銀行萩葉原支店支店長代理に係わる詐欺被疑事件について同店が関与したノンバンクからの融資及び返済済	実態について捜査した結果は次のとおりであるから報告する。 警 視 庁	一 捜査の端緒 本年七月二十九日 株式会社東海銀行 代表取締役 伊藤喜一郎 東海銀行 萩葉原支店支店長代理であった森本亨元平成二年五月三十一日から平成三年六月二十八日の間三回に回リノンバンクオリックスマルマ株式会社外四社から預金着有限会社マッシュン社に対し
------------	--	---	---------------------------------------	--

(国)信託社務

実行された 合計六三〇億円 の融資に關し、 東海銀行秋葉原支店長 作成名義の 質権設定承諾書 を偽造しノンバンク側へ口右承諾書 を交付するも融資金は預金 者の銀行口座から解約払戻されて いた こと旨の 有印私文書偽造 の告訴を受理したところによる。 ニ融資実態及び融資金の流れ解明のための資料	警視庁	各ノンバンクから提出を受けた 。質権設定承諾依頼書の写 。通知預金通帳の写 。金銭消費貸借契約書の写 。銀行預金担保差入証の写 。融資元帳の写 等の資料 ニ捜査関係事項照会書へより 東海銀行秋葉原支店等 から回答を受けた 邦須洋司外借入名義人の各種 預金元帳の写及び口座の併う各 入出金伝票の写 ニ右同様の方法で入手した
---	-----	---

平成三年九月十八日、警視庁捜査二課殿 東海銀行秋葉原支店を舞台にした不正融資事件の融資実態解明報告書 現在捜査中の被疑者森本享元東海銀行秋葉原支店長代理に係わる詐欺被疑事件について同店が関与したノンバンクからの融資及び返済実態について捜査した結果は次のとおりであるから報告する。

一、捜査の端緒 本年七月二十九日 株式会社 東海銀行 代表取締役 伊藤喜一郎から東海銀行秋葉原支店代理であった森本享平成二年五月三十一日から平成三年六月二十八日の間十三回に亘り、オリックスアルファ株式会社外四社から預金者有限会社マッシュ外八社に対し実行された合計六三十億円の融資に關し東海銀行秋葉原支店長作成名義の質権設定承諾書を偽造しノンバンク側には右承諾書を交付するも融資金については預金者の銀行口座から解約払戻されていたという旨の有印私文書偽造の告訴を受理したことによる。

二、融資実態及び融資金の流れ解明のための資料 1、各ノンバンクから提出を受けた。質権設定承諾依頼書の写。通知預金通帳の写。金銭消費貸借契約書の写。銀行預金担保差入書の写。融資元帳の写

これが『この世に存在しない』有印私文書偽造の「告訴」（火をつけた）を受理した警視庁捜査二課が政府の方針に従い「免許取り消し」を隠蔽すべく有印私文書偽造同行使詐欺話をデッチ上げたのです。

銀行の「免許取り消し」回避を立証します。

前述した著書 P93～P94 『ノンバンクが何をしているところなのかもまったく知らなかったのです。そんな調子ですからこの東海銀行の事案が犯罪になるのか、犯罪になるとしても何罪に当たるのかなど、二課長以下誰も知りませんでした。』

恐ろしい『東海銀行の事案が犯罪になるのか、犯罪になるとしても何罪に当たるのかなど、二課長以下誰も知りませんでした。』これこそ『真実』の暴露です。

警視庁捜査二課が『質権設定承諾書を偽造し』この偽造された質権設定承諾書の（原本）を押収しないのは違法行為です。質権設定承諾依頼書の（写）では論外です。（写）コピー偽造を承知して『国家犯罪』（免許取り消し）を隠蔽した「証」です。

銀行とノンバンクが行った、他行預金担保融資取引構造！

取引構造 他行預金担保融資取引「銀行⇔ノンバンク」

取引構造 自己資本比率8%計測用リスクウエイト「数字の水増し」操作として極秘「特別プロジェクト」内で「譲渡性預金担保債権」(CD) 金融商品や「約束手形債権」(CP) 金融商品を用いた流動化(売却)を約5年間継続した「BIS規制8%」クリア操作です。

即ち、政府金融首脳が金融機関内限定条件で認めた他行預金担保融資取引「銀行⇔ノンバンク」

は、システムどおり金利稼ぎをした民事取引であり、そこにノンバンクが被害者となれる金融犯罪は、はじめから『この世に存在しない』話です。

銀行員個人の「犯罪」デッチ上げに警視庁捜査二課が加担した「証」です！

他行預金担保融資取引の 他行を取り除く 預金担保融資話をデッチ上げ「銀行⇔

ノンバンク」の犯罪取引構造と犯罪構造を警視庁捜査二課がデッチ上げたのです。

犯罪取引構造	「銀行⇔ノンバンク」をデッチ上げたのです。
犯罪構造	銀行員個人が預金証書・通帳と質権設定承諾書を偽造した預金担保債権を用いて、ノンバンクと預金担保融資取引を行った、はじめから『この世に存在しない有印私文書偽造同行使』話と承知して銀行員個人の「犯罪」とノンバンクの「被害金」をデッチ上げたのです。

警視庁捜査二課が「数字」の収末処理に加担した「証」です！

政府首脳の方針に従い、金融機関・司法機関が銀行極秘「特別プロジェクト」内で銀行ぐるみ銀行のダミー預金者名義で発生させた巨額な「数字」の損失金を「債権譲渡契約書」を用いて収末処理する隠蔽工作（マッチ・ポンプ）では、ノンバンクが「被害者」となり協力する以外ないのです。

警視庁捜査二課が「損失金」と「被害金」をすり替えた「証」です！

警視庁捜査二課が金融機関内で全て処理する「銀行員個人」が犯した「犯罪」をデッチ上げ、「犯罪」で発生した巨額な「被害金」と「銀行ぐるみ」ダミー預金者名義で発生させた巨額な「数字」の「損失金」をすり替える「職務犯罪行為」を立証したことです。

東海銀行が銀行員の使用者責任として、オリックスアルファと「債権譲渡契約書」を締結してノンバンクの被害金を弁済する「粉飾決済」を犯し回収不能な損害金として一括償却する「粉飾決算」を犯して「数字」の収末処理（マッチ・ポンプ）を凶った刑事犯罪行為に警視庁捜査二課が加担したことの「証」です。

平成4年1月16日「債権譲渡契約書」を、オリックスアルファと締結したことが『国家犯罪』（免許取り消し）を立証してしまったのです。即ち国際決済銀行（BIS）を欺いた「BIS規制8%」クリア操作を取引関係書類それも銀行員個人が偽造したものを「有効」として「債権譲渡契約書」を締結する（火消し）を凶ったのです。

お断りしておきますが、オリックスアルファは被害がありません。東海銀行が銀行法に基づき「免許取り消し」を回避するため協力した被害者です。

当然のことですが、オリックスアルファは被害がないことを立証します。銀行員個人が犯した「預金担保債権」を東海銀行が「有効」とします。

「債権譲渡契約書」これが（火消し）の「証拠物」です。

甲
第
一
八
號
證
明
書



債権譲渡契約書

平成 4 年 1 月 16 日

住所 東京都中央区京橋2丁目8番18号
譲渡人(甲) オリックス・アルファ株式会社

代表取締役 豊 勝

住所 名古屋市中区錦三丁目21番24号
譲受人(乙) 株式会社 東海銀行

代表取締役 瑞 岩 成

オリックス・アルファ株式会社を甲とし、株式会社 東海銀行を乙と

して、当事者間に下記の契約を締結する。

第1条

甲は、債務者（以下、丙という）株式会社 ウェイアウトスポーツに対する下記債権を質権とともに代金金五拾億参千四百五拾七万零千九百零拾五円をもって乙に譲渡し、乙はこれを譲り受け、双方間に代金の授受を終った。

第2条

甲は、第1条の債権証書その他の一切の書類を乙に交付した。

第3条

甲は、本契約と同時に丙あてに内容証明郵便による譲渡通知書を送るものとする。ただし、譲渡通知書が丙に到達しない場合は、甲の責任において公示送達手続きをとるものとする。

第4条

甲は、譲渡債権の瑕疵のうち、甲の責めに帰すべき事由による瑕疵が存在しないことを保証する。
なお、譲渡債権について甲の責めに帰すべき事由による瑕疵が判明した場合、甲乙協議のうえ誠意をもってこれを解決するものとする。

第5条

丙に対する債権の回収について、甲は乙に協力するものとする。

この契約を証するため本証書2通を作成し、各自署名・押印のうえ各1通を所持する。

記

1. 債権の表示

金五拾億五千万円也

ただし、1991年6月12日付金銭消費貸借基本契約書に基づき平成3年6月13日届出の約束手形による貸付金債権元本金五拾億円および平成3年9月14日以降本日まで年14.6%の割合による遅延損害金債権金貳億五千万円

2. 質権の表示

平成3年6月13日付質権設定承諾依頼書並びに同日付第三債務者の承諾に基づく質権

発行銀行名	株式会社 東海銀行秋葉原支店
預金種別	通知預金
通帳番号	129296-00001
預金金額	金五拾億円也
預入日	平成3年6月13日
預金名義人	株式会社 ウェイアウトスポーツ

以 上

契約内容

第2条『甲は、第1条の債権証書その他の一切の書類を乙に交付した』このオリックスアルファ株式会社が東海銀行に交付した『債権証書その他の一切の書類』を、東海銀行が立証したのです。

であるならば、秋葉原支店以外に作成出来ない「BIS規制8%」クリア操作用の預金担保債権を装った「約束手形債権」(CP)と「質権」(預金債権)を用いた他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」を立証したことになります。

1 債権の表示 譲渡される債権は、「金52億5000万円也、但し1991年6月12日付金銭消費貸借基本契約書に基づき平成3年6月13日振出の約束手形による貸付金債権元本金52億円及び平成3年9月14日以降本日まで年14.6%の割合による遅延損害金債権金2億5000万円」(原文まま)と記載されています。

2. 質権の表示

平成3年6月13日付質権設定承諾書並びに同日付第三者の承諾に基づく質権

発行銀行名	株式会社東海銀行秋葉原支店
預金種類	通知預金
通帳番号	129296-00001
預金金額	金五拾億円也
預入日	平成3年6月13日
預金名義人	株式会社ウェイアウトスポーツ

オリックスアルファ株式会社は『平成3年6月13日振出の約束手形による貸付金元本金五拾億円及び平成3年9月14日以降本日まで、年14.6%の割合による遅延損害金債権金2億5000万円』と、平成4年1月16日迄の取引継続を立証したのです。

平成4年1月16日、東海銀行はオリックスアルファ株式会社と、お互いに「約束手形債権」と「質権」(預金債権)を有効と確認した上で遅延損害金を14,6%で合意した「債権譲渡契約書」を締結した。

当然のこと『遅延損害金が14,6%』であれば、明らかな民事取引です。

この契約は、東海銀行取締役会の承認を得て行われたものであり、取締役たちが秋葉原支店内で銀行員個人が預金担保債権を偽造してノンバンクを騙したとしても、対外的には「有効」な預金担保債権「約束手形債権」(CP)金融商品一式と承認した

ことなのです。当然のこと、オリックスアルファも取締役会の承認を得て行われたものであり、取締役たちが承認したことなのです。

東海銀行の目的は、オリックスアルファと「債権譲渡契約書」を締結することで銀行員個人が偽造した「有価証券偽造」を立証した取引関係書類(原本)を「有効」な「約束手形債権」(CP)金融商品一式と「質権」を確認した上で取引関係書類(原本)を回収することで「免許取り消し」を回避することだったのです。

そして、ダミーウェイアウトスポーツ預金者名義で発生させた50億円「数字」の損失金を被害者でも無い、オリックスアルファを被害者に仕立て上げ公に被害金50億円に金利2億5000万円を付けて被害弁済することで損害金として「粉飾決算」する収抹処理（火消し）を図ったのです。

粉飾決算：会計用語の一つで、会社が不正な会計処理を行い、内容虚偽の財務諸表を作成し、収支を偽装して行われる虚偽の決算報告を指す。

オリックスアルファが被害者になれる「金融犯罪」は何処にも存在しないのです。オリックスアルファは「BIS規制8%」クリア操作の他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」の取引を行った事実が、取引に使用された預金担保債権「約束手形債権」(CP)金融商品一式が立証したのです。

オリックスアルファが被害者になれる
「金融犯罪」はこの世に存在しない！

その証拠は、オリックスアルファが平成3年6月13日～平成4年1月16日まで秋葉原支店以外に作成することが出来ない「BIS規制8%」クリア操作の預金担保債権「約束手形債権」(CP)金融商品一式を所持していた事実です。

約束手形：手形振出人が受取人または受取人が指図した者への手形金の支払いを約束して手形受取人に振出交付する有価証券。この際に、手形の発行者のことを振出人といいます。現在、流通している手形のほとんどが約束手形である。手形は要式証券で、1. 約束手形文言、2. 単純な支払約束 - 条件付ではないこと、3. 手形金額、4. 満期、5. 支払地、6. 受取人、7. 振出地、8. 振出日、9. 振出人の署名（記名捺印でもよい）の記載される必要がある。（手形法 75 条）

債権譲渡契約書：債権をその同一性を失わせないで、譲渡人（旧債権者）から譲受人（新債権者）に転移することを言い。新旧債権者間に契約によって成立する。

指名債権：債権者が特定している通常の債権。債権者とは、特定人（債務者）に対して、一定の給付をなすべきことを請求しうる者。

他行預金担保融資取引：銀行が自行預金を担保に貸付をする例は非常に多くあるが、他行預金を担保にとる例はあまりありません。それは預金者は自己の定期預金を直ちに資金化する必要が生じたときは、通常の場合、その定期預金をした銀行から預金担保貸付を受けるか、期限前解約をしてもらえばよいからである。

これに対して、他行預金の担保取得はもっぱら指名債権質の方法によって行われている。指名債権に対する質権の設定は、質権者と設定者との合意によって成立し、もし質入債権の証書があれば、その交付によって効力が生じ、質入債権の債務者に対する通知、またはその承諾によって第三債務者に対する対抗要件を備えることになり、さらにこの通知または承諾に確定日付を付することによって、その他の第三者に対して対抗要件を備えることになる。

他行預金担保では相殺を活用することはできないために、もっぱら質権設定の方法がとられる。他行預金を質にとるには、實際上、設定者（預金者）から預金担保差入証と預金証書のほかに質権設定承諾依頼書の差入れを受け、必ず他行の質権設定承諾書を徴して、これに確定日付を付しておくこととしている。他行預金質の場合には、質権者と第三債務者とが異なるために、必ず第三債務者たる他行の承諾をとらなければならない。実際には、質権設定承諾依頼書二通に銀行と預金者が連署して、これを他行に提出し、その一通に質権設定を承諾する旨裏書を受け他行の署名をしてもらう方法がとられている。

手形取引及び取引当事者の確認

東海銀行とオリックスアルファは、この債権譲渡契約で譲渡の対象として「約束手形による貸付金」と明記されているように、東海銀行とオリックスアルファはこの契約によって、今回の事件の融資が、本来は手形による取引であり、その債権は手形債権であることをお互いに認めたのです。

前に詳述したとおり、この融資が手形による取引であることを認めたということは、手形取引の当事者が「秋葉原支店とオリックスアルファ」である真相をお互いに認めたということであり、債権譲渡契約第二条によって、東海銀行は「約束手形

債権」(CP)金融商品一式を回収し、その手形取引の精算をしたということです。

そして、東海銀行は、質権とともに債権を譲り受けたのであるから、質権の対象となる預金の存在までもお互いに確認したのです。「預入番号—00001」存在がその証左なのです。

債権譲渡契約書が証明する本件詐欺事件の不存在！

本件詐欺事件にかかわる詐欺の公訴事実は、「銀行員が有効な質権設定承諾手続をとるつもりがないのにこれがなされて貸付金の回収が確実になされるものとノンバンクを欺こうとし、その旨誤信させて融資金を騙取した」というのであるが、銀行が「約束手形債権」一式として約束手形と預金が一体となり質権設定承諾書を有効であるとして、東海銀行が事務処理を行ったのであるから、オリックスアルファは「約束手形債権」(CP)金融商品一式による東海銀行への貸付金の回収は確実になされたのです。

柳検察官の主張する犯罪構造、協力預金名下の預金担保融資も犯罪取引構造「オリックスアルファ⇔ウェイアウトスポーツ」の取引が存在しないのであるから、欺罔も「誤信」もなく、起訴状、追起訴状にあるそれぞれの詐欺罪はいずれも成立の余地がないのです。もとより、有印私文書偽造罪など成立するはずもないのです。

警視庁捜査二課による犯罪構図は破綻している！

柳検察官が主張する「協力預金」名下の資金融資取引は存在しないのです。実際のところは「一般貸出債権」の流動化を目的とした「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」による「約束手形債権」(CP)金融商品一式を用いた取引であることが、これらの事実から立証されたのです。

その事実が分かっているながら、柳検察官は『国家犯罪』（免許取り消し）その『背景』を隠蔽した隠蔽工作（マッチ・ポンプ）その『真相』を隠蔽するため本件詐欺事件話をデッチ上げ、私の「口を封じる」ために公訴提起した「職務犯罪行」と断言し告発します。

オリックスアルファは「約束手形債権」(CP)と「金融商品」「質権」（指名債

権)を有効として、平成3年6月13日 秋葉原支店と、他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」を行い金利を稼いだのです。

オリックスアルファは、民事・商事の法に則した「約束手形債権」と「質権」(預金債権)を有効として、平成3年6月13日 秋葉原支店と実行した、他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」を立証したのです。

はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件デッチ上げを明確に公的(裁判所で証拠採用された)証拠が証明したのです。

その他の「債権譲渡契約書」です!



債権譲渡契約証書

平成 4 年 1 月 1 6 日

住所 東京都中央区京橋2丁目8番18号
 譲渡人(甲) オリックス・アルファ株式会社
 代表取締役 豊 勝
 住所 名古屋市中区錦三丁目21番24号
 譲受人(乙) 株式会社 東海銀行
 代表取締役 瑞岩 成

オリックス・アルファ株式会社を甲とし、株式会社 東海銀行を乙として、当事者間に下記の契約を締結する。

第1条

甲は、債務者(以下、丙という)有限会社 マッシュに対する下記債権を質権とともに代金金五拾壹億参千四百五拾七万零千九百零拾五円をもって乙に譲渡し、乙はこれを譲り受け、双方間に代金の授受を終った。

第2条

甲は、第1条の債権証書その他の一切の書類を乙に交付した。

第3条

甲は、本契約と同時に丙あてに内容証明郵便による譲渡通知書を発送するものとする。
 ただし、譲渡通知書が丙に到達しない場合は、甲の責任において公示送達手続きをとるものとする。

第4条

甲は、譲渡債権の瑕疵のうち、甲の責めに帰すべき事由による瑕疵が存在しないことを保証する。
 なお、譲渡債権について甲の責めに帰すべき事由による瑕疵が判明した場合、甲乙協議のうえ誠意をもってこれを解決するものとする。

第5条

丙に対する債権の回収について、甲は乙に協力するものとする。

この契約を証するため本証書2通を作成し、各自署名・押印のうえ各1通を所持する。

記

1. 債権の表示

金五拾貳億五千万円也

ただし、1991年6月12日付金銭消費貸借基本契約書に基づき平成3年6月13日振出の約束手形による貸付金債権元本金五拾億円および平成3年9月14日以降本日まで年14.6%の割合による遅延損害金債権金貳億五千万円

2. 質権の表示

平成3年6月13日付質権設定承諾依頼書並びに同日付第三債務者の承諾に基づく質権

発行銀行名	株式会社 東海銀行秋葉原支店
預金種類	通知預金
通帳番号	129288-00001
預金金額	金五拾億円也
預入日	平成3年6月13日
預金名義人	有限会社 マッシュ

以 上



債権譲渡契約証書

平成 4 年 1 月 16 日

住所 東京都中央区京橋 2 丁目 8 番 18 号
 譲渡人 (甲) オリックス・アルファ株式会社
 代表取締役 豊 勝

住所 名古屋市中区錦三丁目 21 番 24 号
 譲受人 (乙) 株式会社 東海銀行
 代表取締役 瑞 岩 成

オリックス・アルファ株式会社を甲とし、株式会社 東海銀行を乙として、当事者間に下記の契約を締結する。

第 1 条

甲は、債務者（以下、丙という）有限会社 マッシュに対する下記債権を質権とともに代金金五拾壹億参千四百五拾七万零千九百零拾五円をもって乙に譲渡し、乙はこれを譲り受け、双方間に代金の授受を終った。

第 2 条

甲は、第 1 条の債権証書その他の一切の書類を乙に交付した。

第 3 条

甲は、本契約と同時に丙あてに内容証明郵便による譲渡通知書を発送するものとする。ただし、譲渡通知書が丙に到達しない場合は、甲の責任において公示送達手続きをとるものとする。

第 4 条

甲は、譲渡債権の瑕疵のうち、甲の責めに帰すべき事由による瑕疵が存在しないことを保証する。なお、譲渡債権について甲の責めに帰すべき事由による瑕疵が判明した場合、甲乙協議のうえ誠意をもってこれを解決するものとする。

第 5 条

丙に対する債権の回収について、甲は乙に協力するものとする。

この契約を証するため本証書 2 通を作成し、各自署名・押印のうえ各 1 通を所持する。

記

1. 債権の表示

金五拾貳億五千万円也
 ただし、1991年6月12日付金銭消費貸借基本契約書に基づき平成3年6月13日振出の約束手形による貸付金債権元金五拾億円および平成3年9月14日以降本日まで年14.6%の割合による遅延損害金債権金貳億五千万円

2. 質権の表示

平成3年6月13日付質権設定承諾依頼書並びに同日付第三債務者の承諾に基づく質権
 発行銀行名 株式会社 東海銀行秋葉原支店
 預金種類 通知預金
 通帳番号 129288-00001
 預金金額 金五拾億円也
 預入日 平成3年6月13日
 預金名義人 有限会社 マッシュ

以上



債権譲渡契約証書

平成 4 年 1 月 16 日

住所 東京都新宿区西新宿 1 丁目 25 番 1 号
 譲渡人 (甲) オリックス・インテリア株式会社
 支配人 近藤靖夫

住所 名古屋市中区錦三丁目 21 番 24 号
 譲受人 (乙) 株式会社 東海銀行
 代表取締役 瑞 岩 成

オリックス・インテリア株式会社を甲とし、株式会社 東海銀行を乙として、当事者間に下記の契約を締結する。

第 1 条

甲は、債務者（以下、丙という）株式会社 出島運送に対する下記債権を質権とともに代金金五拾壹億参千四百五拾七万零千九百零拾五円をもって乙に譲渡し、乙はこれを譲り受け、双方間に代金の授受を終った。

第 2 条

甲は、第 1 条の債権証書その他の一切の書類を乙に交付した。

第 3 条

甲は、本契約と同時に丙あてに内容証明郵便による譲渡通知書を発送するものとする。ただし、譲渡通知書が丙に到達しない場合は、甲の責任において公示送達手続きをとるものとする。

第 4 条

甲は、譲渡債権の瑕疵のうち、甲の責めに帰すべき事由による瑕疵が存在しないことを保証する。なお、譲渡債権について甲の責めに帰すべき事由による瑕疵が判明した場合、甲乙協議のうえ誠意をもってこれを解決するものとする。

第 5 条

丙に対する債権の回収について、甲は乙に協力するものとする。

この契約を証するため本証書 2 通を作成し、各自署名・押印のうえ各 1 通を所持する。

記

1. 債権の表示

金五拾貳億五千万円也
 ただし、1991年6月14日付手形貸付基本約定書に基づき平成3年6月14日振出の約束手形による貸付金債権元金五拾億円および平成3年9月14日以降本日まで年14.6%の割合による遅延損害金債権金貳億五千万円

2. 質権の表示

平成3年6月14日付質権設定承諾依頼書並びに同日付第三債務者の承諾に基づく質権
 発行銀行名 株式会社 東海銀行秋葉原支店
 預金種類 通知預金
 通帳番号 129312-00001
 預金金額 金五拾億円也
 預入日 平成3年6月14日
 預金名義人 株式会社 出島運送

以上



債権譲渡契約証書

平成 4年 1月 16日

住所 東京都中央区八丁堀三丁目12番8号
総合ファイナンスサービス株式会社
譲渡人(甲) 代表取締役 笠輪茂樹

住所 名古屋市中区錦三丁目21番24号
株式会社 東海銀行
譲受人(乙) 代表取締役 瑞岩 成

総合ファイナンスサービス株式会社を甲とし、株式会社 東海銀行を乙として、

当事者間に下記の契約を締結する。

第1条

甲は、債務者(以下、丙という)株式会社イノマテ・フジ・メディア・システムに対する下記債権を質権とともに代金四拾五億九千八百零拾参万六千九百八拾四円をもって乙に譲渡し、乙はこれを譲り受け、双方間に代金の授受を終った。

第2条

甲は、第1条の債権証書その他の一切の書類を乙に交付した。

第3条

甲は、本契約と同時に丙あてに内容証明郵便による譲渡通知書を発送するものとする。
ただし、譲渡通知書が丙に到達しない場合は、甲の責任において公示送達手続きをとるものとする。

第4条

甲は、譲渡債権の瑕疵のうち、甲の責めに帰すべき事由による瑕疵が存在しないことを保証する。

なお、譲渡債権について甲の責めに帰すべき事由による瑕疵が判明した場合、甲乙協議のうえ誠意をもってこれを解決するものとする。

第5条

丙に対する債権の回収について、甲は乙に協力するものとする。

この契約を証するため本証書2通を作成し、各自署名・押印のうえ各1通を所持する。

記

1. 債権の表示

金四拾六億八千貳百九拾五万八千九百四円也

ただし、平成3年6月20日付金銭消費貸借契約証書による貸付金債権
元本金四拾五億円および平成3年10月3日以降本日まで年14%の割合による遅延損害金債権金壹億八千貳百九拾五万八千九百四円

2. 質権の表示

平成3年6月20日付質権設定契約書、同日付質権設定承諾請求書並びに同日付第三債務者の承諾に基づく質権

発行銀行名	株式会社 東海銀行秋葉原支店
預金種類	通知預金
証書番号	129346-00001
預金金額	金五拾億円也
預入日	平成3年6月20日
預金名義人	株式会社 イノマテ・フジ・メディア・システム

以上



債権譲渡契約証書

平成 4年 1月 16日

住所 東京都中央区八丁堀三丁目12番8号
総合ファイナンスサービス株式会社
譲渡人(甲) 代表取締役 笠輪茂樹

住所 名古屋市中区錦三丁目21番24号
株式会社 東海銀行
譲受人(乙) 代表取締役 瑞岩 成

総合ファイナンスサービス株式会社を甲とし、株式会社 東海銀行を乙として、

当事者間に下記の契約を締結する。

第1条

甲は、債務者(以下、丙という)株式会社イノマテ・フジ・メディア・システムに対する下記債権を質権とともに代金四拾五億九千八百零拾参万六千九百八拾四円をもって乙に譲渡し、乙はこれを譲り受け、双方間に代金の授受を終った。

第2条

甲は、第1条の債権証書その他の一切の書類を乙に交付した。

第3条

甲は、本契約と同時に丙あてに内容証明郵便による譲渡通知書を発送するものとする。
ただし、譲渡通知書が丙に到達しない場合は、甲の責任において公示送達手続きをとるものとする。

第4条

甲は、譲渡債権の瑕疵のうち、甲の責めに帰すべき事由による瑕疵が存在しないことを保証する。

なお、譲渡債権について甲の責めに帰すべき事由による瑕疵が判明した場合、甲乙協議のうえ誠意をもってこれを解決するものとする。

第5条

丙に対する債権の回収について、甲は乙に協力するものとする。

この契約を証するため本証書2通を作成し、各自署名・押印のうえ各1通を所持する。

記

1. 債権の表示

金四拾六億八千貳百九拾五万八千九百四円也

ただし、平成3年6月20日付金銭消費貸借契約証書による貸付金債権
元本金四拾五億円および平成3年10月3日以降本日まで年14%の割合による遅延損害金債権金壹億八千貳百九拾五万八千九百四円

2. 質権の表示

平成3年6月20日付質権設定契約書、同日付質権設定承諾請求書並びに同日付第三債務者の承諾に基づく質権

発行銀行名	株式会社 東海銀行秋葉原支店
預金種類	通知預金
証書番号	129346-00001
預金金額	金五拾億円也
預入日	平成3年6月20日
預金名義人	株式会社 イノマテ・フジ・メディア・システム

以上



債権譲渡契約証書

平成 4 年 1 月 16 日

住所 東京都中央区八丁堀三丁目12番8号
 総合ファインサービス株式会社
 譲渡人(甲) 代表取締役 笠輪茂樹

住所 名古屋市中区錦三丁目21番24号
 株式会社 東海銀行
 譲受人(乙) 代表取締役 瑞岩 成

総合ファインサービス株式会社 を甲とし、株式会社 東海銀行 を乙として、当事者間に下記の契約を締結する。

- 第1条
 甲は、債務者(以下、丙という)株式会社 出島運送 に対する下記債権を質権とともに代金金五拾壹億零千四百六拾万六千零百六拾貳円をもって乙に譲渡し、乙はこれを譲り受け、双方間に代金の授受を終った。
- 第2条
 甲は、第1条の債権証書その他の一切の書類を乙に交付した。
- 第3条
 甲は、本契約と同時に丙あてに内容証明郵便による譲渡通知書を発送するものとする。
 ただし、譲渡通知書が丙に到達しない場合は、甲の責任において公示送達手続きをとるものとする。

第4条
 甲は、譲渡債権の瑕疵のうち、甲の責めに帰すべき事由による瑕疵が存在しないことを保証する。
 なお、譲渡債権について甲の責めに帰すべき事由による瑕疵が判明した場合、甲乙協議のうえ誠意をもってこれを解決するものとする。

第5条
 丙に対する債権の回収について、甲は乙に協力するものとする。
 この契約を証するため本証書2通を作成し、各自署名・押印のうえ各1通を所持する。

記

1. 債権の表示
 金五拾貳億零千貳百八拾七万六千七百零拾貳円也
 ただし、平成3年6月28日付金銭消費貸借契約証書による貸付金債権元本金五拾億円および平成3年9月28日以降本日まで年14%の割合による遅延損害金債権金貳億零千貳百八拾七万六千七百零拾貳円

2. 質権の表示
 平成3年6月28日付質権設定契約書、同日付質権設定承諾請求書並びに同日付第三債務者の承諾に基づく質権
- | | |
|-------|----------------|
| 発行銀行名 | 株式会社 東海銀行秋葉原支店 |
| 預金種類 | 通知預金 |
| 証書番号 | 129395-00001 |
| 預金金額 | 金五拾億円也 |
| 預入日 | 平成3年6月28日 |
| 預金名義人 | 株式会社 出島運送 |

以上



債権譲渡契約証書

平成 4 年 1 月 16 日

住所 東京都中央区八丁堀三丁目12番8号
 総合ファインサービス株式会社
 譲渡人(甲) 代表取締役 笠輪茂樹

住所 名古屋市中区錦三丁目21番24号
 株式会社 東海銀行
 譲受人(乙) 代表取締役 瑞岩 成

総合ファインサービス株式会社 を甲とし、株式会社 東海銀行 を乙として、当事者間に下記の契約を締結する。

- 第1条
 甲は、債務者(以下、丙という)株式会社 出島運送 に対する下記債権を質権とともに代金金壹億貳千九百貳拾零万貳千参百貳拾六円をもって乙に譲渡し、乙はこれを譲り受け、双方間に代金の授受を終った。
- 第2条
 甲は、第1条の債権証書その他の一切の書類を乙に交付した。
- 第3条
 甲は、本契約と同時に丙あてに内容証明郵便による譲渡通知書を発送するものとする。
 ただし、譲渡通知書が丙に到達しない場合は、甲の責任において公示送達手続きをとるものとする。

第4条
 甲は、譲渡債権の瑕疵のうち、甲の責めに帰すべき事由による瑕疵が存在しないことを保証する。
 なお、譲渡債権について甲の責めに帰すべき事由による瑕疵が判明した場合、甲乙協議のうえ誠意をもってこれを解決するものとする。

第5条
 丙に対する債権の回収について、甲は乙に協力するものとする。
 この契約を証するため本証書2通を作成し、各自署名・押印のうえ各1通を所持する。

記

1. 債権の表示
 金壹億貳千九百貳拾零万貳千参百貳拾六円也
 ただし、平成3年3月1日付金銭消費貸借契約証書による貸付金債権元本金壹億貳千九百貳拾零万貳千参百貳拾六円および平成3年9月28日以降本日まで年14%の割合による遅延損害金債権金四億貳千五百七拾五万参千四百貳拾四円

2. 質権の表示
 平成3年6月28日付質権設定契約書、同日付質権設定承諾請求書並びに同日付第三債務者の承諾に基づく質権
- | | |
|-------|----------------------|
| 発行銀行名 | 株式会社 東海銀行秋葉原支店 |
| 預金種類 | 通知預金 |
| 証書番号 | 129387-00001 |
| 預金金額 | 金壹億貳千九百貳拾零万貳千参百貳拾六円也 |
| 預入日 | 平成3年6月28日 |
| 預金名義人 | 株式会社 出島運送 |

以上



債権譲渡契約証書

平成 4 年 3 月 30 日

住所 東京都中央区日本橋2丁目1番10号
 株式会社 日賀信
 譲渡人(甲) 代表取締役 齋藤礼士
 住所 名古屋市中区錦三丁目21番24号
 株式会社 東海銀行
 譲受人(乙) 代表取締役 瑞岩 成

株式会社 日賀信 を甲とし、株式会社 東海銀行 を乙として、当事者間
 に下記の契約を締結する。

- 第1条
 甲は、債務者(以下、丙という)株式会社 一休 に対する下記債権を
 質権とともに代金金参拾壹萬四千八百七拾五万六千八百四拾六円をもって乙に譲
 渡し、乙はこれを譲り受け、双方間に代金の授受を終った。
- 第2条
 甲は、第1条の債権証書その他の一切の書類を乙に交付した。
- 第3条
 甲は、本契約と同時に丙あてに内容証明郵便による譲渡通知書を送するものと
 する。
 ただし、譲渡通知書が丙に到達しない場合は、甲の責任において公示送達手続き
 をとるものとする。

第4条
 甲は、譲渡債権の瑕疵のうち、甲の責めに帰すべき事由による瑕疵が存在しな
 いことを保証する。
 なお、譲渡債権について甲の責めに帰すべき事由による瑕疵が判明した場合、
 甲乙協議のうえ誠意をもってこれを解決するものとする。

第5条
 丙に対する債権の回収について、甲は乙に協力するものとする。

この契約を証するため本証書2通を作成し、各自署名・押印のうえ各1通を所持する。

記

1. 債権の表示

金参拾貳萬九千九百五拾八万九千四拾壹円也
 ただし、平成2年11月21日付取引約定書に基づき、平成3年6
 月28日振出の約束手形による貸付金債権元本金参拾壹万八千八百
 参3年8月1日以降本日まで年1.5%の割合による遅延損害金債権
 金貳萬九千九百五拾八万九千四拾壹円

2. 質権の表示

平成2年11月21日付担保差入証、同日付質権設定承諾依頼書並びに
 同日付第三債務者の承諾に基づく質権

発行銀行名	株式会社 東海銀行秋葉原支店
預金種類	通知預金
通帳番号	128710-00001
預金金額	金参拾壹万也
預入日	平成2年11月21日
預金名義人	株式会社 一休

以上



債権譲渡契約証書

平成 4 年 3 月 30 日

住所 東京都中央区日本橋2丁目1番10号
 株式会社 日賀信
 譲渡人(甲) 代表取締役 齋藤礼士
 住所 名古屋市中区錦三丁目21番24号
 株式会社 東海銀行
 譲受人(乙) 代表取締役 瑞岩 成

株式会社 日賀信 を甲とし、株式会社 東海銀行 を乙として、当事者
 間に下記の契約を締結する。

- 第1条
 甲は、債務者(以下、丙という)株式会社 ジェイ・イー・シー に対する下
 記債権を質権とともに代金金五拾貳萬四千七百九拾貳万八千七拾九円をもって
 乙に譲渡し、乙はこれを譲り受け、双方間に代金の授受を終った。
- 第2条
 甲は、第1条の債権証書その他の一切の書類を乙に交付した。
- 第3条
 甲は、本契約と同時に丙あてに内容証明郵便による譲渡通知書を送するものと
 する。
 ただし、譲渡通知書が丙に到達しない場合は、甲の責任において公示送達手続き
 をとるものとする。

第4条
 甲は、譲渡債権の瑕疵のうち、甲の責めに帰すべき事由による瑕疵が存在しな
 いことを保証する。
 なお、譲渡債権について甲の責めに帰すべき事由による瑕疵が判明した場合、
 甲乙協議のうえ誠意をもってこれを解決するものとする。

第5条
 丙に対する債権の回収について、甲は乙に協力するものとする。

この契約を証するため本証書2通を作成し、各自署名・押印のうえ各1通を所持する。

記

1. 債権の表示

金五拾四萬八千貳百六拾七万七千貳百参拾貳円也
 ただし、平成1年6月15日付取引約定書に基づき、平成3年6月
 28日振出の約束手形による貸付金債権元本金五拾壹万八千八百
 参3年8月1日以降本日まで年1.5%の割合による遅延損害金債
 権金四萬八千貳百六拾七万七千貳百参拾貳円

2. 質権の表示

平成3年3月25日付担保差入証、同日付質権設定承諾依頼書並びに同
 日付第三債務者の承諾に基づく質権

発行銀行名	株式会社 東海銀行秋葉原支店
預金種類	通知預金
通帳番号	129064-00001
預金金額	金五拾壹万也
預入日	平成3年3月25日
預金名義人	株式会社 ジェイ・イー・シー

以上



債権譲渡契約証書

平成 4 年 3 月 30 日

住所 東京都中央区日本橋二丁目三番六号
 譲渡人(甲) 協和商工信用株式会社
 代表取締役 石田正彦

住所 名古屋市中区錦三丁目21番24号
 譲受人(乙) 株式会社東海銀行
 代表取締役 瑞岩 成

協和商工信用 株式会社 を甲とし、 株式会社 東海銀行 を乙として、当事者間に下記の契約を締結する。

第1条

甲は、債務者(以下、丙という) 株式会社 ウェイアウトスポーツ に対する下記債権を質権とともに代金金参拾零億零千参百七拾参万玖千八百七拾四円をもって乙に譲渡し、乙はこれを譲り受け、双方間に代金の授受を終った。

第2条

甲は、第1条の債権証書その他の一切の書類を乙に交付した。

第3条

甲は、本契約と同時に丙あてに内容証明郵便による譲渡通知書を送付するものとする。
 ただし、譲渡通知書が丙に到達しない場合は、甲の責任において公示送達手続きをとるものとする。

第4条

甲は、譲渡債権の瑕疵のうち、甲の責めに帰すべき事由による瑕疵が存在しないことを保証する。
 なお、譲渡債権について甲の責めに帰すべき事由による瑕疵が判明した場合、甲乙協議のうえ誠意をもってこれを解決するものとする。

第5条

丙に対する債権の回収について、甲は乙に協力するものとする。

この契約を証するため本証書2通を作成し、各自署名・押印のうえ各1通を所持する。

記

1. 債権の表示

金参拾零億八千四百五万四千七百九拾四円也

ただし、平成3年6月20日付取引約定書に基づき、平成3年6月20日振出の約束手形による貸付金債権元本金参拾億円および平成3年9月21日以降本日まで年18%の割合による遅延損害金債権金貳億八千四百五万四千七百九拾四円

2. 質権の表示

平成3年6月20日付担保差入証、同日付質権設定承諾依頼書並びに同日付第三債務者の承諾に基づく質権

発行銀行名	株式会社 東海銀行秋葉原支店
預金種類	通知預金
通帳番号	129338-00001
預金金額	金参拾億円也
預入日	平成3年6月20日
預金名義人	株式会社 ウェイアウトスポーツ

以上

東海銀行の目的！

その目的は 東海銀行が、ノンバンクの被害金を「債権譲渡契約書」を締結し被害弁済することで、銀行のダミー預金者名義で発生させた巨額な「数字」の損失金が被害金となり、被害弁済したことで損害金として平成4年3月期決算で、回収不能な債権として一括償却することで「免許取り消し」を回避することだったのです。

何度でも叫びます。海部政権は国際決済銀行（BIS）欺く国際金融政策の大失態が公になり、銀行法で各銀行が免許取り消され倒産します。我が国の金融機関が破綻すれば連鎖的に国際金融市場を破綻させる状況を把握していますから、何が何でも『国家犯罪』その『背景』を隠蔽したのです。

そのため、はじめから『この世に存在しない』銀行員個人が犯した「犯罪」とノンバンクの「被害金」をデッチ上げる隠蔽工作（マッチ・ポンプ）を図ったのです。そこに、はじめから『犯罪は存在しない』のです！！

菅首相と国民を代表する国会議員に「知らせるべき」事実は、平成4年1月7日、起訴状（一）が公訴提起、同日再逮捕され平成4年1月28日起訴状（二）で公訴提起が行われたことなのです。

平成4年1月16日「債権譲渡契約書」を締結し「有印私文書偽造」を立証した「質権設定承諾書」が「有効」となり、そこに「犯罪が存在しない」ことを柳検察官は承知して、平成4年1月28日起訴状（二）、公訴提起することは断じて許されない、公訴権の濫用「職務犯罪行為」であり明らかな基本的人権無視です。

菅首相と国民を代表する国会議員の方々が、私の立場になって考えたら、理不尽な、非道な、卑劣な、平成4年1月28日起訴状（二）公訴提起は絶対に許されないのです。これほどまでして銀行の「免許取り消し」倒産を回避したのです。

海部政権の方針に従い東海銀行は、平成3年7月29日、銀行員個人を「告訴」（火をつけ）て平成4年1月16日「債権譲渡契約書」を締結し（火を消す）隠蔽工作（マッチポンプ）を図り「免許取り消し」を隠蔽したのです。

柳検察官は、この隠蔽工作（マッチポンプ）その『真相』を隠蔽するため本件詐欺事件話をデッチ上げ、私の「口を封じた」「職務犯罪行為」を「債権譲渡契約書」が立証したのです。余りにも理不尽な基本的人権無視です。

理不尽な基本的人権無視を立証する秋葉原支店が犯した銀行法に基づく「免許取り消し」を、客観的に、公的に証明した多くの帳票類を提示して告発します。以上。

第3章

東海銀行「免許取り消し」を立証します！

秋葉原支店極秘「特別プロジェクト」内で「BIS規制8%」クリア操作の預金担保債権（一般貸出債権）「約束手形債権」（CP）金融商品一式を偽造した『国家犯罪』と各ノンバンクに協力させた他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔ノンバンク」国際金融犯罪、銀行の（免許取り消し）を告発します。

尚、立証には起訴（一）『この世に存在しない』本件詐欺事件話をデッチ上げた、オリックスアルファとウェイアウトスポーツ・マッシュを用いて行います。

秋葉原支店が犯した「BIS規制8%」
クリア操作のダミー預金者作り！

平成3年6月13日、秋葉原支店秘特別「プロジェクト」内で、ウェイアウトスポーツの意思に関係なく、無断で勝手に銀行のダミーウェイアウトスポーツ預金者名義の普通預金口座を新規で開設した違法取引『国家犯罪』（免許取り消し）を立証します。

1991（平成3）年8月12日付、捜査関係事項照会回答書に添付された
秋葉原支店の「預金元帳調査結果」をご検証ください。

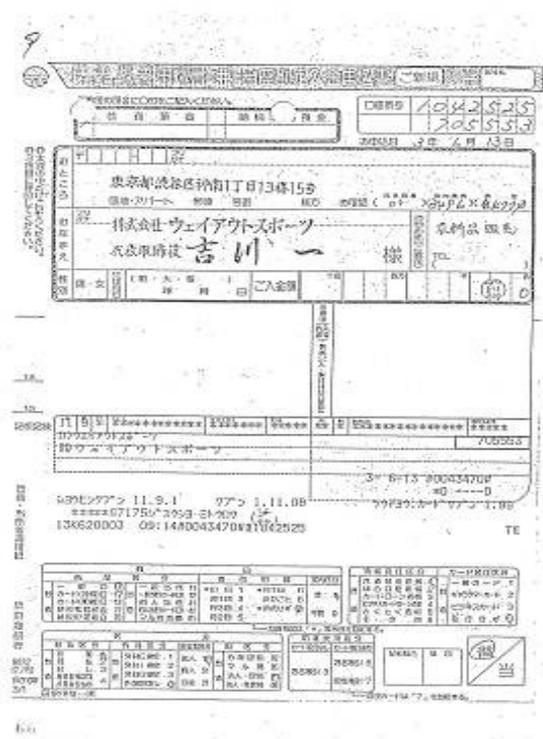
口座番号		氏名		商品区分		取引日		入金金額		支払金額		元帳残高		利率		摘要	
1042525	カ)ウェイアウトスポーツ																

この普通預金元帳は、預け入れ金「0円」で銀行のダミーウェイアウトスポーツ預金者名義の普通預金口座が捏造されていることを立証しています。

法的には、預金口座開設希望者（個人または法人）が自分の意思で1円以上のお金を預けることで、自分名義の「預金口座」が開設されます。

ウェイアウトスポーツ名義の「普通預金口座」開設は、名義人ウェイアウトスポーツ社長が全く知らないところで、秋葉原支店が無断で勝手に捏造したものです。1991（平成3）年6月13日、マッシュもウェイアウトスポーツ同様に、秋葉原支店とは、何の取引も無いことを意味します。

1991（平成3）年8月12日付、捜査関係事項照会回答書に添付された秋葉原支店の「手続伝票」をご検証ください。



1991（平成3）年6月13日、東海銀行秋葉原支店は、ウェイアウトスポーツに無断で銀行のダミーウェイアウトスポーツ預金者名義の普通預金口座を新規で開設した『国家犯罪』を検証してください。

この事実は、1991年（平成3）年6月13日、これまでウェイアウトスポーツ・マッシュが秋葉原支店と何の取引も無い所でウェイアウトスポーツ・マッシュ

に無断で、勝手に秋葉原支店のダミーウェイアウトスポーツ・マッシュ預金者が捏造された『国家犯罪』の「証」なのです。

銀行業務の基本は顧客の入金・出金を普通預金口座で取引するか当座預金口座で取引するかです。秋葉原支店のダミーとしても入金・出金は「普通預金口座」取引で、実務上処理をしないとしない伝票類が必要となります。

警察当局が捜査した、伝票類こそ、秋葉原支店が銀行ぐるみで、ウェイアウトスポーツ・マッシュの意思によらず、無断で勝手にダミーウェイアウトスポーツ・マッシュ名義の普通預金口座を「0円」で、開設した明らかな証拠です。

秋葉原支店極秘「特別プロジェクト」内で、銀行ぐるみ「BIS規制8%」クリア操作の預金担保債権（一般貸出債権）「約束手形債権」（CP）金融商品（有価証券）を偽造した「免許取り消し」の「証」なのです。

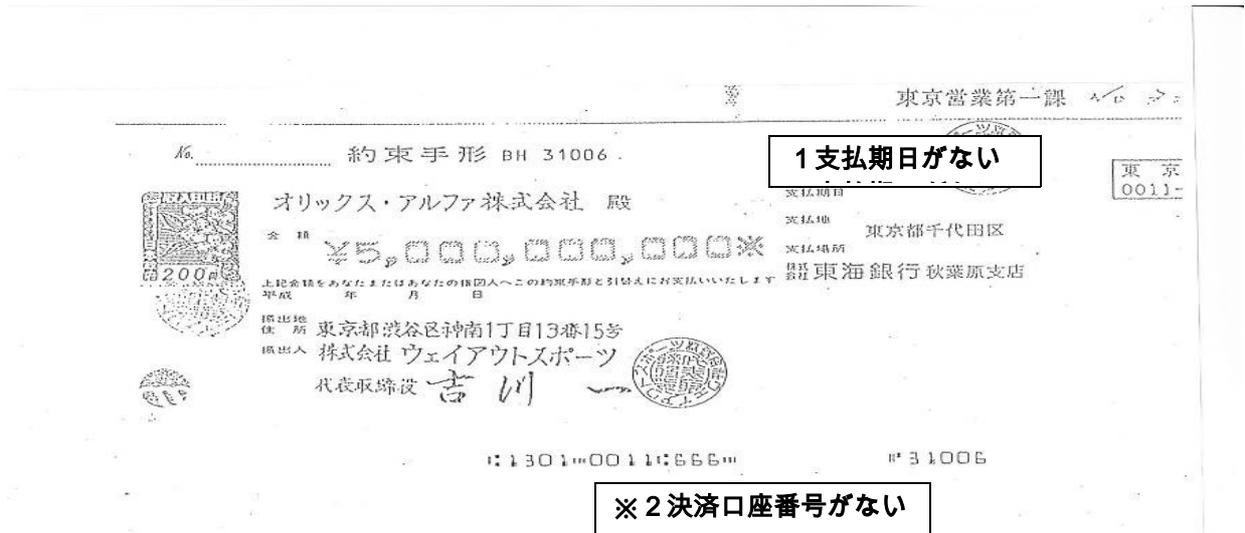
平成3年6月13日、秋葉原支店極秘「特別プロジェクト」内で、銀行ぐるみ「BIS規制8%」クリア用にリスク・ウェイト20%の預金担保債権（一般貸出債権）「約束手形債権」（CP）金融商品（有価証券）を偽造した犯罪取引構造と犯罪構造『国家犯罪』銀行の（免許取り消し）証拠です。

犯罪取引構造 店頭手形貸付取引「東海銀行秋葉原⇄ダミー預金名義人
ウェイアウトスポーツ・マッシュ」

犯罪構造 秋葉原支店が支店ぐるみ銀行のダミー預金者ウェイアウトスポーツ・マッシュ名義で「数字」を用いた「架空預金」で預金担保債権50億円を作成して店頭手形貸付取引「秋葉原支店⇄ダミー預金者ウェイアウトスポーツ・マッシュ」を装い「約束手形債権」（CP）金融商品（有価証券）を偽造した『国家犯罪』の「証」です。

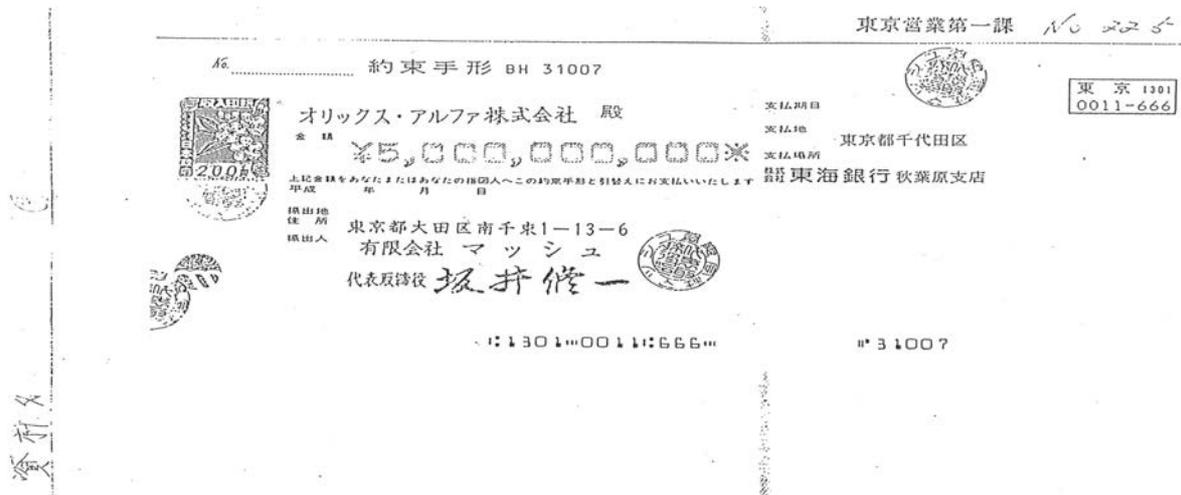
秋葉原支店極秘「特別プロジェクト」内で、銀行ぐるみ銀行のダミー預金者ウェイアウトスポーツ・マッシュ名義の預金担保債権（一般貸出債権）「約束手形債権」（CP）金融商品を偽造した（免許取り消し）を立証した「約束手形」です。

ウェイアウトスポーツ名義の「約束手形」です。



200 円の収入印紙※支払期日※決済口座番号と手形用紙番号 BH 31006 直視！

マッシュ名義の「約束手形」です！



200 円の収入印紙※支払期日※決済口座番号と手形用紙番号 BH 31007 を直視！

まず、「支払期日」と「決済口座」を検証ください。秋葉原支店のダミー ウェイアウトスポーツ名義とマッシュ名義で秋葉原支店極秘「特別プロジェクト」内で「銀行ぐるみ」偽造された預金担保債権（一般貸出債権）「約束手形債権」（CP）金融商品（有価証券）偽造『国家犯罪』を立証したものです。

手形振出人、ウェイアウトスポーツ・マッシュは預金担保債権（一般貸出債権）「約束手形債権」（CP）金融商品の存在を全く知りません。

※当時(昭和 62 年) CP、コマーシャルペーパーは「約束手形債権」として構成

されていたが、銀行と証券会社に限定されたディーラーペーパーとして銀行の付随業務のひとつ「金銭債権」として取り扱っていた「約束手形債権」特殊な「金融商品」なのです。（現在のCPとは違います）

即ち「約束手形」振出人、株式会社ウェイアウトスポーツと有限会社マッシュは全くこの「約束手形」の存在を知らないのです。ですから秋葉原支店が銀行のダミーとして、有価証券を偽造した『国家犯罪』を立証したのです。

本来の「約束手形」と違う、決済日も決済口座もない特殊な「約束手形」は、秋葉原支店の店当で作成されます。絶対に店頭以外では作成することは出来ません。

確認して下さい。約束手形帳交付簿（手形用紙）写し36枚の内の1枚です。

35

約束手形帳交付簿（通用）

名	手形番号	枚数	交付日	氏名	手形番号	枚数	交付日	氏名
	30976	1	3.5.9		31001	36	6	
	30977	1			31002	36	5	
	30978	1	3.5.10		31003	36	6	
	30979	1	3.5.13		31004	36	14	
	30980	1			31005	36	11	
	30981	1			31006			
	30982	1			31007			
	30983	1			31008	36	12	
	30984	1	3.5.14		31009			
	30985	1	3.5.16		31010	36		
	30986	1	3.5.26		31011			
	30987	1			31012			
	30988	1		(株) - 休	31013			
	30989	1		株式会社	31014			
	30990	1		株式会社	31015	36	12	
	30991	1			31016	36	17	
	30992	1			31017	36	18	
	30993	1			31018			
	30994	1			31019			
	30995	1			31020	36	19	
	30996	1	3.9.31		31021	36	19	
	30997	1	3.5.4		31022	36	19	
	30998	1			31023			
	30999	1			31024			
	31000	1			31025			

334

これが本件「約束手形」に用いた手形用紙 番号番号 BH 31006・BH31007 です

間違いなく、秋葉原支店内店頭貸付で作成された、ウェイアウトスポーツ・マッシュ名義の「約束手形債権（CP）を偽造した（有価証券偽造）を立証した「約束手形用紙」番号 BH 31006・BH 31007 です。

オリックスアルファは「BIS規制8%」クリア操作する自己資本比率向上操作用の他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」を行いシステム化された金利稼ぎをしたのです。

秋葉原支店がダミー ウェイアウトスポーツ・マッシュ名義で額面50億円の「約束手形債権」(CP) 金融商品一式を偽造した「免許取り消し」の証拠です。

平成7年2月29日一審第37回公判証人ウェイアウトスポーツ社長の公判調書です！

ご検証ください。

意思があるんですかというような確認はされてますか。	されていないです。
ほとんど森本のほうに任せているという状態ですか。	はい。
次に、マッシュとウェイアウトスポーツの普通預金口座を東海銀行秋葉原支店に開設するという話がありましたか。	はい。そうい話はありませんか。
だれからあつたかということですか。	それはなかつたと思います。
ウェイアウトスポーツとマッシュの普通預金口座が東海銀行秋葉原支店に開設され、その普通預金通帳があるということは知ってますか。知らないですか。	当時は知らなかつたです。
見せられたこともなかつたんですね。	はい。
あなたのほうで開設をしたということではないということよろしいですね。	はい。
今のようなことは、川合さんのほうからどうい話があつたんですかといふことだったんですが、一方、六月の二〇日の協和商工についてはどうですか。	同じです。
ほとんど同じでよろしいですか。	はい。

(以上 秋吉 峰子)

ウェイアウトスポーツ社長は法廷で宣誓した上で証言したのです。

秋葉原支店内で、ウェイアウトスポーツ名義の「普通預金口座」を開設したことを「当時は知らなかつたです」と、証言したのです。

マッシュ社長の法廷証言を真剣に検証してください！
平成7年2月23日一審第38回公判調書を検証ください。

<p>よというかなことを承諾したことはございますか。</p> <p>ないです。</p> <p>それから、平成三年六月の一三日、オリックス・アルファ株式会社という所から、有限会社マッシュが五〇億円の融資を受けたということについては、あなたが後面調書で述べているところによると、配達証明が来たんで初めて分かったという調書になっておりますね。</p> <p>はい。</p> <p>そうすると、平成三年六月の一三日の五〇億円の融資については、あなたは何も知らないということでもよろしいですか。</p> <p>知りません。そのとおりです。</p> <p>あなたは吉川一さんを知っていますか。</p> <p>知っています。</p> <p>吉川一さんに、マッシュとして委任をした、代理権を与えたという事実はございますか。この平成三年六月の一三日の五〇億円の融資について。</p> <p>それはいいです。</p> <p>オリックス・アルファの川合さんという方、あるいはオリックス・アルファという所から五〇億円を融資するんだけど、どうですか、社長という意思確認はございましたか。</p> <p>ありません。</p> <p>あなたは、この六月一三日の五〇億円の融資に関する契約書類に記名捺印したことはありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>そういう関係書類を手にしたことはありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>有限会社マッシュ名義の約束手形があるんですけど、これを振り出したという記憶はありますか。</p> <p>ありません。</p>	<p>ありません。</p> <p>この五〇億円の融資を受けたという記憶はありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それから、東海銀行秋葉原支店から、平成三年六月の一三日に、四八億円余のお金がマッシュあてに送られているんですけど、これを通知預金しでよろしいですかという確認の電話はありましたか。</p> <p>ありません。</p> <p>電話じやなくても確認の連絡はありましたか。</p> <p>ありません。</p> <p>あなたは、マッシュは、東海銀行秋葉原支店に普通預金口座を開設したことはありましたか。</p> <p>ありません。</p> <p>開設することを依頼したということはありますか。</p> <p>ありません。</p>
--	---

2319

この公判調書で明らかのように、マッシュは「約束手形」も「オリックス・アルファ」も「普通預金口座の開設」も何も知らないのです。

公判調書に記載されている証言は、以下のとおりです。

『そうすると、平成三年六月の一三日の五〇億円の融資については、あなたは何も知らないということでもよろしいですか。

知りません。そのとおりです。

あなたは吉川一さんを知っていますか。知ってます。

吉川一さんに、マッシュとして委任をした、代理権を与えたという事実はございますか。この平成三年六月の一三日の五〇億円の融資について。

それはいいです。

オリックス・アルファの川合さんという方、あるいはオリックス・アルファという所から五〇億円を融資するんだけど、どうですか、社長という意思確認はございましたか。

ありません。

あなたは、この六月一三日の五〇億円の融資に関する契約書類に記名捺印したことはありますか。

ありません。

そういう関係書類を手にしたことはありますか。

ありません。

有限会社マッシュ名義の約束手形があるんですけども、これを振り出したという記憶はありますか。

ありません。

この五〇億円の融資を受けたという認識はありますか。

ありません。

それから、東海銀行秋葉原支店から、平成三年六月の一三日に、四八億円余のお金がマッシュあてに送られているんだけども、これを通知預金してよろしいですかという確認の電話はありましたか。

ありません。

電話じゃなくても確認の連絡はありましたか。

ありません。

あなたは、マッシュは、東海銀行秋葉原支店に普通預金口座を開設したことはありましたか。

ありません。

開設することを依頼したということはあるですか。

ありません。』

平成3年6月13日、秋葉原支店極秘「特別プロジェクト」内で銀行ぐるみ「BIS規制8%」クリア操作用に預金担保債権（一般貸出債権）を店頭で手形貸付取引「秋葉原支店⇔ダミーウェイアウトスポーツ・マッシュ」を装って、リスク・ウエイト20%の「約束手形債権」(CP) 金融商品（有価証券）を偽造した『国家犯罪』こそ銀行法で「免許取り消し」を立証したのです。

秋葉原支店が犯した国際金融犯罪を立証します！

オリックスアルファは金融機関内限定条件で秋葉原支店極秘「特別プロジェクト」以外に作成することができない「BIS規制8%」クリア操作用のウェイアウトスポーツ・マッシュ名義の預金担保債権（一般貸出債権）リスク・ウエイト20%の「約束手形債権」(CP) 金融商品一式を流動化（売却）する他行預金担保融資「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」をシステムどおり行い金利を稼いだけでした。

平成3年6月13日、秋葉原支店がオリックスアルファに強力させた他行預金担保融資取引構造を立証します。

取引構造 他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」

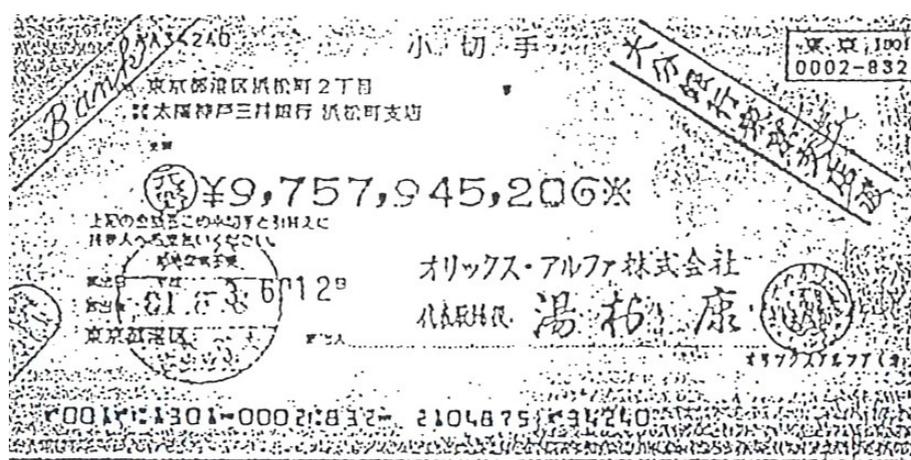
取引内容 オリックスアルファは、金融機関内限定条件で秋葉原支店の「約束手形債権」(CP)金融商品を流動化する3ヶ月前取り利息を取り他行預金担保融資取引をシステムどおり実行して金利稼ぎをした。

金融機関内限定条件付きで、オリックスアルファが「BIS規制8%」クリア操作用リスク・ウェイト20%の預金担保債権「約束手形債権」(CP)金融商品を流動化(売却)するため大分銀行がオリックスアルファに「買取り資金枠」を用意した資金を用いて「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」の取引を行ったのです。

その証拠を検証ください。

平成3年6月12日、オリックスアルファ融資担当者川合潤治が東海銀行秋葉原支店に行きダミーウェイアウトスポーツ・マッシュ名義の各50億円の「約束手形債権」(CP)を受け取りました。

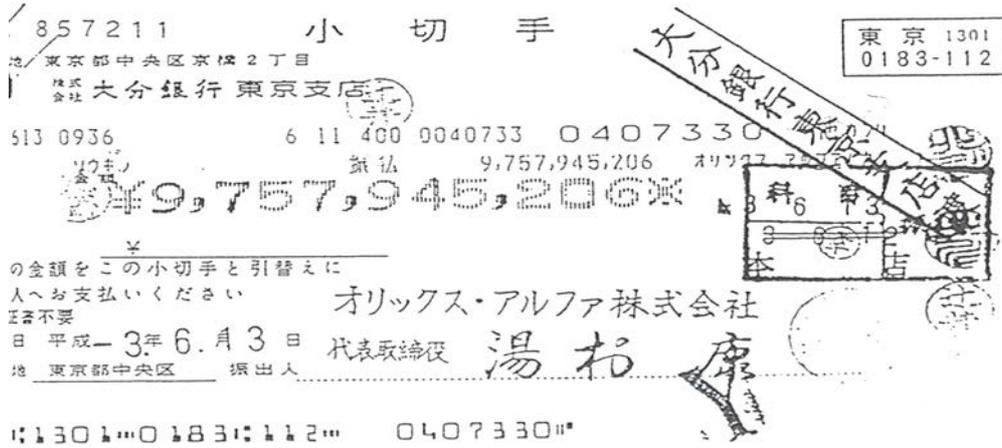
平成3年6月12日、オリックスアルファ融資担当者川合潤治が受け取った「約束手形債権」(CP)を經理に渡したから東海銀行秋葉原支店に支払う「BIS規制8%」クリア操作資金を、太陽神戸三井銀行 浜松町支店振出小切手を作成することが出来るのです。



この平成3年6月12日、振出した小切手は、特別な「特定線引小切手」(大分銀行東京支店渡)という、大分銀行の融資枠を使用することを表しているのです。

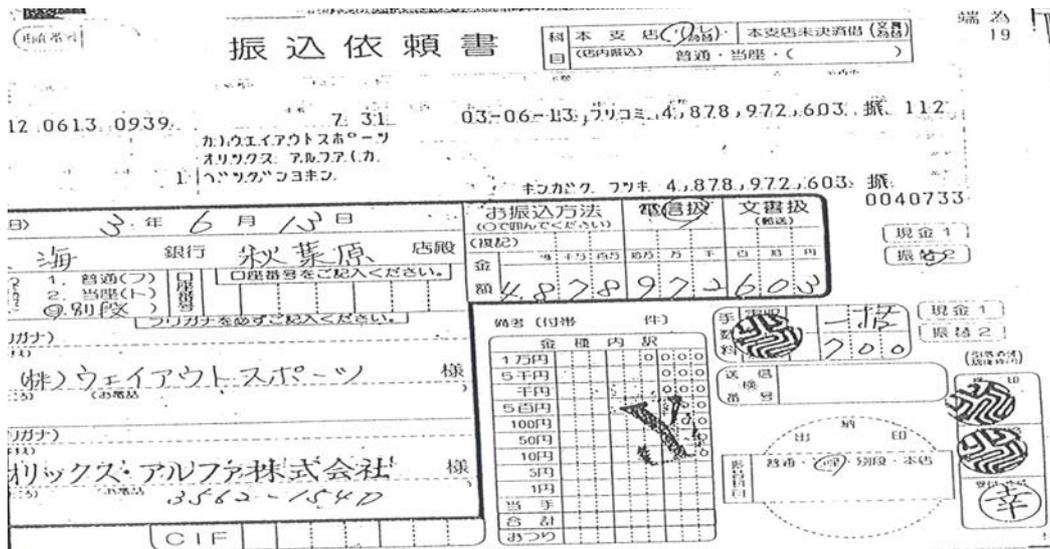
オリックスアルファは、自社の大分銀行東京支店口座に他店券で「小切手入金」をして大分銀行東京支店の「BIS規制用の専用融資枠」から融資を受けたのです。

その証が、平成3年6月13日、大分銀行東京支店が「小切手出金」を「特定線引小切手」(大分銀行東京支店渡)として「他カブリ ソウキン 振払 9,757,945,206 オリックスアルファ (カ)」と手続きしています。



オリックスアルファは、大分銀行東京支店に「BIS規制8%」クリア操作用の専用融資枠を持っているから「他カブリ ソウキン 振払 9,757,945,206 オリックスアルファ (カ)」と印字されたのです。

これが、小切手ソウキン手続きです。



平成3年6月13日、振込先は東海銀行秋葉原支店「別段預金口座」宛です。
 ※ちなみに「別段預金口座」は東海銀行秋葉原支店の口座です。

オリックスアルファは、秋葉原支店以外に作成することの出来ない「BIS規制8%」クリア操作用「約束手形債権」(CP)金融商品を用いて、他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」をシステム通り行い金利を稼いだだけなのです。

当然のことですが、オリックスアルファは被害がないことを立証します。
 銀行員個人が犯した「預金担保債権」を東海銀行が「有効」とします。

「債権譲渡契約書」これが（火消し）の「証拠物」です。

甲
第
一
八
號
證
明
書



債権譲渡契約書

平成4年1月16日

住所 東京都中央区京橋2丁目8番18号
 譲渡人(甲) オリックス・アルファ株式会社
 代表取締役 豊 勝

住所 名古屋市中区錦三丁目21番24号
 譲受人(乙) 株式会社 東海銀行
 代表取締役 瑞 岩 成

オリックス・アルファ株式会社を甲とし、 株式会社 東海銀行 を乙と

して、当事者間に下記の契約を締結する。

第1条

甲は、債務者（以下、丙という）株式会社 ウェイアウトスポーツに対する下記債権を質権とともに代金金五拾億参千四百五拾七万零千九百零拾五円をもって乙に譲渡し、乙はこれを譲り受け、双方間に代金の授受を終った。

第2条

甲は、第1条の債権証書その他の一切の書類を乙に交付した。

第3条

甲は、本契約と同時に丙あてに内容証明郵便による譲渡通知書を送るものとする。
 ただし、譲渡通知書が丙に到達しない場合は、甲の責任において公示送達手続きをとるものとする。

第4条

甲は、譲渡債権の瑕疵のうち、甲の責めに帰すべき事由による瑕疵が存在しないことを保証する。
 なお、譲渡債権について甲の責めに帰すべき事由による瑕疵が判明した場合、甲乙協議のうえ誠意をもってこれを解決するものとする。

第5条

丙に対する債権の回収について、甲は乙に協力するものとする。

この契約を証するため本証書2通を作成し、各自署名・押印のうえ各1通を所持する。

記

1. 債権の表示

金五拾貳億五千万円也

ただし、1991年6月12日付金銭消費貸借基本契約書に基づき平成3年6月13日振出の約束手形による貸付金債権元本金五拾億円および平成3年9月14日以降本日まで年14.6%の割合による遅延損害金債権金貳億五千万円

2. 質権の表示

平成3年6月13日付質権設定承諾依頼書並びに同日付第三債務者の承諾に基づく質権

発行銀行名	株式会社 東海銀行秋葉原支店
預金種類	通知預金
通帳番号	129296-00001
預金金額	金五拾億円也
預入日	平成3年6月13日
預金名義人	株式会社 ウェイアウトスポーツ

以上

契約内容

第2条『甲は、第1条の債権証書その他の一切の書類を乙に交付した』このオリックスアルファ株式会社が東海銀行に交付した『債権証書その他の一切の書類』を、東海銀行が立証したのです。

であるならば、秋葉原支店以外に作成出来ない「BIS規制8%」クリア操作の預金担保債権を装った「約束手形債権」(CP)と「質権」(預金債権)を用いた他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」を立証したことになります。

1 債権の表示 譲渡される債権は、「金52億5000万円也、但し1991年6月12日付金銭消費貸借基本契約書に基づき平成3年6月13日振出の約束手形による貸付金債権元本金52億円及び平成3年9月14日以降本日まで年14.6%の割合による遅延損害金債権金2億5000万円」(原文まま)と記載されています。

2. 質権の表示

平成3年6月13日付質権設定承諾書並びに同日付第三者の承諾に基づく質権

発行銀行名	株式会社東海銀行秋葉原支店
預金種類	通知預金
通帳番号	129296-00001
預金金額	金五拾億円也
預入日	平成3年6月13日
預金名義人	株式会社ウェイアウトスポーツ

オリックスアルファ株式会社は『平成3年6月13日振出の約束手形による貸付金元本金五拾億円及び平成3年9月14日以降本日まで、年14.6%の割合による遅延損害金債権金2億5000万円』と、平成4年1月16日、迄の取引継続を立証したのです。

平成4年1月16日、東海銀行はオリックスアルファ株式会社と、お互いに「約束手形債権」と「質権」(預金債権)を有効と確認した上で遅延損害金を14.6%で合意した「債権譲渡契約書」を締結した。

当然のこと『遅延損害金が14.6%』であれば、明らかな民事取引です。

この契約は、東海銀行取締役会の承認を得て行われたものであり、取締役たちが秋葉原支店内で銀行員個人が預金担保債権を偽造してノンバンクを騙したとしても、対外的には「有効」な預金担保債権「約束手形債権」(CP)金融商品一式と承認したことなのです。当然のこと、オリックスアルファも取締役会の承認を得て行われたものであり、取締役たちが承認したことなのです。

東海銀行の目的は、オリックスアルファと「債権譲渡契約書」を締結することで銀行員個人が偽造した「有価証券偽造」を立証した取引関係書類(原本)を「有効」な「約束手形債権」(CP)金融商品一式と「質権」を確認した上で取引関係書類(原本)を回収することで「免許取り消し」を回避することだったのです。

そして、ダミーウェイアウトスポーツ預金者名義で発生させた50億円「数字」の損失金を被害者でも無い、オリックスアルファを被害者に仕立て上げ公に被害金50億円に金利2億5000万円を付けて被害弁済することで損害金として「粉飾決算」する収抹処理（火消し）を図ったのです。

オリックスアルファが被害者になれる「金融犯罪」は何処にも存在しないのです。オリックスアルファは「BIS規制8%」クリア操作の他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」の取引を行った事実が、取引に使用された預金担保債権「約束手形債権」(CP)金融商品一式が立証したのです。

オリックスアルファが被害者になれる
「金融犯罪」はこの世に存在しない！

その証拠は、オリックスアルファが平成3年6月13日～平成4年1月16日まで秋葉原支店以外に作成することが出来ない「BIS規制8%」クリア操作の預金担保債権「約束手形債権」(CP)金融商品一式を所持していた事実です。

手形取引及び取引当事者の確認

東海銀行とオリックスアルファは、この債権譲渡契約で譲渡の対象として「約束手形による貸付金」と明記されているように、東海銀行とオリックスアルファはこの契約によって、今回の事件の融資が、本来は手形による取引であり、その債権

は手形債権であることをお互いに認めたのです。

前に詳述したとおり、この融資が手形による取引であることを認めたということは、手形取引の当事者が「秋葉原支店とオリックスアルファ」である真相をお互いに認めたということであり、債権譲渡契約第二条によって、東海銀行は「約束手形債権」(CP)金融商品一式を回収し、その手形取引の精算をしたということです。

そして、東海銀行は、質権とともに債権を譲り受けたのであるから、質権の対象となる預金の存在までもお互いに確認したのです。「預入番号—00001」存在がその証左なのです。

柳検察官の主張する犯罪構造、協力預金名下の預金担保融資も犯罪取引構造「オリックスアルファ⇔ウェイアウトスポーツ」の取引が存在しないのであるから、欺罔も「誤信」もなく、起訴状、追起訴状にあるそれぞれの詐欺罪はいずれも成立の余地がないのです。もとより、有印私文書偽造罪など成立するはずもないのです。

本件詐欺事件は、はじめから『この世に存在しない』のです。

※「刑法第246条第1項 人をだまして財物を受け取ったものは10年以下の懲役に処する」詐欺罪の犯罪構造要件は「欺罔」「誤信」「騙取」が存在してはじめて成立するのであり、この要件をひとつでも欠いた時には詐欺罪は不成立です。

法曹関係者に問いたい！

柳検察官が本件詐欺事件を起訴状でデッチ上げた「公訴事実」を立証した「オリックスアルファ⇔ウェイアウトスポーツ・マッシュ」の犯罪取引構造が、はじめから『この世に存在しません』存在するのは「BIS規制8%」クリア操作「秋葉原支店オ⇔リックスアルファ」だけです。どう答えますか？

柳検察官が起訴した「詐欺有印私文書偽造同行使」罪の犯罪構造「協力預金担保融資」そして「オリックスアルファ⇔ウェイアウトスポーツ・マッシュ」の犯罪取引構造は『この世に存在しない』のです。

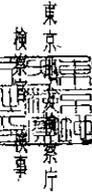
「起訴状」(一)を検証ください。

平成3年換第36240号
36241

起訴状

左記被告事件につき公断を提起する。

平成四年一月七日



東京地方裁判所 殿

新 収 入



被告人藤本事は、

公 訴 事 実

莫 岡 克 典

ウエイアウトスポーツ(以下「ウエイアウトスポーツ」という)代表取締役吉川一と共
謀の上

第一 ウエイアウトスポーツ及び有限会社マッシュ(以下「マッシュ」という)の各名
義でオリックス・アルファ株式会社(以下「オリックス・アルファ」という)から
融資金名下に金員を騙取しようとして、平成三年六月一〇日ごろ、東京都中央区六
橋二丁目八番一八号所在オリックス・アルファに電話をかけ、同社東京営業第一部



営業第一課川合渡治に対し、ウエイアウトスポーツ及びマッシュの各名義でオリッ
クス・アルファから借り受ける金員を、いったんは秋葉原支店にウエイアウトス
ポーツ及びマッシュの各名義で通知預金するもの、これを解約して費用する意図
であつて、オリックス・アルファのために右預金に質権を設定する意思も、その質
権設定について秋葉原支店長の承諾手続をとる意思もないのに、「ウエイアウトス
ポーツとマッシュが五〇億ずつ協力預金してくれることになった。秋葉原支店に通
知預金して担保設定するので融資をお願いしたい。」旨申し内けて融資方を申し込
み、右川合を介しオリックス・アルファ代表取締役渡村康をして、貸付金をもつて
預け入れられる右各五〇億円の通知預金に同社のため質権設定の承諾がなされ、貸
付金の回収を確実にし得るものと誤信させ、よつて、四月一三日、同社係員をし
て、同区京橋二丁目八番一八号所在株式会社大分銀行東京支店のオリックス・アル
ファの当座預金口座から、同都千代田区神田平河町三番地一所在秋葉原支店のウエ
イアウトスポーツ名義の通知預金口座及びマッシュ名義の同口座に、五〇億円から
利息分を差し引いた各四八億七、八九七万二、六〇三円を振込送金させ、合計九七
億五、七九四万五、二〇六円を騙取し

第二 同日、前記秋葉原支店において、行便の回付をもつて、ほしいままに、質権の付

たものである。

訴 名 及 び 罰 金

- 第一 詐欺 罰金第二四六条第一項、第六〇条
- 第二 有印私文書偽造・同行便 同法第一五九条第一項、第一六一条第一項、第六〇条

この起訴状の犯罪取引構造と犯罪構造を法曹関係者は我が身としてお読みください。被害者オリックスアルファは「秋葉原支店」以外とは経済取引は出来ません。

平成四年一月七日 東京地方検察庁 検事 柳俊夫
東京地方裁判所殿
室岡克典

公訴事実

被告人森本亨は、株式会社東海銀行秋葉原支店（以下「秋葉原支店」という）の支店長代理として、同店得意先に対する貸付、預金業務等を担当していたもの、同室岡克典は、株式会社のエーデルの実質経営者であったものであるが、被告人両名は、株式会社ウェイアウトスポーツ（以下「ウェイアウトスポーツ」という）代表取締役吉川一と共謀の上

第一 ウェイアウトスポーツ及び有限会社マッシュ（以下、「マッシュ」という）の各名義でオリックス・アルファ株式会社（以下「オリックス・アルファ」という）から融資金名下に金員を騙取しようとして、平成三年六月一〇日ころ、東京都中央区京橋二丁目八番十八号所在オリックス・アルファに電話をかけ、同社東京営業第一部営業第一課川合潤治に対し、ウェイアウトスポーツ及びマッシュの各名義でオリックス・アルファから借り受ける金員を、いったんは、秋葉原支店にウェイアウトスポーツ及びマッシュの各名義で通知預金するものの、これを解約して費消する意図であって、オリックス・アルファのために右預金に質権を設定する意思も、その質権設定について秋葉原支店長の承諾手続をとる意思もないのに、「ウェイアウトスポーツとマッシュが五〇億ずつ協力預金してくれることになった。秋葉原支店に通知預金してた担保設定するので融資をお願いしたい。」旨申し向けて融資方を申し込み、右川合を介しオリックス・アルファ代表取締役湯村康をして、貸付金をもって預け入れられる右各五〇億円の通知預金に同社のため質権設定の承諾がなされ、貸付金の回収を確実にし得るものと誤信させ、よって、同月一三日、同社係員をして、同区京橋二丁目八番十八号所在株式会社大分銀行東京支店のオリックス・アルファの当座預金口座から、同都千代田区神田平河町三番地一所在秋葉原支店のウェイアウトスポーツ名義の通知預金口座及びマッシュ名義の同口座に、五〇億円から利息分を差し引いた各四八億七、八九七万二、六〇三円を振込送金させ、合計九七億五、七九四万五、二〇六円を騙取し

第二 同日、前記秋葉原支店において、行使の目的をもって、ほしいままに、質権の対象を前記ウェイアウトスポーツ及びマッシュ名義の各通知預金とし、質権設定者を各質権設定承諾者欄に「東京都千代田区神田平河町三番地一株式会社東海銀行秋葉原支店支店長本谷紘三」と刻した記名印及び「5東海銀行秋葉原支店」と刻した印鑑をそれぞれ冒捺し、もって秋葉原支店長本谷紘三作成名義の質権設定承諾書二通を偽造した上、同日、同所において、前記川合に対し、右偽造に係る質権設定承諾書二通を真正に成立したもののよう装って一括交付して行使したものである。

柳検察官が、はじめから『この世に存在しない協力預金担保融資事件』話と承知して「職務犯罪行為」を用いてデッチ上げた犯罪取引構造と犯罪構造です。

犯罪取引構造	「ノンバンク⇔借受名義人ウェイアウトスポーツ・マッシュ」
犯罪取引内容	「ノンバンクから借受名義人が協力預金名下の預金担保融資取引をした、はじめから『この世に存在しない本件詐欺事件』話をデッチ上げたのです。

法曹関係者は理解できましたか？

この「起訴状」こそが「詐欺有印私文書偽造同行使」罪の犯罪取引構造と犯罪構造不存在を立証したのです。犯罪取引構造と犯罪構造がはじめから『この世に存在しない詐欺事件』話を立証したのです。

これほど、非常識な「起訴状が存在すること」が日本の恥なのです！

政府の方針に従い、柳検察官は我が身の栄進だけを望み、はじめから『この世に存在しない詐欺事件』話と承知して銀行法に基づく「免許取り消し」を隠蔽するため、犯罪取引構造と犯罪構造をデッチ上げ公訴権濫用を犯して裁判所に公訴提起した「職務犯罪行為」を自ら立証したのです。

ノンバンクは被害者に、なら無い！なれない！

政府の方針に従い、各ノンバンクは金融機関内で「BIS規制8%」クリア操作、極秘「特別プロジェクト」を全て処理するための隠蔽工作（マッチ・ポンプ）

に、被害がなくとも被害者となり協力したのですが、さすがに『この世に存在しない』犯罪取引構造と犯罪構造には、協力しません。

東証一部上場企業「オリックス」「日貿信」「総合ファイナンス」絶対に被害者には、なりません。なれません。ですから被害届も出しません。出せません。

政府の方針に従い、柳検察官は各ノンバンク融資担当者を「被害者」に仕立て上げる「職務犯罪行為」を犯したのです。

債権譲渡契約書が証明した本件詐欺事件の不存在！

本件詐欺事件にかかわる詐欺の公訴事実は『銀行員が有効な質権設定承諾手続をとるつもりがないのにこれがなされて貸付金の回収が確実になされるものとノンバンクを欺こうとし、その旨誤信させて融資金を騙取した』というのであるが、銀行が「約束手形債権」(CP)金融商品一式として約束手形と預金が一体となり質権設定承諾書を「有効」であるとし、銀行がこれに責任をもつことを銀行自身が認める承諾の事務処理が行われたのであるから、オリックスアルファは「約束手形債権」(CP)金融商品一式による秋葉原支店への貸付金の回収は確実になされる関係にあったのです。

柳検察官の主張する「欺罔」も「誤信」もなく、起訴状、追起訴状にあるそれぞれの詐欺罪はいずれも成立の余地がないのです。もとより、有印私文書偽造罪など成立するはずもないのである。

捜査機関による犯罪構図は破綻している

柳検察官が主張する「協力預金」名下の資金融資取引は存在しないのです。実際のところは「一般貸出債権」の流動化を目的とした他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」による「約束手形債権」(CP)金融商品一式を用いた「BIS規制8%」クリア操作であることが、これらの事実から立証されたのです。

その事実が分かっているながら、柳検察官は『国家犯罪』(免許取り消し)隠蔽工作(マッチ・ポンプ)を隠蔽するため、私の「口を封じる」公訴提起を為した、それも確信的な職務犯罪行為と断言できます。

オリックスアルファは「約束手形債権」(CP)と「金融商品」「質権」(指名債権)を有効として、平成3年6月13日 秋葉原支店と、他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」を行い金利を稼いだのです。

そこに、民事不介入の大原則を無視した、警察当局・検察官・裁判官の主張する、本件「詐欺事件」を立証すべき「欺罔」も「誤信」も「騙取」もなく、逮捕状・起訴状・追起訴状・判決書、にあるそれぞれの「詐欺罪」はいずれも成立の余地がないのです。もとより、「有印私文書偽造罪」など成立するはずもないのです。

はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件デッチ上げを明確に公的(裁判所で証拠採用された)証拠が証明したのです。

司法の現場においては、政府が犯した『国家犯罪』(免許取り消し)を隠蔽するという局面においては、担当検察官と裁判官個人の立身出世のため全く無実な個人をも「犯罪者」に仕立て上げ、平然と投獄させることが出来るのが「無政府国家」日本の現在の司法なのです。

基本的人権の無視

我が国の憲政史上はじまって以来の法廷審理は、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話の「有罪」を、宣告することで『この世に存在しない』即ち「太陽を西から昇らせる」話を「現実化」するため法廷審理を行う異常な裁判なのです。

平成9年3月19日、裁判所が政府の方針に従い、銀行が銀行法に基づき「免許取り消し」事案を隠蔽するため隠蔽工作(マッチ・ポンプ)を「知っている」と決めつけ、私を社会から隔離する目的で判決書の「主文 被告人を懲役11年に処する。」を宣告する「罪となるべき事実」をデッチ上た「証」です！

裁判所が「罪となるべき事実」で主張する、詐欺事件の被害者オリックスアルファは、債権譲渡契約書が証明した通り平成3年6月13日、法に則した預金担保債権「約束手形債権」(CP)金融商品一式を、用いて秋葉原支店を取引相手に他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」を「BIS規制8%」クリア操作をシステムどおり実行して金利稼ぎをしていただけなのです。

我が国の恥を立証した「判決書」です！

平成15年() 25号 20年 第 856号

平成九年三月一九日宣告 裁判所書記官 玉木勇
平成四年刑附第一号 第八六号、平成五年刑附第二四号

判 決

本籍 []
 住居 []
 職業 []

室 岡 克 典

右の者に対する詐欺、有印私文書偽造、同行使被告事件について、当裁判所は、檢察官川村明夫並びに主任弁護士永山忠彦、弁護士後藤邦春、同依田敬一郎、同小林美智子及び同近藤直子各出席の上審理し、次のとおり判決する。

主 文

被告人を [] に免する。
未決勾留日数中四五〇日を右刑に算入する。
訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

(罪となるべき事実)
被告人は、金融業等を営んでいたものであるが、第一 東京都千代田区神田平河町三番地一株式会社東海銀行秋葉原支店(以下「秋葉原支店」という。)の得意先担当の支店長代理として同支店の得意先に対する貸付け、預金業務等を担当していた森本享及び株式会社ウエイアウトスポーツ(以下「ウエイアウトスポーツ」という。)代表取締役吉川一と共謀の上、

平成15年() 25号 20年 第 857号

オリックス・アルファ株式会社(以下「オリックス・アルファ」という。)から預金担保による融資の名目で金を囮し取らうと企て、

ウエイアウトスポーツ及び有限会社マッシュ(以下「マッシュ」という。)の各名義でオリックス・アルファから借り受ける金をいつたんは秋葉原支店にウエイアウトスポーツ及びマッシュの各名義で通知預金するもの、これを解約して費消する意図であつて、オリックス・アルファのために右各預金に質権を設定する意思も、右質権設定について秋葉原支店支店長の承諾手続をとる意思もないのに、平成三年六月一〇日ころ、森本において、

オリックス・アルファに電話をかけ、東京営業第一課営業第一課係員の川合潤治に対し、ウエイアウトスポーツとマッシュが五〇億円ずつ協力預金してくれることになつたので、預金担保で融資をお願いしたい旨を

言つて融資を申し込み、川合を介してオリックス・アルファ代表取締役湯村康に、貸付金を原資として秋葉原支店に預け入れられる五〇億円ずつの各通知預金にオリックス・アルファのために質権が設定され、かつ、右質権設定について秋葉原支店支店長の承諾がなされ、貸付金を確実に回収できるものと誤信させ、よつて、同月一三日、オリックス・アルファの係員をして、同区京橋二丁目八番一八号株式会社大分銀行東京支店のオリックス・アルファの当座預金口座に、五〇億円から先取り利息分を差し引いた各四八億七九七万二六〇三円ずつ(合計九七億七九四万五二〇六円)を振込送金させて、これを囮し取つた。

二 同日、森本において、秋葉原支店で、行使の目的をもつて、ほしいままに、

我が国、金融経済社会の破滅と司法が崩壊する危機を回避した功績で田中裁判長は札幌高等裁判所長官となり、柳検察官は、2006年公安調査庁長官就任。2009年高松高等検察庁検事長。2010年、大阪高等検察庁検事長に就任したのです。

腐敗した政権とそれに癒着した官僚が蝕む無法国家なのです。何が何でも国家の方針として刑事司法を悪用してでも国民に国と東海銀行が犯した銀行法に基づき「免許取り消し」その犯罪を隠蔽したのです。国民の知る権利を無視したという事実が問題なのです。そして、この憂うべき事実は現在に至る歴史事実として続いているのです。

秋葉原支店極秘「特別プロジェクト」内で銀行ぐるみ「BIS規制8%」クリア操作、国際金融犯罪に用いる、銀行のダミーウェイアウトスポーツ・マッシュュ名義の預金担保債権（一般貸出債権）「約束手形債権」（CP）金融商品一式（有価証券偽造）を用いた、他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」を行い「BIS規制8%」クリア操作、国際金融犯罪・『国家犯罪』（免許取り消し）を立証しました。
以上。

第4章

秋葉原支店がオリックスアルファとの他行預金担保資
取引で得た融資金運用（免許取り消し）を告発します！

オリックスアルファから秋葉原支店宛別段預金口座に振込送金できるのは「BIS規制8%」クリア操作の融資金以外に無いのです！

柳検察官がデッチ上げた起訴（一）マッシュの50億円は平成3年6月28日、秋葉原支店のダミーロットモーターズ名義番号63の秋葉原支店が運用した秋葉原支店の返済金50億円に使用されているのことが明らかになりました。

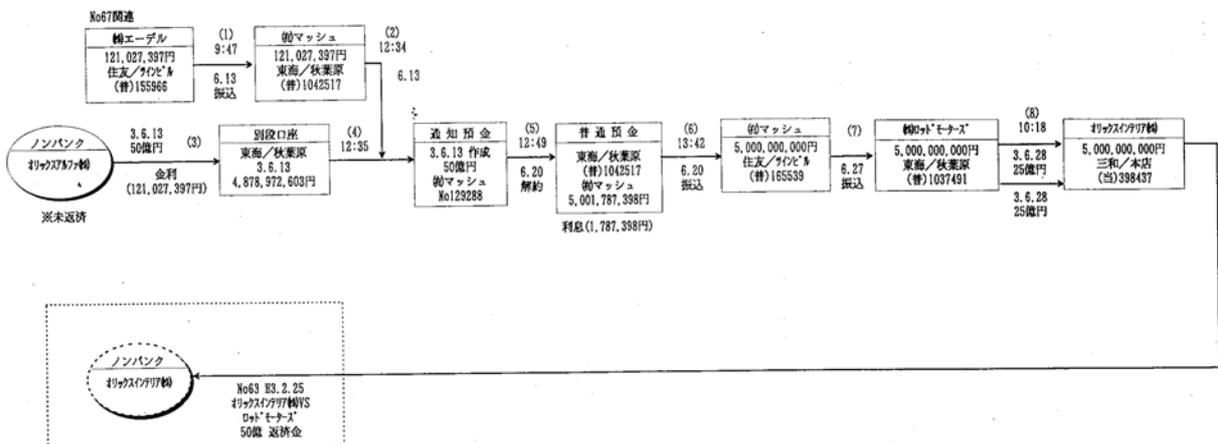
秋葉原支店極秘「特別プロジェクト」内で「BIS規制8%」クリア操作を他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔ノンバンク」をシステムどおり行い総額1930億3600万円（75件）実行し、銀行のダミー預金者名義の未返済総額673億1000万円を発生させた東海銀行が銀行法に基づき「免許取り消し」の「証」です。

チャート 68 を検証ください。

No68

No68 オリックスアルファ特VIS(株)マッシュ 融資金（50億円）の流れ(3.6.13分)

※H3. 6. 13 那須祥司より(株)エーデルに30億入金 (No67 オリックスアルファ)



平成3年6月13日、(1)と(2)金利と(3)オリックスアルファから振込まれた別段口座の資金を合わせて(4)12:34にマッシュ名義の50億円の通知預金ができます。

平成3年6月20日(5)12:49解約され(6)13:42住友/ツインビルマッシュ普通預金口座に50億円が振り込まれます。

平成3年6月27日(7)マッシュから秋葉原支店 株式会社ロッドモーターズ普通預金口座に50億円が振込送金されます。

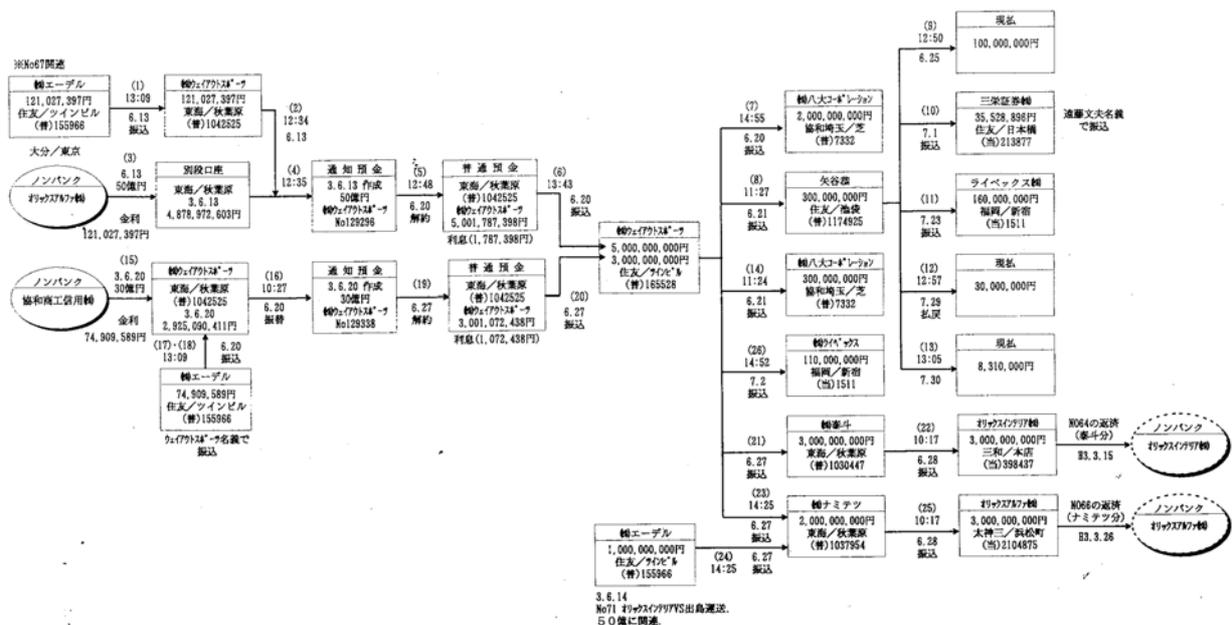
平成3年6月28日(8)10:18オリックスインテリアに50億円が振込さチャート63H3・2・25オリックスインテリアVSロッドモーターズ50億円返済されます。

同様に起訴(一)NO69と起訴(二)NO72が秋葉原のダミー預金者名義泰斗チャート番号64とダミー預金者名義ナミテツチャート番号66に合計60億円の返済を立証しています。

チャート NO69・72を検証ください。

No69 オリックスアルファVS秋葉原支店 融資金(50億円)の流れ(3.6.13分)
No72 協和精工信用VS秋葉原支店 融資金(30億円)の流れ(3.6.20分)

No69
No72



平成3年6月13日、秋葉原支店がオリックスアルファとの他行預金担保融資取引で得た50億円の融資金（3）別段口座12：34に先取りされた金利（1）と（2）を加え（4）秋葉原支店の預金担保になっていた、銀行のダミーウェイアウトスポーツ預金者名義の「架空預金」を本物の大口預金、銀行のダミーウェイアウトスポーツ預金者名義で、一口50億円の「通知預金」を作成し7日後に解約します。

平成3年6月20日、（5）12：49解約（6）13：42住友/ツインビルウェイアウトスポーツ普通預金口座に50億円が振込送金され運用したのです。

平成3年6月27日（21）住友/ツインビルウェイアウトスポーツ普通預金口座から秋葉原支店株式会社泰斗普通預金口座に30億円と株式会社ナミテツ普通預金口座に20億円が振込送金され、7日間の運用が終了します。

平成3年6月28日（22）10：17オリックスインテリアに30億円が振込されチャート63 H3・3・15取引したオリックスインテリアに（株）泰斗30億円分を返済しています。同様に株式会社ナミテツ番号66の返済金30億円、合計110億円に使用されます。

誰が、見ても分かるように柳検察官がデッチ上げた起訴状（一）（二）130億円の本件詐欺事件を犯して、平成3年6月28日、秋葉原支店が運用した借入金110億円の返済をするため、私が金利3億1696万4383円も用意しますか？

全く関係ない秋葉原支店のダミー名義会社ロードモーターズ 番号63の返済金50億円、ダミー名義会社泰斗番号64の返済金30億円、ダミー名義会社ナミテツ番号66の返済金30億円、合計110億円の返済しますか？

金融機関内限定条件付き秋葉原支店極秘「特別プロジェクト」内で、約5年間も金融機関内限定として極秘に行われた特殊な取引に銀行の人間でない部外者で、秋葉原支店と何の取引も無い41歳の男が国際金融犯罪・『国家犯罪』「免許取り消し」に関わることが出来ないのは明らかなのです。

柳検察官は政府の方針に従い、何が何でも『国家犯罪』「免許取り消し」を隠蔽したのです。チャートの何処に室岡克典の名前が有りますか？何処にも有りませんよ。私が犯罪者になれる「犯罪者の資格」が何処に有りますか？

名前が有ろうと無かろうと関係ないのです。目的は「口を封じる」だけ、そのことだけに邁進し「栄進と金」を手にする事だったのです。そして「栄進と金」を手にしたのです。法務省公安課長、公安調査庁次長等を経て、2006年公安調査庁長官就任。2009年高松高等検察庁検事長。2010年、大阪高等検察庁検事長に就任。

警視庁捜査二課は銀行法に基づく「免許取り消し」を承知して
隠蔽した萩生田勝氏の「恥」を立証した証拠を検証してください。

我が国の捜査機関が「金融犯罪」を捜査するときは、取引関係資料に基づいて
犯罪構造・犯罪取引構造・そして必ず被害金（金銭）の流れを銀行に残された
預金元帳など客観的な帳票類資料を基に 徹底的に追跡します。

東海銀行の告訴を受理した警視庁捜査二課は、平成3年8月12日、捜査関係事項
照会書を東海銀行秋葉原支店長に照会したのです。

274-2

番号	名 義 人	備 考
1	興エムアンドエム	
2	興北見事務所	
3	興三信公画	
4	日本ジョイントベンチャー興	
5	日本プレゼンション興	
6	日興通商興	
7	興マノエイジェンシー	
8	興川興啓	
9	出興退夫	
10	興翔洋司	
11	興ジェイ・イー・シー	
12	ジェイ・イー・インベストメント興	
13	興一林	
14	興出島運送	
15	興ウエイアウトスポーツ	
16	興インフォメーションオフアリング	
17	興マッシュ	
18	興葵斗	
19	興羽裕	
20	興小野敏夫	
21	興オノデン	
22	興正義	

274-1

右の受、貴行と取引あれば、各種預金・貸付について、昭和六十二年一月から現在までの元帳の写し、二部作成の上交付をお願い致します。

尚、元帳作成にあたっては、左記事項の記入をお願い致します。

記

一 入金が手形・小切手の場合は、振出人・支払銀行名

二 支払手形・小切手については、受取人・交換持出銀行名

三 入出金で振込の場合は、その詳細

四 貸付金については、種別・貸付年月日・金額・担保物件・返済状況、約定書等

五 印鑑

取 扱 者 警 視 庁 刑 事 部 捜 査 二 課
音 田 肇 郎
電 話 〇三〇五八二四三三三
内 線 七七六八
七七六八

274-1

東海銀行

秋葉原支店長 殿

照 会 事 項

住 所 別 紙 の と お り

警 視 庁 刑 事 部 捜 査 二 課 長
司 法 警 察 員 警 視 正 小 野 正

印

原 本

様式第四九号(別紙第一九七条)

(様式・特記)第一、八五〇号の四〇

捜 査 関 係 事 項 照 会 書

捜査のため必要があるもので、左記事項につき至急回答されたく、刑事訴訟法第一九七条第二項によって照会します。

平成 三 年 八 月 一 二 日

東京千代田区霞ヶ間二丁目一番一
〒100

警視庁は平成3年8月12日、捜査関係事項照会書で告訴を受理した、13件以外9件（22件）を捜査していた「証」をご検証ください。

1、入金 hands 手形・小切手場合は振出人・支払銀行名

- 2、支払手形・小切手については、受取人・交換持出銀行名
- 3、入出金で振込の場合は、その詳細
- 4、貸付金については、種別・貸付年月日・金額・担保物権・返済状況・約定書
- 5、印鑑紙

平成3年9月18日、上記1～5、膨大な帳票類を用いて検察官立証証拠（甲129号証）を萩生田勝・川畑一廣・青木映が作成したものです。

警視庁捜査二課は秋葉原支店が犯した「免許取り消し」を立証する融資金の流れを承知して、各帳票類で捜査し『平成3年9月18日、ノンバンクからの融資及び返済実態について捜査した結果は次のとおりであるから報告する』捜査二課長に報告したのです。

菅首相、国民を代表する国会議員が「知るべき」ことは、平成5年3月3日、追起訴（三）株式会社出島運送名義で150億円を騙し取った、公訴提起をした時に、弁護人が公判を維持するなら「弁1号証」資金繰り表の開示を求めたことで、検察官立証証拠（甲129号証）として裁判所に証拠請求させ、採用させた経緯なのです。

警視庁捜査二課が犯した吉川一の基本的人権を無視
した違法逮捕と信じられない取調べ状況を告発する！

私は、この事実を菅首相はじめ全ての国会議員に知っていただきたいのです。そして、この残虐非道な基本的人権無視を世界に配信することなのです。

柳検察官の捜査指揮で、平成3年12月24日、銀行員と共謀した共犯者にデッチ上げるためウェイアウトスポーツ社長 吉川一を、司法取引で「起訴しない」釈放する条件付き司法取引で『この世に存在しない』協力預金名下の預金担保融資取引を行う「借受名義人」に仕立て上げ、起訴（一）（二）130億円の本件詐欺事件話をデッチ上げ、銀行員と私を起訴した後、条件どおり吉川一を釈放したのです。

警視庁捜査二課の驚くべき取調べ状況の一部を吉川一が公判で暴露したのです。
平成7年2月9日第37回公判 証人 吉川一の公判調書です。

はい。

これは、一回釈放されたのは、平成四年の一月何日でしょうか。

…一月の七日か一〇日か、そのあたりだと思います。

一月七日、新聞報道などによると、そのころかなと思うんですが、大体そのころでよろしいですか。

はい。

いったん、処分保留のまま釈放されたわけですね。

まあ処分保留かどうかは聞いてないですけども、釈放されました。

その最初に逮捕されたときの逮捕事実というのは、平成三年六月一三日の件なわけですね。

はい、そうです。

その段階では、六月二〇日の件については、何も聞かれてないわけですか。

はい。

裁判所

で、再逮捕されましたよね。

はい。

それは、いつですか。

同じ日です。

平成四年の一月七日、一回、処分保留のまま釈放されたんだけど、同時に再逮捕されたと。

はい。

で、その再逮捕、それから勾留と続いたと思うんですが、最終的に釈放されたのはいつごろですか。

一月の…二七日前後だと思いますけれども。

で、再度の逮捕の際の逮捕事実というのは、六月二〇日の件であるわけですね。

はい。

そうすると、平成四年一月一八日ごろは勾留されていたということは間違いない

はい。

時間はどれくらいですか。

おおよそ一五分くらいだと思います。

一五分くらいずつを四回か五回やったと、こういう意味ですか。

はい。

この弁護人は、あなたのほうで頼んだんですか。

そうです。

元検事をやっていたらつしやった方ですか。

はい。

あなたは、その弁護人に対して、共犯のことについては、その程度の相談事で済んだんですか。

まあ共犯については、そんなに、そのとき余り認識なかったですから、弁護士の先生にも、余りそれについては話はしなかったです。

裁判所

ただ正面に述べればいいと言われたと。

はい。

最終的に、一月二七日程、釈放されたというんですが、処分は決定してありませんよね。

はい。

実際、現在まで、どういう処分になったわけでしょうか。

今のところ、ちよつと分からないですけども。

で、お伺いしますけれども、今回、証人として証言してもらったために、私のほうでもいろいろな事情をお伺いしたいということで、私の事務所に二回ほど来ていただきましたね。

はい。

で、弁護人としては、私ということで、私があなたとお話をしたわけですが、でも、それは覚えていらつしやいますね。

それから、その間、ずっとやり取りはテープに取つてるといふことも御存じですよね。

はい。

その際に、あなたに、どういう処分になつたのか、確認しておいたらどうですかというをお話したことは覚えてますか。

はい。

今日までにその確認をしてくるといふお話だったんですが、いかがでしたか。

一応、検査庁のほうには電話を入れましただけです。

そしたら、どういう答えだったんですか。

その件については終わつたからという返事でしたけれども。

そうすると、不起訴になつたとか、何か言つたんですか。

それは、私のほうで質問したところによると、直接来ていたかかないと、

不起訴になつたのか、保留や、そういうことになつたのかといふことはちよつと言えないと言われました。

それから、私の事務所でお話を伺つた際に、あなたは、逮捕勾留の際に、取調べを受けてる日もあれば、取調べを受けてない日もあつたといふことをおっしゃいましたね。

はい。

取調べを受けてない日は、出島道夫関係の事件資料、すなわち伝票だとか、預金元帳などを、捜査官から言われてチェックをしたといふことをおっしゃいましたが、それは本当ですか。

はい。

出島道夫関係の事件資料というんですけれども、どういうものですか。

出島運送や出島道夫氏、吉田信夫氏の銀行関係の元帳のコピー、あと振込用紙などを、一応全部見るように言われました。

裁判所

裁判所 九号の三

見るといふことは、どういうことなんですか。チェックをして、何か間違ひがあれば訂正するとか、あるいは、何をされるんですか。

お金の流れをチェックするといふことです。お金が…例えば、出島運送に何億融資された後、そのお金がどのようにその口座から動いてるかといふのを、まあ見るように言われました。

これは、不正のお金が行っている状況をチェックせよと、こういうことですか。

多分、そういうことだと思います。

出島関係の資料といふと、東海銀行、それから富士銀行、あるいは荒川信用金庫等ありましたけれども、そういうものですか。

はい。

それから、出島道夫、出島運送、あるいは吉田信夫なんかも入りますか。

はい。

そういう一切の資料について、あなたのほうはチェックせよと、こういうことを言われたといふことですか。

はい。

かなり膨大になりますね。

はい。

何日間くらい、そういうことをやつたんですか。

一〇日間くらいじゃないかと思ひますけれども。

一〇日間もやつたんですか。

はい。

それは、朝から晩までやつたんですか。

はい。

で、何か問題があると、どういうチェックをするわけですか。

付箋を付けて、それに、このお金はどこに行つたお金とか、メモ書きのようなものを付箋にした記憶があります。

裁判所

裁判所 九号の三

それは、不正融資金の流れをチェックしてくれと、こう言われたというわけですね。

はい。

当然、これは不正融資なんだという前提で、あなたのほうに、そういうことをさせたということになりますね。

はい。

で、私の事務所で、検察官から開示された資料、出島関係の資料なんです、それをお見せしましたよね。

はい。

それを見て、確かにこういうものをチェックしたということだったわけですか。

はい。

そういう捜査官の手伝いみたいなことをやって、何かいいことがあったんですか。

裁判所

まあいいことというか、多少……あつたと言え、あつたですけれども、具体的に言うと、どんなことがありましたか。一、二点言っていただけです。

まあ夜食をちよつとごちそうになるとか、その程度ですけれどもね。

何か、あなたに対する容疑をどうするとかいう、そういうことはないんですか。

それは、ないです。

それから、この逮捕勾留の際のあなたに対する取調べについてなんですが、室岡は悪いやつだ、みんな使っているんだという話を、捜査官があなたにしたという話は事実ですか。

はい。

どういうふうに言うわけですか。

まあ……室岡氏が、結局、そのお金を全部自分のものとして使ったような話をしましたけれども。

室岡は悪いやつだという言葉も言ったんですか。

まあ言ってると思います。そういうのは、一回だけですか。

いや、当初から、それはずっと言っていましたんで、まあ一回二回ではないと思いますけれども。

その捜査官の名前は、何ていうんですか。

川端刑事です。

川端警察官ですね。

はい。

前回の法廷でもちよつと何ったんですけれども、あなたのほうに、この警察官から電話が入ってくるということと言っていました、現在でも、そういうことはありますか。

はい。

つい最近では、いつですか。

裁判所

一二月にあつたと思います。

この警察官から、なぜあなたのところに電話があるんですかね。

まあ様子を聞くためだと思っただけですけれども。

例えば、逮捕勾留の際にこういう資料をチェックしたことは絶対外に言うなんていうことを言われたことはありますか。

勾留中には言われました。

言われましたね。

はい。

それで、前回の証言でもちよつとお伺いしたんですけども、あなたは、この事件、六月一三日の件と六月二〇日の件なんですが、共犯だという前提で、逮捕勾留されていますよね。

はい。

で、このことについては、あなたは、まとめると、そう言われればそうだなと

最高裁判所 九号の三

いうことしかないとおっしゃってますよね。

はい。

この点については、どうなんですか。

その罪の意識というか、私が携わったことについては、事実は事実でありますけれども、それをどう解釈するかは、私の判断じやなくて、まあ司法当局というか、その判断だと思いましたが、そういう判断を……自分としては、まあ室岡氏や森本氏と共謀しようという話をして、行動してたわけではないので、そういう点からみれば、共犯というのはおかしいかなと思いましたが、

だから、そのような認識だったわけですから、なおさら、あなたの弁護人と、いろいろ話し合うということがあったかと思うんですが、その点の細かい話はしなかったんですか。
そうですね。逮捕された当時は、まあ悪いのであれば悪いだろうという

裁判所

ふうに思っていました。

ところで、次に、あなたの検面調書には、室岡さんが富士銀行赤坂支店の中村と結託して、平成三年三月二〇日の例の一〇〇億の件を、不正に融資を受けたという趣旨の調書があるんですけども、あなたは、検察官にそのようなことを述べた記憶がありますか。

まあ述べたというか、検察官に言われて、そういう調書を作ったという記憶はあります。

そういう調書になっていることは覚えてますね。

はい。

そこで、あなたは、そのようなことは言ったんですか。しゃべったんですか。

いや、言葉は皆検事さんのほうで作られたと思います。

ただ、後で読み聞かされますよね。

はい。

17

18

最高裁判所 九号の三

その際に、中村と結託してという言葉があったことは覚えてますよね。

はい。

で、それは読み聞かされてるわけですから、それは、それでよろしいというんで、署名してるわけですか。

大体、まあそういったことだといいことで署名してます。

で、あなたの言う、室岡さんが中村と結託という根拠は、何だったんですか。

まあ根拠はないです。

しかし、根拠もなく、あなたがそういうことかと言っても、取調べ検事が、ああ、そうですかというふうな形で調書に取ることはないだろうと思うんですけども、どうなんでしょうか。

その点については、赤坂の件については、そのお金の動きを、検事のほうから、こういうふうに通じて、金がこういう動き方をして、これを、要するに、室岡氏が使ってるんだということで、じゃ、赤坂での融

裁判所

資の件なんです、室岡氏がそれを使ってるって言われて、まあそういうことであれば、結託ということだろうというふうな感じの調べを受けたと思えますけれども。

あなたから言ったんじゃないかと、捜査官のほうから、そういうのは結託に当たるよと言われたんで、そういうものかなと思つたと、こういうことですか。

はい。

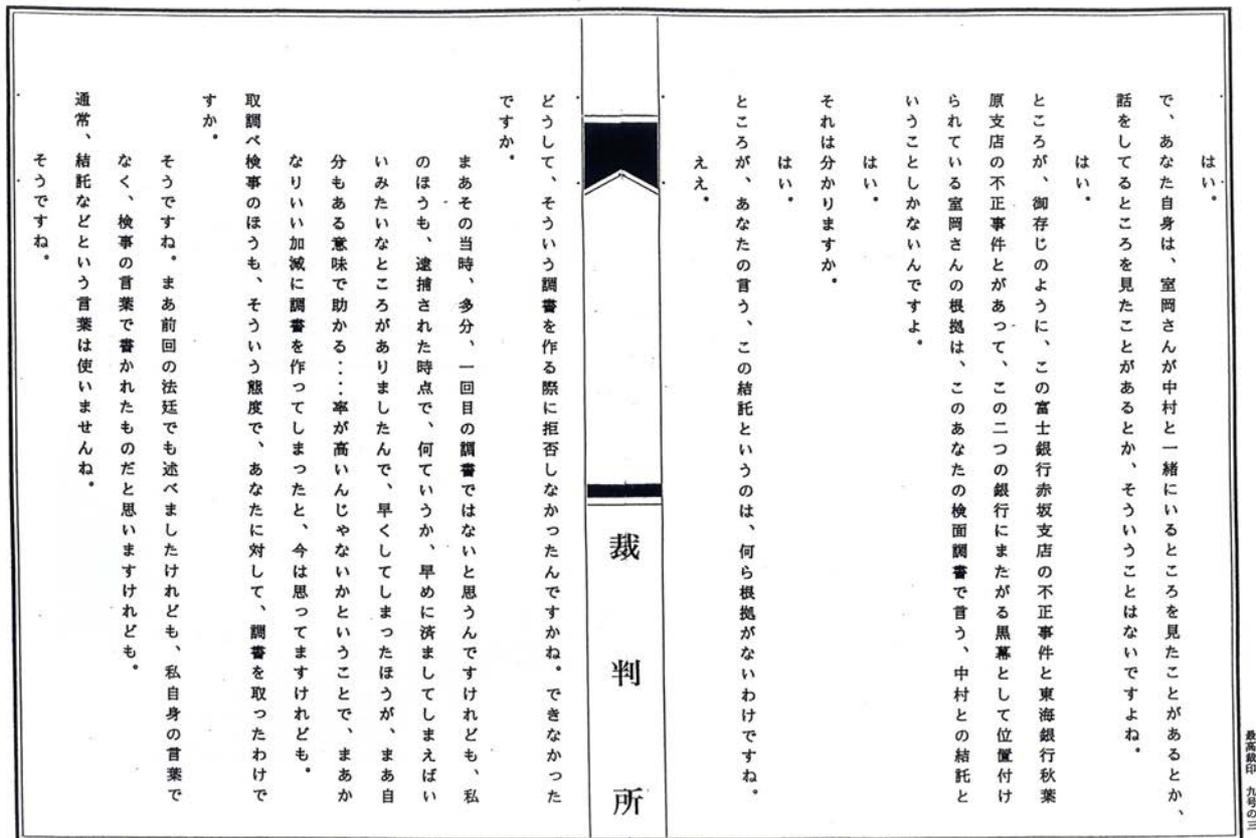
で、その結託の中身としては、室岡さんが、そのお金を使ってるということなんです。

だと思えます。

ただ、あなたは、それは見たことじゃないんですね。

はい。

見てもいないのに、金を使ってるんだから、これは結託してるんだと言われて、そういうものかなと思つたと、こういうことですか。



公判調書、全て「室岡塾」で公開します。

吉川一は、法廷で宣誓して (P19) 『逮捕された時点で、何ていうか、早めにすましてしまえばいいみたいなどころがありましたんで、早くしてしまったほうがまあ自分もある意味で助かる……率が高いんじゃないかということで、まあかなりいい加減に調書を作ってしまったと、今は思ってますけれども。』と証言しました。司法取引を知っている「証」です。

私が、怒り狂う原因は (P14~P16) です。

起訴状 (三) 平成5年3月3日、総合ファイナンスサービスから借受名義人、株式会社出島運送 (以下、出島運送と記載) を協力預金150億円の借受名義人に仕立て上げて、150億円を騙し取った、詐欺有印私文書偽造同行使罪をデッチ上げ起訴した。その150億円の資金の流れを吉川一が『10日間、朝から晩までやった』帳票類が裁判所に立証証拠として採用された、信じられない、絶対に許されない、違法行為が法廷で暴露されたことです。(P14~P16) 読んでください。

吉川一が（甲129号証）を作成した川畑一廣警察官に指示され『10日間、朝から晩までやった』資金伝票の一部です。

定期預金・市場金利連動型預金・通知預金申込書

発行日 2009年6月27日

株式会社 出島運送
代表取締役 出島正男

金額 5,000,000,000

普通預金

(A)

預金払戻(兼当座貸越)請求書

発行日 2009年6月27日

総合ファイナンスサービス株式会社
代表取締役 中村一機

金額 10,000,000,000

普通預金

(B)

定期預金・市場金利連動型預金・通知預金申込書

発行日 2009年6月27日

株式会社 出島運送
代表取締役 出島正男

金額 10,000,000,000

普通預金

払戻請求書 (便宜扱用)

発行日 2009年6月27日

株式会社 出島運送
代表取締役 出島正男

金額 15,000,000,000

普通預金

預金払戻(兼当座貸越)請求書

発行日 2009年6月27日

株式会社 出島運送
代表取締役 出島正男

金額 15,000,000,000

普通預金

(A) の伝票は出島運送株式会社、口座番号 1023301 (B) の伝票は株式会社出島運

送、口座番号 1023301 を審判してください！

銀行届印口座開設平成2年7月10日
口座番号 1027609

銀行届印口座開設平成2年3月27日
口座番号 1023301

吉川一が『10日間、朝から晩までやった』資金伝票が驚くべき「普通預金」150億円の払い戻し伝票の届け印が口座番号 1027609 株式会社出島運送代表取締役出島正「男」と口座番号 1023301 株式会社出島運送代表取締役出島「夫」が違います。届印が違います。銀行は届印が違うと一円も出金できません。何より株式会社出島運送と出島運送株式会社では、届印が違い「印相違」となります。

(A) の伝票どおり振込以来したのは出島運送株式会社です。

振込依頼票		電話扱専用		TOKAI BANK	
振込先	振込金額	振込日	振込時刻	振込手数料	振込残高
住友 住友 155 966	(特) E-TEL	7/10	15:00	754	754
住友 住友 155 966	(特) E-TEL	7/10	15:00	862	862
住友 住友 155 966	(特) E-TEL	7/10	15:00	707	707
住友 住友 155 966	(特) E-TEL	7/10	15:00	776	776

振込先: 出島運送 (株) 普通預金
口座番号: 1023301

後に、起訴 (三) デッチ上げで詳細に立証しますが『10日間、朝から晩まで』警視庁捜査二課川端警察官にやらされた、違法捜査の実態「印相違」を立証する間違いを素人である吉川一が犯したのです。吉川一は、自分が何をしたか？何故、逮捕さ

れるのか？何をどうすればいいのか？「不幸な出来事」を柳検察官が28歳の若者に科したのです。

基本的人権を国家権力に無視された吉川一が、法廷で警視庁捜査二課の違法行為を暴露した目的と理由を国民は真剣に問うべきです。

柳検察官が平成3年12月18～19日、銀行員に「上申書」で、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話の台本を作成して、オリックスアルファ融資担当者川合潤治の検面供述調書で「被害状況」「取引状況」を協力預金名下の預金担保融資話の借受名義人にウェイアウトスポーツ吉川一をデッチ上げたのです。

そこまでして銀行のダミー預金者名義で国際決済銀行(BIS)を欺いた国際金融犯罪・『国家犯罪』（免許取り消し）を隠蔽しなければ、我が国金融経済社会が破滅するため、政府の方針に従い司法機関がその隠蔽工作（マッチ・ポンプ）を図った『真相』が公になれば司法が破綻する状況を回避するため私の「口封じ」をした。

後に、本件裁判が「有罪」を宣告するための法廷を立証しますが呆れます。

検察官立証証拠（甲129号証）は、私が本件詐欺事件全ての法廷に弁護人と速記者を傍聴させ公判記録を作成していた裁判で「被告人が全て認めている」法廷で「資金繰り表」として検査官立証証拠になっていたのを弁護人が見つけて、平成4年12月20日、第7回公判で弁護人立証証拠「資金繰り表」（弁1号証）として裁判所に証拠採用されされたものです。

菅首相、国民を代表する国会議員が「知るべき」重要なこと裁判所が政府の方針に従い「免許取り消し」を隠蔽しないと我が国金融経済社会の破滅に導くことを回避するため法廷を開廷した「証」その一部を検証してください。

平成4年12月20日、一審第7回公判！

平成4年12月20日、一審第7回公判で「銀行員に対する」検察官主尋問が終わった後、弁護人の反対尋問で弁護人が、弁1号証「資金繰り表」を用いた尋問を「チャートNo.1」～「チャートNo.75」まで一件、一件「協力預金」の取引内容と

損失金発生、ルーティン化された「融資金の流れ」を追及したのです。

その結果、銀行員が本件詐欺事件の公訴事実、「協力預金」名下の預金担保取引「ノンバンク⇔借受名義人」とは、全く違う「約束手形」を用いた「秋葉原支店⇔ノンバンク」との約束手形取引を証言したのです。

即ち銀行員は、犯罪取引構造「ノンバンク⇔借受名義人」の取引が存在しないことと「質権設定承諾書」を用いた「預金拘束」がない7日間で預金を取り崩されている『真実』を法廷で「資金繰表」という「証拠の書面」を弁護人から提示され証言をしたのです。

更に、本件起訴（一）（二）で騙し取ったとされた被害金130億円が「資金繰表」では、私と全く関係ない会社の返済金に使用されている事実が立証されているのです。呆れたことに私が詐欺事件を犯した騙取金130億円を一銭も「使用せず」秋葉原支店が運用した返済金に使用されている事実が立証されたのです。

この弁1号証「資金繰表」は別の東海銀行事件で全てを認めている被告人の法廷で検察立証証拠として証拠請求し採用され、甲号証となっている事実を傍聴していた弁護団の弁護人が見逃すことなく入手したものです。

私は、東海、富士不正融資事件の全ての法廷に弁護人と速記者を入れていたのです。即ち「全てを認めている被告人の法廷」と「否認をしている被告人の法廷」では検察がコピー偽造した立証証拠を証拠請求することができないのです。

刑事司法は「犯罪者」をデッチ上げるためにあるのか！

当然のこと弁護団は裁判所に「公訴事実」が存在しないと強く抗議し「公訴棄却」の訴訟指揮を要求したのです。検察に対して強く抗議し「公訴取り下げ」を要求し、まだ公判を維持するなら「資金繰表」と正規の「質権設定」手続きの開示を主張したのです。私は、弁護団の裁判所に対する抗議と要求が認められこの異常な裁判もやっと終わると確信していました。

抗議のハンスト！

弁護団からも裁判所に保釈の手続きをしている。裁判所も、まず身柄を出す意向と聞いていました。本当に驚きました。カルロス・ゴーン氏同様に私も平成5年2月10日の再々逮捕です。

私はまた報復的な違法勾留が継続されることに抗議するためハンストを決行したのです。

私は、心身ともにもう限界でした。また報復的な万世橋警察署留置場で1年2ヶ月の違法勾留をこれ以上されるくらいなら自ら国に対して死を持って抗議しようと思ったのです。それが「ハンスト」を決意した理由なのです。

カルロス・ゴーン氏が「違法裁判で10年闘うか、死を選ぶか」そして「基本的人権」を主張して「無法国家」の刑事裁判からプライベートジェットで「出国」するのは当然のことです。同じ境遇に晒され死を決意した私は理解できるのです。

「司法検察最後の墓」となった起訴状（三）

柳検察官は、形振り構わず今度は富士銀行赤坂支店を巻き込んだ「司法検察最後の墓」となる公訴権の濫用という職務犯罪行為を犯して何が何でも東海銀行の「免許取り消し」を隠蔽するため『この世に存在しない』犯罪事実と承知した上で起訴状（三）をコピー偽造した立証証拠で「公訴事実」をデッチ上げて公訴提起をしたのです。

（三）平成5年3月3日、総合ファイナンスサービスから借受名義人、出島運送株式会社を協力預金150億円の借受名義人に仕立て上げて、150億円を騙し取った、詐欺有印私文書偽造同行使罪をデッチ上げ起訴したのです。

平成5年3月3日、追起訴（三）150億円の検察官立証証拠（甲129号証）が証拠採用されたのです。私は（甲129号証）作成の基になった帳票類全ての開示を裁判所・公判検事に請求し8ヶ月後にダンボール箱8個に入った帳票類全て開示されました。

私は、スタッフに『融資金の流れの系統表を作成した～別添「融資金の返済方法一覧表』を作成した、帳票類一枚、一枚を時間をかけ追跡し確認させた「チャートNo.1」～「チャートNo.75」まで一件、一件の帳票類を仕分けして「弁チャート」を、作成して裁判所に証拠請求し証拠採用されました。

菅首相、国民を代表する国会議員が「法治国家」として銀行法に基づき「免許取り消し」を行う立証証拠に「一件、一件の帳票類」を用いて下さい。膨大な枚数ですが「一件、一件仕分け」してあります。銀行の息の根を十分に止めます。

警視庁捜査二課は銀行の「免許取り消し」を承知していたのです！

検証してください。

3-1

謄本

平成三年六月二十八日	警視庁刑事部捜査第二課	司法警察員警部補 枝生田	右 同 捜査部長 川畑一	右 同 課 派遣	警視庁田園調布警察署	司法警察員 査 青木	警視庁刑事部捜査第二課長	司法警察員警視正 小野正博殿	東海銀行 秋葉原支店を舞台とし不正融資事件の融資実態解明報告書	現在捜査中の被疑者森本亨元東海銀行秋葉原支店支店長代理に係わる詐欺被疑事件について同店が関与したノンバンクからの融資及び返済実態について捜査した結果は次のとおりである。報告する。	記	一 捜査の端緒 本年七月二十九日 株式会社東海銀行 代表取締役 伊藤喜一郎	東海銀行秋葉原支店支店長代理であった森本亨元平成二年五月三十一日より平成三年六月二日の間三回に亘りノンバンクオウラスマルア株式会社外四社から預金着有限会社マッシュネット社に交す
------------	-------------	--------------	--------------	----------	------------	------------	--------------	----------------	---------------------------------	---	---	--	--

実行せられた	合計六三〇億円	の融資に充し	東海銀行 萩葉原支店長	作成名義の	貸権設定承諾書	を偽造しノンバンク側の右承諾書	を交付するも 融資金として入金	首の銀行口座から解約払戻させて	いた	とらう旨の	有印私文書偽造	の告訴を受理したところである。	ニ融資実態及び融資金の流れを解明したの資料	警 視 庁
各ノンバンクから提出を受けた	・貸権設定承諾依頼書、写	・通知預金通帳の写	・金銭消費貸借契約書の写	・銀行預金担保差入証の写	・融資元帳の写	等の資料	ニ捜査関係事項照会書ハカリ	東海銀行 萩葉原支店等	から回答を受けた	那須洋司外借入名義人の各種	預金元帳の写及びいかに伴う各	入出金伝票の写	右同様の方法で入手した	

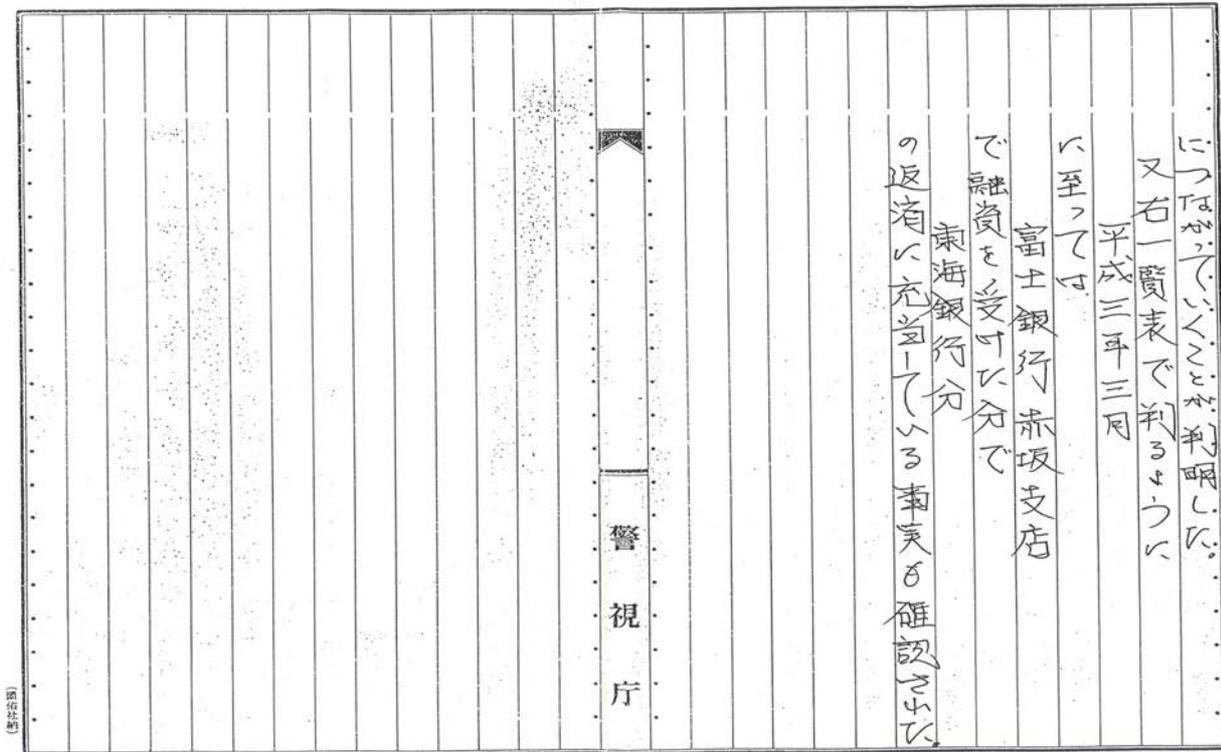
昭和六二年三月一日から平成三年	六月二日	まで	合計七五回	総融資金額	一六三億三、六〇〇万円	総返済金額	一、二五七億二、六〇〇万円	未返済総額	六七三億一、〇〇〇万円	であることが判明した。	昭和六二年三月一日から平成三年	六月二日	まで	合計七五回	総融資金額	一六三億三、六〇〇万円	総返済金額	一、二五七億二、六〇〇万円	未返済総額	六七三億一、〇〇〇万円	であることが判明した。	警 視 庁
昭和六二年三月一日から平成三年	六月二日	まで	合計七五回	総融資金額	一六三億三、六〇〇万円	総返済金額	一、二五七億二、六〇〇万円	未返済総額	六七三億一、〇〇〇万円	であることが判明した。	昭和六二年三月一日から平成三年	六月二日	まで	合計七五回	総融資金額	一六三億三、六〇〇万円	総返済金額	一、二五七億二、六〇〇万円	未返済総額	六七三億一、〇〇〇万円	であることが判明した。	警 視 庁

未収金
。アポロファイナンス株式会社
融資金額合計
二〇億円
未収金
なし
の
九社
である。
。借入名義人別の融資金能
借入名義人別、右一覽表のとおり
三個人一七企業
であり、名義人別の融資及び未収金額
は、
警視庁
。那須洋可
融資金 一六億一六〇〇〇万円
未収金 五三億一〇〇〇〇〇万円
。日本プレジジョン株式会社
融資金 一五五億円
未収金 なし
。株式会社 シエイ、イーシー
融資金 一三億円
未収金 五〇億円
。シエイ、イー、インベストメント株式会社
融資金 三三八億五〇〇〇〇万円
未収金 九〇億円
。日本ジョイントベンチャー株式会社

融資金 一三億七〇〇〇〇〇万円
未収金 なし
。清川銀造
融資金 七〇億円
未収金 二〇億円
。株式会社 一休
融資金 八七億円
未収金 三〇億円
。日興通商株式会社
融資金 五億円
未収金 なし
。有限会社 三信企画
融資金 三五億円
未収金 なし
警視庁
。株式会社 エム・アンド・エム
融資金 二〇億円
未収金 なし
。出島道夫
融資金 一〇億円
未収金 なし
。株式会社 出島運送
融資金 三〇億円
未収金 二五〇億円
。株式会社 北見栄務所
融資金 一ニ〇億円
未収金 なし
。株式会社 泰斗
融資金 一〇億円

未払金 なし	株式会社 ナミテツ	融資金 三〇億円	未払金 なし	株式会社 ロンドモーターズ	融資金 五〇億円	未払金 なし	株式会社 ウエイマートスポーツ	融資金 一〇億円	未払金 一〇億円	株式会社 インノメーションオナジジニム	融資金 五〇億円	未払金 五〇億円	南限会社 マツシユ	融資金 五〇億円	未払金 五〇億円	株式会社 マノエイジエンシヨ	融資金 六三億円	未払金 なし	と判明した。	負債額の内訳について	負債額を明らかなるため融資金開始の昭和六二年三月から本年六月までの全融資金七五体について別添を添付し、融資金返済並びに負債額一覽表を作成し、	融資金発生日毎	の時点における
警 視 庁																							

負債額	を明らかなる。	融資金の返済方法について	既に受けた融資金を返済するたの新たな融資金を受けている可能性があったため融資金の流れについて捜査を行い、これを明らかにするたの別添	「のり」セントラルファイナンスレム	日興通商融資金(二億円)の	流(六二、三、一一分)	「のり」総合ファイナンスサービス株式	本島運送融資金(一七〇億円)の	流(三、三、六二、二分)	警 視 庁	まで全融資金七五回分の	融資金の流れの系統表	を作成した。	その結果ノンバンクに振込送金されてる金額が多いたの捜査したところ、返済金並びに金利の支払と判明したたの別添	融資金の返済方法一覽表	を作成し、その流れを明確にしたところ	前に受けた融資金を返済するたの新たな融資金を受けている	事実が大部分であることが判明し、これを最終的に	未返済総額	六七三億一、〇〇〇万円
警 視 庁																				

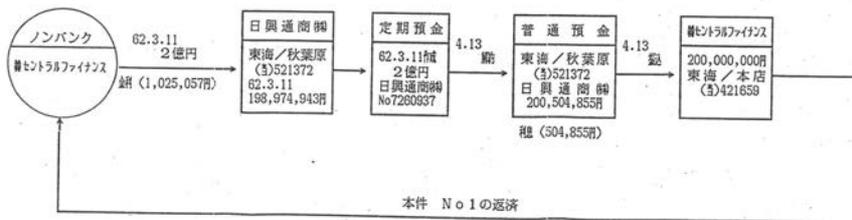


この『融資金の流れの系統表を作成した～別添「融資金の返済方法一覧表」』が「免許取り消し」を隠蔽した「証」です。

(検チャート1)

2-18

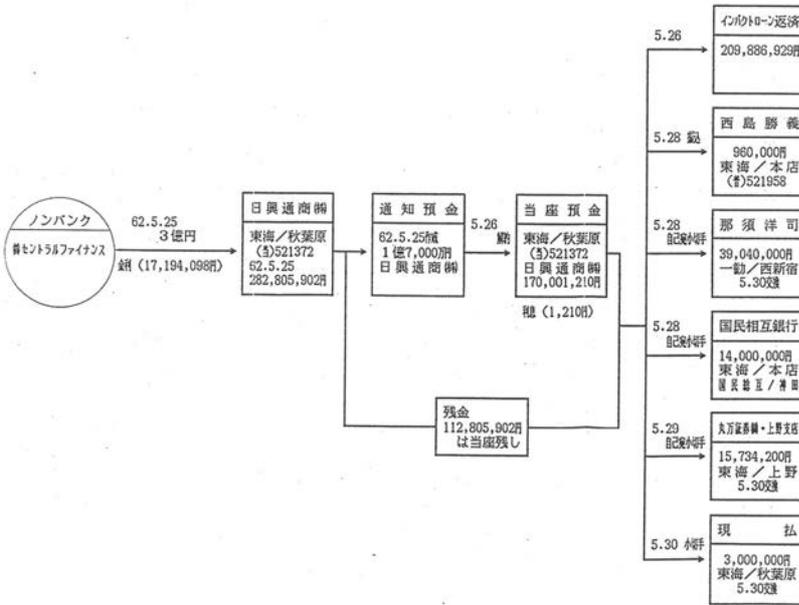
No 1 (株)セントラルファイナンスVS日興通商(株) 融資金 (2億円) の流れ (62. 3. 11分)



(検チャート 2)

5-17

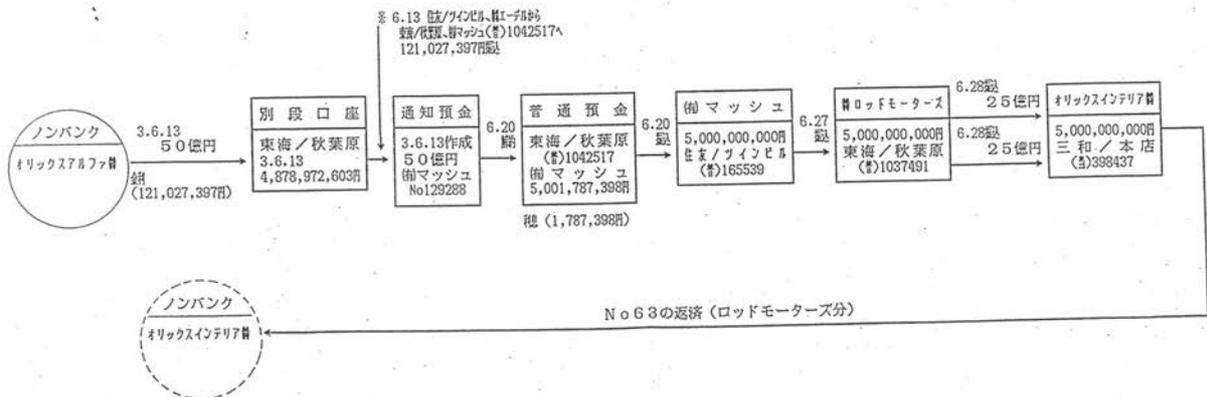
No 2 (株)セントラルファイナンスVS日興通商(株) 融資金 (3 億円) の流れ (62. 5. 25分)



(検チャート 68)

3-84

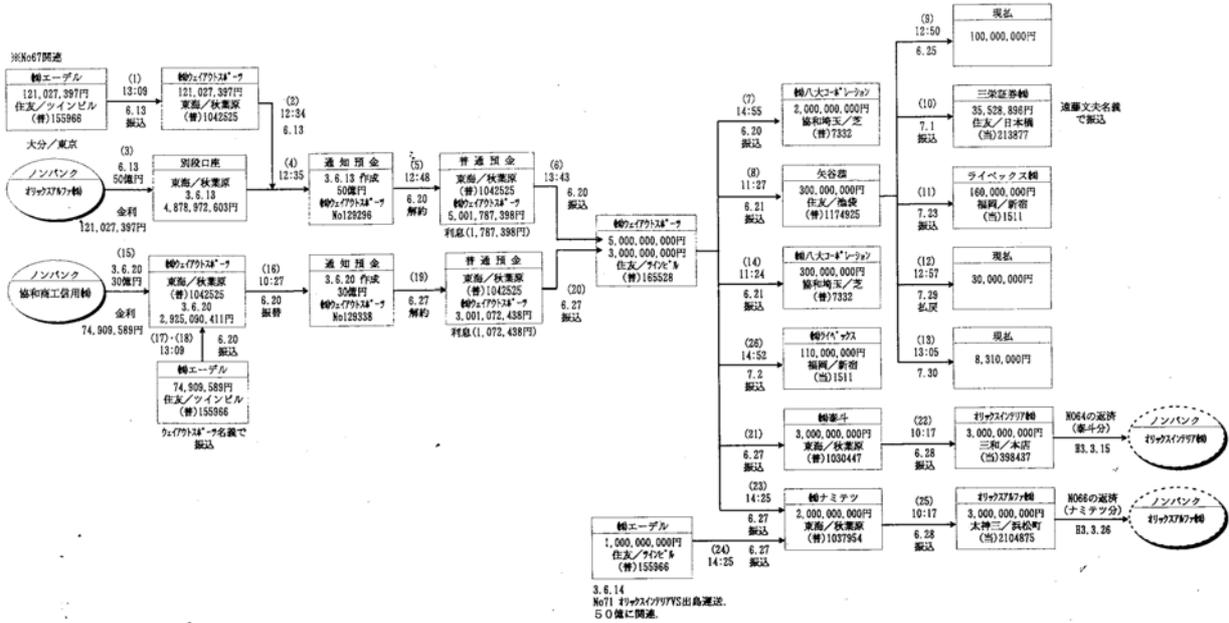
No 68 オリックスアルファ(株)VS(株)マッシュ 融資金 (50 億円) の流れ (3. 6. 13分)



(検チャート69・72)

No 69
No 72

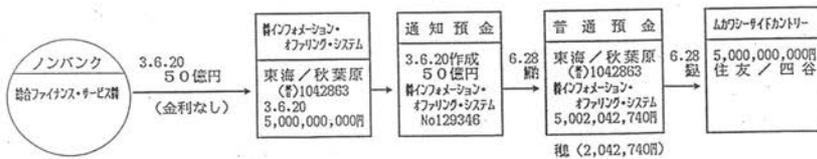
No 69 オリックスワケ轉VS轉カエイトス[※] 融資金 (50億円)の流れ(3.6.13分)
No 72 協和商工信用轉VS轉カエイトス[※] 融資金 (30億円)の流れ(3.6.20分)



(検チャート73)

3-87

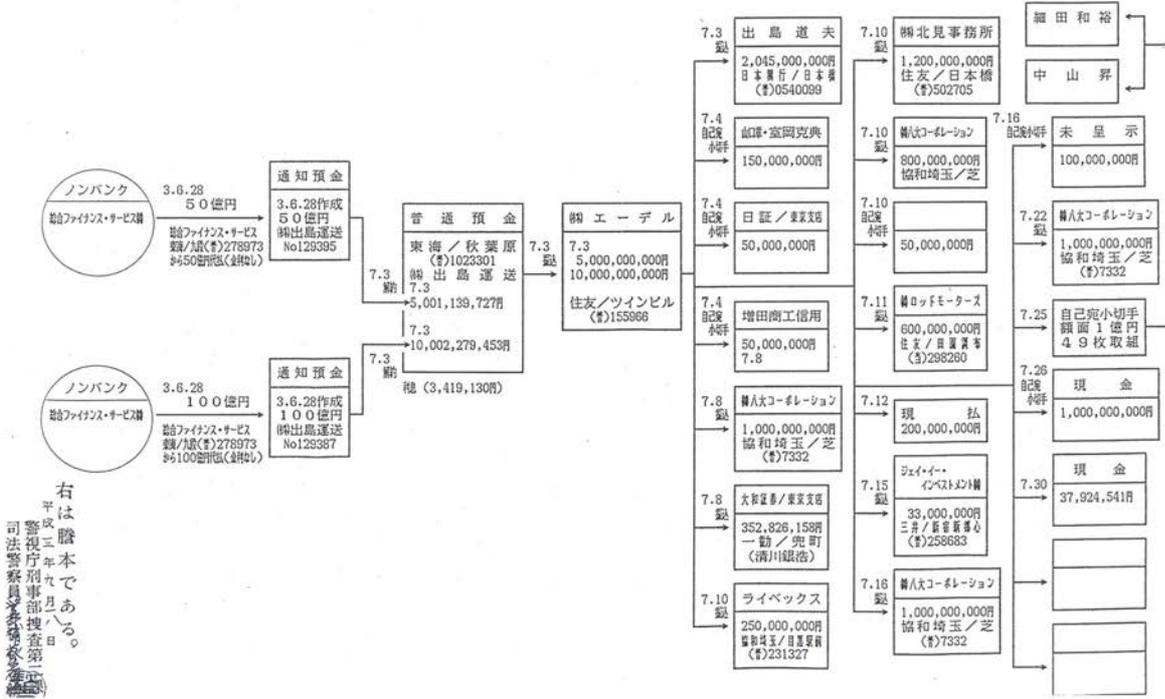
No 73 総合ファイナンス・サービス轉VS轉インフォメーション・オフリング・システム 融資金 (50億円)の流れ(3.6.20分)



(検チャート74・75)

No.74 総合ファイナンス・サービスV.S(柳出島運送 融資金(50億円)の流れ(3.6.28分)

No.75 総合ファイナンス・サービスV.S(柳出島運送 融資金(100億円)の流れ(3.6.28分)



この『真実』まで29年の時間が掛かるのです。

29年かけてチャート1からチャート75を一件、一件解明、解析しました。やっと「約束手形」が銀行法に基づく「免許取り消し」を立証したのです。

※ ここで、昭和63年2月17日から平成3年8月5日までの間の約束手形帳交付簿（手形用紙）の写し36枚の内の1枚です確認して下さい。

東海銀行
約束手形帳交付簿 (簿用)

手形番号	枚数	交付日	氏名	手形番号	枚数	交付日	氏名	手形番号	枚数	交付日	氏名	手形番号	枚数	交付日	氏名
32826	1	2.9.12	[Redacted]	34726	1	2.9.19	[Redacted]	34751	1	2.9.27	[Redacted]	35201	1	2.10.22	土田運送
32827	1	2.9.13	[Redacted]	34727	1	2.9.20	(株)J.E.C.	34752	1	2.9.27	[Redacted]	35202	1	2.10.24	清一 信託
32828	1		[Redacted]	34728	1	2.9.20	[Redacted]	34753	1	2.9.28	[Redacted]	35203	1	2.10.24	[Redacted]
32829	1		[Redacted]	34729	1		[Redacted]	34754	1	2.9.29	[Redacted]	35204	1	2.10.25	[Redacted]
32830	1		[Redacted]	34730	1		(株)J.E.C.	34755	1	2.9.29	[Redacted]	35205	1	2.10.26	[Redacted]
32831	1		[Redacted]	34731	1		[Redacted]	34756	1	2.10.1	[Redacted]	35206	1	2.10.27	[Redacted]
32832	1		[Redacted]	34732	1		[Redacted]	34757	1	2.10.1	[Redacted]	35207	1	2.10.27	[Redacted]
32833	1		[Redacted]	34733	1		[Redacted]	34758	1	2.10.5	[Redacted]	35208	1	2.10.30	[Redacted]
32834	1	2.9.14	[Redacted]	34734	1		[Redacted]	34759	1	2.10.5	清一 信託	35209	1		[Redacted]
32835	1		[Redacted]	34735	1	2.9.21	[Redacted]	34760	1	2.10.1	[Redacted]	35210	1		清一 信託
32836	1		三信全画	34736	1		[Redacted]	34761	1	2.10.8	[Redacted]	35211	1		[Redacted]
32837	1		[Redacted]	34737	1		[Redacted]	34762	1	2.10.11	[Redacted]	35212	1	2.10.31	[Redacted]
32838	1		(株)一休	34738	1	2.9.25	[Redacted]	34763	1	2.10.11	[Redacted]	35213	1		三信全画
32839	1		(株)一休	34739	1		三信全画	34764	1		[Redacted]	35214	1		[Redacted]
32840	1		[Redacted]	34740	1		[Redacted]	34765	1		[Redacted]	35215	1		三信全画
32841	1		[Redacted]	34741	1		[Redacted]	34766	1		[Redacted]	35216	1		(株)一休
32842	1	2.9.17	[Redacted]	34742	1		[Redacted]	34767	1	2.10.12	[Redacted]	35217	1	2.11.1	[Redacted]
32843	1	2.9.17	日建通商	34743	1		[Redacted]	34768	1		[Redacted]	35218	1	2.11.2	[Redacted]
32844	1		[Redacted]	34744	1		[Redacted]	34769	1	2.11.1	[Redacted]	35219	1	2.11.1	[Redacted]
32845	1	2.9.17	[Redacted]	34745	1		三信全画	34770	1		[Redacted]	35220	1	2.11.5	[Redacted]
32846	1	2.9.18	[Redacted]	34746	1	2.9.27	[Redacted]	34771	1	2.10.16	[Redacted]	35221	1		[Redacted]
32847	1		[Redacted]	34747	1	2.9.26	[Redacted]	34772	1	2.10.16	[Redacted]	35222	1	2.11.6	[Redacted]
32848	1		[Redacted]	34748	1	2.9.27	[Redacted]	34773	1	2.10.17	[Redacted]	35223	1	2.11.6	三信全画
32849	1		[Redacted]	34749	1		[Redacted]	34774	1		[Redacted]	35224	1	2.11.5	[Redacted]
32850	1	2.9.19	[Redacted]	34750	1		土田運送	34775	1		[Redacted]	35225	1	2.10.31	[Redacted]

東海銀行は秋葉原支店極秘「特別プロジェクト」内で、「BIS規制8%」クリア操作用に秋葉原支店のダミー預金者名義で「約束手形債権」(CP)金融商品を偽造した『国家犯罪』(免許取り消し)を東海銀行融資管理部プロジェクトマネージャーが立証したのです。

私は東京拘置所の独居房で、平成9年11月から二審で開示された「約束手形帳交付簿(手形用紙)の写し36枚」を「東海銀行秋葉原支店融資年月日順の融資状況一覧表」昭和62年3月11日から平成3年6月28日まで(75件)総額1930億3600万円、約束手形用紙を用いた、取引関係書類を約3年間も毎日毎日、二審を無視して徹底的に調べ上げたのです。

秋葉原支店が銀行ぐるみ銀行のダミー預金者名義で預金担保債権「約束手形債権」(CP)金融商品を店頭手形貸付取引で偽造した犯罪事実を「約束手形用紙」で確信

したのです。

また店頭手形貸付融資と書き換えに使用された「約束手形用紙」264枚を探し当て、システム化されたノンバンクとの他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇄ノンバンク」の取引相手・取引内容を解明したのです。

(一審甲129) (36件) 金額1,334億円チャート

5,11,20,23,26,31,35,39,43,46,48,49,51,53,54,55,56 「手形貸付取引」を立証する。

5		26	127159	43	不動産	51	128454	56	128710
	AX78249		BC30643		BE36061		BE38697		BF37486
11		31	127506	46	128140	53	128611		
	CD32487		BC30800		BE36092		BE35202		
20	126904	35	127811	48	128363	54	128637		
			BC31136		BE38814		BF35210		
23	127126	39	127969	49	128249	55	128686		
	CF30213		BC31203		BE38833		BF35223		

チャート57～75までの「手形貸付取引」を立証する。

57	128744	61	128454	65	129023	69	129296	73	129346
	BF37483		BG30847		BG37184		BH31006		証書扱い
58	128723	62	128900	66	129072	70	129320	74	129395
			BG30850		BG37182		BH31009		証書扱い
59	128759	63	128942	67	129262	71	129312	75	129387
	BF37482		BG33632		BH31003		BH31008		証書扱い
60	128769	64	129064	68	129288	72	129338		
	証書扱い		BG37172		BH31007		BH31020		

(一審甲129) (20件) 金額390億5000万 チャート1,6,9,13,

15,17,21,22,24,25,28,29,33,34,36,38,44,45,50,52 「手形貸付取引」を立証する。

1		15	1000842	24	1009033	33	1018539	44	1028199
			CE35828		BG30642		BCC31099		BE36067
6		17	1003028	25		34	127688	45	1028512
			CE35889		BC30650		BC31086		BE36077
9		21	127050	28	127357	36	586027	50	128462
			CF30201		BC30729		札幌支店扱い		BE32822
13	7293409	22	127118	29	127340	38	586027	52	128470
	CE35702		CF30206		BC30728		BC31184		BF32842

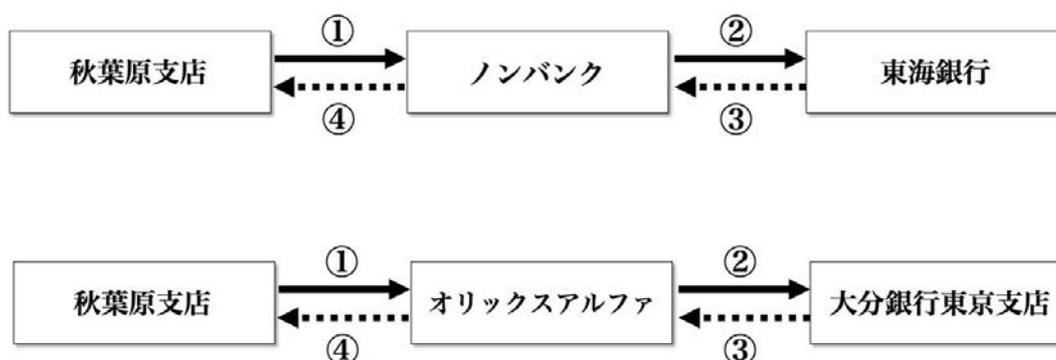
(一審 甲 129) (19 件) 金額 205 億 8600 万 チャート 2,3,4,7,8,10, 12,14,16,18,19,27,30,32,37,40,41,42,47 「手形貸付取引」を立証する。

2	125468	8	株式 CD32366	16	126821 CE385890	30	127456 BC30774	41	不動産
3	株式	10	126391 CD32450	18	不動産	32	1015550 BC30823	42	128041 BB32257
4	株式 AW76045	12	126490 CE35685	19	1002509 BB32255	37	127860 BC31181	47	株式 BE38813
7	126243 CD32325	14	CE35770	27	127209 BC30240	40	不動産 BC31289		

尚、126243 は預金口座番号、CD32325 は約束手形用紙番号です。

秋葉原支店（免許取り消し）を立証します。

秋葉原支店の「BIS規制 8%」クリア操作を図にます。
東海銀行系 東海銀行系以外



尚、立証にはチャート49「秋葉原支店⇄日貿信」を用います。
以下、①～④を「免許取り消し」を解説致します。

- ① 秋葉原支店が、ダミー 株式会社出島運送名義で偽造した「約束手形債権」(CP)を流動化(売却)する他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇄(株)日貿信」をシステムどおり行うため、ノンバンクに「約束手形債権」(CP)を渡します。

- ② (株)日貿信は、ダミー 株式会社出島運送名義の「約束手形債権」(CP)を買い取る資金(シイピイカイイレダイキン) 特別融資枠を持つ東海銀行(ショウケンカンリトウキョウ) にダミー 株式会社出島運送名義「約束手形債権」(CP)を差し入れます。
- ③ ノンバンク(日貿信)は、東海銀行(ショウケンカンリトウキョウ) 特別融資枠から金利を差し引かれた融資金が振込送金されます。
- ④ (株)日貿信は「約束手形債権」(CP)を流動化(売却)する他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔(株)日貿信」をシステムどおり行い、金利を差し引き秋葉原支店別段預金口座に融資金を振込送金した後、融資担当者が秋葉原支店に行き「約束手形債権」(CP)の決済資金を「質権」として「通知預金通帳・預金払戻解約請求書・銀行預金担保差入証・質権設定承諾書依頼書」を受取りす。

裁判所の「公務所照会」と「弁護士照会」を用いて、(株)日貿信(ノンバンク)が行った(23件)全ての取引状況を裁判所に提出した取引関係資料で解明、解析しました。(株)日貿信は、(23件)全て「約束手形」取引をしていました。

国際決済銀行(BIS)を欺くため、東海銀行系列の(株)日貿信、(株)協和商工信用、(株)セントラルファイナンス(ノンバンク)は、東海銀行の「BIS規制8%」専用融資枠を持っている取引先当座預金口座に「約束手形債権」(CP)一式で構成された金融商品を持ち込めばトウカイショウケンカンリトウキョウからCP(コマーシャルペーパー)カイイレダイキンが入金されます。(現在のCPとは違います)

※ 当時、CP(コマーシャルペーパー)は「約束手形債権」として構成されていたが、銀行と証券会社に限定されたディーラーペーパーとして銀行の付随業務の一つ「金銭債権」として取り扱っていた特殊な「金融商品」です。

平成2年8月17日、「BIS規制8%」クリア操作の他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔(株)日貿信」を立証した「借入申込書」をご確認ください。

この「借入申込書」は、秋葉原支店がダミー株式会社 出島運送名義で「BIS規制8%」クリア操作の「約束手形債権」(CP)を約束手形用紙番 BE3883

3を用いて、(株)日貿信と他行預金担保融資を返済期日、平成2年9月28日として申し込んだ「借入申込書」です。

(手形貸付用) 借入申込書(正)

株式会社日貿信殿 平成 2 年 9 月 17 日

No. _____

住所 東京都荒川区東日暮里2丁目20番4号
 氏名 株式会社 出島 運送
 代表取締役 出島 正男

借入希望日 平成 2 年 9 月 17 日 返済期日 平成 2 年 9 月 28 日 返済方法 店頭返済
 借入申込金額 ￥5,000,000,000 返済銀行 1 東海 2 秋葉原 支店 平成 2 年 9 月 28 日に一括返済
 口座No. 1027609 委託状期限 平成 年 月 日

資金の用途 運転資金

手形種類	明細記号	支払期日	銀行コード	支払場所	手形金額	振出日	連帯保証人保証番号	利息計算期日
約手	BE	9/28	東海	秋葉原	5,000,000,000	9/17	預金担保	
約手				以下余白				

保証内容

保証金 0 保証率 0% 日数 有 手数料 両端入片落ち 不可 運用 可 交換 可

これが「手形貸付計算書」です。

1番号 0120541 手形貸付計算書 平成02年08月17日 No.1

出島 (株)出島運送 4137091
 秋葉原 東海秋葉原 口座種類 普通 口座番号 1027609

行	組合計	金額(円)	保証金(円)	保証率	利息(円)	手数料(円)	引当金(円)	合計(円)
1	5,000,000,000	0	00		51,541,095	0	412	4,948,458,493

手形管理番号	手形記号	金額(円)	返済期日	日数	利率(%)	保証金(円)	利息(円)	手数料
120599	BE 38833	5,000,000,000	2 9 28	43*	8.7500	0	51,541,095	1

(株)日貿信は、東海銀行からの特別融資枠200億円を用いた「BIS規制8%」クリア操作の「約束手形債権」(CP)を用いた他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔(株)日貿信」を行い、システムどおり金利稼ぎをただけなのです。

その証拠が、(株)日貿信の原資金をトウカイショウケンカンリトウキョウ「CPカイレダイキン」となっていることです。(株)日貿信は、金融機関内限定として

「約束手形債権」(CP)を「CPカイレダイキン」として秋葉原支店と他行預金担保融資取引をした証左なのです。

(株)日貿信の東海銀行日本橋支店当座預金口座預金元帳をご検証ください。

預金元帳調査結果

口座番号	氏名	振込元	振込日	(起算日)入金金額 支払金額 (起算日)	元帳残高	記帳場所	利率	摘要
520469	カイレダイキン		9/13	9000000000		12H5360600		仕向銀行名・支店名
			9/13	1025472943		12H5360600		NCD9 イキ
			9/13	19817827356		11L1162100		トウカイ ショウケンカンリトウキョウ
			9/13	5412000000	541393627	11L4262100		NCD9 イキ
			9/14	9896800000		11L4262100		トウカイ ショウケンカンリトウキョウ
			9/14	241166027		11L4262100		コ-09714
			9/14	3000000000		11L4262100		コ-09715
			9/14	9925204656		11L4262100		コ-09716
			9/14	9000000000		12H5360600		コ-09717
			9/14	9000000000		12H5360600		コ-09718
			9/14	1822019165		12H5360600		コ-09719
			9/14	16277200000	16277442109	11L4162100		CPカイレダイキン
			9/17	1000000000		11L4162100		トウカイ ショウケンカンリトウキョウ
			9/17	29521232		11L4162100		CPカイレダイキン
			9/17	3700000000		12K1622400		トウカイ ショウケンカンリトウキョウ
			9/17	9181800000		11L4262100		カ) ニチネウツリ ナコ ヲツチ
			9/17	19847658125	9182062752	11L1362100		トウカイ ヤマキハシ
			9/18	7210		11L4262100		コ-09720
			9/18	19851900000		41R4598200		フリコトスクリ
			9/18	2900000000		11L4262100		コ-09721
			9/18	6281962802		11L4262100		コ-09722
			9/18	9000000000		12H5360600		カ) ニチネウツリ ナコ ヲツチ
			9/18	9000000000		12H5360600		トウカイ ヤマキハシ
			9/18	1851883232		12H5360600		CPカイレダイキン
			9/18	779000000	77976172	11L4262100		トウカイ ショウケンカンリトウキョウ
			9/19	47000000		11L4262100		コ-09723
			9/19	2900000000		12K1022400		コ-09724
			9/19	4763013		11L4162100		トウカイ ヤマキハシ
			9/19	2977931507	107678	11L4262100		ニコウケンシヨウカ
			9/20	2919 45618900000		11L4462100		2ソビシカン
			9/20	2000000000		11L4362100		コ-09727
			9/20	45418936894		11L1162100		9-19アツカイ
			9/20	3020600000		11L4162100		コ-09728
			9/20	5010935	3025881919	42N1498000		コ-09729
			9/21	50428600000		41R4598200		トヨチチコシドクシカハリハイ
			9/21	120550931		11L4262100		トウカイ ショウケンカンリトウキョウ
			9/21	2900000000		11L4262100		CPカイレダイキン
			9/21	5015923720		11L4262100		トウカイ ヤマキハシ
			9/21	5000000000		12P2766600		NCD9 イキ
			9/21	20140776563		41R4298200		トウカイ ショウケンカンリトウキョウ
			9/21	20271942399		41R4298200		カ) スイト
						41R4298200		トウカイ ヤマキハシ
						41R4298200		NCD9 イキ
						41R4298200		NCD9 イキ

皆様に注目していただきたいのは、平成2年8月17日、(株)日貿信の東海銀行日本橋支店当座預金口座元帳なのです。(株)日貿信の原資金がトウカイショウケンカンリトウキョウ「CPカイレダイキン」となっているところなのです。

まさに、国際決済銀行(BIS)を欺く「BIS規制8%」クリア操作の「約束手形債権」(CP)を用いた他行預金担保融資取引を行うため、東海銀行特別融資枠から(株)日貿信の東海銀行日本橋支店当座預金口座に「CPカイレダイキン」としてトウカイショウケンカンリトウキョウから融資金が振込み送金されたのです。

そこで、当座預金口座元帳を解析した結果、(株)日貿信の融資金はルーチン化されたように東海銀行本店営業部「CP（コマーシャルペーパー）カイイレダイキン・トウカイショウケンカンリトウキヨウ」となっていました。

次に、他行預金担保融資取引で得た融資金 50 億円を、秋葉原支店ぐるみで運用しマネーゲーム狂乱「バブル経済社会」を構築した実態を一つ一つ「証拠の書面」を提示して立証します。

秋葉原支店が運用した 50 億円！

秋葉原支店内で、「BIS 規制 8 %」クリア操作の融資金に金利を加えダミー株式会社出島運送名義の「大口預金」50 億円の通知預金を作成したのです。

その証拠が、秋葉原支店のダミー株式会社 出島運送預金者名義の普通預金口座元帳です。

The image shows a bank statement titled "預金元帳開示結果" (Statement of Deposit Account Opening Results). The document is annotated with four callout boxes:

- Top-left: 平成2年7月15日デジマミチオの名義で金利が「52,000,000」振り込まれている。(Interest of 52,000,000 yen was credited to the account in the name of Dajimamichio on July 15, Heisei 2.)
- Top-right: 平成2年7月10日「0」円で東海銀行秋葉原支店に普通預金口座を開設。(A regular deposit account was opened at the Akihabara branch of Tokai Bank on July 10, Heisei 2, with 0 yen.)
- Bottom-left: 平成2年8月17日通知預金を作成している。(A notice deposit was created on August 17, Heisei 2.)
- Bottom-right: 平成2年8月17日ニチボウシンから49億4,845万8,493円の振込。(A transfer of 4,944,845,849.3 yen was received from Nichiboushin on August 17, Heisei 2.)

The table below is a simplified representation of the account activity shown in the statement:

口座番号	氏名	種別	取引内容	金額	残高
1033400	ダミー株式会社	普通預金	開帳	0	0
1033400	ダミー株式会社	普通預金	入金	52,000,000	52,000,000
1033400	ダミー株式会社	普通預金	入金	4,944,845,849.3	4,996,845,849.3

平成2年7月10日、「0円」で普通預金口座が作成。

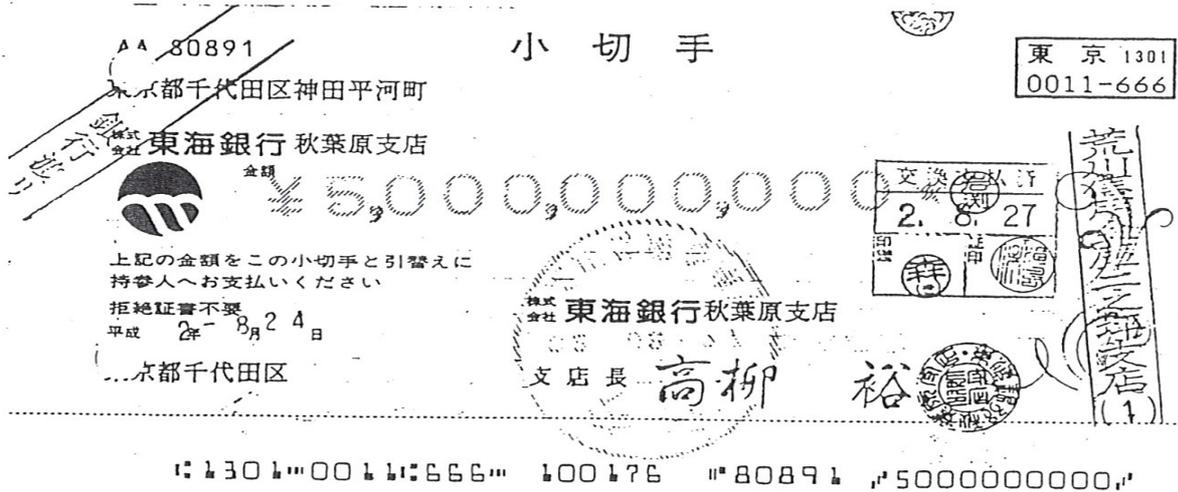
平成2年8月15日、52,000,000円が出島道夫から金利分として入金。

平成2年8月17日、4,984,458,493円が(株)日貿信トウカイキヨウバシから入金。

秋葉原支店内で、株式会社 出島運送に無断で勝手にダミー株式会社 出島運送預金者名義の普通預金口座を「0円」で作成して、秋葉原支店のダミー株式会社出島運送預金者名義で貸出資産を装った「約束手形債権」(CP)を偽造して、(株)日貿信と金融機関内限定の他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇄(株)日貿信」をシステムどおり行ったのです。

秋葉原支店はダミー 株式会社出島運送名義の「大口預金」通知預金 50 億円を作成した後に、秋葉原支店ぐるみで取り崩してバブル景気に沸く株式市場や不動産市場で運用したがる「出島道夫」に 50 億円を融資したのです。

その証拠は、平成 2 年 8 月 24 日、秋葉原支店支店長振出し「預金小切手」(自己宛小切手=小切手番号-80891) なのです。



自己宛小切手=振出人が自分を支払人として振出す小切手のことです。小切手の支払人は銀行に限られているので、自己宛小切手は銀行が支払人を兼ねるものです。預金小切手は、銀行が振出人として遡求義務を負うので信用が高く、現金代用物として利用されている。

そして、平成 2 年 8 月 27 日、荒川信用金庫二之坪支店から出島道夫名義で取り立てされ、秋葉原支店から 50 億円が送金されています。

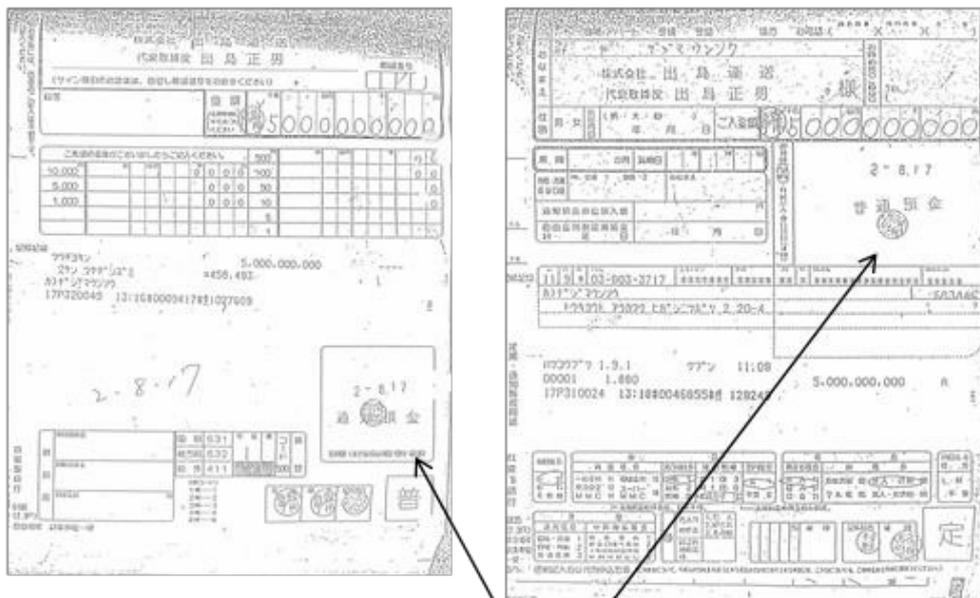


「銀行預金小切手」が、秋葉原支店ぐるみでどのような秋葉原支店内実務手続で振り出されたのか確認ください。

8月17日作成の50億円通知預金伝票手続きです。
 (「弁第243号証」)

普通預金、50億円の払戻伝票

これが「流動性預金」として作り上げられた50億円の通知預金なのである。



日付が平成2年8月17日である。

直視してください。預金担当支店長代理(役務者)栗原克郎の「承認印」が有ります

この「普通預金口座」から50億円が出金され、50億円の「通知預金」が作成された各伝票の承認印を見てください。預金を担当する預金役務者の印が有ります。

そして、7日後の8月24日、通知預金解約そして「預金小切手」(自己宛小切手=※1)を作成しています。(弁243号証)

通知預金の解約ルーティン化された便宜扱いである。

普通預金にまた7日後に50億円が入金されて、銀行預金小切手となる。

自己宛小切手とは「銀行預金小切手」のことである。

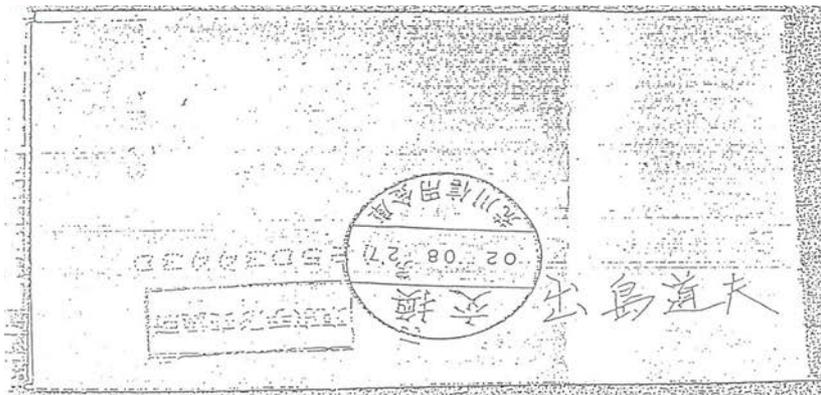
7日目の
8月24日。

起訴された銀行員だけでなく他の銀行員の
認印があり、銀行ぐるみの手続きを立証し

小切手番号 -
A A 80891

秋葉原支店、資金テラー「大竹勢津子」、預金支店長代理「栗原克郎」等の「承認印」が有り、明らかに秋葉原支店が支店ぐるみで、ダミー株式会社 出島運送名義で大口預金 50 億円の通知預金を作成した後で、金利と手数料まで取って、秋葉原支店支店長振出しの自己宛小切手で「出島道夫」に過剰貸付をした事実です。

その証拠が8月27日、この自己宛小切手がダミー株式会社 出島運送でない出島道夫により荒川信用金庫二ノ坪支店から裏書取立てにより資金化されたことなのです！（「弁243号証」）



注目してください。秋葉原支店は裏書が株式会社 出島運送名義でない 出島道夫であることを確認して決済をしているのですから、間違いなく「株式投資」として、出島道夫氏に運用させたのです。

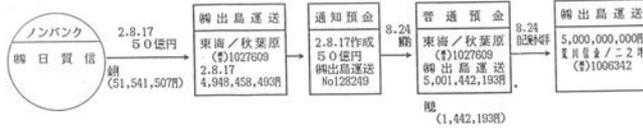
司法検察員萩生田勝ほか2名が作成した「東海銀行秋葉原支店を舞台とした不正融資事件融資実態解明報告書」のチャート49（「甲129号証」）が、上記の平成2年8月17日50億円の大口預金である通知預金作成から7日目、8月24日解約し、秋葉原支店長が本店決済を取り、自己宛小切手を振出し支店ぐるみで運用した事実をチャート49が立証したのです。

チャート49です。
 (検察官立証証拠、甲129号証)

3-69

No.49 朝日貨信VS出島運送 融資金(50億円)の流れ(2.8.17分)

平成2年8月24日に振出され、上記の「預金小切手」(自己宛小切手)が同年8月27日に資金化され、運用された「免許取り消し」なのです。



このチャートを作成した萩生田勝は、何故この自己宛小切手の使用先の証券会社を捜査しないのか、「支店ぐるみ」出島道夫に融資したことは誰でも判ることなのです。萩生田勝は「免許取り消し」を隠蔽したのです。

8.24	証券	G-F-F	3,235,844円	証券/債 31224891
#	#	第七証券	56,578,551円	証券/債 3359
8.27	#	現 払	1,000,000円	
#	#	第七証券	66,316,609円	証券/債 3359
#	#	出島道夫	80,000,000円	一般/債 1568237
#	#	G-F-F	3,768,364円	証券/債 31224891
#	#	野 尻 誠	30,000,000円	証券/債
8.28	証券	G-F-F	3,429,490円	証券/債 31224891
#	#	朝北見事務所	550,000,000円	証券/債 31224891
#	#	野 尻 誠	50,000,000円	証券/債 1945704
#	#	朝ウイッシュマリン	151,500,000円	証券/債 160267
#	#	朝 興	970,000,000円	証券/債 302507
#	#	第七証券	61,128,261円	証券/債
#	#	遠藤文夫	291,000,000円	証券/債 6027829
#	#	赤尾広三	20,000,000円	証券/債 1324884
#	#	出島運送	30,000,000円	一般/債 30103794
#	#	朝日本レジャー	100,000,000円	証券/債
#	#	G-F-F	540,000,000円	証券/債 20620
#	#	日本レジャー	250,000,000円	証券/債
#	#	出島道夫	37,300,000円	証券/債
#	#	現 払	30,000,000円	
#	#	J-E-C	55,754,145円	証券/債 162029
#	#	朝 興 光	300,000,000円	証券/債 3128435
8.29	#	朝 興 光	10,000,000円	証券/債
#	#	朝 興 光	1,078,060,000円	証券/債 3128435
#	#	出島道夫	210,000,000円	一般/債 1568237

「自己宛小切手」を振出していることは、銀行上層部も承知していた「免許取り消し」なのです。

この客観的証拠が立証した事実は、国際決済銀行（BIS）を欺くため、秋葉原支が「BIS規制8%」クリア操作用、ダミー株式会社 出島運送名義の「約束手形債権」(CP)を一般貸出債権(財産権)として(株)日貨信に流動化（売却）した他行預金担保融資取引の融資金を、秋葉原支店が支店ぐるみで出島道夫氏に過剰貸付して運用した「免許取り消し」の証拠なのです。

誰が考えても、秋葉原支店がダミー株式会社 出島運送名義の50億円の通知預金を作成した7日後に、支店ぐるみ解約して、運用する目的で 出島道夫氏から高額な金利と手数料を取り、融資した「免許取り消し」を立証したことなのです。

尚、金融機関内限定条件なので、50億円という金額は東海銀行本店上層部、取締役会の承認を得なければ、振り出せない金額であることを申し添えます。

この事実こそ、昭和62年3月～平成3年6月末まで、総額1930億3600万円（75件）を秋葉原支店内で、国際決済銀行（BIS）を欺く「BIS規制8%」クリア操作で得た融資金を支店ぐるみ運用した「免許取り消し」の「証」なのです。

平成2年8月17日実行 チャート49 ダミー 株式会社 出島運送名義で作成した「50億円の通知預金」を取り崩して、出島道夫氏に「使え！使え！」と言って過剰貸し付けした「免許取り消し」の証拠です。

『真実』は、秋葉原支店が国際決済銀行（BIS）を欺くため「BIS規制8%」クリア操作で得た融資金を運用した結果、発生させた「未返済」であり責任は秋葉原支店なのです。出島道夫氏は関係ない取引です。

出島道夫氏は、東海銀行と民事・商事に即した融資取引をしただけであって返済できないとしても、民事・商事の法律に則して、秋葉原支店が回収すればいいだけで、刑事司法が介入できる「犯罪」は、はじめからこの世に存在しないのです。

この点を、しっかりとご理解ください。当然のことですが、出島道夫氏は、国際決済銀行（BIS）を欺くための「BIS規制8%」クリア操作など何も知らないのです。出島道夫氏は銀行員の言う「特別融資枠」と信じて、秋葉原支店の融資金を「使った」のです。ですから、秋葉原支店からの融資金を「使え！」「使え！」と言われ「使った」出島道夫氏が、何故「犯罪者」にならないといけないのですか？

捜査当局が出島道夫氏を逮捕して、「使っただろう」お前の「使った」資金は銀行員が「協力預金」名下の預金担保融資話でノンバンクを騙した融資金であり、そのことを知っていただろうと追及され無理やり犯行を認めさせたのです。

私は捜査当局の取調べに対して完黙否認しましたが、国際決済銀行（BIS）を欺くため「BIS規制8%」クリア操作など何も知らない出島道夫氏をはじめ数十人の基本的人権を無視して「使った」ことを責めて『この世に存在しない』本件詐欺事件を無理やり東海銀行の（免許取り消し）を隠蔽するため「認めさせ」裁判所が「主文 被告人を懲役11年に処す。」を宣告し「犯罪者」に仕立て上げられ投獄さ

れているのです！

本件詐欺事件は、はじめから『この世に存在しない』のです。

信じられない「事実」なのです。柳検察官が公訴権濫用「職務犯罪行為」を犯してまで、はじめから『この世に存在しない詐欺事件』話と承知して「犯罪」をデッチ上げたのは、銀行法に基づき「免許取り消し」を隠蔽した隠蔽工作（マッチ・ポンプ）を私が「知っている」と判断し「口を封じる」必要があったのです。

私が何故隠蔽工作（マッチ・ポンプの「口封じ」）そのために「逮捕され！」「起訴され！」「罪なき犯罪者！」にならなければならないのですか？そのような暴挙が許されるのは、我が国の政府だけなのです。ですから世界中からカルロス・ゴーン氏の件で「無法国家」「基本的人権の無視」と誹謗中傷されるのです。

何故（マッチ・ポンプ）の「口封じ」にされたのか立証します！

平成3年8月4日（月）

平成3年8月8日（木）

平成3年8月8日



富士銀行赤坂支店事件（2600億円）で告訴された渉外課長と現職大蔵大臣の不正融資疑惑が連日新聞各紙で報道され、マスコミが騒ぎ出しました。国会の予算委員会でも大蔵大臣の関係する女性との不正融資が、連日野党から追及されたのです。

実』が暴露されたら金融経済社会が破滅します。

政府のお家芸「猫騙し」です。

金融機関・司法機関が大蔵大臣のスキャンダルを潰すため、マスコミを操作してタイ王国で、若干41歳の「室岡克典」を登場させ『銀行員を匿い一緒に逃げている。銀行員を操り巨額な資金を騙し取って、豪勢な生活をしている』ニセ情報を流すことで、マスメディアが「猫騙し」とも知らず大騒ぎするのです。

30年前は、携帯電話もネット社会も何もなく自動車電話（ショルダーホン）が使われる時代です。ですから国会で大蔵大臣が大騒ぎされると海外メディアの関係者が銀行法に基づく「免許取り消し」を追及します。海部政権は「現職の大蔵大臣橋本龍太郎氏」のスキャンダルを潰す絶好の「猫騙し」に私を選んだのです。

マスコミ報道がデッチ上げた「猫騙し」です！

平成3年8月8日（木）

平成3年8月9日（金）

平成3年8月14日（水）



民間人であり、ましてや東海銀行秋葉原と何の取引も無い、借受名義人でもない銀行部外者の私を、世間に銀行員を操り巨額な資金を騙し取って、豪勢な生活をしているなどと捜査関係者と銀行関係者が、ニセ情報をマスコミにリークして「銀行員を陰で操る3300億円の黒幕」を作り上げたのです。

連日「巨額不正融資の黒幕」や「金融ブローカーM」等、おどろおどろしい単語が新聞紙上を飛び回っていたのです。大勢のマスコミがバンコクに集まり、当時41歳だった私の周り取材したのです。

そして、何軒もの大豪邸、毎週日本に4日、タイに3日、という信じられ無い生活状況に、マスコミは「金のなる木」銀行員を「陰で操る3300億円の黒幕」と大騒ぎして大蔵大臣のスキャンダル潰し「猫騙し」を喧伝したのです。

警視庁捜査二課は、平成3年8月12日から平成3年9月18日まで、膨大な帳票類を用いて萩生田勝・川畑一廣青木映が「ノンバンクからの融資及び返済実態」について捜査し検察官立証証拠（甲129号証）を作成し平成3年9月30日、銀行員個人の逮捕状が発布されたのですが、私の逮捕状は発布されていません。

当たり前です。検察官立証証拠（甲129号証）「ノンバンクからの融資及び返済実態」が「免許取り消し」を立証したように、私が無関係なことは警視庁捜査二課が証明したのです。

平成3年11月、山一証券渋谷支店が「偽造株券」被害を渋谷署に届け出たことが新聞報道され、私がタイ王国の日本大使館にタイ王国ロイヤルポリスを通じて「銀行員を連れて日本に帰る」と連絡を入れたからなのです。日本大使館と警察庁そしてタイ王国のロイヤルポリスが話し合い、タイ王国ツーリストポリスが「入管法違反」で逮捕することになったのです。

ですから、警察庁警視庁捜査二課があわてて平成3年11月20日「逮捕状請求書」をデッチ上げ「逮捕状」を発布させたのです。

平成3年12月17日朝6時成田に着きました。離れた場所に駐機させタラップを付けて、マスコミ何百人が待機する前にわざわざ降ろすための舞台を作りました。ここで私が「怒鳴りまくる」国民大衆の反感を掻き立てたのが「口を封じる」大きな要因となったのです。その代償が「29年の時間」汗水垂らして必死に働いて住友銀行ツィンビル支店に預金した定期預金3億9000万円と普通預金3億8000万円を国が「罪なき犯罪者」に仕立て上げ、奪い取ったのです。

日本という国は、もはや法治国家でない無法国家なのです。

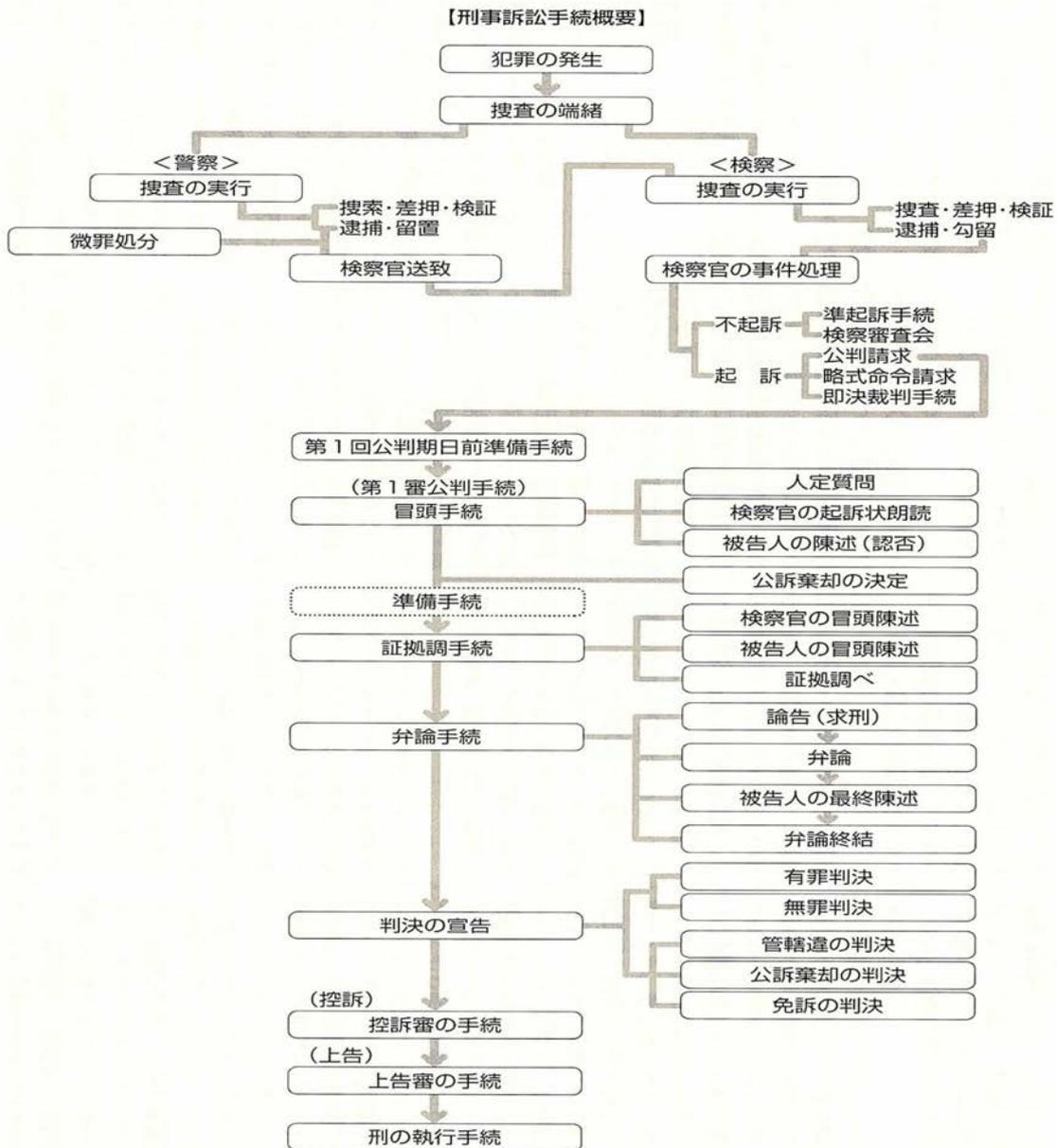
日本国憲法は、国会に立法権を内閣に行政権を裁判所に司法権を属さしめ、三権分立を統治機構の基本原則としているのです。司法独立の大原則を無視し、『国家犯罪』（免許取り消し）を国民に隠蔽したのです。そこに、国民主権も民主主義も三権分立も何も無い、日本という国はもはや法治国家でない無法国家なのです。

無法国家だから『国家犯罪』（免許取り消し）を隠蔽するためなら、国法を無視して「犯罪事実」をデッチ上げ「犯罪者」を作ることも何でも出来るのです。以上。

第5章

驚愕（きょうがく）する事実！

公判審理すべき「犯罪の発生」が無い事実を告発します。



何処にも「犯罪の発生」が、ありません！

東海銀行の告訴を受理した、警視庁捜査二課（警察）が、政府の方針に従い、違法捜査を実行し銀行員個人が犯した『この世に存在しない』有印私文書偽造同行使詐欺罪の「逮捕状請求書」を捏造して「犯罪の発生」をデッチ上げたことです。

柳検察官が違法捜査を実行し、銀行員と私が犯した『この世に存在しない』詐欺有印私文書偽造同行使罪の起訴状を捏造して「犯罪の発生」をデッチ上げ公判請求をしたことです。

日本国憲法31条から38条を直視ください！

31条、{適正手続きの保証} 誰でも、法律の定める適正な手続きによらなければ、その生命や自由を奪われたり、またその他の刑罰を科せられたりしない。

32条、{裁判を受ける権利} 誰でも、裁判所で裁判を受ける権利をその意に反して奪われない。

33条、{逮捕に対する保証} 誰でも、現行犯として逮捕される以外は、権限をもつ裁判官（司法官憲）が発し、しかも理由となっている犯罪事実を具体的に示している令状によらなければ逮捕されない。

34条、{身体の拘束に対する保証・拘束の理由を確かめる保証} 誰でも、理由を直ちに告げられ、しかも直ちに弁護人に依頼する権利を与えなければ、身体を一時的にも継続的にも（抑留）継続的にも（拘禁）拘束されない。また、誰でも、正当な理由なければ、身体を拘束されないし、要求があれば、その理由は、直ちに本人と弁護人が出席している公開の法廷で示さなければならない。

35条、{令状に寄ることなく同意を得ずに住居や所持品を点検したり、さらに強制的に取り上げたりすることはできないことの保証}

36条、{拷問と残虐な刑罰の禁止} 公務員による拷問と残虐な刑罰は、絶対に禁止する。

37条、{公平な裁判による速やかな公開の裁判を受ける権利、反対尋問などの質問をする権利、国費で証人を請求する権利、弁護人を依頼する権利}

①すべての刑事事件において、被告人は、一方にかたよって公平でないということのない裁判所による速やかな公開の裁判を受ける権利をもつ。

②刑事事件の被告人は、すべての証人などに対して、反対尋問その他の質

問をする機会を十分に与えられ、また、国の費用で自分のために強制的手続きにより、証人などを呼ぶことを請求する権利をもつ。

③刑事事件の被告人は、つねに、資格をもつ弁護人を依頼することができる。被告人は貧困その他の理由により自分で弁護人を依頼することができないときは、国でつける。

38条、{黙秘権の保証・証拠にできない自白}①誰でも、自分に不利益なことを供述するように、強いられない。②肉体的にももしくは精神的に、自由な意思決定を妨げられてした自白は、証拠にすることができない。③誰でも自分に不利益な証拠が本人の自白だけである場合には有罪とされない。

憲法を無視した、無法国家の「証」を検証してください。

柳検察官が『この世に存在しない』本件詐欺事件話をデッチ上げ、銀行の「免許取り消し」を隠蔽するため憲法31条を無視したのです。

31条、{適正手続きの保証} 誰でも、法律の定める適正な手続きによらなければ、その生命や自由を奪われたり、またその他の刑罰を科せられたりしない。

前述した柳検察官の起訴状を確認ください。

柳検察官が起訴した「詐欺有印私文書偽造同行使」罪の犯罪構造「協力預金担保融資」そして「オリックスアルファ⇔ウェイアウトスポーツ・マッシュ」の犯罪取引構造は『この世に存在しない』のです。

柳検察官が憲法31条、{適正手続きの保証}を無視した明らかな「証」です。柳検察官が起訴した「詐欺有印私文書偽造同行使」罪は、はじめから『この世に存在しない』のです！

※ 「刑法第246条第1項 人をだまして財物を受け取ったものは10年以下の懲役に処する」詐欺罪の犯罪構造要件は「欺罔」「誤信」「騙取」が存在してはじめて成立するのであり、この要件をひとつでも欠いた時には詐欺罪は不成立です。

我が国の刑事訴訟法では

検察官が公訴を提起するには、起訴状を裁判所に提出しなければならない。起訴状の記載は厳格であることが要求される。起訴状に記載すべき事項としては、まず第一に、被告人の氏名、次に公訴事実、すなわち裁判の対象となる「公訴事実」訴因を明示して記載するのです。特に、出来る限り犯行の日時、場所、方法をもって特定するよう要求されています。更に罪名、適用すべき罰条を示して記載するのです。

信じられないことです！

本件の起訴状に記載された裁判の対象となる「公訴事実」、訴因、特に「犯行の日時、場所、方法」が『この世に存在しない』ことが立証されたのです。起訴状に記載された「公訴事実」が『この世に存在しない』のです。信じられないことです、事実なのです。

公訴権の濫用！

国家機関である検察官は、「起訴独占主義」犯罪を起訴し訴追する権限、公訴権を持っているのです。柳検察官が政府の方針に従い、銀行の「免許取り消し」を隠蔽するため『この世に存在しない』本件詐欺事件話を「犯罪の発生」とデッチ上げた、公訴権の濫用であり職務犯罪行為と断言します。

33条、{逮捕に対する保証} 誰でも、現行犯として逮捕される以外は、権限をもつ裁判官（司法官憲）が発し、しかも理由となっている犯罪事実を具体的に示している令状によらなければ逮捕されない。

34条、{身体の拘束に対する保証・拘束の理由を確かめる保証} 誰でも、理由を直ちに告げられ、しかも直ちに弁護人に依頼する権利を与えなければ、身体を一時的のも継続的にも（抑留）継続的にも（拘禁）拘束されない。また、誰でも、正当な理由なければ、身体を拘束されないし、要求があれば、その理由は、直ちに本人と弁護人が出席している公開の法廷で示さなければならない。

警視庁捜査二課は政府の方針に従い、憲法 33条、{逮捕に対する保証}34条、{身体の拘束に対する保証・拘束の理由を確かめる保証}を無視して「逮捕状請求

引「秋葉原支店⇔オリックス・アルファ」をシステムどおり行い金利稼ぎをしているのです。

貴殿が憲法・刑事訴訟法を無視して、はじめから『この世に存在しない』と承知した上で「逮捕状請求書」をデッチ上げたことは「職務犯罪行為」と断罪します。

その証拠は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由『一、捜査報告書 一、告訴状 一、供述調書 一、捜査関係事項照会回答書』を、全てコピー偽造してデッチ上げたことです。そして「被疑事実の要旨」何ですか？

逮捕状請求書に添付された「被疑事実の要旨」を検証ください。
「被疑事実の要旨」

別紙
被疑事実の要旨

被疑者 室岡 克典は、金融プロカーとして稼働していたものであるが、東京都千代田区神田平河町三番地一所在の株式会社 東海銀行 秋葉原支店の支店長代理 森本 享と共謀の上、質権設定承諾書を偽造し、これを金融機関に提出使用して、預金担保による融資金名下に金員を騙取しようとして、真実は、有限会社 マッシュユ及び株式会社 ウェイアウトスポーツ名義でオリックス・アルファ 株式会社から借り受ける金員は、通知預金として寄託した後、右 オリックス・アルファのために質権設定承諾書の手続きをとらないで直ちに解約し、自己らのために費消する意図であるのに、これを秘し、平成三年六月一日ころ、右 森本をして電話で、東京都中央区京橋二丁目八番一八号所在のオリックス・アルファ 株式会社 東京営業第一課 営業第一課 川合 潤治に対し、「協力預金してくれる会社が見つかった。ウェイアウトスポーツとマッシュという会社だが両社とも五〇億円ずつ預金してくれることになったので、是非融資をお願いしたい。」などと申し向けさせ、右 マッシュユ及び同 ウェイアウトスポーツ名義で右 オリックス・アルファから借り受ける資金を通知預金として寄託し、これに右 オリックス・アルファのために質権設定をすることを承諾して、右 オリックス・アルファの融資につき、確実な預金担保を供するものであるかのように装って、五〇億円ずつ合計一〇〇億円の融資方を申し込ませ。

第一 同年六月二三日ころ、右 秋葉原支店において、行使の目的をもって、ほしほしに右 森本をして、右 マッシュユを名義人とし、金額五〇億円の通知預金を質権の目的とする債務者兼質権設定者（預金名義人、購入）、「有限会社 マッシュ 代表取締役 坂井 修一」質権者「オリックス・アルファ 株式会社 代表取締役 湯村 康」と記載された右 オリックス・アルファ所定の質権設定承諾書（承諾書）の承諾欄に「東京都千代田区神田平河町三番地一 株式会社 東海銀行 秋葉原支店 支店長 本谷 結三」とあるゴム印と、支店長名下に「ち 東海銀行 秋葉原支店」とある印鑑を押捺させ、もって右 支店長名義の質権設定承諾書一通の偽造を遂げさせ、同日、同所において、右 川合に対し、通知預金にかかる通知預金通帳一通を担保として交付する際、併せて右 偽造にかかる質権設定承諾書一通をあたかも真正に成立したものと装って呈示して行使させ、同人をして預金を担保とした回収確実な融資である旨誘惑させ、よって、同日、右 オリックス・アルファから、右 秋葉原支店の別段預金口座（マッシュユ）に四七億七、八九七万二、六〇三円を振込送金させて、これを騙取し

第二 同日、同所において、行使の目的をもって、ほしほしに右 森本をして、右 ウェイアウトスポーツを名義人とし、金額五〇億円の通知預金を質権の目的とする債務者兼質権設定者（預金名義人）、「株式会社 ウェイアウトスポーツ 代表取締役 吉川 一」質権者「オリックス・アルファ 株式会社 代表取締役 湯村 康」と記載された右 オリックス・アルファ所定の質権設定承諾書（承諾書）の承諾欄に「東京都千代田区神田平河町三番地一 株式会社 東海銀行 秋葉原支店 支店長 本谷 結三」とあるゴム印と、支店長名下に「ち 東海銀行 秋葉原支店」とある印鑑を押捺させ、もって右 支店長名義の質権設定承諾書一通の偽造を遂げさせ、同日、同所において、右 川合に対し、通知預金にかかる通知預金通帳一通を担保として交付する際、併せて右 偽造にかかる質権設定承諾書一通をあたかも真正に成立したものと装って呈示して行使させ、同人をして預金を担保とした回収確実な融資である旨誘惑させ、よって、同日、右 オリックス・アルファから、右 秋葉原支店の別段預金口座（ウェイアウトスポーツ）に四七億七、八九七万二、六〇三円を振込送金させて、これを騙取し

たものである。

皮肉なことに「被疑事実の要旨」は、貴殿が故意に悪意をもって、私と銀行員が共謀して平成3年6月13日、幻の被害者オリックス・アルファから100億円騙し取った「協力預金」名下の預金担保融資話をデッチ上げた職務犯罪行為の「証拠

物」となったのです。

その証拠が平成3年6月13日、オリックス・アルファは秋葉原支店と金融機関内限定の国際決済銀行（BIS）を欺くため、「BIS規制8%」クリア操作を他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックス・アルファ」をシステムどおり行い金利稼ぎをしていることなのです。

その事実は平成4年1月16日、東海銀行とオリックス・アルファが締結した「債権譲渡契約書」が証明しています。

そこに、警視庁捜査二課が「被疑事実の要旨」で主張した私と銀行員の犯罪行為「有印私文書偽造同行使詐欺」罪は存在しないと断言できるのです。

何故ならば、貴殿が平成3年11月20日「逮捕状請求書」の立証証拠とした「質権設定承諾書」と「通知預金通帳」は、オリックス・アルファが「債権譲渡契約書」で立証したとおり、平成3年6月13日～平成4年1月16日まで所持していた「約束手形債権」（CP）と「質権」（指名債権）を立証した銀行銀行員個人が偽造した（原本）からコピー偽造した立証証拠だからです。

- ※ 我が国の憲法33条には {逮捕に対する保障} があり「誰でも、現行犯として逮捕される時以外は、権限をもつ裁判官（司法官憲）が発し、しかも理由となっている犯罪事実を具体的に示している令状によらなければ逮捕されない」

権限をもつ裁判官（司法官憲）高月 亮二の職責放棄！

東京簡易裁判所裁判官 高月 亮二氏に「公開質問」を致します。

貴殿は、本当に、コピーでなく原本を検証したのですか？

ここで皆様を確認していただきたいことが東京簡易裁判所裁判官 高月 亮二は「有印私文書偽造、同行使、詐欺」罪とした被疑事実を立証する「50億円の架空預金通帳」と「質権設定承諾書」その原本を確認することが、職責なのです。コ

ピー偽造取引関係書類を確認しても論外なのです！

これが、職務犯罪行為を立証した逮捕状です。

逮捕状(甲)

被疑者の氏名		室岡克典	
被疑者の住居、職業、年齢、逮捕を許可する罪名、被疑事実の要旨、被疑者を引致すべき場所及び請求者の官公職氏名		別紙逮捕状請求書のとおり	
有効期間	平成三年二月二〇日迄	逮捕者の官公職氏名印	密視庁万世橋署捜査第一課 密視庁刑事科捜査第一課 司法警察官 藤野 一 郎
右の期間経過後は、この令状により逮捕に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。右の期間内であつても逮捕の必要がなくなつたときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。			
右の被疑者を逮捕することを許可する。 平成三年二月二〇日 東京簡易裁判所 裁判官 高月亮二			
引致の年月日時及び場所	逮捕の年月日時及び場所	送致する所記名及び場所	送致した年月日時及び記名押印
平成三年二月七日午前八時三十分 東京都港区新橋一丁目一番地内	平成三年二月七日午前八時三十分 東京都港区新橋一丁目一番地内	平成三年二月八日午後一時四十分 東京都港区新橋一丁目一番地内	平成三年二月八日午後一時四十分 東京都港区新橋一丁目一番地内
<small>注意</small> 本逮捕状と同時に現場に於て差押票又は検認することができ、被疑者の名簿を採取しつゝなるべく他は差押票を提出せしむるに注意を要する。 <small>注意</small> この令状によつて逮捕された被疑者は弁護人を選任することができる。			

私が、基本的な人権無視を世界中に叫ぶのは、柳検察官・弁護士・裁判所が公判準備手続きで、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話と承知して政府の方針に従い銀行の「免許取り消し」を隠蔽するため、全てコピー偽造された本件詐欺事件話と承知して、公判審理を開廷した事実です。

その目的は、我が国の金融経済社会の破滅と司法機関の破綻を回避するため、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話の被告人に裁判所が「有罪」を宣告することで、デッチ上げ話を「現実化」することだったので。

菅首相、そして国民の代表である国会議員は、この事実を「知るべき」です。以上。

第6章

絶対に許されない『この世に存在存在しない』本件詐欺事件話と承知して、全てコピー偽造された立証証拠の公判審理を開廷した『背景』を立証します！

本件は「犯罪の発生」がない裁判を開廷した基本的人権無視を告発します。

政府の方針に従い『国家犯罪』（免許取り消し）を隠蔽した隠蔽工作（マッチ・ポンプ）その『真相』をまた、隠蔽するため政府の方針に従い、警察・検察が、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話をデッチ上げたのです。

政府の方針に従い、裁判所が「有罪」を宣告することで『現実に存在した』と「罪となるべき事実」をデッチ上げた「職務犯罪行為」を告発して行きます。

絶対に、開廷してはいけない公判審理を
立証する、驚くべき出来事が飛び込んだ！

平成4年2月5日、何を血迷ったのか東海銀行が、私の住友銀行住友ツインビル支店に有った預金12億8300万円の「債権仮差押命令申立書」を東京地裁に提訴したのです。何故？何の理由で？何の根拠で？信じられない東海銀行の提訴です。

断じて許されない、基本的人権無視！

東海銀行（現 三菱UFJ銀行）は、私の41歳から今日70歳まで大事な我が人生の「基本的人権」そして必死に働いて預金していた、個人名義の定期預金3億9000万円と普通預金3億8000万円を奪い取った「犯罪企業」と断罪できる諸証拠を提示して、国際人権擁護団体に提訴しました。

東海銀行（現 三菱UFJ銀行）が犯した衝撃的な銀行のダミー預金者名義で発生させた総額630億円という「数字」の損失金を、保険金総額660億4243万円で補填した国際保険金詐欺が、皮肉にも本件詐欺事件デッチ上げの『真実』を暴露したのです。

それは

平成3年12月17日、午前2時03分、南シナ海上空の日本航空機内で、全く身に覚えのないノンバンクから100億円を騙し取った有印私文書偽造同行使詐欺罪の容疑者として私は、銀行員と一緒に逮捕されたのです。

柳検察官が、平成4年1月7日、起訴（一）平成4年1月28日、起訴（二）『この世に存在しない』130億円もの協力預金話を本気で潰さないと「犯罪者」に仕立て上げられ「命と財産」を奪い取られる恐怖と不安と不信感に襲われました。

顧問弁護士に費用は関係ない刑事と民事のスペシャリストを集めるよう連日面会室で指示し、人権派として著名な小松先生と永山先生を中心にした5人の弁護士が私の話を真剣に聞いてくれ弁護を引き受けてくださいました。

弁護人は、東京地方検察庁外事課、本件主任捜査検事 柳俊夫検察官と会いました。何故、外事課が本件詐欺事件を捜査指揮するのか？平成4年1月4日何故起訴前に柳検察官が東海銀行頭取 伊藤喜一郎と面会するのか？

弁護団会議で平成3年7月29日、東海銀行副頭取瑞岩 成氏が記者会見で公表した「告訴」と平成4年2月5日、東海銀行副頭取瑞岩 成氏が、私の住友銀行住友ツインビル支店に有った預金12億8300万円の「債権仮差押命令申立書」の疎明書類に驚きます。

小松主任弁護人永山副主任弁護人は全て承知していたのです。

平成4年3月10日裁判所で、公判検事検察官と公判期日前準備手続きをした時、検察官立証証拠に対して同意・不同意の打ち合わせで弁護人は、とんでもない検察官立証証拠（甲14号証）供述調書に添付された本件詐欺事件の「取引状況」を立証した、取引関係資料（1）「金銭消費貸借基本契約書」（写し）（2）「銀行預金担保差入書」（写し）（3）「質権設定承諾以来書並に承諾書」（写し）（4）「通知預金通帳」（写氏）（5）「約束手形」（写し）を見たのです。

裁判所が（原本）確認をしないのです。公判検事は本件詐欺事件の重要な立証証拠を（前述した刑事訴訟法書面）第1回公判期日前準備手続で展示しないのです。

大変重要な「公訴事実」デッチ上げを無視した「刑事訴訟法手続」！

柳検察官が川合 潤治 の基本的人権を無視して自ら検察官面前供述調書（甲14号証）をデッチ上げた「職務犯罪行為」を立証します。

平成3年12月20日、柳検察官が、オリックスアルファ融資担当者、川合 潤治を検察庁に呼びつけ、本件詐欺事件話の「被害状況」と「取引状況」をデッチ上げるため、録取した検察官面前供述調書（甲14号証）を提示して「職務犯罪行為」を告発します。

供述調書（P1～P15）を検証してください。

柳検察官が「職務犯罪行為」を犯して『国家犯罪』その『背景』と隠蔽工作（マッチ・ポンプ）その『真相』を国民に隠蔽するため、平成3年12月18日、銀行員がデッチ上げた「上申書」に合わせた「供述調書」で私の「口封じ」をしたのです。

下状紙等
様式第17号

前 一 字		住 居		職 業		氏 名		年 月 日		生 日		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業		電 話		局 番		番 号		職 業
-------------	--	--------	--	--------	--	--------	--	-------------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------

副加
一字

三	この両社に対する預	金担保による融資は	いゆゆる協力預金と	呼ばれるもので当社	から借主に融資を行	い借主はこれと銀行	に定期又は通知預金	しその預金を当社に	担保提供してもらっ	て受取設定を行い銀	行から受取設定の承	諾を受けるといふも	のです。	検査庁	このいは銀行側にと	ては預金獲得がでま	るといふメリットが	また借主は預金金利	借入利息との差額を	負担することになり	ます。銀行に対し預	金実績を作る等のメ	リットがあると言わ	れております。	よして融資を行う
---	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	------	-----	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	---------	----------

副加
一字

副一
字

四	側にと、これは融資の	資金に質権が設定さ	れて資金が銀行に凍	結されまますので回	収口確定でまゆめて	安全全有融資方法と	いえるのです。	そのためこのよう	預金担保融資に際し	ては他の不動産を担	保とする融資等に比	べて融資における審	査が簡便なもので	検査庁	このいはゆる協力預	金の画しきりては銀	行からの紹介を受け	融資を行うのがほと	んどであります。	その融資手続は	すが銀行を介して融	資の申込みを受ける	す。データバンクから	借主の会社の資料を	収集するほか相手の
---	------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	---------	----------	-----------	-----------	-----------	-----------	----------	-----	-----------	-----------	-----------	-----------	----------	---------	-----------	-----------	------------	-----------	-----------

削加 一字	削二 字	削一 字	加二 字	削一 字
や	通	帳	を	返
す	の	で	銀	行
よ	ら	て	の	担
か	ら	の	利	息
合	わ	せ	て	定
知	預	金	に	し
た	上	の	預	金
を	設	定	し	支
各	義	の	受	取
書	を	受	領	す
予	て	通	知	預
通	帳	や	受	取
を	冊	当	社	に
の	で	す		
そ	ろ	て	期	間
に	お	り	ま	す
し	受	取	の	解
行	う	と	も	の
義	の	私	取	扱
て	当	社	の	口
送	金	し	て	借
返	金	を	受	け
を	破	戻	し	た
や	通	帳	を	返

削一 字	削加 四字	削一 字	削一 字	削一 字
五	と	こ	ろ	で
一	三	日	の	ウ
ホ	ー	ツ	々	び
対	し	預	金	担
〇	債	円	融	資
さ	ず	お	し	ま
そ	の	五	〇	億
一	二	日	の	ウ
通	知	預	金	と
い	た	受	取	を
キ	の	で	し	た
年	之	月	一	〇
行	秋	京	原	支

削加
二字

から電話で	毒本享代理	協力該金一てくい	る会社が足つか	ウマイアラトスポ	ウとマツシユとウ	会社だが両社とも	五〇億円ずつ当	行に協力該金一	てくゆることな	たので融貸と	お願しいたい	検 察 庁	という話があり、その	金利等の条件につい	ては	金利や期間が那	該社長のとま	同じに一ても	いたたい	と、いふことであ	六月七日に融貸の	実行	そ、いふ那該洋	司に對す	る該金担保融貸と	同一	の条件に一てま	さい
-------	-------	----------	---------	----------	----------	----------	---------	---------	---------	--------	--------	-------	------------	-----------	----	---------	--------	--------	------	----------	----------	----	---------	------	----------	----	---------	----

削
三字

削加
二字

加
二字

たいというこ	てした	私は毒本代理から	の依頼を受け、当社の	財務課に該金の確認	をいたしました。該金は	あるというこ	であ	たので、毒本代理に	融貸をたいするに電	話で話さ	うて、その後、毒本	代理から、両社の	決算書及び納税証明	書を受領し、上	六月	十一日、稟議書を作成	いたしました。	六月一二日、承認が	あり、まい	たので、同日、契	約手続を東海銀行	稟原支店に	おいて、毒	本代理の立会	の下	ウマイアラト	スポ	の	と、いふ	稟議書類を作成して	ま	さい	等一てま	さい
--------	-----	----------	------------	-----------	-------------	--------	----	-----------	-----------	------	-----------	----------	-----------	---------	----	------------	---------	-----------	-------	----------	----------	-------	-------	--------	----	--------	----	---	------	-----------	---	----	------	----

削一字

削二字

毒本代理の旨では	マツシユモウエイア	ウトスポーツもオ	ーナノは一括おの	で吉川社長に代	表してきてもら	た	というこであり	実際吉	川社長のマツシユの会社	の実印や印鑑証明書	を持参していただいた	内さいたく吉川社長	が手続を等々委ねら	れたいと判断せぬ	ました	その際、使程を申し	上げたよう書類全	額消費貸借基本お大書	等々必要書類を作成し	てもらうと共に、融貸	条件につき、	返済日は九月一三日	で利息の取り	です
----------	-----------	----------	----------	---------	---------	---	---------	-----	-------------	-----------	------------	-----------	-----------	----------	-----	-----------	----------	------------	------------	------------	--------	-----------	--------	----

加一字
削一字

利息分を差し引い	た融資金に利息	相当分を両社の	方で用意してら	れを合めせて、融	資に支店に通知	預金 を してもら	い設定する	という旨をいってお	らる吉川社長もそ	うした条件を承知してお	りました	六	りまして翌文月一三日	東海銀行と支店に	赴き、両社に外する融	資の実行を行いま	した	当日、秋葉原支店に	社からの利息分を差	引いた融資金が東海	銀行秋葉原支店の別	預金に入りましたの	で毒本代理に伝
----------	---------	---------	---------	----------	---------	----------------------	-------	-----------	----------	-------------	------	---	------------	----------	------------	----------	----	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	---------

削一字

削二字

借主側が入金する所
 息相当額と合わせ
 通知 入金にして
 いました。
 予して予の結果通
 知 預金通帳が作成
 済みし、たのでその内
 容を確認するとしても
 に、両社分の受取設定は
 諸依頼書の下部の受取
 設定承諾書欄に受取設
 定承諾書したことを示
 す。 秋葉原支店長の印鑑
 の押おつて、森本代理に
 承諾書したところ、支店
 長印等を押おつてき
 てくれたので、
 私けその受取設定承
 諾書を受取し、内さ
 く各王の債円の通知預金
 に受取が設定されたこと
 判断し、通知預金通帳
 及び受取設定承諾書等
 を持して会社に戻した

12

削一字

削二字

削一字

削一字

削二字

のです。
 このマツシユ及びびウエイ
 アウトスポーツに対する
 融資関係書類を提出
 します。
 このとき貸付官の右書類を受け取
 り、本明書の末尾に添付するこ
 ととした。
 それらの字の中心に
 平成三年八月三日付の
 受取設定承諾書依頼書から
 エイアウトスポーツ及び
 マツシユ分をそれぞれ一通
 部あり、それらが下の
 店支店長、森本各、三
 名義の受取設定承諾書
 がついています。
 その分について、特に
 受取設定承諾書と
 う文書の標題を付す
 ており、また、通帳
 についても、依頼書下部
 の点線以下に受取設定

13

加一字
削一字
削加二字

承継書とさってありま
 す。
 その二通の承継書の
 日付はいずれも持本
 代理の方で記載した
 と思えます。またそ
 の支店長印もついて
 正取の手続きを取っ
 ておいたものでも
 正取の承継書に内装の
 ないと思っております。
 た。

検 察 庁

もし、罪うした承
 継書が持本代理が勝
 手に作成偽造したも
 のとか持本代理が当
 該通知預金にさしこ
 んで、預金を担保とす
 る手続きをとること
 なく預金を解約して
 使済し
 てしまふということが
 わかっていたらもちろ
 ん下うした融資手続ま

14

削一字
削二字
加二字

と実行するに回して
 ありませんでした。
 まちんと預金に
 受取~~取~~定~~定~~承継手続
 がおさし~~し~~か~~か~~ら~~ら~~考
 之ていたから持本代
 理~~理~~か~~か~~の~~の~~依~~依~~頼~~頼~~と
 て~~て~~両~~両~~社~~社~~と~~と~~対~~対~~し~~し~~
 て~~て~~手~~手~~続~~続~~き~~き~~と~~と~~し~~し~~
 て~~て~~した。

川合 潤 治

検 察 庁

前同日
 東京地方検察庁
 検 事
 柳 俊 夫
 検 察 事務官
 井 上

右の通り経取して読み聞かせたところ誤のないことを申し立て署名押印した

15

この供述調書は全て「デッチ上げ」です！

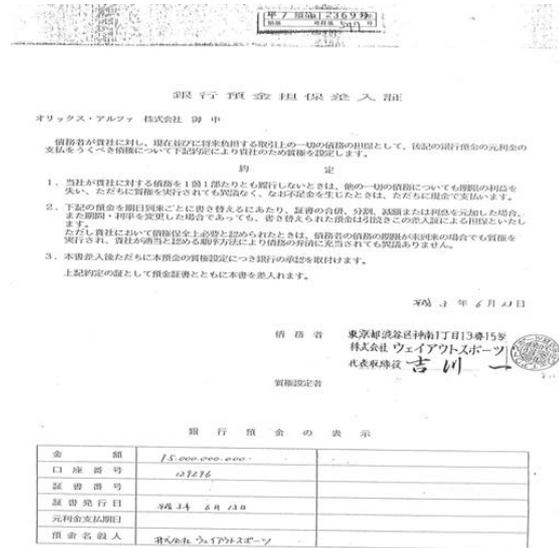
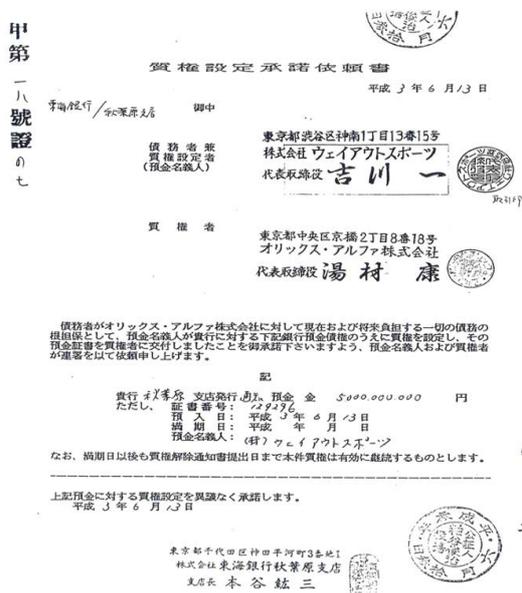
その証拠が（甲14号証）供述調書の補強証拠として添付された（1）「金銭消費貸借基本契約書」（写し）（2）「銀行預金担保差入書」（写し）（3）「質権設定承諾書」（写し）（4）「通知預金通帳」（写し）（5）「約束手形」（写し）が全てコピー偽造なのです。確認してください。

（5） ウェイアウトスポーツ名義の「約束手形」（写し）です。



（3） 「質権設定承諾書」（写し）

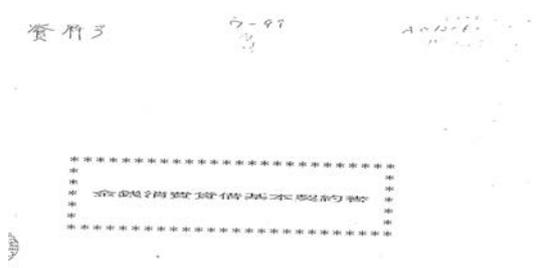
（2） 「銀行預金担保差入書」（写し）



（4） 「通知預金通帳」（写し）



(1) 「金銭消費貸借基本契約書」 (写し)



(甲14号証) 供述調書の補強証拠として添付された (1) 「金銭消費貸借基本契約書」 (写し) (2) 「銀行預金担保差入書」 (写し) (3) 「質権設定承諾書」 (写し) (4) 「通知預金通帳」 (写し) (5) 「約束手形」 (写し) です。

この (甲14号証) 供述調書で供述した (P13) 『このマッシュ及びウェイアウトスポーツの融資関係書類の写しを提出します。』川合 潤治が持ってきたものです。柳検察官が『このとき検察官は右書類を受け取り、本調書の末尾に添付することとした。』このように立証しました。

菅首相そして国会議員は「知るべき」大事なことです！
国民も柳検察官に「何故、原本」を提出させないのか！
裁判所に展示する立証証拠がコピー偽造では論外です！

柳検察官に回答させるべき「重要」な「職務犯罪行為」の「証」です！

オリックスアルファ融資担当者、川合 潤治が全く経験しないデッチ上げです！

川合 潤治が全く経験しないデッチ上げを立証します！

『それらの写しの中に平成三年六月十三日付けの質権設定承諾依頼書がウェイアウトスポーツ及びマッシュ分それぞれの下部に東海銀行秋葉原支店長支店長本谷紘三名義の質権設定承諾依頼書がついています。その分については特に質権設定承諾書という文書の標題は付されておりませんが通常私どもは依頼書下部点線以下を質権設定承諾書と言っております。川合 潤治は「質権設定承諾書写し」の意味と目的を知っています。

重複しますがもう一度検証してください。

柳検察官が起訴状でデッチ上げた「質権設定承諾書依頼書」です！

甲第一八号の七

川合 潤治
平成 3 年 6 月 13 日

質権設定承諾依頼書

平成 3 年 6 月 13 日

東海銀行 / 秋葉原支店 御中

債務者兼
質権設定者
(預金名義人)

東京都渋谷区神南1丁目13番15号
株式会社 ウェイアウトスポーツ
代表取締役 吉川 一

質権者

東京都中央区京橋2丁目8番18号
オリックス・アルファ株式会社
代表取締役 湯村 康

債務者がオリックス・アルファ株式会社に対して現在および将来負担する一切の債務の担保として、預金名義人が貴行に対する下記銀行預金債権のうえに質権を設定し、その預金証書を質権者に交付しましたことを御承諾下さいますよう、預金名義人および質権者が連署を以て依頼申し上げます。

記

貴行 秋葉原支店発行 預金 5,000,000,000 円
ただし、
証書番号: 128296
預入日: 平成 3 年 6 月 13 日
満期日: 平成 年 月 日
預金名義人: (印) ウェイアウトスポーツ

なお、満期日以後も質権解除通知書提出日まで本件質権は有効に継続するものとします。

上記預金に対する質権設定を異議なく承諾します。
平成 3 年 6 月 13 日

東京都千代田区神田平河町3番地1
株式会社 東海銀行秋葉原支店
支店長 本谷 紘 三

第五四三三号

左側にある「甲第一八号の七」を直視してください。平成4年2月5日、東海銀行が民事裁判所に預金12億8300万円の「債権仮差押命令申立書」の疎明書類にある「質権設定承諾書依頼書」です！

※押切印で「協力預金」の融資金を用いた「預金」を「拘束」をすることはできません。「預金」を「拘束」をするのであれば、支店長印でなければならないのです。

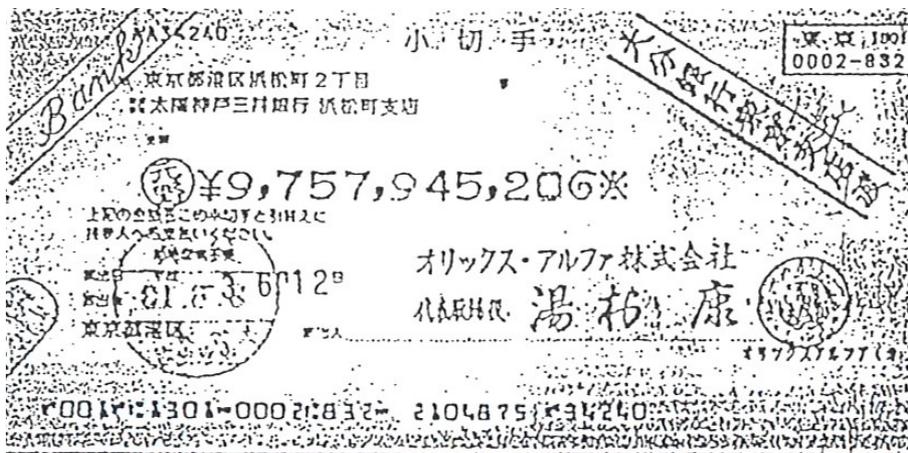
そもそも証書番号 129296 の「預金預入番号—00001」不存在では単なる「通知預金口座」なのです。預金口座では論外なのです。

オリックスアルファ融資担当者、川合 潤治は、預金担保融資の目的であるべき預金の存在を立証する「預金預入番号—00001」が存在しないことは、単なる通知預金口座つまり「口座」を担保に取引はできません。川合 潤治は当然のこと「預金預入番号—00001 不存在が「預金口座」と知っています。融資担当者のイロハのイです。柳検察官だけが「栄進と金」に邁進して本件詐欺事件話をデッチ上げたのです。

重複しますがもう一度その証拠を検証ください。

平成3年6月12日、オリックスアルファ融資担当者川合潤治が東海銀行秋葉原支店に行きダミーウェイアウトスポーツ・マッシュ名義の各50億円の「約束手形債権」(CP)を受け取りました。

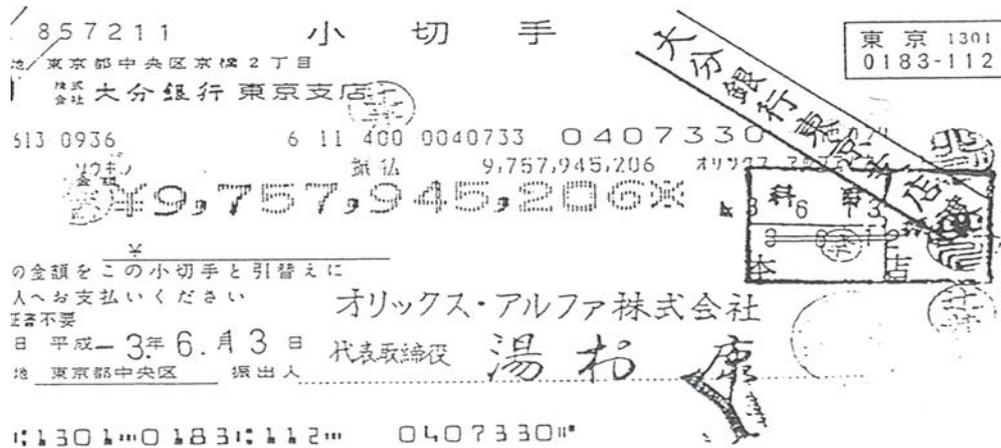
平成3年6月12日、オリックスアルファ融資担当者川合潤治が受け取った「約束手形債権」(CP)を經理に渡したから東海銀行秋葉原支店に支払う「BIS規制8%」クリア操作資金を、太陽神戸三井銀行 浜松町支店振出小切手を作成することが出来るのです。



この平成3年6月12日、振出した小切手は、特別な「特定線引小切手」（大分銀行東京支店渡）という、大分銀行の融資枠を使用することを表しているのです。

オリックスアルファは、自社の大分銀行東京支店口座に他店券で「小切手入金」をして大分銀行東京支店の「BIS規制用の専用融資枠」から融資を受けたのです。

その証が、平成3年6月13日、大分銀行東京支店が「小切手出金」を「特定線引小切手」（大分銀行東京支店渡）として「他カブリ ソウキン 振払 9,757,945,206 オリックスアルファ（カ）」と手続きしています。



オリックスアルファは、大分銀行東京支店に「BIS規制8%」クリア操作用の専用融資枠を持っているから「他カブリ ソウキン 振払 9,757,945,206 オリックスアルファ（カ）」と印字されたのです。

これが、小切手ソウキン手続きです。



平成3年6月13日、振込先は東海銀行秋葉原支店「別段預金口座」宛です。

※ちなみに「別段預金口座」は東海銀行秋葉原支店の口座です。

オリックスアルファは、秋葉原支店以外に作成することの出来ない「BIS規制8%」クリア操作用「約束手形債権」(CP)金融商品を用いて、他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」をシステム通り行い金利を稼いだだけなのです。

その事実を立証したのが「債権譲渡契約書」なのです。

甲
第
一
八
號
證
明
書



債権譲渡契約書正書

平成 4 年 1 月 16 日

住所 東京都中央区京橋2丁目8番18号
譲渡人(甲) オリックス・アルファ株式会社

代表取締役 豊 勝

住所 名古屋市中区錦三丁目21番24号
譲受人(乙) 株式会社 東海銀行

代表取締役 瑞 岩 成

オリックス・アルファ株式会社を甲とし、株式会社 東海銀行を乙と

して、当事者間に下記の契約を締結する。

第1条

甲は、債務者(以下、丙という)株式会社ウエアトスポーツに対する下記債権を質権とともに代金金五拾壹億参千四百五拾七万零千九百零拾五円をもって乙に譲渡し、乙はこれを譲り受け、双方間に代金の授受を終った。

第2条

甲は、第1条の債権証書その他の一切の書類を乙に交付した。

第3条

甲は、本契約と同時に丙あてに内容証明郵便による譲渡通知書を発送するものとする。ただし、譲渡通知書が丙に到達しない場合は、甲の責任において公示送達手続きをとるものとする。

第4条

甲は、譲渡債権の瑕疵のうち、甲の責めに帰すべき事由による瑕疵が存在しないことを保証する。
なお、譲渡債権について甲の責めに帰すべき事由による瑕疵が判明した場合、甲乙協議のうえ誠意をもってこれを解決するものとする。

第5条

丙に対する債権の回収について、甲は乙に協力するものとする。

この契約を証するため本証書2通を作成し、各自署名・押印のうえ各1通を所持する。

記

1. 債権の表示

金五拾貳億五千万円也

ただし、1991年6月12日付金銭消費貸借基本契約書に基づき平成3年6月13日提出の約束手形による貸付金債権元本金五拾億円および平成3年9月14日以降本日まで年14.6%の割合による遅延損害金債権金貳億五千万円

2. 質権の表示

平成3年6月13日付質権設定承諾依頼書並びに同日付第三債務者の承諾に基づく質権

発行銀行名	株式会社 東海銀行秋葉原支店
預金種類	通知預金
通帳番号	129296-00001
預金金額	金五拾億円也
預入日	平成3年6月13日
預金名義人	株式会社 ウエアトスポーツ

以 上

菅首相そして国会議員は、なぜ「債権譲渡契約書」が提示できるのか「債権譲渡契約書」をどこからもってきたのか?当然のこと「知るべき」大事なことです!ご説明いたします。

重要な、本件詐欺事件話のデッチ上げを、科学的に客観的に、公的に記録された証拠で証明します。

政府の方針に従い『国家犯罪』（免許取り消し）を隠蔽するため、東海銀行が隠蔽工作（マッチ・ポンプ）で「汚れ役」を銀行員個人に押し付けて、銀行員個人が預金担保債権（一般貸出債権）「約束手形債権」（CP）金融商品一式を偽造した「犯罪」を民事法廷で立証したのです。

東海銀行は、原告として仮差押えの理由を立証する立場になりました。

即ち、この「仮差押えの理由」が「債権譲渡契約書」の存在を立証したのです。それも、ご丁寧に金融機関一体で『国家犯罪』（免許取り消し）を隠蔽するためデッチ上げた銀行銀行員個人が偽造した「約束手形債権」（CP）金融商品一式を「有効」としたのですから驚きです。

検証してください！

東海銀行が平成4年2月5日、東海銀行の「債権仮差押命令申立書」です。

債権仮差押命令申立書

当事者の表示 別紙目録記載のとおり

請求債権の表示

申立の趣旨

債権者の債務者に対する前記請求債権の執行を保全するため、債務者の第三債務者に対する別紙仮差押債権目録記載の債権は、仮に差押える。

第三債務者は、債務者に対し、差押えに係る債務の支払をしてはならないとの裁判を求める。

申立の理由

一、被保全権利 申立外森本亭（以下単に森本という）は、昭和六一年五月から債権者銀行秋葉原支店（以下単に秋葉原支店という）に勤務し、平成三年六月まで、同支店長代理の職にあった者であるところ、債務者は右森本と共謀して、次のような所為によって債権者に対し金一〇〇億円相当の損害を与えたものである。

1、森本は、平成三年六月一三日、申立外オリックススアルファ株式会社（以下オリックススアルファという）から、秋葉原支店の申立外株式会社ウエイアウトスポーツ（以下ウエイアウトスポーツという）宛に振り込まれた金四、八七八、九七二、六〇三円とウエイアウトスポーツから秋葉原支店宛振り込まれた金一、二一、九二七、三九七円の合計金五〇億円、ウエイアウトスポーツ名義の通知預金を作成した（疎甲第一号ないし三号）。

2、森本は、右同日ほいままに秋葉原支店印を押捺して秋葉原支店長名義の右通知預金に対する質権設定承諾書を偽造した上、右偽造にかかるとる質権設定承諾書、通知預金通帳、通知預金の払戻請求書をオリックススアルファの担当者に交付した（疎甲第四号証の一ないし四）。

3、ところが森本は、同月二〇日右通知預金を解約して払い戻し手続をし



債権仮差押命令申立書

当事者の表示 別紙目録記載のとおり

請求債権の表示

申立の趣旨

債権者の債務者に対する前記請求債権の執行を保全するため、債務者の第三債務者に対する別紙仮差押債権目録記載の債権は、仮に差押える。

第三債務者は、債務者に対し、差押えに係る債務の支払をしてはならないとの裁判を求める。

申立の理由

一、被保全権利 申立外森本亭（以下単に森本という）は、昭和六一年五月から債権者銀行秋葉原支店（以下単に秋葉原支店という）に勤務し、平成三年六月まで、同支店長代理の職にあった者であるところ、債務者は右森本と共謀して、次のような所為によって債権者に対し金一〇〇億円相当の損害を与えたものである。

1、森本は、平成三年六月一三日、申立外オリックススアルファ株式会社（以下オリックススアルファという）から、秋葉原支店の申立外株式会社ウエイアウトスポーツ（以下ウエイアウトスポーツという）宛に振り込まれた金四、八七八、九七二、六〇三円とウエイアウトスポーツから秋葉原支店宛振り込まれた金一、二一、九二七、三九七円の合計金五〇億円、ウエイアウトスポーツ名義の通知預金を作成した（疎甲第一号ないし三号）。

2、森本は、右同日ほいままに秋葉原支店印を押捺して秋葉原支店長名義の右通知預金に対する質権設定承諾書を偽造した上、右偽造にかかるとる質権設定承諾書、通知預金通帳、通知預金の払戻請求書をオリックススアルファの担当者に交付した（疎甲第四号証の一ないし四）。

3、ところが森本は、同月二〇日右通知預金を解約して払い戻し手続をし



た上、金二五億円宛の二口、にわけて、株式会社住友銀行住友ツインビル支店のウエイアウトスポーツの普通預金口座（口座番号一六五二八）に振込んだ（疎甲第五号ないし七号）。本来、前記質権設定承諾が正当になされていれば、同時に対象通知預金に対し払い出しを禁止する旨の情報が入力されて、右のような預金の解約払戻しは不可能となるのであるが、質権設定承諾書が偽造されたものであるため、コンピュータへの情報入力が行われず、債権者が不知の間に森本によってほしいまま払戻されてしまったものである。

4、以上と同じ日である平成三年六月一日、申立外有限会社マツシユについても以上と同じ手口で金五〇億円の通知預金が作られ、質権設定承諾書が偽造され、以上と同じ同月二〇日に通知預金が払い出され、同じく住友銀行住友ツインビル支店の有限会社マツシユの普通預金口座（口座番号一六五三九）に金二五億円宛の二口、にわけて振り込まれている（疎甲第八号ないし一四号）。

二、債務者の経歴等については詳かにしないが、秋葉原支店における本件不正事件発覚後直ちに森本とともにタイに逃亡していること、森本と共謀して、本件の金一〇〇億円を詐取してとして逮捕状が出され、平成三年一月一七日共にタイで逮捕され、平成四年一月七日起訴され、同日さらに金三〇億円を詐取した容疑で共に再逮捕されたこと、その他の事実を綜合すれば、債務者が森本と共犯関係にあるとみざるをえず、債権者は債務者に対し金一〇〇億円の損害賠償請求権を有していることになる。

三、ところで、本件において解約払い戻された合計金一〇〇億円のうち金五〇億円は第三債務者の住友ツインビル支店のウエイアウトスポーツの普通預金口座番号一六五二八に、また金五〇億円は同支店のマツシユの普通預金口座番号一六五三九にそれぞれ振り込まれ、ウエイアウトスポーツの口座に金二億九千二百余万円、マツシユの口座に金二百五十余万円が現存している。

ウエイアウトスポーツは平成三年五月一日に吉川一が取締役役に就任し、代表取締役になった旨の登記がなされている。ちなみに従来の取締役

四名については平成三年六月一日解任した旨登記されている。しかしながら常勤・非常勤をとわず、社員は一名もおらず、実体的ない会社であり（疎甲第一五号の一、二、第一八号の一、二参照）、またマツシユは坂井修一が代表取締役になっているが、衣料品販売の資本金三〇〇万円の有限会社である（疎甲第一六号の一、二）。また株式会社エーデルの普通預金口座に金二億円の普通預金が存在するが、株式会社エーデルは、もと新井電気工事株式会社と称していたが、昭和六一年六月頃事実上倒産し、昭和六二年商号を株式会社エーデルに改め、役員も再三入れかわったが、昭和六三年一二月再度取引停止処分を受け、本店所在地にも該当する会社は存在していない（疎甲第一七号の一、二）。以上はいずれも債権者とは全く取引関係がなく、債務者が詐取して資本をプールするための受け皿として開設した口座で、右口座に存在する預金は他人名義にかかわらず、債務者に帰属するものとみざるをえない。

第二

一、債務者は森本と共謀して一五通の質権設定承諾書を偽造して、オリック

スアルファノンバンク五社から不正融資をうけて、その総額は周知のとおり合計六七〇億円という莫大な額に達しており、債権者は各ノンバンクの強い要請をうけて、平成四年一月一七日その内金六二五億円をノンバンク各社に支払い、同額の損害を被っている。

二、他方本件で仮差押の対象とした各預金は、債務者が右不正融資によってえた不正な利得を債務者自身及び他人名義で預金したもので、いずれも真実の預金者債務者であると断じうる。このことはすでに第一の三で述べた事情、ウエイアウトスポーツの口座開設とマツシユのそれとがほとんど同じに行われていること、さらに捜査当局がこれら預金を債務者の隠し預金として把握していると思われること等により明らかである。

三、債務者は森本とともに平成三年一月一七日タイで逮捕起訴され、さらにもに再逮捕勾留中であるが、他に共犯者ないし関係者が複数いることがうかがわれるので、いつ本件各預金が払い戻され、隠匿されるやも知れず、一日も放置が許されない状況である。

四、債権者は御庁に対し、債務者らを相手方とする損害賠償請求訴訟を提起

すべく準備中であるが、本訴において勝訴判決を得ても、その実効をあげる事が不可能あるいは著しく困難となってしまうので、本仮差押の申し立に及んだ。

疎明書類

- 疎甲第一号証 受信票
- 疎甲第二号証 受信票
- 疎甲第三号証 通知預金申込書
- 疎甲第四号証の二 預金担保差入書
- 疎甲第四号証の三 質権設定承諾依頼書並に承諾書
- 疎甲第四号証の四 預金払戻請求書
- 疎甲第五号証 通知預金通帳
- 疎甲第六号証 解約請求書
- 疎甲第七号証 払戻請求書
- 疎甲第七号証 振込依頼票

- 疎甲第八号証 受信票
- 疎甲第九号証 受信票
- 疎甲第一〇号証 通知預金申込書
- 疎甲第一一号証の二 預金担保差入書
- 疎甲第一一号証の三 質権設定承諾依頼書並に承諾書
- 疎甲第一一号証の四 預金払戻請求書
- 疎甲第一二号証 通知預金通帳
- 疎甲第一三号証 解約請求書
- 疎甲第一四号証 払戻請求書
- 疎甲第一五号証の二 振込依頼票
- 疎甲第一五号証の三 商業登記簿謄本
- 疎甲第一五号証の四 調査報告書
- 疎甲第一六号証の二 商業登記簿謄本
- 疎甲第一六号証の三 調査報告書
- 疎甲第一七号証の二 商業登記簿謄本

- 疎甲第一七号証の二 調査報告書
- 疎甲第一八号証の二 調査報告書
- 疎甲第一八号証の三 不渡情報
- 疎甲第一九号証 新聞記事コピ
- 疎甲第二〇号証 雑誌記事コピ
- 疎甲第二一号証 何れも新聞記事コピ
- 疎甲第二一号証の二 報告書
- 疎甲第二二号証の二 メモ

添付書類

- 一、商業登記簿謄本 一通
- 二、資格証明書 一通
- 三、委任状 一通

平成四年二月五日

債権者代理人弁護士

松嶋

同 寺澤 正

同 相場 中

東京地方裁判所民事九部 御中



当 事 者 目 録

千四六〇 名古屋市中区錦三丁目二番二四号 / 株式会社東海銀行 /

債 権 者 株 式 会 社 東 海 銀 行 /
代 表 者 代 表 取 締 役 瑞 岩 成 /

千一〇四 東京都中央区銀座二丁目一番四号

富 善 ビ ル 七 階 電 話 三 五 四 五 一 二 六 九 一 番
債 権 者 代 理 人 弁 護 士 松 嶋 泰 /

同 同 寺 澤 正 孝 /
同 同 相 場 中 行 /

千一七一 東京都豊島区西池袋二丁目二二番

債 務 者 室 岡 克 典

仮 差 押 債 権 目 録

金一億八千三百万円也

但し、左記各金員の合計額

記

一、金三億円也

但し、債務者が株式会社ウエアアウトスポーツ名義で第三債務者（住友ツインビル支店扱い）に対して有する普通預金（口座番号一六五五二八）債権

一、金三百万円也

但し、債務者が有限会社マッシュ名義で第三債務者（住友ツインビル支店扱い）に対して有する普通預金（口座番号一六五五三九）債権

一、金一億一千万円也

但し、債務者が株式会社エーデル名義で第三債務者（住友ツインビル支店

(送達場所)

千一〇一 東京都千代田区外神田一―一―一三

万 世 橋 警 察 署

千五四一 大阪府中央区北浜四丁目六番五号 /

第 三 債 務 者 株 式 会 社 住 友 銀 行 /
代 表 者 代 表 取 締 役 巽 外 夫

(送達場所)

千一〇四 東京都中央区新川二丁目二七番一号 /

株 式 会 社 住 友 銀 行 住 友 ツ イ ン ビ ル 支 店

一、金三億八千万円也

扱い）に対して有する普通預金（口座番号一五五九六六）債権

但し、債務者が第三債務者（住友ツインビル支店扱い）に対して有する普通預金（口座番号一五六四四七）債権

一、金三億九千万円也

但し、債務者が第三債務者（住友ツインビル支店扱い）に対して有する定期預金（口座番号二一五三）債権

疎明書類の疎甲四号証の一 預金担保差入書

銀行預金担保差入書

オリックス・アルファ 株式会社 御中

債務者が貴社に対し、現在および将来負担する取引上の一切の債務の担保として、後記の銀行預金の元利金の支払をうける債権について下記約定により貴社のため質権を設定します。

約 定

1. 当社が貴社に対する債務を1箇1部たりとも履行しないときは、他の一切の債権についても同様の利息を失い、ただちに質権を履行できずとも関係なく、なお不況金を生じたときは、ただちに現金で支払います。
2. 下記の預金を期日到来ごとに書き替えるにあたり、証書の合併、分割、滅失または利息を元加した場合は、また期間・利率を変更した場合であっても、書き替えられた預金は引続きこの差入証による担保といたします。ただし貴社において借換保全上必要と認められたときは、債務者の債務の期限が未到来の場合でも質権を履行され、貴社が適当と認める取替方法により債務の消滅に充当されても異議ありません。
3. 本書差入後ただちに本預金の質権設定につき銀行の承認を取付けます。

上記約定の証として預金証書とともに本書を差入れます。

平成 3 年 6 月 13 日

債務者 東京都渋谷区神南1丁目13番15号
株式会社 ウェイアウトスポーツ
代表取締役 吉川 一

質権設定者

銀行預金の表示

金額	15,000,000.000
口座番号	129276
証書番号	
証書発行日	平成 3 年 6 月 13 日
元利金支払期日	
預金名義人	株式会社 ウェイアウトスポーツ

疎明書類の疎甲四号証の二 質権設定承諾依頼書並に承諾書

質権設定承諾依頼書

平成 3 年 6 月 13 日

貴銀行/秋葉原支店 御中

債務者兼
質権設定者
(預金名義人) 東京都大田区南千束1-13-6
有限会社 マッシュ
代表取締役 坂井 修一

質権者 東京都中央区京橋2丁目8番18号
オリックス・アルファ株式会社
代表取締役 湯村 康

質権設定承諾依頼書

平成 3 年 6 月 13 日

貴銀行/秋葉原支店 御中

債務者兼
質権設定者
(預金名義人) 東京都渋谷区神南1丁目13番15号
株式会社 ウェイアウトスポーツ
代表取締役 吉川 一

質権者 東京都中央区京橋2丁目8番18号
オリックス・アルファ株式会社
代表取締役 湯村 康

債務者がオリックス・アルファ株式会社に対して現在および将来負担する一切の債務の担保として、預金名義人が貴行に対する下記銀行預金債権のうえに質権を設定し、その1金証書を買取者に交付したことを御承諾下さいますよう、預金名義人および買権者連署を以て依頼申し上げます。

記

貴行 秋葉原支店発行 預金金 5,000,000.000 円
ただし、証書番号: 129276
預入日: 平成 3 年 6 月 13 日
満期日: 平成 年 月 日
預金名義人: (有) マッシュ

なお、満期日以後も買権解除通知書提出日まで本件質権は有効に継続するものとします。

上記預金に対する買権設定を異議なく承諾します。
平成 3 年 6 月 13 日

東京都千代田区神田平河町3番地1
株式会社東海銀行秋葉原支店
支店長 本谷 敏三

債務者がオリックス・アルファ株式会社に対して現在および将来負担する一切の債務の担保として、預金名義人が貴行に対する下記銀行預金債権のうえに質権を設定し、その1金証書を買取者に交付したことを御承諾下さいますよう、預金名義人および買権者が連署を以て依頼申し上げます。

記

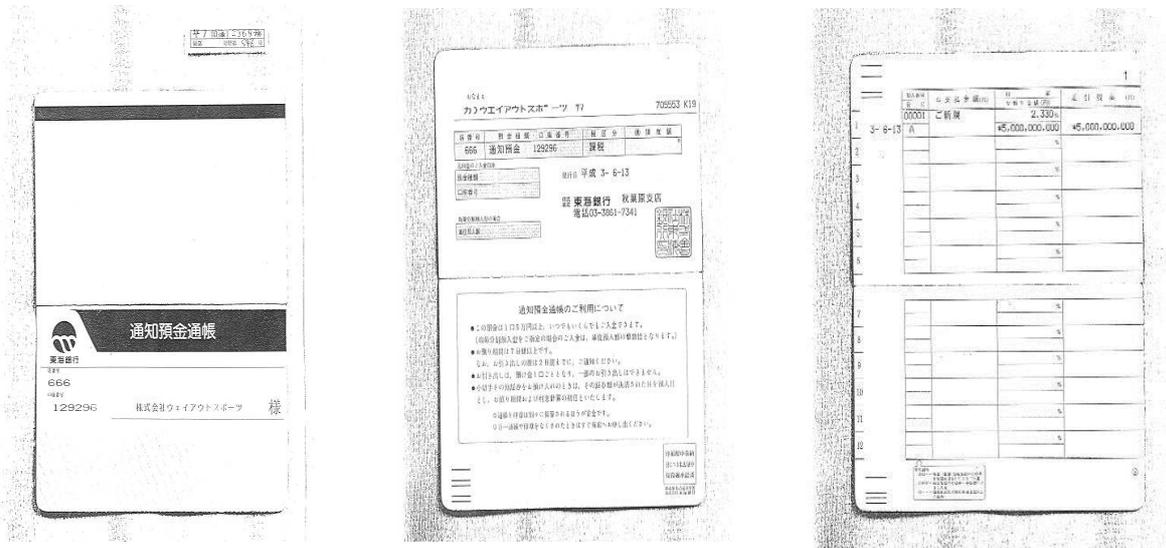
貴行 秋葉原支店発行 預金金 5,000,000.000 円
ただし、証書番号: 129276
預入日: 平成 3 年 6 月 13 日
満期日: 平成 年 月 日
預金名義人: (有) ウェイアウトスポーツ

なお、満期日以後も買権解除通知書提出日まで本件質権は有効に継続するものとします。

上記預金に対する買権設定を異議なく承諾します。
平成 3 年 6 月 13 日

東京都千代田区神田平河町3番地1
株式会社東海銀行秋葉原支店
支店長 本谷 敏三

疎明書類の疎甲四号証の四 通知預金通帳



誰が検証しても（甲14号証）と同じなのです。裁判所の立証証拠は原本です。当然のこと原本は一点です。（甲14号証）はコピー偽造となります。

重要な立証となります。

平成4年2月5日、東海銀行副頭取 瑞岩 成が私が取引している住友銀行の預金12億8300万円を何の権利も無いのに東京地方裁判所民事9部に「債権仮差押命令申立書」を提訴した。

平成5年3月31日、東海銀行副頭取 瑞岩 成が東京地方裁判所民事部に287億円の損害賠償請求を提訴した。

平成5年6月21日、東海銀行が民事訴訟の法廷に原告の立証証拠として「証拠説明書」を提出した。

東海銀行提出の「証拠説明書」をご検証ください。

副本

平成五年〇第五八四八号損害賠償請求事件

原告 株式会社東海銀行
被告 岡 克 典

平成五年六月二一日

右原告訴訟代理人弁護士 松 嶋

東京地方裁判所民事第三二部合議係 御中

証拠説明書

甲第一八号証の二ないし一〇および第一九号証の二ないし一五は、被告が訴外森本と共謀して、株式会社ウェイアウト・スポーツおよび有限会社マッシュの各名義で、それぞれ金五〇億円を、訴外オリックス・アルファ株式会社から融

資名目で右同額宛の金員を騙取した際に、オリックス・アルファが徴求した書類であって、原告がその被用者である森本の使用者としてオリックス・アルファの被った損害を賠償すべく、債権譲受けの形式のもとにオリックス・アルファに金員を支払った際、原告がオリックス・アルファから一括して交付を受けた書類一式である。そのために、甲第一八号証の六は甲第四号証の一と、甲第一八号証の七は甲第四号証の二と、甲第一八号証の八は甲第四号証の四と、甲第一八号証の九は甲第四号証の三と、甲第一九号証の六は甲第一一号証の一と、甲第一九号証の七は甲第一一号証の二と、甲第一九号証の八は甲第一一号証の四と、甲第一九号証の九は甲第一一号証の三とそれぞれ重複するものである。重複するものではあるが前記のように一括交付されたものであるので、あえてそのまま提出したい。

東海銀行は「訴外オリックス・アルファ株式会社から融資名目で右同額宛の金員を騙取した際にオリックス・アルファが徴求した書類であって、原告がその被用者である銀行員の使用者としてオリックス・アルファの被った損害を賠償すべく、債権譲受けの形式のもとにオリックス・アルファに金員を支払った際、原告がオリックス・アルファから一括して交付を受けた書類一式である。」と主張しました。

重要な東海銀行の主張です。検証してください。

「訴外オリックス・アルファ株式会社から融資名目で右同額宛の金員を騙取した際にオリックス・アルファが徴求した書類であって」はっきり取引関係書類を「徴求した書類」と認めています。

オリックス・アルファが「徴求した書類」を「証拠目録」(甲18号証～甲19号証)取引関係書類一式(原本)で、犯罪取引構造「秋葉原支店⇄オリックス・アルファ」犯罪構造「預金担保融資」取引を立証したのです。

そして「原告がその被用者である銀行員の使用者としてオリックス・アルファの被った損害を賠償すべく、債権譲受けの形式のもとにオリックス・アルファに金員を支払った際、原告がオリックス・アルファから一括して交付を受けた書類一式である。」と主張したのです。

もう一度申し上げます。「債権譲受けの形式のもとに」が、平成4年1月16日、東海銀行がオリックスアルファと「債権譲渡契約書」を締結した事実です。その時「オリックス・アルファに金員を支払った際、原告がオリックス・アルファから一括して交付を受けた書類一式である。」と主張したのです。

即ち、東海銀行がオリックスアルファに金員を支払った際、オリックス・アルファから一括して交付を受けた書類一式を「証拠目録」(甲18号証～甲19号証)取引関係書類一式(原本)と主張したのです。

裁判所に証拠採用された「証拠目録」を検証ください。

原告 (提出)					被告 (提出)				
第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
準備	準備	準備	準備	準備	準備	準備	準備	準備	準備
金銭預借借付基本契約書	郵便(葉書)証明書	内容証明郵便	債権譲渡契約証書	預金取戻解約書	通知預金通帳	質権改定承諾依頼書	銀行預金担保差証	約束手形	
提出	提出	提出	提出	提出	提出	提出	提出	提出	提出
裁判所	裁判所	裁判所	裁判所	裁判所	裁判所	裁判所	裁判所	裁判所	裁判所
期日	期日	期日	期日	期日	期日	期日	期日	期日	期日
認	認	認	認	認	認	認	認	認	認
否	否	否	否	否	否	否	否	否	否
裁判所	裁判所	裁判所	裁判所	裁判所	裁判所	裁判所	裁判所	裁判所	裁判所
期日	期日	期日	期日	期日	期日	期日	期日	期日	期日
提出	提出	提出	提出	提出	提出	提出	提出	提出	提出

第二号様式(証拠目録)
事件の表示 平成 五年(ワ) 第一 五(四)八号
この目録は、口頭弁論期日又は準備手続期日において行われた事項については、(原告)提出
各期日の調書と一体となるものである

東海銀行は、国際決済銀行(BIS)を欺いた秋葉原支店極秘「特別プロジェクト」内で「銀行ぐるみ」銀行のダミー預金者名義を用いた「BIS規制8%」クリア操作を隠蔽するため「銀行員個人」が偽造した取引関係書類、甲18-5号証～甲18-9号証及び甲18-10「債権譲渡契約書」で立証したのです。

東海銀行は「銀行員個人が私と共謀してオリックスアルファから『融資名目』に100億円を騙し取った」と主張しました。しかし、取引に使用した銀行員個人が偽造した取引関係書類一式(原本)は、私が全く関係することのできない『この世に存在しない有印私文書偽造同行使詐欺』話の犯罪取引構造「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」犯罪構造「預金担保融資」を立証したのです。

(平成5年6月21日)

(平成4年2月5日)

「証拠目録」

「債権仮差押命令申立書」

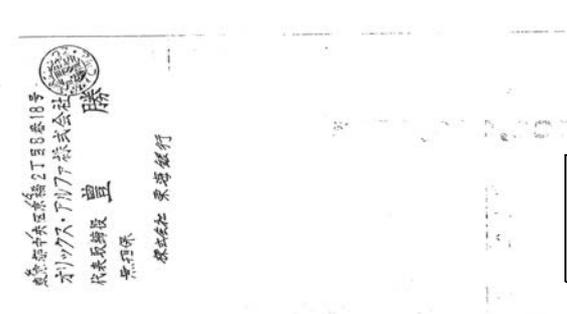
- (1) 甲18号証の5は 東海銀行が故意に隠した。 約束手形
- (2) 甲18号証の6は 疎明書類の疎甲四号証の一 預金担保差入書
- (3) 甲18号証の7は 疎明書類の疎甲四号証の二 質権設定承諾書
- (4) 甲18号証の8は 疎明書類の疎甲四号証の四 通知預金通帳
- (5) 甲18号証の9は 疎明書類の疎甲四号証の三 預金払戻請求書

その結果、秋葉原支店内で「BIS規制8%」クリア操作に用いた預金担保債権として「約束手形債権」(CP)と預金債権「質権」(指名債権)が一体となった金融商品一式、他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」皮肉にも「BIS規制8%」クリア操作、国際金融犯罪・『国家犯罪』を明らかにしたのです。

(1) 「約束手形債権」(CP)を、ご検証してください。

(1) 18の5号証約束手形とその裏書です。ご検証ください

甲
第
一
八
号
証
の
五



手形裏書平成4年1月16日を検証ください。債権譲渡契約日です。手形法に則した権利行使である。

オリックスアルファ(株)を裏書人として無担保で被裏書人東海銀行のほうに裏書譲渡した証左。

誰が見ても判るように平成4年1月16日、甲18-10号証「債権譲渡契約書」で「約束手形債権」(CP)を「有効」として貸付手形を裏書譲渡方式で東海銀行とオリックスアルファが、民事、商事に則して処理をした証です。

その証拠「質権」(指名債権)をご検証ください。

銀行員個人が偽造したと東海銀行が立証した(2)18の6号証、銀行預金担保差入証です。

(2) 18の6号証、銀行預金担保差入証

甲 銀行預金担保差入証
 第一八 オリックス・アルファ 株式会社 御中
 號 債務者が貴社に対し、現在並びに将来負担する取引上の一切の債務の担保として、後記の銀行預金の元利息の
 證 支払をうけるべき債権について下記約定により貴社のため質権を設定します。
 の 約 定
 十 八

1. 当社が貴社に対する債務を1箇1部たりとも履行しないときは、他の一切の債務についても期限の利益を失い、ただちに質権を実行されても異議なく、なお不足金を生じたときは、ただちに現金で支払います。
2. 下記の預金を期日到来ごとに書き替えるにあたり、証書の合併、分割、減額または利息を元加した場合、また期間・利率を変更した場合であっても、書き替えられた預金は引き続きこの差入証による担保といたします。ただし貴社において債権保全上必要と認められたときは、債務者の債務の期限が未到来の場合でも質権を実行され、貴社が適当と認める取手方法により債務の弁済に充当されても異議ありません。
3. 本書差入後ただちに本預金の質権設定につき銀行の承認を取付けます。
 上記約定の証として預金証書とともに本書を差入れます。

平成 3 年 6 月 13 日

債務者 東京都渋谷区神南1丁目13番15号
 株式会社 ウェイアウトスポーツ
 代表取締役 吉川 

質権設定者

銀行預金の表示

金額	15,000,000.000	
口座番号	129296	
証書番号		
証書発行日	平成 3 年 6 月 13 日	
元利息支払期日		
預金名義人	株式会社 ウェイアウトスポーツ	

銀行員個人が「(2)18の6号証、銀行預金担保差入証」を偽造した立証証拠です。債務者をコピー偽造した「証」です。そもそも「預入番号-00001」不存在では論外なのです。通知預金口座だけ「担保差入」しても無意味の「証」です。

本来なら「口座番号129296-00001」と記載されるのです。銀行員個人が偽造したことを「口座番号129296」で立証した「証」です。

同様に「質権」を偽造を立証した(3)18の7号証質権設定承諾書依頼書です。

甲
第
一
八
號
證
の
七

質権設定承諾依頼書

平成3年6月13日

東海銀行 / 秋葉原支店 御中

債務者兼
質権設定者
(預金名義人)

東京都渋谷区神南1丁目13番15号
株式会社 ウェイアウトスポーツ
代表取締役 吉川 一



質権者

東京都中央区京橋2丁目8番18号
オリックス・アルファ株式会社
代表取締役 湯村 康



債務者がオリックス・アルファ株式会社に対して現在および将来負担する一切の債務の根担保として、預金名義人が貴行に対する下記銀行預金債権のうえに質権を設定し、その預金証書を買権者に交付しましたことを御承諾下さいますよう、預金名義人および買権者が運署を以て依頼申し上げます。

記

貴行 秋葉原支店 発行 預金 金 5000,000,000 円
ただし、証書番号: 129296
預入日: 平成3年6月13日
満期日: 平成 年 月 日
預金名義人: (特) ウェイアウトスポーツ

なお、満期日以後も質権解除通知書提出日まで本件質権は有効に継続するものとします。

上記預金に対する質権設定を異議なく承諾します。
平成3年6月13日

東京都千代田区神田平河町3番地1
株式会社 東海銀行秋葉原支店
支店長 本谷 絃三



第
五
四
五
号

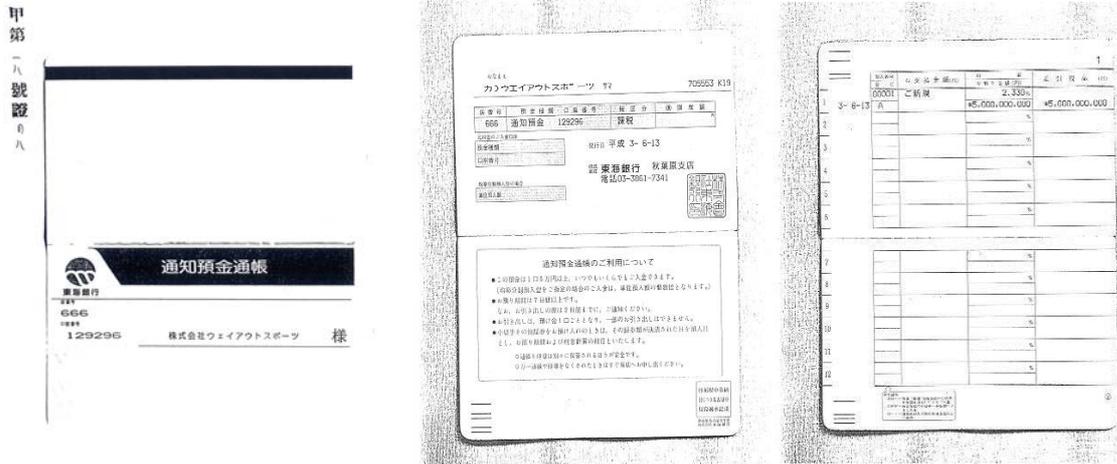
銀行員個人が「(3)18の7号証質権設定承諾書」を偽造した立証証拠です。

この「質権」(指名債権)の意味は「指名債権譲渡契約」による「質権設定承諾書」で「50億円の通知預金通帳」と「預金払戻解約請求書」が「約束手形債権」の決済資金として「約束手形」と一体となっている証です。

東海銀行秋葉原支店内で、秋葉原支店のダミーウェイアウトスポーツ預金者名義の「約束手形債権」(CP)一式を銀行員個人が偽造したことを支店長承諾印が押切印、預入番号-00001が無い単なる通知預金口座129296で立証したのです。

この質権設定承諾書の存在は、前述した通り、金融機関内で形式的に預金名義人の債権者による預金債権者差押等を防ぐために民法467条「指名債権の譲渡確定日付を取得するのです。

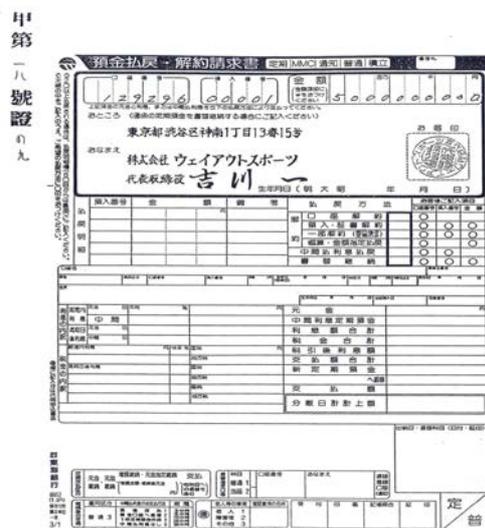
「指名債権」(4) 18の8通知預金通帳です。



通知預金は一口のお取引となり通知預金口座 129296 が口座番号で預金は預入番号-00001が預金をお預かりした証となります。そもそも通知預金の期日が無い通知預金は論外なのです。

前述した質権設定承諾書依頼書に預入番号-00001は存在しない単なる口座として「銀行員個人」が偽造した立証証拠をデッチ上げたのです。

通知預金通帳と一体になる(5) 18の9号証預金払戻解約書です



東海銀行とオリックスアルファは民間企業として甲18-10号証「債権譲渡契約書」による秋葉原支店内で「BIS規制8%」クリア操作に用いたリスク・ウェイト20%の預金担保債権として「約束手形債権」(CP)と「質権」(指名債権)を預入番号-00001「有効」として処理をしたのです。

甲18-10号証「債権譲渡契約書」
が立証した収束処理決定的『真実』！

証拠が、平成4年1月16日付け、譲渡人オリックスアルファ、譲受人(株)東海銀行で行った「債権譲渡契約書」です。

甲18-10号証「債権譲渡契約書」です。

甲
第
一
八
号
証
の
一
〇



債権譲渡契約書正書

平成4年1月16日

住所 東京都中央区京橋2丁目8番18号
譲渡人(甲) オリックス・アルファ株式会社
代表取締役 豊 勝
住所 名古屋市中区津三丁目21番24号
譲受人(乙) 株式会社東海銀行
代表取締役 瑞岩 成

オリックス・アルファ株式会社を甲とし、株式会社東海銀行を乙と

して、当事者間に下記の契約を締結する。

第1条

甲は、債務者(以下、丙という)株式会社ウェイアウトスポーツに対する下記債権を質権とともに代金金五拾壹萬参千四百五拾七万零千九百零拾五円をもって乙に譲渡し、乙はこれを譲り受け、双方間に代金の授受を終った。

第2条

甲は、第1条の債権証書その他の一切の書類を乙に交付した。

第3条

甲は、本契約と同時に丙あてに内容証明郵便による譲渡通知書を発送するものとする。
ただし、譲渡通知書が丙に到達しない場合は、甲の責任において公示送達手続きをとるものとする。

第4条

甲は、譲渡債権の瑕疵のうち、甲の責めに帰すべき事由による瑕疵が存在しないことを保証する。
なお、譲渡債権について甲の責めに帰すべき事由による瑕疵が判明した場合、甲乙協議のうえ誠意をもってこれを解決するものとする。

第5条

丙に対する債権の回収について、甲は乙に協力するものとする。

この契約を証するため本証書2通を作成し、各自署名・押印のうえ各1通を所持する。

記

1. 債権の表示

金五拾貳萬五千万円也
ただし、1991年6月12日付金銭消費貸借基本契約書に基づき平成3年6月13日振出の約束手形による貸付金債権元本金五拾萬円および平成3年9月14日以降本日まで年14.6%の割合による遅延損害金債権金貳萬五千万円

2. 質権の表示

平成3年6月13日付質権設定承諾依頼書並びに同日付第三債務者の承諾に基づく質権
発行銀行名 株式会社東海銀行秋葉原支店
預金種類 通知預金
通帳番号 129296-00001
預金金額 金五拾萬円也
預入日 平成3年6月13日
預金名義人 株式会社ウェイアウトスポーツ

以上

契約内容

第2条『甲は、第1条の債権証書その他の一切の書類を乙に交付した』このオリックスアルファ株式会社が東海銀行に交付した『債権証書その他の一切の書類』を、前述した「証拠目録」(甲18-5号証～甲18-9号証)の取引関係書類一式であることを東海銀行が立証したのです。

東海銀行秋葉原支店以外に作成出来ない「BIS規制8%」クリア操作の預金担保債権(一般貸出債権)を「約束手形債権」(CP)と「質権」(指名債権)を用いた他行預金担保融資取引「東海銀行秋葉原支店⇔オリックスアルファ」を立証したことになります。

1 債権の表示 譲渡される債権は、「金52億5000万円也、但し1991年6月12日付金銭消費貸借基本契約書に基づき平成3年6月13日振出の約束手形による貸付金債権元本金52億円及び平成3年9月14日以降本日まで年14.6%の割合による遅延損害金債権金2億5000万円」(原文まま)と記載されています。

2. 質権の表示

平成3年6月13日付質権設定承諾書並びに同日付第三者の承諾に基づく質権

発行銀行名	株式会社東海銀行秋葉原支店
預金種類	通知預金
通帳番号	129296-00001
預金金額	金五拾億円也
預入日	平成3年6月13日
預金名義人	株式会社ウェイアウトスポーツ

オリックスアルファは『平成3年6月13日振出の約束手形による貸付金元本金五拾円及び平成3年9月14日以降本日まで、年14.6%の割合による遅延損害金債権金2億5000万円』と、平成4年1月16日、迄の取引継続を立証したのです。

平成4年1月16日、東海銀行はオリックスアルファと、お互いに「約束手形債権」と「質権」(預金債権)を有効と確認した上で遅延損害金を14.6%で合意した「債権譲渡契約書」を締結したのです。

当然のこと『遅延損害金が14,6%』であれば、明らかな民事取引です。

この契約は、東海銀行取締役会の承認を得て行われたものであり、取締役たちが承認したことなのです。当然のこと、オリックスアルファも取締役会の承認を得て行われたものであり、取締役たちが承認したことなのです。

東海銀行の目的は、オリックスアルファと「債権譲渡契約書」を締結することで「銀行員個人」が犯した「有価証券偽造」を立証した取引関係書類(原本)を対外的には「有効」な「約束手形債権」(CP)金融商品と「質権」をお互いに確認することだったのです。

東海銀行は、ダミーウェイアウトスポーツ預金者名義で発生させた50億円の損失金を被害者でも無い、オリックスアルファを被害者に仕立て上げ、公に被害弁済することで「不正会計」処理を図ったのが「真相」です。

オリックスアルファが被害者になれる「金融犯罪」は何処にも存在しないのです。オリックスアルファは「BIS規制8%」クリア操作の他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」の取引を行った事実が、取引に使用された「約束手形債権」(CP)と「金融商品」である「質権」を「証拠目録」記載の甲18-5号証~18-10号証(原本)が立証したのです。

オリックスアルファが被害者になれる「金融犯罪」は存在しない！

その証拠が、オリックスアルファが平成3年6月13日~平成4年1月16日まで東海銀行秋葉原支店以外に作成することが出来ない「BIS規制8%」クリア操作の預金担保債権(一般貸出債権)を立証した「約束手形債権」(CP)と「金融商品」である「質権」(指名債権)一式を所持していた事実です。

オリックスアルファは「約束手形債権」(CP)と「金融商品」「質権」(指名債権)を有効として、平成3年6月13日東海銀行秋葉原支店と、他行預金担保融資取引「東海銀行秋葉原支店⇔オリックスアルファ」を立証したのです。

平成4年1月7日、柳検察官が起訴した「詐欺有印私文書偽造同行使」の「有印私文書偽造同行使」を立証する「質権設定承諾書」その他、本件詐欺事件を立証する取引

関係書類が全てコピー偽造では、訴因が存在しないのは明白であり公判審理は絶対に許されないことを科学的・客観的・公的な記録が証明した証拠で立証できました。

そこに、政府の方針に従い、警察・柳検察官・裁判官の主張する、本件詐欺事件の訴因であるべき「欺罔」も「誤信」も「騙取」もなく、逮捕状・起訴状、追起訴状にあるそれぞれの「詐欺罪」は成立の余地がないことを断言します。

もとより、犯罪取引構造「ノンバンク⇔借受名義人」犯罪構造「協力預金」名下の資金融資取引で借受人名義で作成した「協力預金」を預金拘束すべき「質権設定承諾書」を偽造した「有印私文書偽造罪」など成立するはずもないのです。

菅首相はじめ国民の代表である国会議員も「約束手形債権」（CP）金融商品一式を国際決済銀行（BIS）を欺くため銀行が銀行のダミー預金者名義で富士銀行が総額 7167 億円（147 件）東海銀行が総額 1930 億円（75 件）も「有価証券偽造」を犯しその挙句に、銀行のダミー預金者名義で富士銀行が総額 2600 億円（51 件）東海銀行が総額 630 億円（13 件）も「数字」の損失金を発生させたら「債権譲渡契約書」で収束処理して銀行法に基づく「免許取り消し」を隠蔽した『真実』をご理解いただけましたか？

重複しますが、本章の冒頭で述べたように『この世に存在しない』本件詐欺事件話と承知して「有罪」を宣告する 公判審理は絶対に開廷してはいけないのです。

主任弁護士	ておりません。
本日付け「被告事件についての陳述要旨」と題する書面記載のとおり (主任弁護士、弁護士永山、同本多、同相原、同後藤、同榎本連名のもの)。	
検察官の冒頭陳述	本日付け冒頭陳述要旨記載のとおり
証拠調べ等	証拠等関係カード記載のとおり(「期日」欄に①と表示したもの)
弁論の分離	裁判長
裁判長	本件から被告人室岡克典に対する平成四年刑(第一号及び同第八六号各詐欺、有印私文書偽造、同行使被告事件を分離する旨決定
証拠調べ等	右分離した被告事件につき指定告知した次回期日 平成四年五月二十八日午前十一時
指定告知した次回期日	証拠等関係カード記載のとおり(「期日」欄に②と表示したもの) 平成四年六月一五日午前一〇時
証拠調べ等	平成四年五月一日 東京地方裁判所刑事第一一部 裁判所書記官 八木敏夫
右は謄本である 平成四年五月十八日 東京地方裁判所刑事第一一部 裁判所書記官 八木敏夫	

検察官印 九号の一

平成四年刑(わ)第一号、同第八六号 詐欺、有印私文書偽造・同行使被告事件

公訴事実に関する求釈明申立書

被告人 室岡克典

主任弁護士 小松正富

東京地方裁判所刑事第一一部 御中

平成四年四月三十日

右の者に対する頭書事件について、弁護士は、起訴状及び追起訴状に記載された各公訴事実につき、訴因を特定し被告人が適切な防禦活動をなし得るよう左記の諸点について、検察官に対し釈明を命じられたく、申立をする。

記

- 一 各詐欺事件について、被害者に対する欺罔の実行行為をしたものは誰か。
- 二 各私文書の各偽造、偽造私文書の各行使の実行行為をしたものは誰か。
- 三 被告人は、本件各犯行の一部でも、また他の者と共同してでも、実行行為を行っているか。
- 四 被告人と被告人森本享との間の共謀、被告人と吉川一との間の共謀について、それぞれ、(一)共謀のなされた日時場所、(二)共謀の態様及び内容を明らかにされたい。

以上

主任弁護人は全て承知していたのです。

主任弁護人は「告訴状」「逮捕状請求書」「起訴状」公判検事の「冒頭陳述書」を立証する証拠が（写）そして、平成4年2月5日東海銀行が私の預金12億8300万円に対して提訴した「債権仮差押命令申立書」を立証する証拠が（原本）確認して、『国家犯罪』（免許取り消し）を政府の方針に従い国民に隠蔽するため、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話と承知した上で「有罪」を宣告することで「現実化」するための法廷を知っていたのです。

法曹三者（裁判官・弁護士・検察官）は『国家犯罪』（免許取り消し）が公になれば銀行が倒産します。金融経済社会が破滅し、隠蔽した司法が破綻する『現実』を承知した、その上で政府の方針に従い公判審理を行い、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話を「現実化」するため、主文「被告人を懲役11年に処する。」を宣告し私を「罪なき犯罪者」に仕立て上げたのです。

証拠は『公訴事実に関する求釈明申立書』なのです。

誰でも『公訴事実に関する求釈明申立書』を読めば、訴因となる「公訴事実が、はじめから『この世に存在しない』まさに「闇夜のカラスを撃つ」がごとき審理をする常軌を逸した柳検察官の公訴提起に対して書面で公判検事に「公訴を取り下げなさい。」そして裁判所にも「公訴棄却」の手続きに入ることが司法「最後の砦」と国民に信頼されている裁判所の役目と主任弁護人が警告した「証」として書面で残したのです。

私は、第43回公判法廷でこれまでの公判が異常と抗議した！

第43回公判はノンバンク融資担当者に対して私の弁護士が取引構造を尋問する法廷でした。平成3年12月20日柳検察官作成オリックスアルファ融資担当者川合潤治の検察官面前供述調書（甲14号証）に添付された「協力預金の資金融資」取引を立証したコピー取引関係書類一式が「約束手形債権」（CP）金融商品一式を立証したのです。

オリックスアルファの融資担当者川合潤治に弁護士が「約束手形債権」（CP）金融商品一式を示して、コピー偽造をはっきり確認させて、検察官の（甲14号証

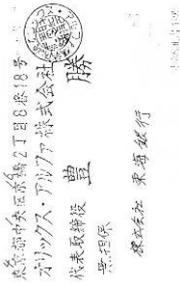
) 添付コピー取引関係書類一式が立証した「協力預金の資金融資」取引がデッチ上げであることを証言させたのです。

各ノンバンク融資担当者はハッキリ、ノンバンクの取引相手が「借受名義人」ではなく、秋葉原支店であることを証言したのです。即ち、本件「詐欺事件」の犯罪構造と犯罪取引構造が全く存在しないことを証言したのです。

平成7年11月24日この刑事訴訟手続をご確認ください。



この「平成3年6月13日」記入こそ「約束手形」権利行使の証左なのです。



上記の通り約束手形、銀行員が偽造した（原本）を用いて平成4年1月16日に東海銀行とオリックスアルファ（株）との間で「約束手形債権」（CP）金融商品一式を用いた債権譲渡契約が結ばれた証なのです。まさに、この行為は民間における民事・商事の経済取引に刑事が民事不介入の大原則を無視し介入した検察の暴挙の証左なのです。

「質権設定承諾書」においても同様な訴訟手続がありました。

「質権設定承諾書」についても同様な刑事訴訟手続が当然存在するのです。任意提出書、領置調書等入手経路に関する証拠を提出しないまま、平成7年7月17日まで公判が進行してきたのです。

「公訴事実」によれば質権設定承諾書は偽造文書であり、有罪であれば、没収対象となるものにもかかわらず、押収されず、弁護人の再々にわたる強い裁判所に対する開示要求と裁判所の訴訟指揮によりやっと平成7年11月24日になって銀行員が偽造した（原本）それも「質権設定承諾書」（写真）が検察官による訴訟手続で東海銀行から提出されたという経緯があるのです。

「証拠等関係カード」を検証ください。

こちらは平成6年から領置されていた。
提出は平成7年7月17日。

平成7年11月24日提出さ

しかもそれを見ると検察庁は、平成6年になって東海銀行から領置となっているのであり、この事実は平成4年1月16日「債権譲渡契約書」に基づく経済取引でオリックスアルファ、から銀行員が偽造したが「有効」として「約束手形債権」（CP）金融商品一式を東海銀行が譲りうけたものを検察官に提出したものであり、断じて許されない刑事手続なのです。

弁護人の再三にわたる開示要求を無視し、領置から更に約一年にわたって隠し続けた理由こそ検察官が「公訴事実」に用いた「質権設定承諾書」とまったく別な経済取引を立証した証拠として提出できなかった事実が存在するのです。

私は、この第43回公判法廷でこれまでの公判が異常と抗議した！

私は、裁判長に対して約40分以上『ノンバンク融資担当者が、何故コピー偽造取引関係書類一式が「協力預金の資金融資」取引と全く違う「約束手形債権」（CP）金融商品一式の取引を証言した。

この証言は取引当事者が公訴事実（訴因）として提起した犯罪事実が存在しないことが明白にしたことなのです。これまでの公判廷において、検察側が提出してきた証拠物件がすべてコピーであり原本を取り寄せるや中身が異なり犯罪行為そのものなのです。

検察官が行った公訴提起の手続きそのものが違法行為であり公訴棄却の訴訟指揮

をすべきなのです。『まだコピー偽造立証証拠の審理を続けるのか、続けるなら憲法に違反する法廷には出ない私の血は黒くて裁判長の血は赤いのか』等と大声で強く抗議し、法廷で倒れ救急車で東京女子医大に運ばれました。

信じられないでしょうが、これが我が国の司法の現実なのです：

菅首相はじめ国民の代表である国会議員は「知るべき」です！

平成3年 7月29日、東海銀行副頭取 瑞岩 成の記者会見と「告訴状」

平成3年11月20日、警視庁捜査二課の「逮捕状請求書」逮捕状

平成3年12月17日、逮捕

平成3年12月20日、検察官面前供述調書（甲14号証）

平成4年 1月 7日、起訴状（一）

平成4年 1月16日、「債権譲渡契約書」

平成4年 1月17日、東海銀行副頭取 瑞岩 成の記者会見

平成4年 1月28日、追起訴状（二）

平成4年 2月 5日、「債権仮差押命令申立書」

司法機関は『国家犯罪』銀行法に基づき「免許取り消し」を隠蔽するため平成3年12月17日、私を逮捕平成4年1月 7日、質権設定承諾書を偽造して100億円をノンバンクから騙し取ったことで、起訴状（一）した。

金融機関は、平成4年1月16日、「債権譲渡契約書」を各ノンバンクと締結して銀行員個人が銀行のダミー預金者名義で巨額な「数字」の損失金を発生させた質権設定承諾書を「有効」として「約束手形債権」（CP）金融商品一式を処理をした。

**菅首相はじめ国民の代表である国会議員が平成4年1月28日、追起訴されたら黙っていますか？それでも国のため我慢させるのですか！
ふざけるな！国民を守るのが、国家であり菅首相でしょう！**

そして基本的人権を護るのが菅首相でしょう！

以上。

第7章

総括

柳検察官の刑事犯罪を告発します。

警視庁が平成3年12月26日、オリックスアルファに対して平成4年1月6日までに還付するという条件で、銀行員個人が偽造した取引関係書類「約束手形債権」(CP)金融商品一式(原本)を任意提出させたのです。

平成4年1月7日、柳検察官は起訴した当日偽造された取引関係書類(原本)をオリックスアルファに還付したのです。この事実は、柳検察官が全て承知して「債権譲渡契約書」を用いた「粉飾決算」を犯した後に、東海銀行が国際保険金詐欺を図った断じて許しがたい刑事犯罪と断言するものです。

平成3年12月26日 任意提出書を検証ください。

品名	数量	提出者	処分意見	備考
一、金銭消費貸借基本契約書 一九九二年六月一日付 貸主オリックスアルファ株式会社 借主 代表取締役 湯村 康	一通	提出者 湯村 康	平成四年一月六日まで返還して下さい。	
三、銀行預金担保差入証 平成三年六月三日付 債権者 株式会社ウエイブ 借主 代表取締役 吉川 一	一枚	提出者 右 同		
三、債権設定承諾依頼書 平成三年六月一日付 債権者 株式会社ウエイブ 借主 代表取締役 吉川 一	一枚	提出者 右 同		

任意提出書

左記物件を任意に提出します。用済みのうへは、処分意見欄記載のとおり処分して下さい。

平成 三年 一月 二十六日

住居 千葉県浦安市代田二-八-三三〇三
オリックスアルファ株式会社
東京証券取引所 第二部 上場会社
代表取締役 佐藤 充彦 氏名
電話 三六六〇局一四二番

警視庁 万世橋警察署長 殿
司法警察員 警視 武石 久米 穂 殿
(三四歳)

12月29日
社本教第1307号

オリックスアルファ株式会社審査部審査課課長代理 佐藤 充彦氏が「平成4年1

月6日まで返還して下さい。」条件をつけて警視庁に任意提出した「証」です。

品名	数量	提出者処分意見	備考
四、通知預金通帳 東海銀行発行名義 株式会社エイエイト スドック口座番号 一五九二九六 五〇億円	一通	右同	
五、御返済金および利息 の明細書 一九九一年六月三日付 オリックス株式会社 湯村康 代表取締役 契約No. A〇二〇六〇 三都債金額五〇億円	一枚	右同	
六、納税証明書 越前事務所発行 越前株式会社 一五九	一枚	右同	

品名	数量	提出者処分意見	備考
質権者オリックス・トル 株式会社代表取締役 湯村康 承諾書東海銀行秋葉 原支店支店長本谷 敏三	一枚	前同	

任意提出書

左記物件を任意に提出します。用済みのうへは、処分意見欄記載のとおり
処分して下さい。

平成 三年 月 日

住居 職業 氏名 電話 局 番

警視庁 司法警察員 殿

様式第二号(前編)第三二条 第三三項

品名	数量	提出者処分意見	備考
手形番号BH三〇〇六 支取場所東海銀行秋 葉原支店	一枚	平成四年一月六日まで 返還して下さい	
約束手形 金額五〇億円 振込人株式会社エイ エイトスドック 代表取締役吉川一	一枚	返還して下さい	

任意提出書

左記物件を任意に提出します。用済みのうへは、処分意見欄記載のとおり
処分して下さい。

平成 三年 二月 二十六日

住居 職業 氏名 電話 局 番

警視庁万世橋警察署長
司法警察員 警視 武石久米總 殿

佐藤 亮 彦 (三十四歳)

様式第二号(前編)第三二条 第三三項

様式第三号(刑訴第三二条,第三三二条)

符号	年	領	第	号	
平成	三年	二月	二六	日	
被疑者	森本 亨他二名に対する				
本職は	平成 三年 二月 二六日、東京府中央区日本橋小舟町六ノ六において、差出人が任意に提出した左記目録の物件を領置した。				
平成	三年	二月	二六	日	
警視庁	刑事部捜査第一課				
司法警察員	佐藤 久則				
領置調書(甲)	差出人 十津川 守守 代馬二 住居、氏名 丁六番二五号一〇三 佐藤 久則				
符号	番号	品名	数量	所有者の住居、氏名	備考
押	一	金銭消費貸借基本 契約書 一九九一年六月二日付 貸主、オノックスアルファ 貸主、オノックスアルファ	一通	東京都中央区日本橋 小舟町六ノ六 森本 亨 代表取締役	還付済
収	二	銀行預金担保差入証	一枚	同	還付済
品	三	質権設定承諾依頼書	一枚	同	還付済

注 意

一 任意提出物件を差し出さず、押収品目録を交付すること。

二 符号は、証拠品目録目録に基づいてつける押収物の番号である。

三 上欄外の項目は、検察庁で記入する。

四 検察官に送らないで処分した物件については、その旨を備考欄に記載すること。

符号

符号

様式第三号(刑訴第三二条,第三三二条)

符号	年	領	第	号	
平成	年	月	日		
被疑者	に対する				
本職は	平成 年 月 日				
平成	年	月	日		
警視庁	司法				
領置調書(甲)	差出人 住居、氏名				
符号	番号	品名	数量	所有者の住居、氏名	備考
押	一	通知預金通帳	一通	東京都中央区日本橋 小舟町六ノ六 森本 亨 代表取締役	還付済
収	二	御返金利息	一枚	同	還付済
品	三	納税証明書	一枚	同	還付済

注 意

一 任意提出物件を差し出さず、押収品目録を交付すること。

二 符号は、証拠品目録目録に基づいてつける押収物の番号である。

三 上欄外の項目は、検察庁で記入する。

四 検察官に送らないで処分した物件については、その旨を備考欄に記載すること。

符号	年領第	号
平成	三年	二二六

領置調書(甲)

差出人 千葉県浦安市 当代理店 二丁目一八番地二五号(三)

住居、氏名 佐藤 充彦

被疑者 森本 亨 他二名に対する 有行叔又書偽造 被疑事件につき、本職は、平成 三年 一月 二二日、東京都中央区日本橋小舟町六、六において、差出人が任意に提出した左記目録の物件を領置した。

平成 三年 一月 二六日
警視庁 万世橋警察署 派遣
警視庁 刑事科 技査 第二課
司法警察員 志登 幹長 佐藤 又則 鑑

符号	品名	数量	所有者の住居、氏名	備考
一	約束手形	一枚	東京都中央区日本橋小舟町六、六 オゾンクスアルミ株式会社 代表取締役 佐藤 充彦	還付済
	金銀五口使用、振出人 株式会社、之イアラトス			

符号	品名	数量	所有者の住居、氏名	備考
	ホソノ代表取締役 吉川 一、手形 番号、ヨリ三〇〇六、支払場所、東海銀行 秋葉原支店			

注 意
一 任意提出物を差出し、押収目録を交付すること。
二 符号は、証金品目録によつて押収物の番号である。
三 上掲の符号は、他案件に入るときは、その旨を併記すること。
四 他案件の符号は、併記しない。併記した場合は、その旨を併記すること。

様式第三号(刑訴第三二条、第三三二条)

還付請書

左記目録の物件の還付を受け、領収しました。

平成 四年 一月 七日
千葉県浦安市 当代理店 二丁目一八番地二五号(三)
オゾンクスアルミ株式会社
営業部長 佐藤 充彦 氏名 佐藤 充彦

警視庁 万世橋警察署 長
司法警察員 志登 幹長 石久米 純 殿

符号	品名	数量	備考
一	金銀消費貸借基本契約書 一九九一年六月一日付貸借金 オゾンクスアルミ株式会社	一通	
二	銀行預金担保差入証 平成三年六月三日付、債務者、株式会社、之イアラトス、ホソノ代表取締役 吉川 一、銀行預金の表示、金額五〇万円、口座番号、一三九二九九六	一枚	
三	質権設定承諾依頼書 平成三年六月一三日付、債務者兼質権設定者、株式会社、之イアラトス、ホソノ代表取締役 吉川 一、質権者、オゾンクスアルミ株式会社、代表取締役	一枚	

被疑者 森本 亨 他二名
有行叔又書偽造
同行 技査 第二課

平成 四年 一月 八日
千葉県浦安市 当代理店 二丁目一八番地二五号(三)
オゾンクスアルミ株式会社
営業部長 佐藤 充彦 氏名 佐藤 充彦

様式第三号(刑訴第三二条、第三三二条)

判子

様式第三十八号 (前記第一三三号、第一三三三号、第一三三〇号)

番号	品名	数量	備考
四	通知預金通帳 永海銀行発行、名義人 株式会社空イアットスポン 口座番号一三九二九六 差引残高五〇〇〇円	一通	
五	御返金戻り利息の 明細の写 一九九一年六月五日付 オソックスアソコ株式会社 代表取締役 湯村 康 契約番号A〇一〇六〇六 返済金額 五〇〇〇円	一枚	
六	納税証明書 湯村 康 長 発行 株式会社空イアット スポン名義のみの	一枚	

還付請求書

左記目録の物件の還付を受け、領収しました。

平成 年 月 日

住居 氏名 殿

警視庁 司法警察員

目録

番号	品名	数量	備考
ト	湯村 康 代表取締役 永海銀行 秋 葉原支店 支店長 春 谷 三	一枚	

被疑者 罪名

様式第三十八号 (前記第一三三号、第一三三三号、第一三三〇号)

番号	品名	数量	備考
	代表取締役 吉川 一 子 形 番号 〇〇〇三〇〇六 支店 湯村 永海銀行 秋葉原支店		

還付請求書

左記目録の物件の還付を受け、領収しました。

平成 年 月 日

住居 氏名 殿

警視庁 司法警察員

目録

番号	品名	数量	備考
七	約束手形 金額五〇〇〇〇円 振込人 藤 木 隆 空イアットスポン 株式会社	一枚	

被疑者 罪名

柳検察官が（二つ）の「刑事犯罪」を立証する「証拠物」です。

柳検察官の「刑事犯罪」を立証します。

証拠は

平成4年1月7日、柳検察官は起訴当日「銀行員個人」が偽造した取引関係書類「約束手形債権」（CP）金融商品一式（原本）を還付した事実です。

刑訴法に則せば、「銀行員個人」が偽造した取引関係書類「約束手形債権」（CP）金融商品一式（原本）は押収領置です。しかし、合理的理由で、どうしても還付するときには偽造されているものであるから、還付に際しては「偽造、変造」と記載されます。しかし「銀行員個人」が偽造した取引関係書類「約束手形債権」（CP）金融商品一式（原本）はその記載がないのです。

柳検察官が還付した9日後、平成4年1月16日オリックスアルファと東海銀行は「銀行員個人」が偽造した取引関係書類「約束手形債権」（CP）金融商品一式（原本）を「有効」として「債権譲渡契約」を締結し「粉飾決算」を犯したのです。

柳検察官は、法に則して偽造を立証する証拠の押収領置することが職責です。

柳検察官がオリックスアルファに還付しなければ、東海銀行は「債権譲渡契約書」をオリックスアルファと締結することはできません。柳検察官は銀行員個人が偽造した「約束手形債権」（CP）金融商品一式と認めた、その上でオリックスアルファに還付した「職務犯罪行為」を自ら立証したのです。

柳検察官は、東海銀行の（免許取り消し）を回避するため、何が何でも東海銀行とオリックスアルファが「債権譲渡契約書」を締結することで、銀行のダミー預金者名義で発生させた総額630億円（13件）の収末処理（マッチ・ポンプ）の（火を消す）ため為す「粉飾決算」と承知して刑事犯罪を犯したのです。

海部政権の方針に従い、東海銀行は平成3年7月29日銀行員個人を「告訴」（火をつけて）平成4年1月16日「債権譲渡契約書」を締結し（火を消す）ことがで

きなければ東海銀行は銀行法（業務の停止）第四条第一項により「免許取り消し」となり倒産します。

柳検察官は政府の方針に従い、何が何でも、東海銀行に平成4年1月16日「債権譲渡契約書」を締結させ（火を消す）ことが『国家犯罪』（免許取り消し）を隠蔽した隠蔽工作（マッチ・ポンプ）その『真相』を隠蔽するため刑事犯罪を犯したのです。

柳検察官が隠蔽工作（マッチ・ポンプ）その『真相』を私が「知っている」と判断して、私の「口を封じる」そのために『この世に存在しない』本件詐欺事件話をデッチ上げた意味がないのです。

私は、この事実を菅首相はじめ、国民の代表である国会議員に知っていただきたいのです。本件は単なる詐欺事件話を柳検察官がデッチ上げたのではないのです。我が国の司法検察官が、金融経済社会の破滅を回避するため政府の方針に従い「刑事犯罪」を犯した「事実」を「知るべき」なのです。

国民を徹底して騙すため国に情報操作される報道機関。

日本経済新聞 1992年(平成4年)1月17日(金曜日)

不正融資事件の630億円債権

東海銀、肩代わり

今期一括償却

東海銀行の不正融資事件、国を騙す手口を暴露。返済不能の債権を、銀行が肩代わりして償却する。返済不能の債権を、銀行が肩代わりして償却する。返済不能の債権を、銀行が肩代わりして償却する。

不正融資事件の真相は、元岡南長と柳検察官の隠蔽工作によるものである。柳検察官は、不正融資事件の真相を隠蔽するために、国を騙す手口を暴露した。柳検察官は、不正融資事件の真相を隠蔽するために、国を騙す手口を暴露した。

不正融資事件の真相は、元岡南長と柳検察官の隠蔽工作によるものである。柳検察官は、不正融資事件の真相を隠蔽するために、国を騙す手口を暴露した。柳検察官は、不正融資事件の真相を隠蔽するために、国を騙す手口を暴露した。

国民は、この新聞記事を真剣にお読み下さい。

東海銀行副頭取 瑞岩 成氏は、「十六日～秋葉原支店の元行員が事件を起こした点を重視、銀行の使用者責任を免れないと判断した。回収不能な債権は九二年三月期決算で一括償却する方針で、富士銀行の不正融資事件を上回る損失を迫られる見通しだ～元同支店長代理、森本(今月七日に起訴、再逮捕済み)が偽造した質権設定承諾書を担保に、ノンバンク五社が一個人七法人に総額六百三十億円を融資していた。～しかし、決断時期の目安としていた元秋葉原支店長代理の起訴を受け、十日に取締役会を開催。銀行の使用者責任を免れないと判断した。」これこそが、東海銀行の「犯罪事実」を自白したもののなのです。

直視！

元同支店長代理、森本(今月七日に起訴、再逮捕済み)が偽造した質権設定承諾書を担保に、ノンバンク五社が一個人7法人に総額630億円を融資していた。～しかし、決断時期の目安としていた元秋葉原支店長代理の起訴を受け、十日に取締役会を開催。

『銀行の使用者責任を免れないと判断した』と発表したのです。

前述したように「起訴」の内容は

犯罪取引構造 「ノンバンク⇔借受名義人ウェイアウトスポーツ・マッシュ」
 犯罪取引内容 「ノンバンクから借受名義人が協力預金名下の預金担保融資取引をした、はじめから『この世に存在しない本件詐欺事件』話です。

東海銀行が使用責任を主張することは出来ないのです。「ノンバンク⇔借受名義人」の取引には絶対に立ち入ることが出来ません。ノンバンクがまず借受名義人に損害賠償請求訴訟を提訴します。借受名義人が敗訴してからノンバンクが東海銀行に損害賠償請求訴訟を提訴します。

ですから東海銀行は秋葉原駅支店内で銀行員個人が犯した犯罪、即ち、銀行員個人が預金証書・通帳と質権設定承諾書を偽造した預金担保融資事件」話をデッチ上げたのです。

平成4年1月17日東海銀行は、使用者責任として銀行個人が犯した犯罪で発生したノンバンクの「被害金」を被害弁済した損害金として『回収不能な債権は九二年三月期決算で一括償却する』と新聞報道した「粉飾決算」違法行為に柳検察官が共謀した「刑事犯罪」を犯した事実です。

許されない東海銀行と報道機関一体の騙し！

『十六日名古屋市の本店で緊急会見し、同行秋葉原支店を舞台にした不正融資事件でノンバンク五社が融資していた六百三十億円を全額肩代わりすると発表した。ノンバンク各社には同日肩代わりの意向を伝えており債権譲渡の手続きを急ぐ。～秋葉原支店の元行員が事件を起こした点を重視、銀行の使用者責任を免れないと判断した。』

「大嘘」

東海銀行は恥を知れ『秋葉原支店を舞台にした不正融資事件でノンバンク五社が融資していた六百三十億円を全額肩代わりすると発表した。』ふざけるな！
何処に『秋葉原支店を舞台にした不正融資事件』が有るのだ！
勝手に自分達で銀行員に「汚れ役」を背負わせ「告訴」火をつけた！

その挙句に、平成4年1月16日「債権譲渡契約書」を締結し火を消した！
東海銀行は恥を知れ『ノンバンク五社が融資していた六百三十億円を全額肩代わりすると発表した。』ふざけるな！
何処に『ノンバンク五社が融資した六百三十億円』不正融資事件が有るのだ！
勝手に自分達で、被害者ノンバンクをデッチ上げ『全額肩代わりする』など許されないのです。ノンバンクは被害が無いのです。何を『肩代わり』することができるのですか？『肩代わり』はできません。「債権譲渡契約書」は大嘘です。

東海銀行は恥を知れ『秋葉原支店の元行員が事件を起こした点を重視、銀行の使用者責任を免れないと判断した。』ふざけるな！
何処に『秋葉原支店の元行員が事件を起こした』不正融資事件が有るのだ！

勝手に自分達で『銀行の使用者責任』をデッチ上げるな！国民をなめるな！

国民を欺くな！

東海銀行は恥を知れ、あたかもノンバンクの有りもしない「被害金」を銀行員も借受名義人も「被害弁済」できないから『銀行の使用者責任』として「被害弁済」したなどとデッチ上げ国民を騙すな！

何も知らない国民は『さすが銀行だ！』騙されたノンバンクを救済するため便宜上『銀行の使用者責任』として「被害弁済」した。そんな銀行に国民の税金（公的資金）何十兆円を投入して助けるのは当然のことと納得させたのです。

（歴史的事実として日債銀に3兆円、長銀に3兆円等投入しています。）

『真実』

大蔵省は東海銀行に対して『秋葉原支店を舞台にした不正融資事件』を銀行法に基づき「免許取り消し」の処分を下し、東海銀行を倒産させるのが法治国家です。海部政権は「無法国家」に成り下がってまでも「銀行の利益を護る」ことが「国益に値する」と政治判断を下し隠蔽工作（マッチ・ポンプ）を図ったのです。

平成3年7月29日、「告訴」（火付け）同様に報道機関一体で平成4年1月17日と同じ東海銀行副頭取 瑞岩 成が「債権譲渡」（火消し）を記者会見で公表させることで、政府の方針に従った隠蔽工作（マッチ・ポンプ）は終了したのです！

菅首相、国民の代表である国会議員は「ノンバンクは被害など何処にも無い」この「事実」を「知る」ことなのです。

お忘れですか、こんな不正と腐敗にまみれ「金融公害」を撒き散らし国民を不幸のどん底に突き落とし多くの国民を自殺に追い込んだ銀行を何兆円もの税金を投入して助けた政府の対応こそ、今日のコロナ対策と同じ失政の繰り返しです。

「法」なくして「国」さかえず。

直視！

即ち『政府の方針に従った隠蔽工作（マッチ・ポンプ）』は終了したのです。東海銀行は国際保険金詐欺を企て保険金総額 660 億 4243 万円を騙し取ったのです。

東海銀行の最終目的こそ衝撃的なのです！

東海銀行は、被害もないのにノンバンクとの「債権譲渡契約書」で、使用者責任として、被害弁済した、被害総額630億円(13件)の損害金をデッチ上げ英国の保険組合ロイズに保険金支払請求をして、保険金で「損失補填」を企てた、恐るべき「国際保険金詐欺」を犯したのです。

恐るべき東海銀行が犯した「国際保険金詐欺」！

後に、NPO法人「日本を見直す会・カルナ」の「公開質問状」で東海銀行が、英国の保険組合ロイズに保険金支払請求するために、私を「犯罪者」に仕立てた衝撃的な国際保険金詐欺を立証する「証拠の書面」を一つ一つ提示して立証し閃光を浴びせます。（後に、この件は詳細に立証します。）

衝撃的な国際保険金詐欺の一部を述べます。

東海銀行は、平成4年2月5日、私が取引している住友銀行の預金12億8300万円を何の権利も無いのに仮差押えをしました。私は「犯罪者」ではないのです。何の権利があって他人の預金を仮差押えするのか理解することができません。

住友銀行ツインビル支店に置いていた私個人の定期預金 3 億9000万円と普通預金 3 億8000万円（総額 7 億7000万円）これは平成2年に不動産取引で得た私の血と汗の結晶です。本件詐欺事件をデッチ上げた平成3年6月13日とは全く違う物です。

東海銀行は、政府の「東海銀行の利益を護る」ことが「国益に値する」そのとおり警察・柳検察官・裁判官と共謀して私を「罪なき犯罪者」に仕立て上げ国際保険金詐欺を企てるため12億8300万円を「債権仮差押命令申立書」を東京地裁に提訴したのです。

断じて許されない基本的人権無視！

東海銀行（現 三菱UFJ銀行）が犯した衝撃的な銀行のダミー預金者名義で発生させた総額 630億円という「数字」の損失金を、保険金総額660億4243万円で補填した国際保険金詐欺！

国際保険金詐欺を告発します。

東海銀行は平成4年2月5日、私が取引している住友銀行の預金12億8300万円を何の権利も無いのに東京地方裁判所民事九部に仮差押えを提訴しました。

東海銀行（現 三菱UFJ銀行）は

- 1、平成3年7月29日、東海銀行副頭取 瑞岩 成が新聞報道で「告訴」を公表。
- 2、平成3年7月29日、東海銀行頭取 伊藤喜一郎が「告訴状」を警視庁に出す。
- 3、平成4年1月16日、東海銀行副頭取 瑞岩 成が「債権譲渡契約書」を各ノンバンクと締結した。
- 4、平成4年1月17日、東海銀行副頭取 瑞岩 成が記者会見を開きノンバンクの被害金を「債権譲渡契約書」で被害弁済し発生した630億円の損害金を平成4年3月決算期に「一括償却」することを公表した。
- 5、平成4年2月5日、東海銀行副頭取 瑞岩 成が私が取引している住友銀行の預金12億8300万円を何の権利も無いのに東京地方裁判所民事9部に「債権仮差押命令書申立書」提訴した。
- 6、平成4年3月16日、3月30日東海銀行副頭取 瑞岩 成が「債権譲渡契約書」を各ノンバンクと締結した。
- 7、平成5年3月31日、東海銀行副頭取 瑞岩 成が「287億円の損害賠償請求」を東京地方裁判所民事30部に提訴した。
- 8、平成5年6月21日、東海銀行副頭取 瑞岩 成が「証拠説明書」を提出した。
- 9、平成11年3月27日、平成11年3月26日東京高裁判決「控訴棄却」の翌日東京地裁民事部が私の敗訴を宣告した。預金12億8300万

円騙し取られました。

10、平成11年 4月12日、東海銀行頭取 西本由喜夫が「破産宣告申立書」を提出した。

東海銀行（現 三菱UFJ銀行）は、私の財産である預金12億8300万円を仮差押さえし略奪したのです。その証拠は1～10どれも全て大嘘です。

私は、貴社に対して公開質問をいたします。公開質問を求める根拠は政府金融首脳が自ら犯した国際金融犯罪・『国家犯罪』（免許取り消し）の隠蔽工作（マッチ・ポンプ）を故意に悪用し、私を「犯罪者」に仕立て上げて損害賠償請求権をデッチ上げ、衝撃的な国際保険金詐欺を企てた犯罪を公にするためです。

ここで私の破産手続を確認してください。

東海銀行は、被害弁済金を損害金として、私に民事訴訟を提訴して280億円の損害賠償請求をし、最終目的の破産申立訴訟で破産決定287億2669万円が決定し、破産管財人である弁護士が約一年間調査した結果「0円の破産者」に無理矢理、仕立て上げたのです。

破産申立の「証拠物」です。

平成11年ワ第2220号破産申立事件
破 産 決 定
 東京都葛飾区小菅一丁目35番1号 東京拘置所内
 (住民票上の住所) 東京都中央区八丁堀三丁目25番8号
 伊海田ビル6階
 債務者 室岡 克典
 主 文
 債務者室岡 克典を破産者とする。
 理 由
 債権者が破産を申し立てたので審理するに、一件記録によれば、債務者が、債権者約1名に対して合計約287億2669万円の債務を負担し、これが支払不能の財産状態にあることは明らかである。よって、破産法126条1項を適用して主文のとおり決定する。
 なお、同法142条により下記のとおり定める。
 記
 1 破産管財人 東京都港区愛宕一丁目6番7号愛宕山弁護士ビル502号室 福岡・平田法律事務所 弁護士 平田 厚
 2 債権届出期間 平成11年10月29日まで
 3 第1回債権者集会期日 平成11年12月2日午前10時30分
 4 債権調査期日 平成11年12月2日午前10時30分
 平成11年8月27日午前10時30分宣告
 東京地方裁判所民事第20部
 裁 判 官 瀬 川 卓 男
 上記は正本である。
 前同日
 東京地方裁判所民事第20部
 裁判所書記官 宮 川 仁

平成11年(ワ)第2220号(破産者 室岡克典)

収支計算書(全期間)

収入の部

番号	科 目	金 額	明 細
	なし	0	

支出の部

番号	科 目	金 額	明 細
	なし	0	

差引残高

金 0円



私が「287億2669万円」もの損害賠償請求をされ、その挙句に私を「資産0円の破産者」にしたのは保険金を全額騙し取る企てだった「証」です。

私を何が何でも、政府の方針に従い「犯罪者」に仕立て上げ、損害賠償請求し「0円の破産者」に無理矢理に仕立てて、その負担を損害賠償として保険会社に請求する、これを世間では「国際保険金詐欺」と言うのです。

東海銀行は、私以外に、一個人、二法人を、違法手続きを犯し、英国の損害保険組合ロイズに保険金請求して、銀行のダミー預金者名義で発生させた総額630億円という「数字」の損失金を保険金総額660億4243万円で補填したのです。

東海銀行の衝撃的な最終目的こそ、警察・検察・裁判所が「東海銀行の利益を護る」ことが「国益に値する」と、政治判断した企てどおり英国の損害保険組合ロイズに保険金支払請求するため、私を「犯罪者」に仕立て上げたのです。

世界中に告発すべきことは国際保険金詐欺なのです！

政府の方針に従い、柳検察官が本件詐欺事件話をデッチ上げた核心は、東海銀行秋葉原支店内で堂々と銀行ぐるみ、銀行のダミー預金者名義で「数字」を用いた「有価証券偽造」という銀行法に基づく（免許取り消し）事件を引き起こして発生させた巨額な「数字」の損失金を「粉飾決算」したのです。

更に「歴史的事実」が立証する様に、柳検察官が東海銀行と共謀し英国の損害保険組合ロイズの保険金支払制度を悪用した、国際保険金詐欺を図ったのは東海銀行が消滅するからなのです。大蔵省（現財務省）が東海銀行の業務内容を監査し「粉飾」不正と腐敗に塗れている状況を知り三和銀行との合併を企てUFJとして東海銀行を消滅させたのです。

東海銀行と三和銀行の合併と保険金支払いが絡まり東海銀行役員は、私利私欲に走った醜い、そして卑しい魑魅魍魎な保険金分取り合戦が行われたと思慮します。

恐るべき東海銀行（現三菱UFJ銀行）という「犯罪企業」の姿です！

東海銀行の衝撃的な最終目的こそ、警察・検察・裁判所が「東海銀行の利益を護る」ことが「国益に値する」を姑息にも悪用して、平成4年1月7日「銀行員個人が偽造した取引関係書類「約束手形債権」（CP）金融商品一式（原本）を国際保険金詐欺を企てる、思惑どおり還付したのです。

我が国の刑事訴訟法では「約束手形債権」一式（原本）を押収・領置です。柳検察官が、平成4年1月7日オリックスアルファ（株）に対して押収物を還付した事実は絶対に許されない暴挙で、これこそが確信的な刑事犯罪行為なのです。

基本的人権を無視して私の預金7億7000万円を強奪する
東海銀行に加担した、警察官・検察官・裁判官に宣言する。

警視庁捜査二課長、以下捜査員に告ぐ「預金7億7000万円を返せ！」

検察庁柳検察官以下一審公判検事 検察官半田秀夫 検察官山上秀明 検察官荒木 俊夫 検察官 江幡 豊秋 検察官 奥村 丈二 検察官 川村 明夫に告ぐ「預金7億7000万円」を返せ！返すことが職責です。

裁判長裁判官 田中 康郎は「罪となるべき事実」をデッチ上げた功績で札幌高等裁判所長官に栄転した。恥を知れ！

一審 裁判長 裁判官 田中 康郎 裁判官 田村 眞 裁判官 松永 栄治に告ぐ「預金7億7000万円」を返せ！返すことが職責です。

二審東京高等裁判所、はじめから『この世に存在しない』
公訴事実話と承知して審理した不思議な法廷を開廷した。

私は東京拘置所の独居房で、法曹三者がデッチ上げた二審に出廷せず無視して平成9年11月から二審で開示された「約束手形帳交付簿（手形用紙）の写し36枚」を一審（甲129号証）「東海銀行秋葉原支店融資年月日順の融資状況一覧表」記載の昭和62年3月11日から平成3年6月28日まで「75件」総額1930億3600万円の取引に使用された、約束手形用紙を約3年間も毎日 毎日、調べ上げたのです。

その結果は、一審（甲129号証）の「協力預金預金担保融資」話は「75件」を審理したのです。二審は「預金担保融資」話は「70件」を審理したのです。

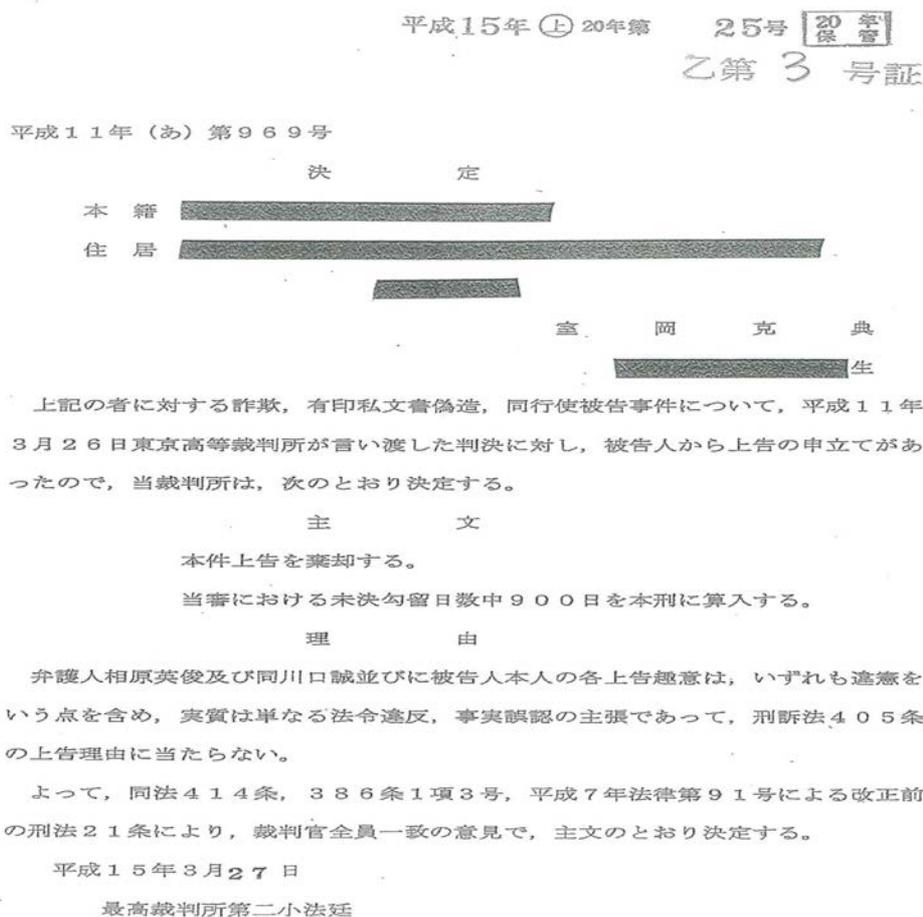
裁判長裁判官 荒木友雄 裁判官 田中亮一 裁判官 岡島信也に告ぐ「預金7億7000万円」を返せ！返すことが職責です。

東京高等検察庁、はじめから『この世に存在しない』公訴事実話と承知して公訴提起をした、公判検事 検察官 會田正和に告ぐ「預金7億7000万円」を返せ！返すことが職責です。

平成 15年 3月 27日、最高裁が職責を放棄して「上告棄却決定」を宣告し11年の実刑が確定しました。

平成 15年 3月 30日、最高裁に「異議申立書」330枚提出。

平成 15年 4月 11日、最高裁が職責を放棄して「異議申立書」却下を宣告しました。これで懲役11年が決定したのです。



裁判長裁判官	亀	山	継	夫	
裁判官	福	田		博	
裁判官	北	川	弘	治	
裁判官	梶	谷		玄	
裁判官	滝	井	繁	男	

平成15年4月11日、政府首脳の方針に従い、最高裁判所が職責放棄して
一審「主文 被告人を懲役11年に処する」を決定を宣告した。

その目的は政府首脳の方針に従い『国家犯罪』（免許取り消し）となる銀行のダ
ミー預金者名義で発生させた巨額な「数字」の損失金を形振り構わず、収束処理す
るため『真実』を国民に隠蔽することだったのです。

国民が信頼できる「司法最後の砦」であるべき裁判所が、はじめから『この世に存
在しな』本件事件事話と承知して、犯罪取引内容「協力預金」話と犯罪取引構
造「ノンバンク⇔借受名義人」を公判検事が、デッチ上げた裁判所が承知して、
約12年国民の税金を使い『罪となるべき事実』話をデッチ上げたと断言する。

最高裁判所第二子法廷 裁判長 裁判官 亀山継夫裁判官 福田博
裁判官北川弘治裁判官梶谷玄裁判官滝井繁男に告ぐ「預金7
億7000万円」を返せ！ 恥をしれ、返すことが職責です。

何時でも「名誉毀損」の訴えを提訴ください。私は、世界中が見守る「法治国
家」としての法廷で、公的に記録された「証拠物」を提示して闘います。

自民党派閥議員の利権集団と大蔵官僚が行った「バブルの正体」の処理に刑事
司法が利用された結果が、今日の日本経済社会の現状なのです。

裁判所が、法と正義を捨て去ったなら、国は、国民は一体どうなるのか？。

裁判所に本件詐欺罪は不存在であり検察官の公訴権濫用を訴えた！

本件、柳俊夫検察官主張の「公訴事実」は、はじめから『この世に存在しない』詐欺事件話を犯罪取引構造と犯罪取引内容で立証した。しかし裁判所は憲政史上はじめての「原本」不存在の審理を政府首脳の方針に従い行った。その結果、起訴状（一）（二）（三）の「公訴事実」は皮肉にも詐欺罪の不存在を立証したのです。

法格言に「actus omissa forma legis corrui（法律上の方式を無視した行為は崩壊する）」とあるではないか。検察は証拠隠蔽、証拠捏造をすべきでなく潔く公訴を取り下げるべきであった。

さらに言うならば、裁判所は、この事実を知りながら公判を継続したのです。法と正義に基づく本来の裁判所であれば、この事実を知ったその時点で速やかに公判手続を打ち切り、公訴棄却の判決を下すべきであるにも関わらず、それをしなかったことにより、「戦後最大の金融不祥事」と騒がれた一大事件を裁く、本法廷が「戦後最大の法廷不祥事」として汚点を残したのである。（後日、裁判官に対しても公開質問を行う。）

さらに加えておきたい。法格言に「da mihi factum, dabo tibi ius（我に事実を与えよ、汝に法を与えん。）」ともある。であるならば、事実の立証に対し真摯に謙虚に接すべきであった。

実態は「nulla poena sine lege（法律なくして刑罰なし）」の法諺に逆らう検察当局の公訴提起、裁判所の訴訟指揮、そして判決であった。まさに「法廷に法なし」の体であった。

平成8年12月9日、検察側は、私に対し「本件において酌むべき有利な情状は全く認められず、厳格な処罰が必要である」と「懲役14年」を求刑しました。実はこの日、突然私の実父がこの世を去りました。

裁判所に主任弁護士から裁判の期日変更を、何度も食い下がりお願いしたのですが

許されず出廷しました。痛恨の事態になってしまい、悔やんでも悔やみきれず、本当に無念でなりません。

父はタイ国で老後を病気の為に静養していたのですが、今回の騒動で事件に巻き込みテレビ新聞報道で晒し者にした我が子を信じて帰国し、一緒に裁判を闘ってくれた、悔しがる死に顔が今でも忘れることができません。

弁護人が最終弁論の「弁論要旨」で以下のように強く主張しました。

「裁判所におかれては、先入観を捨て、作られた証言供述にとらわれることなく、動かし難い客観的証拠を基にし、経済の常識、社会の常識に照らして、証拠を虚心に検討吟味されることを求める。そうすれば、犯罪がないのに証拠を全て偽造し事件を作り上げて、同氏を起訴した検察官の行為が、公訴の手続がその規定に違反したため無効である場合に該当するとして刑事訴訟法 338 条 4 号（当時の）により公訴棄却の判決をせざるを得なくなるものと、弁護人は確信している。われわれは、ここに、公訴棄却の申立をするものである」

全く身に覚えがない『銀行員を操る 3000 億円の黒幕』という汚名をマスコミ、そして「警察」と「検察」が一体となり、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話をデッチ上げた、客観的証拠を「裁判所」に提示し、経済社会の常識で「被害者ノンバンクと借受名義人の取引は絶対に存在しない」と裁判で訴え、立証もしました。

しかし、裁判所は経済の常識、社会の常識そして証拠書面に歴然と残る数多くの矛盾点・問題点がコピー偽造であり「原本」が何処にも存在しない刑事訴訟法を全く無視した判決主文で、「懲役 11 年に処する」との宣告をしたのです。

そうです。裁判官までもが政府首脳の方針に従い、客観的証拠を故意に無視し、私を「犯罪者」に仕立て上げたのです。そうしなければ、自民党派閥政治が官民一体となった「バブルの正体」銀行法に基づく（免許取り消し）が白日の下に晒されるのです。そうなれば、我が国の金融経済社会が破滅するのです。

法廷論争の中で、誰の目にも明らかな憲政史上はじめて例が無い「原本」不存在の裁判が何故平然と行われ、自民党派閥政治家の魑魅魍魎が渦巻く『暗黒の闇』に虫

ケラを踏み潰すように投げ込まれ「29年の時間と財産」を奪われたのです。

事件の時間経過

海部政権が企てた隠蔽工作で国際金融犯罪・『国家犯罪』を国民に隠蔽した

その『真実』の姿を正しく認識いただけるように事件の時間経過をまとめてお示しします。

昭和61年（1986年）12月～平成2年（1990年）2月、世の中がバブル景気に沸き、株式・不動産・商品先物・貴金属などの各種市場に投資するだけでボロ儲けができる世相だったのです。

- 平成3年7月25日、富士銀行が赤坂支店の2600億円の巨額不正融資事件としてマスコミにリークし自行の行員を告訴。
- 平成3年7月26日、協和埼玉銀行が80億円の不正融資事件として、自行行員を東京地検特捜部に告訴。
- 平成3年7月29日、東海銀行が秋葉原支店630億円にのぼる巨額不正融資事件として、自行行員を警視庁に告訴。
- 平成3年9月5日、東京地検特捜部が協和埼玉銀行員を「有印私文書偽造、同行使、詐欺」罪で逮捕。同日、金融証券首脳の国会喚問が実施され、結果的に10月18日橋本龍太郎蔵相が引責辞任。
- 平成3年9月12日、事件が地検特捜部から地検刑事部に担当替えとなり「一刑事部事件」に押さえ込む姿勢が顕在化。
- 平成3年9月12日、警視庁が富士銀行赤坂支店行員を「有印私文書偽造、同行使、詐欺」罪で逮捕。
- 平成3年9月30日、警視庁が東海銀行秋葉原支店行員を「有印私文書偽造、同行使、詐欺」罪で逮捕状請求。
- 平成3年11月20日、警視庁が私を「有印私文書偽造、同行使、詐欺」罪で逮捕状請求し、逮捕状を東京簡易裁判所から発布。
- 平成3年12月17日、私と銀行員が「有印私文書偽造、同行使、詐欺」罪で逮捕。
- 平成4年1月7日、私を銀行員との共同共謀正犯として100億円の「詐欺、有印私文書偽造、同行使」罪で起訴（一）公訴提起。
- 平成4年1月7日、私を「有印私文書偽造、同行使、詐欺」罪で再逮捕。

平成 4年 1月16日、東海銀行が金融商品を「有効」であるとして債権譲渡契約を締結。

平成 4年 1月28日、私を30億円の「詐欺、有印私文書偽造、同行使」罪で起訴（二）公訴提起。

平成 4年 2月5日、私の住友銀行預金約13億円を東海銀行が仮差し押え。

平成 4年 4月30日、東京地方裁判所104号法廷で審理が開始された。

平成 4年12月22日、第7回公判で犯罪行為不存在が立証された。

平成 5年 2月10日、私を150億円の「有印私文書偽造、同行使、詐欺」罪で 再々逮捕。

平成 5年 3月 3日、私を150億円の「詐欺、有印私文書偽造、同行使」罪で起訴（三）公訴提起。

平成 5年 6月21日、東海銀行が私に対し損害賠償請求を提訴。

平成 7年11月27日、第43回公判で「約束手形債権」（CP）が証拠採用。

平成 9年 3月19日、一審判決で「懲役11年」が宣告され控訴。

平成10年10月16日、東京高裁で審理が開始されたが、私は法廷に出廷せず。

平成11年 3月26日、東京高裁判決「控訴棄却」。

平成11年 3月26日、最高裁に上告。

平成15年 3月27日、最高裁で上告棄却決定し11年の実刑が確定。

平成11年 3月29日、東海銀行が私を287億円余りの損害賠償請求を根拠に東京地裁に破産申し立て。

平成15年 3月30日、最高裁に「異議申立書」提出。

平成15年 4月11日、最高裁「異議申立書」却下決定により収監。

平成15年 5月20日、一審450日、二審650日、最高裁900日、合計2000日という異例の長さの未決通算を受け、4000日の丁度半分の囚ったような残刑を刑務所で過ごす。

平成20年10月 2日、仮釈放を断り刑期満了で刑務所を出所。

平成20年12月18日、萩生田勝氏の著書『警視庁捜査二課』が講談社から出版。

平成21年 8月28日、講談社に内容証明を送付。

平成22年 2月25日、東京地裁民事部に萩生田勝氏及び講談社を相手として「名誉毀損損害賠償」を提訴。

平成22年 9月17日、株式会社 室岡克典政治経済研究所設立。

平成 22年 10月 27日、株式会社 医療法律総合研究所設立。

平成22年11月19日、第1弾として「公開質問状」をインターネットで公開。

- 平成23年 8月8日、株式会社 メディカルバイオラボ設立。
- 平成24年 2月 26日、第2弾「東海銀行秋葉原支店不正融資事件の真相」をインターネットで公開。
- 平成 24年 6月 11日、地裁で相互に 90分の証人尋問で、萩生田勝氏が当時の捜査を指揮していた中心的人物であった事実を自ら証言。
- 平成 25年 6月 15日、「名誉棄損損害賠償」勝訴が確定し損害金を戴いた。
- 平成 26年 5月 29日、第3弾「近日公開」youtube で動画を公開。
(<https://youtu.be/WPp98dXEFWI>)
- 平成 26年 8月 19日、第4弾「絶賛公開中」youtube で動画を公開。
(<https://youtu.be/2MWpOs0gi4Y>)
- 平成 27年 5月 27日、株式会社室岡克典政治経済研究所「勉強会」開始。
- 平成 28年 4月 1日、特定非営利活動法人（NPO）カルナを設立。
- 平成 28年 4月 8日、株式会社 日越裾野産業支援機構設立。
- 平成 28年 5月 8日、第一回 ベトナム視察団ハノイ・ホーチミン視察。
- 平成 28年 6月 14日、ベトナム社会主義共和国ハザン省を訪問。
- 平成 28年 6月 16日、ベトナム社会主義共和国 ハザン省「協力合意書」締結。
- 平成 28年 7月 31日、ベトナム社会主義共和国ハザン省 第一回 50名の視察団派遣。
- 平成 28年 10月 14日、ベトナム社会主義共和国ハザン省 第二回 35名の視察団派遣。
- 平成 28年 12月 13日、ベトナム社会主義共和国ハザン省 第三回 35名の視察団派遣。
- 平成 29年 2月 14日、株式会社日本ハザン裾野産業支援機構設立。
- 平成 29年 2月 21日、株式会社日本ハザン裾野産業支援機構投資ライセンス授与式
- 平成 29年 3月 21日、ベトナム社会主義共和国ハザン省 第四回 35名の視察団派遣。
- 平成 29年 4月 17日、ベトナム社会主義共和国ハザン省視察団来日。
- 平成 29年 6月 7日、ベトナム社会主義共和国ハザン省 第五回 68名の視察団派遣。（一周年記念式典）
- 平成 29年 7月 28日、ベトナム社会主義共和国ハザン省 第六回 60名の視察団派遣。
- 平成 29年 8月 26日、『我が人生、ハザンへの道』出版。

- 平成 29 年 10 月 28 日、ベトナム社会主義共和国ハザン省 第七回 60 名の視察団派遣。
- 平成 29 年 11 月 22 日、ベトナム社会主義共和国ハザン省 第八回 60 名の視察団派遣。
- 平成 29 年 11 月 27 日、ベトナム社会主義共和国ハザン省合弁会社ライセンス授与式（フック首相・梅田大使列席）
- 平成 30 年 2 月 4 日、ベトナム社会主義共和国ハザン省 第九回 60 名の視察団派遣。
- 平成 30 年 4 月 2 日、ベトナム社会主義共和国ビーングループ（リチウムイオン電池開発協力合意書）締結。
- 平成 30 年 5 月 11 日、ベトナム社会主義共和国ハザン省 第十回 60 名の視察団派遣。（マンガン工場視察）
- 平成 30 年 8 月 8 日、ベトナム社会主義共和国に日越資源開発株式会社設立
- 平成 31 年 1 月 19 日、ベトナム社会主義共和国ハザン省 第十一回 60 名の視察団派遣。
- 平成 31 年 4 月 15 日、ベトナム社会主義共和国ハザン省 第十二回 60 名の視察団派遣。（タングステン事業合意）
- 令和 1 年 7 月 5 日、ベトナム社会主義共和国ハザン省 第十三回 60 名の視察団派遣。
- 令和 1 年 9 月 21 日、ベトナム社会主義共和国ハザン省 第十四回 60 名の視察団派遣。
- 令和 1 年 11 月 7 日、ベトナム社会主義共和国ハザン省 第十五回 60 名の視察団派遣。
- 令和 1 年 12 月 28 日、ベトナム社会主義共和国ハザン省ドンパンタングステン鉱山視察
- 令和 2 年 1 月 9 日、ベトナム社会主義共和国ハザン省ドンパンタングステン鉱山事業合意。
- 令和 2 年 3 月 23 日、ベトナム社会主義共和国ハザン省 第十六回 視察団派遣コロナウイルスのため中止。

私は、ハザン省に延べ 54 回、スタッフ（8 名）と一緒にしています。

令和 2 年 5 月 27 日、勉強会『室岡塾』を始める。

令和 2 年 6 月 30 日、第一回『室岡塾』メールマガジンで配信。

令和 2年 7月 10日、第二回『室岡塾』メールマガジンで配信。

令和 2年 8月 8日、第三回『室岡塾』メールマガジンで配信。

続『我が人生、ハザンへの道』を出版するため原稿に没頭したのです。

続『我が人生、ハザンへの道』を出版すること決意したのは

平成 22年 11月 19日、第1弾「公開質問状」をインターネットで公開した。

平成 24年 2月 26日、第2弾、東海銀行（現三菱UFJ銀行）秋葉原支店を舞台とした、本件「詐欺事件」デッチ上げの概要をインターネットで公開した。

平成 26年 5月 29日、第3弾「近日公開」動画を作成しyoutubeで公開した。
(<https://youtu.be/WPp98dXEFWI>) アクセスが27万ありました。

平成 26年 8月 19日、第4弾「絶賛公開中」youtubeで動画に客観的証拠を公開した。
(<https://youtu.be/2MWpOs0gi4Y>) アクセスが7万ありました。

youtubeで動画を公開し約34万人ものアクセスがあり、多くのご意見、ご感想を頂戴したことなのです。

平成 27年 5月 27日から、毎日たくさんの人達と会い、9月4日からはじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話を追及する「勉強会」が始まりました。最初は20名でしたが、11月の「勉強会」では100名を超え、会場を借りなければならない状況となり「美しい日本を取り戻す JAPAN PRIDE の復活」を旗印にNPO 法人「カルナ」を設立したのです。

カルナ会員と毎週、火曜日・木曜日「勉強会」を開きました。また月一度の「報告会」を催し、参加する会員もどんどん増えて1500名を超えたのです。特に高齢者の会員さんが多く、会員の平均年齢は当時は61歳でした。

平成 28年 4月 8日、株式会社 日越裾野産業支援機構 設立。同年 5月 8日、第一回 ベトナム視察団ハノイ・ホーチミン視察。同年 6月 16日、ベトナム 社会主義共和国ハザン省と「協力合意書」を締結させていただきました。

不思議なのですが、この ベトナム ハザン省との出会いが、私の心の中にあった「苦しんだ」「辛かった」人生を忘れ去ることができたのです。

平成 28 年 6 月、私はベトナムの北の方のハザン省に出会いました。

ハザン省の山の上で、私は一人壮大な自然を観ている時に、自然と涙がとめどなくあふれはじめ涙が止まらない、そこに忘れていた「ふるさと」があったのです。蝶々をみて、父のことが…、母のことが…、赤とんぼをみて、自分の中にあった幼少の頃が…、そして驚くことに心の中から国に対する憎しみ、怒りは消えていました。

この大自然「ふるさと」が私を待っていたのです！

私は、安倍政権の「アベノミクス」から始まった「大嘘」特に高齢者に対する年金・介護・災害対策等に呆れ果て第二の人生をベトナム社会主義共和国ハザン省で暮らす決意をしたのです。

私同様に「悩み」「苦しみ」「辛い」日々を過ごす多くの人達に「見せたかった」「見てほしかった」ここに貴方方の「ふるさと」がありますよ！日本人が忘れてしまった「ふるさと」がここにはありますよ！

そして、平成 28 年 7 月 31 日、ベトナム 社会主義共和国ハザン省視察団（50 名）と、この大自然「ふるさと」を一緒に見る事ができたのです！

ハザン省外務局の人たちが、敬老の日に私の「敬老会」を開いてくださいました。その時、初めて自分が 66 歳になっている「現実」を知ったのです。そして、日本経済新聞を見たら、敬老の日を迎えた 65 歳以上の人が、3,461 万人も居る事実を知りました。すぐに色々な情報収集に入りました。ビックリしました日本経済を支えた「老人たち」が大変なことになっている現状です。

私は、ハザン省機能回復病院との協議に入りました！

今一人でも多くの高齢者の方が「介護問題」で「悩み」「苦しんでいる」、その家族が「安心して」「安価」で入れる「介護施設」としてハザン省機能回復病院の施

設を提供することができないものか？と考えたからです。

高齢者の方々が「安心して」「安価」で暮らすことができる第二の人生（セカンド・ライフ）を送る基地（ステーション）を建設することにしました。

素晴らしい、長野県の田舎同様な「ふるさと」、何よりも「温泉施設」があるハザン省機能回復病院こそ「安心して」「安価」で高齢者の人達の介護の心配することなく第二の人生（セカンド・ライフ）が過ごせる楽園です！

連日必死になり、ハザン省と機能回復病院と交渉した結果、平成 28 年 9 月 24 日ハザン省機能回復病院と「協力合意書」を締結しました。ハザン省機能回復病院と現地法人 株式会社 日本 ハザン裾野産業支援機構が協力して運営する「協力合意書」を締結したのです。そして大きな資源開発のプロジェクトを私の第二の人生（セカンド・ライフ）として日々邁進しています。

平成 29 年 3 月からハザン省機能回復病院施設改装工事を計画し、同年 5 月末完成したのです。同年 6 月 8 日、ハザン省主催の株式会社日越裾野産業支援機構との「協力合意書」締結一周年と機能回復病院施設完成記念パーティーは 催されました。

蘇ったのです。素晴らしい施設です。

恐ろしい『真実』を知った私を「ハザンの大自然」が救ってくれたのです！41 歳からの「我が人生」を奪い取った、国際金融犯罪・『国家犯罪』に対するその怒り・悔しさ・苦しみ・もがき・生きることさえ辛かった、そんな時にハザンと出会いました。私をなぜか、大自然が優しく包み込んで救ってくれたのです。

しかし、コロナが『室岡塾』に導いてくれたおかげで、国際金融犯罪・『国家犯罪』の深層に渦巻く『闇』その解明に集中することができたのです。人の人生は分からないものですね。

以上。

第8章

おわりに

人が人として安心できる国家を取り戻す時です。

立ちあがれ日本人よ！

本件詐欺事件をデッチ上げた裏側には、国と銀行が犯した国際決済銀行（BIS）を、約5年間も欺いた国際金融犯罪が元凶となり人々を踊り狂わせた狂乱マネーゲーム「バブル経済社会」の構築と崩壊を招き、多くの国民を自殺に追い込んだ悲劇と、銀行のダミー預金者名義で巨額な「数字」の損失金を発生させた国際金融犯罪・『国家犯罪』銀行の（免許取り消し）という得体の知れない「バブルの正体」が存在したことなのです。

国民が人として「怒る」時！

平成3年、海部政権が恐ろしい「バブルの正体」を政府の誤った方針で隠蔽したように、令和3年菅政権が恐ろしい「コロナの正体」を、政府の誤った方針で国民を不幸のどん底に突き落とし、高齢者を見殺しにして、悲劇を招いている自民党派閥政治の無智無能政策を、人として国民が「怒る」時なのです。

国民が真剣に人として『国家』と向き合う時なのです！

平成3年、海部政権が政府の方針として国と銀行が犯した『国家犯罪』銀行の「免許取り消し」を国民に隠蔽した、非道で卑劣な基本的人権を無視した隠蔽工作（マッチ・ポンプ）その『真相』を知り、人として『国家』と向き合う時なのです。

非道な卑劣な基本的人権を無視した隠蔽工作（マッチ・ポンプ）その深層に渦巻く、日本人の魂を奪い取った自民党派閥政治が織り成す、国民不在の「無政府国家」から、人が人として「安心・安全」な暮らしを取り戻すのです。NPO法人「日本を見直す会・カルナ」会員の誇りと正義をこれからも世界中に「告発書」を配信して行きます。

NPO 法人「日本を見直す会・カルナ」会員との歴史。

平成 22 年 11 月 19 日、第 1 弾「公開質問状」をインターネットで公開した。
(この時、広告代理店と「公開質問状」をマスコミ関係者に配信する契約をしていたのですが、配信寸前で上層部からストップがかかり担当者を締め上げた結果「桜タブー」案件を教えられたのです。)

平成 24 年 2 月 26 日、第 2 弾、東海銀行（現 三菱UFJ 銀行）秋葉原支店を舞台とした、本件詐欺事件デッチ上げの概要をインターネットで公開しました。

平成 26 年 5 月 29 日、第 3 弾「近日公開」動画を作成し youtube で公開した。
(<https://youtu.be/WPp98dXEFWI>) アクセスが 27 万ありました。

平成 26 年 8 月 19 日、第 4 弾「絶賛公開中」youtube で動画に客観的証拠を公開した。
(<https://youtu.be/2MWpOs0gi4Y>) アクセスが 7 万ありました。

youtube 動画を公開し約 34 万人ものアクセスがあり、驚きました。多くのご意見、ご感想を頂戴したことなのです。英文でも配信し海外からの反響がありました。youtube を使えば「桜タブー」関係なく配信できることを「知った」のです。

私の行動は出所してからも「監視」されていました。平成 22 年 9 月 17 日、株式会社 室岡克典政治経済研究所を設立し恐る恐る「公開質問状」をインターネットで公開し「桜タブー」を知った時は驚き、細心の注意を心がけました。ですから人前には出ませんでした。

平成 26 年 5 月 29 日、第 3 弾「近日公開」動画を作成し youtube で公開したのは、私が「使った」とデッチ上げられた 280 億円の不正資金が警視庁捜査二課の裏付け捜査で銀行員がオーナーの会社「M&M」から担保物権を探すことを社長から依頼され契約社員となり集めた 148 物件（警視庁捜査二課の裏付け捜査で評価額 670 億円）を立証できる証拠を裁判資料で発見した結果、本件詐欺事件のデッチ上げを確信したことなのです。

私は、自分の身を守る方法として、多くの人に「知らせる」ことを決心して平成27年5月27日から、youtubeを見たくさんの人達と毎日会いました。

覚えていますか？

平成27年9月3・4・5日、第一回「勉強会」
平成27年9月28・29・30日、第二回「勉強会」
平成27年9月2・4・5日、第三回「勉強会」

ご挨拶

お陰様で、弊社主催の第1回『勉強会』も、連日に渡り、会員多数のご主席を賜り、国家と民間企業「銀行」が、数々の違法取引『国家の罪』を犯した、恐るべき国家犯罪、その原因となった「BIS規制8%」クリア対策の姿を、皆様と勉強させて頂きました。心より御礼申し上げます。

今から24年前に、国家が憲法違反を犯した、恐るべき国家犯罪その『真実』の姿を、国民に知らせるぞ！目覚めさせるぞ！と大声で、会員の皆様に叫び続けた『勉強会』の最中に、皮肉にも国会では、24年の時が経過した今でも、平然と国民を無視して、恐るべき国家犯罪を堂々と犯し、憲法違反を強行したのです！

もう国民は黙っていません！学生達が、若者たちが、叫びはじめました！会員の皆様、今こそ、日本という国が、24年前に、国家と民間企業「銀行」を護るため、その為に、国民を無視した、憲法違反その『真実』の姿を知らせましょう！この「現実」を知らせるために叫び続けましょう！

その為に、第2回『勉強会』では、国家と民間企業「銀行」が、数々の違法取引『国家の罪』を犯した、恐るべき国家犯罪、その実態を立証した「預金担保債権」「他行預金担保債権」その『真実』の姿を、裁判所の記録に基づいて、否定しようのない歴然とした「証拠の書面」と「証拠事実」を提示しながら、勉強したいと思います。

そこで、前回同様に今回のテーマである「BIS規制8%」クリア対策に用いた「預金担保債権」・「他行預金担保債権」を、分かり易くご理解して頂く為の参考資料として、国家と民間企業「銀行」が犯した国家犯罪の全体像を「書面」にしましたので、ご一読ください。

国家と民間企業「銀行」が、犯した、国家犯罪を暴く

はじめに

本「書面」で、告発することは、国家と民間企業「銀行」が、自ら国法を犯した、国家犯罪を、国民に隠蔽するため、卑劣な偽装工作により、何処にも「犯罪」の無い「犯罪」を、捏ち上げ、国民を「犯罪者」に仕立て上げた、まさに、憲法で保証された、個人の基本的人権を無視した、断じて許し難い暴挙を犯した「現実」なのです！

それは、今から24年前の夏、真っ盛りに**各銀行副頭取**が、連日に渡り報道機関各社に対して、一般庶民レベルでは想像を是する非常識極まりない記者会見を開いたのです。

平成3年7月25日、富士銀行（現みずほ銀行）

平成3年7月26日、協和埼玉銀行（現りそな銀行）

平成3年7月27日、東海銀行（現三菱東京UFJ銀行）

信じられないことが起きたのです！各銀行副頭取が、記者会見を開き、各銀行を舞台に、銀行員個人が犯した『**戦後最大の巨額不正融資事件**』を台本通り、卑劣な偽装工作により捏ち上げたのです！

その卑劣な偽装工作とは、それぞれ顧客担当役務者の自行行員に好条件を提示して「汚れ役」を押し付けて、銀行員個人を「加害者」に仕立て上げたのです。そして、ノンバンクを「被害者」に仕立て上げたのです。

各銀行副頭取は「加害者」銀行員個人が、偽造した**預金担保債権を真正な預金担保債権と偽り**、ノンバンクと預金担保融資取引を行って、何千億円も騙し取った、何処にも「犯罪」の無い「金融犯罪」を台本通り記者会見で思惑通り捏ち上げたのです。

その上で、既成事実化するため、嘘の「発覚」と「告訴」を記者会見で公表し、新聞報道を悪用した情報操作という「金融公害」を、撒き散らし国民を騙したのです。

即ち、国家と民間企業「銀行」の思惑通り、連日新聞報道された『戦後最大の巨額不正融資事件』は、はじめから「犯罪」そのものが、何処にも存在しないのです！

我が国に、法は存在し無いのです！ 国家と民間企業「銀行」が、数々の違法取引『国家の罪』を自ら犯した、国家犯罪という暴挙に目覚める時ではないでしょうか！
そして、今こそ、国民一人、一人が、真剣に、この「現実」を直視する時なのです！

今こそ目覚める時なのです！

国家と民間企業「銀行」が自ら国法を犯した、国家犯罪の責任を組織的に、卑劣な偽装工作により全ての責任を一介の銀行員個人に負わせるため、本件「金融犯罪」を捏ち上げたのです！そうです、国も銀行頭取も然るべき責任者が誰も責任を取ることが出来ないのです！

国家と民間企業「銀行」に、基本的人権を無視され「犯罪者」という「汚名」を着せられ暗黒の「闇」に24年間も突き落とされた、私だからこそ、恐ろしい国家が自ら国法を犯した、国家犯罪という『真実』の姿を、全ての国民に「知らせなければ」ならない、このままでは日本はダメになる！

という強い信念に駆られて、国家と民間企業「銀行」が、自ら国法を犯した、国家犯罪を分かり易く総括するため、個々に『国家の罪』・『銀行の闇』・『警察・検察・裁判所の闇』と名付け、その『闇』の実態を、裁判所の記録に基づいて、否定しようのない歴然とした「証拠の書面」と「証拠事実」を提示しながら、明らかにして参ります。

本件は国家と民間企業「銀行」が、国際金融経済社会という一般庶民には、余りにも関係の無い、何千億円ものダミー預金者名義で、発生させた巨額な損失金を金融機関内で全て処理するために「犯罪」の無い「金融犯罪」を捏ち上げたのです。その為に、非常に難しい超一級の金融・法律知識が駆使された、恐るべき国家犯罪なのです。その『真実』の姿を紐解く際にも金融・法律用語を省いて説明することは不可能であり、まずは本件の全体像を簡単に論証したいと思えます。

国家犯罪の事実経緯と全体像の要点

皆様に断言できます。これから公表する事実経緯こそ、全ての予算権限を握る大蔵省と民間企業「銀行」が、国際決済銀行(BIS)を欺くため、数々の違法取引『国家の罪』を自ら犯した、国家犯罪という恐るべき『真実』その姿なのです！

その『真実』の姿を国民に隠蔽する、その為ならば、更なる国家犯罪と承知した、その上で、金融機関は『銀行の闇』となり、当然のこと、警察当局、検察及び司法までもが『警察・検察・裁判所の闇』となり、我が国の「金融秩序」を護ることが「国益に値する」という大義名分の下に、闇の執行人となり「憲法の無視」だろうと「基本的人権の無視」だろうと「犯罪者」作りだろうと、何でも犯す恐ろしい日本という国の「現実」を暴くことなのです！

国家と民間企業「銀行」が犯した国家犯罪 『国家の罪』

全ての根源は、1988年(昭和63年)12月13日、旧大蔵省から、国際業務を展開中の民間企業「銀行」に、国際決済銀行(BIS)が設定した「総資産に対して自己資本比率8%以上保持しなければならない」とする国際統一基準(以下「BIS規制8%」と記載)が、通達されたことなのです。

当時(昭和62年)我が国の民間企業「銀行」は、3%台だった自己資本比率で、国際業務を積極的に活動していました。ですから「BIS規制8%」は、国際業務を展開中の民間企業「銀行」にとって途方もなく高い水準でした。「BIS規制8%」を達成出来ない民間企業「銀行」は、事実上、国際業務が出来なくなり、海外支店も閉鎖せざるを得なくなるのです。

我が国の民間企業「銀行」が「BIS規制8%」をクリアすることは、金融経済活動の生命にかかわることだったのです。政府金融首脳は、国際金融市場で我が国の「銀行を生き残らせる」ことこそ、幻の経済大国を維持する重要な証として、国際金融市場の番人である国際決済銀行(BIS)を欺く金融政策を民間企業「銀行」に認めたのです。

本件は、一般庶民レベルでは、想像もつかない、我が国の政府金融首脳が国際金融経済社会で、国際決済銀行(BIS)の圧力から国際業務を展開中の民間企業「銀行の利益を護る」その為に、自ら金融政策として民間企業「銀行」に、数々の違法取引『国家の罪』を認めた、国家犯罪を国民に隠蔽した、想像を絶する『闇』が、存在したのです。

それは、我が国の政府金融首脳が金融護送船団方式で支配する、民間企業「銀行」が「BIS規制8%」クリア対策を利用して、不正と腐敗の限りを撒き散らした「金融公害」その深層に渦巻く数々の違法取引『国家の罪』を認め、国際金融経済社会と国民を騙すため、国家が自ら国法を犯した、恐るべき国家犯罪が存在したのです！

つまり国が国法を犯してまでも、国際決済銀行(BIS)を欺く「BIS規制8%」クリア対策を、金融政策として、民間企業「銀行」に、金融機関内限定の極秘な特別プロジェクト(以下極秘「特別プロジェクト」と記載)の立ち上げを認めたのです。

具体的には富士銀行(現みずほ銀行)・東海銀行(現三菱東京UFJ銀行)・協和埼玉銀行(現りそな銀行)の3銀行が、極秘「特別プロジェクト」内で「BIS規制8%」クリア対策用の自己資本比率向上操作を行ったのです。

国際金融業務を展開中の各銀行が極秘「特別プロジェクト」内で、銀行が「BIS規制8%」クリア対策用の自己資本比率向上操作を、**銀行のダミー預金者を作成し、そのダミー預金者名義**で一口50億円・一口100億円の**「粉飾預金」**を用た、**預金担保債権「貸出資**

産」として「一般貸出債権」(財産権)を装った「約束手形債権」(CP)・「譲渡性預金担保債権」(CD)を数千億も偽造した「**有価証券偽造**」罪を犯したのです。

その「証拠の書面」を、ここに呈示します。これが、東海銀行秋葉原支店極秘「特別プロジェクト」内で「BIS規制8%」クリア対策用に偽造された、**預金担保債権「貸出資産」**とした「一般貸出債権」(財産権)を装った「約束手形債権」(CP)です！

約束手形 BH 31006

オリックス・アルファ株式会社 殿

金額 ¥5,000,000,000*

支払期日

支払地 東京都千代田区

支払場所 東海銀行 秋葉原支店

住所 東京都港区神南1丁目13番15号

振出人 株式会社 ウェイアウトスポーツ

代表取締役 吉川

東京 0011

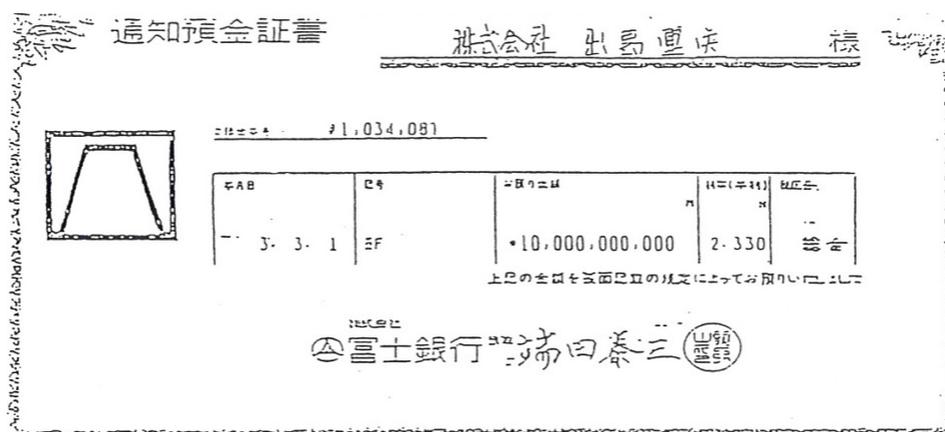
※1 支払期日がない

※2 決済口座番号がない

※ 尚「証拠の書面」には、平成4年1月7日『**検察の闇**』の執行人となった、検察官が「**公訴事実**」(一)で、50億円の借受名義人に仕立てた、株式会社ウェイアウトスポーツ (以下「ウェイアウトスポーツ」と記載)の立証証拠を用いて立証します。

後に詳細に、東海銀行秋葉原支店が違法取引で、**ウェイアウトスポーツ、ダミー預金者**を作り、**自己資本比率向上操作**を犯した、**国家犯罪**を立証しますが、**ウェイアウトスポーツは全くこの「約束手形」の存在を知りません**。この「約束手形」こそ東海銀行秋葉原支店極秘「特別プロジェクト」内で、昭和62年3月11日から、平成3年6月28日まで、総額1930億3600万円(75件)も行った「BIS規制8%」クリア対策を立証する揺るぎない「証拠物件」といえます。

同様に、富士銀行赤坂支店が極秘「特別プロジェクト」内で「BIS規制8%」クリア対策用に、銀行のダミー預金者を株式会社 出島運送名義で100億円の「**粉飾預金**」を用いた、**預金担保債権「貸出資産」**を装った「一般貸出債権」(財産権)として偽造された**譲渡性預金担保債権**(CD)の「証拠の書面」をご検証ください。



東海・富士両行は「BIS規制8%」クリア対策用に、金融機関内限定の流動化(売却)を、ファイナンス会社・ノンバンクに協力させて**預金担保債権「貸出資産」として「一般貸出債権」(財産権)を装った「約束手形債権」(CP)・「譲渡性預金担保債権」(CD)を、ノンバンクは、他の銀行の債権「他行預金担保債権」として、他行預金担保融資取引「銀行⇔ノンバンク」による「貸出資産の圧縮」という「分母の圧縮」を行ない自己資本比率向上操作を、昭和62年9月5日から平成3年6月5日まで、総額7167億円(147件)も犯して国際決済銀行(BIS)と国際金融経済社会を騙したのです。**

国家と民間企業「銀行」は、この違法操作で、国際決済銀行(BIS)と国際金融経済社会を騙し「BIS規制8%」基準を、クリアするための当初の目的は達成できたのです。

更に、国家と民間企業「銀行」は、国民を騙したのです！

更に、これらの銀行では、国民を騙し、イヤ、不幸のドン底に突き落とししたのです。国家と民間企業「銀行」は、本来の目的を忘れノンバンクから得た、その融資金に金利を加えて、**ダミー預金者名義の大口預金**を、一口50億円・一口100億円と「粉飾預金」を用いて、何千億円も支店内部に作り上げ、銀行ぐるみ「特別融資枠」から**収益第一主義に走り**、当時のバブル景気に沸く株式・債券・不動産・商品先物等各種の市場に運用し、狂乱マネーゲーム「バブル経済社会」を膨らませたのです。

しかも、旧大蔵省から「BIS規制8%」クリア対策に用いた「他行預金担保債権」のリスク・ウェイト20%が100%に変更され平成3年3月末までの決算処理が平成2年5月に通達されたのです。

各銀行は「BIS規制8%」を利用して、そのダミー預金者名義で、作成した**大口預金を運用していたのです。慌てて運用資金の回収に走りまわりました。ところが、湾岸危機・湾岸戦争・各市場の大暴落で運用資金が消失してしまっただけです。その結果、ダミー預金者名義で巨額な損失金を発生させてしまったのです。**

その挙句に、銀行とノンバンクの双方が「BIS規制8%」クリア対策を、利用して金利収益と高額の運用収益や取扱手数料を受け取っていたという、まさに**国家と民間企業「銀行」が、不正と腐敗の限りを、撒き散らした「金融公害」**その『真実』の姿が、明らかになるのです！

もうお忘れですか？各銀行が「特別融資枠」から何千億円もの「粉飾預金」を見境なく顧客・企業に、不正な過剰貸付を強行しバブル景気に湧く各市場に運用した「金融公害」狂乱マネーゲーム「バブル経済社会」を思い出してください。

この、狂乱マネーゲーム「バブル経済社会」が崩壊した原因こそ、旧大蔵省が、急に国際決済銀行(BIS)から「**他行預金担保債権のリスク・ウェイトが20%から100%に変更**」されたことにより、各銀行に平成3年3月決算期で、極秘「特別プロジェクト」の終了が通達されたことだったのでした。

当然のこと、各銀行は「特別融資枠」で流用した膨大な銀行のダミー預金者名義で、運用した「粉飾預金」を早急に資金回収することになりました。しかし、バブル経済崩壊で、運用資金が回収不能となり、銀行のダミー預金者名義で作成した巨額な「粉飾預金」の損失金を発生させたまわったのです。

各銀行による、この早急の資金回収が「資金の引揚げ」「貸し剥がし」その結果、年間自殺者3万人以上の大半が「資金繰り行き詰まった企業経営者」「訳も分からず過剰貸付でマンション経営し銀行に全て取り上げられた家族」「多くの倒産で行き場の無くなった中高年男性」・・・国民を苦しい悲惨な地獄に追い込んだのです。

まさに「歴史事実」が証明した「金融公害」なのです。国家と民間企業「銀行」が、金融政策として違法取引を犯した、国家犯罪が、狂乱マネーゲーム「バブル経済社会」を膨らまし、その崩壊の原因となり、どれだけ一般庶民の家庭を破綻に追い込み、家族を苦しめ暗黒の闇に突き落としたのです。その全ての原因となった『**国家の罪**』なのです。

後に、客観的諸証拠で明らかにしますが、東海銀行秋葉原支店極秘「特別プロジェクト」内で、昭和62年3月～平成3年6月末まで、約5年間も繰り返し「BIS規制8%」クリア対策用の**他行預金担保融資取引**を利用して、銀行のダミー預金者名義の大口預金(粉飾預金)を、総額1930億3600万円(75件)も作成して、銀行ぐるみ「特別融資枠」から銀行のダミー預金者名義で総額630億円(13件)の大口預金(粉飾預金)を運用した、その挙句に、銀行のダミー預金者名義で総額630億円(13件)の損失金を発生させてしまったのです。

同様に、富士銀行赤坂支店極秘「特別プロジェクト」内で、昭和62年9月5日～平成3年6月5日まで「BIS規制8%」クリア対策用の**他行預金担保融資取引**を利用して、銀行のダミー預金者名義で大口預金(粉飾預金)を、総額7167億円(147件)も作成して、総額2600億円(51件)を運用した結果、銀行のダミー預金者名義の損失金(粉飾預金)を発生させてしまったのです。

現在のメガバンクの大支店でも支店長権限で可能な融資額は、せいぜい3億円レベルなのです。そもそも、富士銀行赤坂支店・東海銀行秋葉原支店の預金総額を冷静に考えれば総額2600億円とか総額630億円の損失金が発生することこそ「BIS規制8%」クリア対策を極秘「特別プロジェクト」内で、銀行のダミー預金者名義で作成した「粉飾預金」が原資金として運用された証なのです。

その事実を実績表で確認ください。

富士銀行赤坂支店取引実績			年度	東海銀行秋葉原支店取引実績				
借受名義人	件数	◎定期	取引金額	4月～3月末	取引金額	◎定期	件数	借受名義人
		◎通知				◎通知		
2社	2	◎9	25億 円	1987年 (\$62年)	6億4千 万円	◎1 ◎1	4	4社
+1 3社	23	◎23 ◎1	525億 円	1988年 (\$63年)	102億3千 万円	◎6 ◎4	11	4社 1個人
+3 6社 3個人	45	◎20 ◎9	1205億 円	1989年 (\$64年、H1)	327億円5千 万円	◎11 ◎9	21	+2 +1 6社 2個人
+3 +1 9社 4個人	27	◎20 ◎24	2540億 円	1990年 (H2)	859億1千 万円	◎6 ◎19	27	+8 +1 14社 3個人
+10 +1 19社 5個人	52	◎20 ◎32	2770億 円	1991年 (H3年6月まで)	590億 円	◎13	12	+3 17社 3個人
19社 5個人	149	◎88 ◎66	7167億 円	合計	1930億3600 万円	◎24 ◎56	75	17社 3個人

親戚でも何でも無い株式会社富士銀行赤坂支店と株式会社東海銀行秋葉原支店が同時期同様に、約5年間も継続した、ダミー預金者名義の大口預金(粉飾預金)が総額7167億円(147件)とか、総額1930億3600万円(75件)もの金額が動いている「現実」こそ「BIS規制8%」クリア対策を極秘「特別プロジェクト」内で、銀行ぐるみ犯した、この『真実』の姿を今こそ、国民は直視！して、目覚める時なのです！

以上が、国家と民間企業「銀行」が、ダミー預金者名義で「粉飾預金」・「有価証券偽造」・「巨額な損失金」を発生させた、数々の違法取引『国家の罪』を犯した国家犯罪その『真実』の姿なのです！

このダミー預金者名義で作成した「粉飾預金」の正体が、公になれば、銀行のモラルの欠落、退廃ぶりがまさに白日の下に晒され、銀行に対する国民の信頼を失うのみならず、金融機関の崩壊という危機に直面し、日本の銀行のあり方に対する国際金融社会の信用を失い、国際金融市場における孤立をまぬがれないものなのです。

旧大蔵省は、全国銀行協会連合会(全銀協)と、ダミー預金者名義で、作成した「粉飾預金」の処理方針を検討、協議した結果、我が国の「金融秩序」を護ることを国家の方針として『国家の罪』を、闇から闇に葬り去ることが「国益に値する」という判断を下したのです！

国家と民間企業「銀行」が犯した国家犯罪
『銀行の闇』

旧大蔵省の方針通り『国家の罪』を国民に隠蔽するため、金融機関一体で『銀行の闇』となり、卑劣な偽装工作により、顧客担当役務者に好条件を提示して「汚れ役」を押し付けて、銀行員個人が預金担保債権を偽造した「加害者」に仕立て上げたのです。

当然のこと、旧大蔵省は、金融機関内限定の自己資本比率向上操作を行った「BIS規制8%」クリア対策用の他行預金担保融資取引を隠蔽することと、ダミー預金者名義で、発生させた巨額な損失金を被害金にすり替えるため、ノンバンクを「被害者」に仕立て上げました。

つまり、旧大蔵省は「BIS規制8%」クリア対策に用いたダミー預金者名義の「粉飾預金」で、作成した預金担保債権「貸出資産」を装った「一般貸出債権」(財産権)を偽造した数々の違法取引『国家の罪』を隠蔽するため『銀行の闇』となり卑劣な偽装工作によりそのまま「加害者」に仕立て上げた、銀行員個人がダミー預金者名義で「架空預金証書」・「質権設定承諾依頼書」を偽造した預金担保債権を用いた預金担保融資に、スライドさせたのです。

そして「被害者」ノンバンクとの「BIS規制8%」クリア対策用の他行預金担保融資取引を隠蔽するため、そのまま「被害者」ノンバンクとの「加害者」銀行員個人が偽造した預金担保債権を用いた預金担保融資取引とスライドさせ被害金を捏ち上げたのです。

旧大蔵省の方針通り、金融機関一体で『銀行の闇』となり「加害者」銀行員個人が「被害者」ノンバンクを預金担保融資取引で何千億円も騙し取った「犯罪」の無い「金融犯罪」を捏ち上げ、そのままスライドさせるため、刑事司法を悪用して、ダミー預金者名義で作成した「粉飾預金」の巨額な損失金処理を「加害者」銀行員個人に全て背負わすため、警視庁に銀行員個人を「告訴」し、公に被害金として「粉飾決算」処理を図ったのです。

本件で、大事な『国家の罪』を隠蔽した『銀行の闇』なのでもう一度、解説します。

旧大蔵省は、ダミー預金者名義で発生させた、巨額な損失金を、国民に隠蔽するため故意に悪意をもって、ノンバンクを「被害者」仕立て上げたのです。

つまり、ノンバンクは金融機関内限定の「BIS規制8%」クリア対策用の他行預金担保債権を用いた他行預金担保融資取引「銀行⇔ノンバンク」を、民事・商事に則して行ったのです。そのノンバンクを、旧大蔵省は方針通り、ダミー預金者名義で、発生させた巨額な損失金を公に、処理するために「被害者」に仕立て上げたのです。

旧大蔵省の卑劣な偽装工作は「加害者」銀行員個人が偽造した、預金担保債権を用いた預金担保融資取引「銀行員個人⇔ノンバンク」を行い何千億円も騙された「被害者」ノンバンクと故意に悪意をもって捏ち上げたのです。

その証拠が、ノンバンクは金融機関内限定の「BIS規制8%」クリア対策用に、他行の預

金担保債権を用いた、銀行相手限定の「銀行⇔ノンバンク」という他行預金担保融資取引を民事・商事の法に則して行ったのです！そこに犯罪など存在しないのです！民事不介入の原則を刑事司法は厳守すべきなのです！

即ち、旧大蔵省の方針通り『**国家の罪**』を隠蔽するために、金融機関一体で『**銀行の闇**』となり「BIS規制8%」クリア対策を、利用した結果、**タミー預金者名義の大口預金(粉飾預金)**で発生させた、**巨額な損失金を、隠蔽するため、ノンバンクを「被害者」に仕立て上げ「加害者」**銀行員個人が偽造した**預金担保債権を用いた預金担保融資取引「銀行員⇔ノンバンク」**で発生した、**被害金とスライドさせたのです。**

その企てこそ、銀行が犯罪を行った「加害者」銀行員個人の使用者責任として、ノンバンクの被害弁済を公に処理をする「肩代わり」と「債権譲渡契約書」を締結し「**粉飾決算**」という**不正会計処理**を、金融機関内で、図った、恐るべき国家犯罪、その『**真実**』の姿という「**現実**」なのです！

目覚めてください！旧大蔵省の方針通り、各銀行副頭取が、記者会見を開き、大手マスコミに思惑通り意図的に「**発覚**」と「**告訴**」という二セ情報をリークすることで、連日の報道に載せて「間違いなく発生した巨額金融犯罪」として**既成事実化させた「現実」を！**

国家と民間企業「銀行」が新聞報道で国民を騙したのです！

何度でも、国民の皆様を理解して貰えるまで論証します。目覚めてください！
旧大蔵省の方針通り、富士銀行(現みずほ銀行)・協和埼玉銀行(現りそな銀行)・東海銀行(現三菱東京UFJ銀行)・三行の副頭取が、二セ情報を流すために記者会見を開き「**汚れ役**」を押し付けた、顧客担当役務者の**渉外課長・営業部次長・得意先係支店長代理個人が、ノンバンクを騙した「犯罪」の無い「金融犯罪」**を捏ち上げ「**発覚**」と「**告訴**」を公表し国民を騙すために、**大芝居を演じたのです。**

それは、今から24年前の暑い夏の恐るべき出来事でした！

富士銀行が犯した『銀行の闇』！

平成3年7月25日付、株式会社 富士銀行赤坂支店事件
(被害総額2600億円の「有印私文書偽造、同行使、特別背任」罪で告訴)



その意図は、旧大蔵省の方針通り富士銀行副頭取が『銀行の闇』となり記者会見を開き捏ち上げ事件を既成事実化するため、虚偽の「発覚」と「告訴」を公表し、国際金融経済社会と国民を騙す為に大芝居を演じたのです。新聞記事をご検証ください。

『富士銀行赤坂支店渉外課長が1987年(昭和62)9月から、都内の不動産業者など二三社の取引先名義で、総額2600億円の「架空預金証書」と「質権設定承諾書」(51枚)を偽造して、これをファイナンス会社(ノンバンク)十数社に持ち込み、取引先企業に対する同額の融資を行わせていたことが、二十五日明らかになった。同行はファイナンス会社の融資を肩代わりしたが、肩代わりが不能でファイナンス会社に支払った被害金額は、二百七十一億円にのぼる』

本当に国民を愚弄した、記事です！そうでしょう、富士銀行赤坂支店とファイナンス会社は「BIS規制8%」クリア対策用の他行預金担保融資取引を「富士銀行赤坂支店⇄ファイナンス会社」で、民事・商事の経済取引を行ったのですから民事不介入の原則から刑事司法が介入できる犯罪行為など、何処にも存在しないのです。

この恥も外聞もない台本通りの新聞記事を直視！これこそ国家と民間企業「銀行」の不正と腐敗を撒き散らした「金融公害」の証なのです！旧大蔵省の方針通り、故意に悪意をもって卑劣な偽装工作により『国家の罪』を、そのままスライドさせる、その為に「汚れ役」を「加害者」渉外課長に押し付け「有印私文書偽造、同行使、特別背任」罪を捏ち上げた、恐るべき国家犯罪の「証拠物件」なのです。

富士銀行赤坂支店は自らが組織的に発生させた、銀行のダミー預金者名義で2600億円(51件)の大口預金を運用した損失金を旧大蔵省の方針通り処理する目的で、渉外課長に好条件を提示して「犯罪」など何処にも無い「犯罪」を捏ち上げ「加害者」という汚れ役を渉外課長個人に押し付け全ての責任を負わせたのです。

渉外課長は『国家の罪』その真相を闇から闇に葬り去る目的で、平成3年6月9日から平成3年7月28日まで、50日間も千駄ヶ谷の富士銀行の銀行寮に缶詰となり、卑劣な偽装工作により、好条件を提示され「汚れ役」を押し付けられ「加害者」となる「犯罪」の無い「金融犯罪」を捏ち上げ「犯罪者」となり刑務所に行く為のコピー偽造立証証拠を作成したのです。

その証拠が、参議院 第121回 国会 証券及び金融問題に関する特別委員会 第5号 です。平成三年九月五日(木曜日) 午前10時開会

参議院

参院 第121回国会 証券及び金融問題に関する特別委員会 第5号

平成三年九月五日(木曜日)

午前10時開会

委員の異動

九月四日

辞任	補欠選任
谷川 寛三君	重熊 安正君
安恒 良一君	堀 利和君
鎌山 博君	高崎 裕子君
古川太三郎君	高井 和伸君

九月五日

辞任	補欠選任
高崎 裕子君	鎌山 博君
寺崎 昭久君	三治 重信君

出席者は左のとおり。

委員長	平井 卓志君
理事	
	大浜 芳栄君
	斎藤宗三郎君
	山岡 賢次君
	北村 哲男君
	白紙 一良君
	近藤 忠孝君
	池田 治君
	三治 重信君

委員

	井上 章平君
	石井 道子君
	石川 弘君
	石原健太郎君
	合馬 敬君
	狩野 明男君
	重熊 安正君
	埴内 孝徳君
	須藤良太郎君
	高橋 清孝君
	西田 吉宏君
	野末 隆平君
	岩本 久人君
	種田 誠君
	野別 隆俊君
	堀 利和君
	嶋畑 幸子君
	村田 誠博君
	本間 昭次君

参議院

○水原健太郎君 はい。

○参考人(橋本徹君) そしちです……

○水原健太郎君 元課長が言っていることに対してどう思っているか、違うというふうに。

○参考人(橋本徹君) 元課長はそういうふうに言っていますが、私どもの方は、その当時の支店長に直接聞きましたところ、彼の方はそうではないというふうに言っております。

○近藤忠孝君 たいはい入ったニュースによりますと、東京地検特捜部は本日午前中、旧埼玉銀行の東京営業部長、これは外山といいますが、を逮捕いたしました。これは、預金の質権設定承諾書偽造でノンバンクから四十億円融資させたという意味では、今問題になっている富士銀行と同様の事件で初めての逮捕であります。

そこで、富士銀行の頭取としての感想をお願いします。

○参考人(橋本徹君) 他行の事件でございますので、不用意なコメントは避けさせていただきますと思います。

私どもの事件につきましては、たいはい捜査当局が捜査中でございますので、早晩その辺のところが明らかになるだろうというふうに思っております。

○近藤忠孝君 最新の週刊文春によりますと、これは中村元課長から聞いたことが出ています。「私は富士銀行に「汚れ役」を押し付けられた」ということであります。その重慶の部分で、五月二十三日に掲載し、六月九日から七月二十八日まで何と五十日間わたって富士銀行で缶詰にされたと述べております。どこに缶詰にしたのか、その期間をしておったのか、お答えいただきたい。当然、頭取に報告が来ているはずですが。

○参考人(橋本徹君) 缶詰というように御本人が言っておられるようですが、私ども、缶詰にしたつもりはございませんで、御本人の了解のもとに御本人からいろいろ事情を聞いておったということでございます。

○近藤忠孝君 監禁とはしていません、これは犯罪であります。五十日間も缶詰にしたわけですから、要するに事実を聞き出した、富士銀行は全貌をつかんでいると理解しております。この本人から聞き出したことは全部頭取のもとに報告されておりますね。

○参考人(橋本徹君) 私のところにそんでんまつの報告が参っております。

○近藤忠孝君 では、何でも御存じかどうかでございます。

次に、先ほど二千六百十四億円不正融資の件で、融資をしたノンバンクについてのお話がありました。八社は公表してもいいと承諾したということであり、この公表してもいいと言ったノンバンクが、これから申し上げますから、その中に含まれているかどうか、向うが公表してもいいと言うんだから、三井不動産ファイナンス、日本信販、オリックスアルファ、住協リース、オリックス、コスモ信販、夏目商事、ナショナルウエスト、M・D・M 銀行、昭和リース、シャープファイナンス、YSファイナンス、総合ファイナンス、日興信。以上、どうですか。

○参考人(橋本徹君) 確かにこの十五社の八社は名前をディスクローズしてもいいと、ただ、条件がありまして、十五社全社がディスクローズをする場合にはディスクローズしていいということでありまして、まだあと七社の承諾がとれておりませんので申し上げるわけにまいりません、御了承願いたいと思っております。

○近藤忠孝君 残りの七社も今申し上げた中に含まれておりますか。

○参考人(橋本徹君) 大変恐縮でございますが、その点も確認することはできませんので、御了承願いたいと思っております。

○近藤忠孝君 委員長、それは参考人だからなくてもいいということなんですか、これは国民の要求によって、国会として公共性を待つ金融の不正を今ただしているんです。こういう再発防止のためにこの委員会を聞いて、そのためにあなたにきていただいているわけですから、あなた方が動かした金あるいは不正融資になった金、これは国民の金なんです。これは経済の血液です。今の悪化、背きないと思っております。

どうですか、委員長、委員長からもお認めになりますか、今のこのことについてのお答えをいただくことを。

○委員長(平井卓志君) 委員長から申し上げます。

本日は参考人質疑でございますので、今のやりとりの中身については質疑者本人と詰めていただきます。

○近藤忠孝君 では、これは理事会で問題になったけれども、答いかんによっては証人ということも有り得るということだと思います。

次に、このノンバンクからの金は、結局富士銀行に流れていきます。その中から中村元課長に渡った金はあるのかどうか、中村元課長には一億八千万のレポートが行っている、これはもう明らかになっている事実です。行っていることは確かですね。どこから行っているのか、そして、そこから最終へ流れている可能性もあるんじゃないか、何しろ中村から金銭を聞いたんだから、わかっているはずですが。

○参考人(橋本徹君) お答えいたします。

本人からもちろんいろいろ報告は受けておりますけれども、本人が不正に調達した金をその後どのように使ったか、そのあたりについてははっきりとございませぬ、聞いておりません。

○近藤忠孝君 これは五十日間も聞いたんだから、何を聞いていますか、やっぱり行方がわからなかつた悪質ともわかりませぬよ、また銀行の責任も果たせませぬね、その責任は私は成り立たせようと思っておりますよ。

○参考人(橋本徹君) 確かに五十日におたつていろいろ事情聴取はいたしましたけれども、私どもに対する回答にはやはり限界がございます。そのために私どもは、二百五十億の被害を受けたということで捜査当局に告発いたしました。司直の手で今解明が進んでいるところでございます。その辺のところにつきましては、私どもの方では承知しておりますので、これから司直の手で明らかになっていくことと存じます。

上から12段目、近藤忠孝議員が、富士銀行頭取に対して、質問をしました。

{ 最近の週刊文春によりますと、これは中村課長から聞いた事が出ています。『私は富士銀行に「汚れ役」を押し付けられた』という事でありませぬ。その冒頭の部分で、五月

二十三日に発覚し、六月九日から七月二十八日まで何と五十日間にわたって富士銀行で缶詰にされたと述べております}と質問しています。

富士銀行頭取は『五月二十三日に発覚し、六月九日から七月二十八日まで何と五十日間にわたっていろいろ御本人から事情を聞いていた』と答えました。

裁判所で証拠採用した、平成4年9月16日作成、富士銀行赤坂支店渉外課長の検察官面前調書に補強証拠として添付された「預金証書等による借入一覧表(日付順)」の一部です。(後に、全て番号001~147まで呈示します)

預金証書等による借入一覧表(日付順)

番号	姓	グループ	種	証券作成日	証券種類	証券番号	金額(円)	証券名義人	支口	作成店	借入日	満期日	期日	実行日	借込先	借入先	借入金額(円)	借入先	借入先	返済日	返額	備考
111	池田	6	6	63.04.15	定期	60022345	50,000,000	池田通彦	D	小倉町	63.04.15	63.07.31		63.04.15	富士/伊坂	池田通彦	5,000,000,000	池田通彦	池田通彦	63.04.15		
112	池田	6	6	63.04.15	定期	60022350	50,000,000	池田通彦	D	小倉町	63.04.15	63.07.31		63.04.15	富士/伊坂	池田通彦	5,000,000,000	池田通彦	池田通彦	63.07.31		
113	池田	36	36	63.04.17	定期	60022355	50,000,000	イトンビルズ	D	小倉町	63.04.17	63.07.31		63.04.17	富士/伊坂	イトンビルズ	4,876,493,155	イトンビルズ	イトンビルズ	63.07.31		
114	IOS	16	16	63.04.17	定期	60022360	50,000,000	IOS	D	小倉町	63.04.17	63.07.31		63.04.17	富士/伊坂	IOS	4,876,493,155	IOS	IOS	63.07.31		
115	コクエイ	25	25	63.04.17	定期	1018911	30,000,000	コクエイ商事	D	小倉町	63.04.17			63.04.17	富士/伊坂	コクエイ商事	4,876,493,155	コクエイ商事	コクエイ商事	63.06.27		
116	池田	17	17	63.04.22	定期	60022365	50,000,000	池田通彦	D	小倉町	63.04.22	63.07.31		63.04.22	富士/伊坂	池田通彦	4,881,534,267	池田通彦	池田通彦	63.07.31		
117	池田	18	18	63.04.22	定期	60022370	50,000,000	池田通彦	D	小倉町	63.04.22	63.07.31		63.04.22	富士/伊坂	池田通彦	4,881,534,267	池田通彦	池田通彦	63.07.31		
118	池田	19	19	63.04.22	定期	60022375	50,000,000	池田通彦	D	小倉町	63.04.22	63.07.31		63.04.22	富士/伊坂	池田通彦	4,881,534,267	池田通彦	池田通彦	63.07.31		
119	IOS	18	18	63.04.22	定期	60022380	20,000,000	IOS	D	小倉町	63.04.22	63.06.30		63.04.22	富士/伊坂	IOS	2,000,000,000	IOS	IOS	63.06.30		
120	池田	11	11	63.04.22	定期	60022385	30,000,000	池田通彦	D	小倉町	63.04.22	63.06.30		63.04.22	富士/伊坂	池田通彦	1,000,000,000	池田通彦	池田通彦	63.06.30		
121	池田	12	12	63.04.22	定期	60022390	50,000,000	池田通彦	D	小倉町	63.04.22	63.07.31		63.04.22	富士/伊坂	池田通彦	4,876,787,280	池田通彦	池田通彦	63.07.31		借入 1回
122	池田	25	25	63.05.02	定期	60022395	50,000,000	イトンビルズ	D	小倉町	63.05.02	63.06.05		63.05.02	富士/伊坂	イトンビルズ	4,855,656,650	イトンビルズ	イトンビルズ	63.07.05		
123	池田	38	38	63.05.10	定期	1018995	100,000,000	イトンビルズ	D	小倉町	63.05.10			63.05.10	富士/伊坂	イトンビルズ	9,873,898,222	イトンビルズ	イトンビルズ	63.06.27		
124	池田	26	26	63.05.10	定期	60022772	100,000,000	イトンビルズ	D	小倉町	63.05.10	63.06.26		63.05.10	富士/伊坂	イトンビルズ	9,873,898,222	イトンビルズ	イトンビルズ	63.06.27		返済/虎ノ門に入金
125	池田	27	27	63.05.10	定期	1019087	20,000,000	イトンビルズ	D	小倉町	63.05.10			63.05.10	富士/伊坂	イトンビルズ	1,981,428,700	イトンビルズ	イトンビルズ	63.06.27		
126	池田	15	15	63.04.18	定期	60022388	50,000,000	池田通彦	D	小倉町	63.04.18	63.05.31		63.04.18	富士/伊坂	池田通彦	5,000,000,000	池田通彦	池田通彦	63.06.27		借入 1回
127	IOS	15	15	63.05.25	定期	1044765	50,000,000	イトンビルズ	D	小倉町	63.05.25				富士/伊坂	イトンビルズ	5,000,000,000	イトンビルズ	イトンビルズ	63.07.27		2709の書留分
128	目録	12	12	63.05.25	定期	60022390	50,000,000	イトンビルズ	D	小倉町	63.05.25	63.06.02		63.05.25	富士/伊坂	イトンビルズ	4,880,246,570	イトンビルズ	イトンビルズ	63.07.27		
129	目録	14	14	63.05.25	定期	60022395	50,000,000	イトンビルズ	D	小倉町	63.05.25	63.06.29		63.05.25	富士/伊坂	イトンビルズ	4,880,246,570	イトンビルズ	イトンビルズ	63.07.27		
130	コクエイ	20	20	63.05.25	定期	60022390	30,000,000	コクエイ商事	D	小倉町	63.05.25	63.06.30		63.05.25	富士/伊坂	コクエイ商事	3,000,000,000	コクエイ商事	コクエイ商事	63.07.27		
131	池田	20	20	63.05.25	定期	1019128	30,000,000	イトンビルズ	D	小倉町	63.05.25			63.05.25	富士/伊坂	イトンビルズ	2,974,487,800	イトンビルズ	イトンビルズ	63.06.27		
132	池田	42	42	63.05.31	定期	60022400	100,000,000	イトンビルズ	D	小倉町	63.05.31	63.06.02		63.05.31	富士/伊坂	イトンビルズ	10,000,000,000	イトンビルズ	イトンビルズ	63.07.27		
133	池田	43	43	63.05.31	定期	1019214	40,000,000	イトンビルズ	D	小倉町	63.05.31			63.05.31	富士/伊坂	イトンビルズ	3,894,831,800	イトンビルズ	イトンビルズ	63.07.27		
134	池田	42	42	63.05.31	定期	1018922	20,000,000	イトンビルズ	D	小倉町	63.05.31			63.05.31	富士/伊坂	イトンビルズ	1,978,932,470	イトンビルズ	イトンビルズ	63.06.27		
135	IOS	20	20	63.05.31	定期	1019268	50,000,000	IOS	D	小倉町	63.05.31			63.05.31	富士/伊坂	IOS	4,884,320,340	IOS	IOS	63.06.27		
136	コクエイ	27	27	63.05.31	定期	1018922	50,000,000	コクエイ商事	D	小倉町	63.05.31			63.05.31	富士/伊坂	コクエイ商事	5,000,000,000	コクエイ商事	コクエイ商事	63.06.27		

預金証書等による借入一覧表(日付順)

番号	姓	グループ	種	証券作成日	証券種類	証券番号	金額(円)	証券名義人	支口	作成店	借入日	満期日	期日	実行日	借込先	借入先	借入金額(円)	借入先	借入先	返済日	返額	備考
147	赤城	42	42	63.05.05	定期	1019272	50,000,000	赤城通彦	D	小倉町	63.05.05			63.05.05	コクエイ/池田	赤城通彦	5,000,000,000	赤城通彦	赤城通彦	63.05.27		
合計							718,074										718,205,696,000					

前述した『五月二十三日に発覚し、六月九日から』であれば不思議です。

- 番号140 コクエイ 26回目 H3、05、23 定期 30億円
- 番号141 池田 21回目 H3、05、27 通知 40億円
- 番号142 赤城 40回目 H3、05、31 定期 100億円
- 番号143 赤城 41回目 H3、05、31 通知 40億円
- 番号144 赤城 42回目 H3、05、31 通知 20億円
- 番号145 IOS 20回目 H3、05、31 通知 50億円
- 番号146 コクエイ 26回目 H3、05、31 通知 50億円
- 番号147 赤城 43回目 H3、06、05 通知 50億円

つまり、不正融資事件は『五月二十三日に発覚』していますが、発覚した後に総額380億円(8件)の不正融資が堂々と実行されています。

それも赤城は昭和62年9月5日、1回~43回目・コクエイは昭和63年2月26日、1回~26回目・池田は昭和63年9月22日、1回~21回目・IOSは平成2年6月6日、1回~20回目

の取引をしています。

富士銀行赤坂支店極秘「特別プロジェクト」内で、行った錬金術、銀行のダミー預金者名義の大口預金を担保にした「預金証書等による借入一覧表(日付順)」なのです。

マスメディアが大騒ぎした「金融犯罪」など、何処にも存在し無いのです。

インターネットで平成3年8月30日 第121国会 衆議院 証券及び金融問題に関する特別委員会 第5号と平成3年9月5日 第121国会 参議院 証券及び金融問題に関する特別委員会 第5号を全文読む勇気があればお読みください。国会という場で、恐ろしい、有りもしない「協力預金」名下の不正融資事件話を国民の血税を使って茶番をしている姿は国民を無視した、哀れの一言です。

衆議院 証券及び金融問題に関する特別委員会の一部です。

○鈴木(喜)委員 多分そうだろうとは思いましたが、このお得意さんのお名前というのはいずれどこかでわかってくるのではないかと思います。私は質問の機会がこの三十五分しかありませんけれども、ぜひともこの点をまた皆様も続けて御質問される時にしていただきたいという意味で申し上げますけれども、この問題の中に、一つは客観的な背景としましては、住友銀行が大阪に

支店をもっと、よりどころをもう少しふやしたい、その手がかり足がかりに信用組合を、この大阪府民信用組合だけではなく、もっとほかにも幾つかの組合を合併したような形で、それを手がかり足がかりにして店舗をふやしていきたい、そういうふうにしておられるところもあるように聞いておりますけれども、そのほかに、もう一つの営利的な目的といたしましてCP、いわゆるCPと言っておりますけれども、コマーシャルペーパーというものの採用といたしますか、そういった利用ということが富士銀行とそれからいわゆる預金する人との間で行われていたのではないかとこのうな疑いがどうしても消えないわけでございます。ですから、その融資をした先がわかれば、そこでこの報告書、財務の報告書の中にCPを使ったということは残るはずでございますので、ぜひともその点については、後々お調べをいただきたいという意味で申し上げますが、今ピーク時に三十八件あった中で、CPというものを利用した形というものはあったのでしょうか。それからもう一つが、信用組合をだんだん取り込んでいって、富士銀行の足がかりを大阪でふやしていきたい、そういう気持ちがあったのかどうか。この二点、お願いいたします。

○橋本参考人 お答えいたします。

まず、CPを使って、CPで資金を調達して、その資金を大口預金としてこの大阪府民信用組合に預けたのがどれくらいあったかという御質問だと思っておりますが、そういうようなやり方をして大口預金をした例もあるようでございますが、ちょっと私今手元にそういうものが何件あってどれくらいあったかというデータを持っておりませんので、今はお答えできませんが、確かにそういうものが一部あったようでございます。

二番目の御質問は、私どもの関西戦略を補完するために、大阪府民信用組合を利用しようという意図で預金の紹介をしたのではなからうかという御趣旨の御質問だと思っておりますが、確かに私ども大阪、関西地区というのは大変重要なマーケットであるという認識は持っておりますけれども、この大阪府民信用組合を軸にしてこれをやろうという趣旨で預金を紹介したということはありません。

さすがに、社会党(当時)の鈴木先生は、大口預金もCP コマーシャルペーパーも追及しています。

報道機関の方々が、国民に『真実』を明らかにする勇気がまだ有るならば富士銀行がファイナンス会社(ノンバンク)に「粉飾決済」した、約2300億円の肩代わりを立証した不動産物件の登記簿謄本を「不正融資」の「証拠物件」を何時でも開示します。

今、国民一人、一人が、勇気を出して真剣に、恐るべき『国家の罪』その『真実』の姿を国民に隠蔽した、この暴挙を直視しなければ、日本国は亡国となるのです！

協和埼玉銀行が犯した『銀行の闇』！

平成3年7月26日 株式会社 協和埼玉銀行事件
(被害総額80億円の「有印私文書偽造」罪で東京地検特捜部に告訴)



富士銀行同様に、協和埼玉銀行副頭取が『銀行の闇』となり記者会見した記事です！

『協和埼玉銀行東京営業部次長が取引先と共謀してノンバンクから八十億円の融資を引き出していた問題で副頭取らは二六日午前、記者会見し、この行員と取引先関係の計三人を有印私文書偽造、同行使罪で同日東京地検に告訴した。同行では、八十億円を肩代わりする方向で検討している』

まさに副頭取が故意に悪意をもって、ダミー預金者名義の「粉飾預金」を隠蔽するために、東京営業部次長を「加害者」に仕立て上げ「質権設定承諾書」を偽造して取引先名義で「粉飾預金」の偽造を犯した「有印私文書偽造、同行使、」罪と捏ち上げ、スライドさせるために、記者会見を開き二セ情報「金融公害」を撒き散らし国民を騙した「証拠物件」なのです。

そもそも、富士銀行副頭取が渉外課長の犯罪行為を記者会見した翌日に、協和埼玉銀行副頭取が同時期、同様に、営業部次長の犯罪行為を記者会見することが異常なのです。富士銀行赤坂支店の渉外と協和埼玉銀行東京営業部は親戚ですか？顧客担当役務者が同時期、同様の犯罪行為を犯した、そんな偶然は無いのです。

今こそ国民は、富士銀行事件と協和埼玉銀行事件の新聞報道を冷静に、もう一度、熟読してください。新聞報道各社が旧大蔵省の恩感通り「加害者」銀行員個人が犯した、非常識な金融経済社会では、絶対に存在しない「犯罪」の無い「金融犯罪」と知りながら、二セ情報を国民に報道した最終目的が判明して来ます。

各副頭取が公言した、ファイナンス会社、ノンバンクに対する被害金を、公に、銀行が

被害弁済する「肩代わり」が目的なのです。その為に「加害者」に仕立て上げた銀行員個人が犯した「犯罪」の無い「金融犯罪」を捏ち上げたのです。これを世間では「マッチポンプ」といいます。

東海銀行が犯した『銀行の闇』！

その証拠が、平成3年7月27日、株式会社 東海銀行秋葉原支店事件
(平成3年7月29日 被害総額630億円の「有印私文書偽造」罪で告訴)



平成3年7月27日(土曜日)、夕刊毎日新聞の報道内容と平成3年7月29日、朝日新聞が報道した報道内容を、冷静に、もう一度、熟読してください。

平成3年7月29日、富士・協和埼玉同様に、東海銀行が、旧大蔵省の方針通り『銀行の闇』となり、東海銀行副頭取が記者会見を開き、卑劣な偽装工作により東海銀行秋葉原支店を舞台に得意先係支店長代理(以下「銀行員」と記載)に、好条件を提示して『国家の罪』その真相を隠蔽するため「加害者」銀行員個人の犯罪行為を「質権設定承諾依頼書」(13通)を偽造して「被害者」ノンバンクから被害総額630億円を騙し取って、費消した「有印私文書偽造同行使」罪とスライドさせ警視庁に「告訴」したのです。

その証拠は『取引先がノンバンクから融資を受けていた630億円は、すべて通知預金で十三件。預け入た日は、最初が1990年3月7日、最後が前支店長代理が虎ノ門支店に異動を発令された翌日の91年6月28日計480億円分は6月に預け入れが集中しており』

皆様どうですか『最後が前支店長代理が虎ノ門支店に異動を発令された翌日の91年6月28日計480億円分は6月に預け入れが集中しており』東海銀行秋葉原支店の支店長代理でも無い、虎ノ門支店の銀行員が、91年6月28日、起訴状(三)150億円の犯罪行為を東海銀行秋葉原支店内で、出来ますか！91年6月28日は虎ノ門支店の行員なのです！

まさに故意に悪意をもって「加害者」に仕立て上げた、銀行員個人が犯した「質権設定

承諾依頼書」(13通)を偽造した被害総額630億円の「有印私文書偽造」罪を捏ち上げ、国民を騙すため、二セ情報「金融公害」を撒き散らした、この新聞報道こそ「証拠物件」なのです。

富士銀行副頭取が記者会見した翌日に、協和埼玉銀行副頭取が同時期、同様に、営業部次長の犯罪行為を記者会見した、またその翌日に今度は、東海銀行が東海銀行秋葉原支店の銀行員個人を「質権設定承諾依頼書」(13通)偽造などと報道することが異常なのです。

富士銀行赤坂支店の渉外課長と協和埼玉銀行東京営業部の次長、そして東海銀行秋葉原支店の得意先係は親戚ですか？顧客担当役務者が同時期、同様の犯罪行為を犯した、そんな偶然は無いのです。どこまで国民を愚弄すれば気が済むのですか！

この現実を、国民は黙って、まだ我慢していて宜しいのでしょうか？

国家と民間企業「銀行」が、犯した国家犯罪は、金融機関内で処理すべき問題では無いのです。そうでしょう、民間企業「銀行」の債権者は預金者一般公衆なのですよ！

民間企業「銀行」は、「銀行」の債権者である預金者の預金を運用することを国から免許を受けて許されている民間企業なのです。その債権者である大事な預金者を銀行くろみダミー預金者を作成し、そのダミー預金者名義で「粉飾預金」するなど言語道断なのです！

更に、呆れたことは、国家が民間企業「銀行」に対して、ダミー預金者名義で作成した「粉飾預金」・「有価証券偽造」・「巨額な損失金」・「粉飾決算」数々の違法取引『国家の罪』を認めた、恐るべき国家犯罪なのです！

旧大蔵省官僚が支配する民間企業「銀行」の不正と腐敗こそ、国民を巻き込む「金融公害」と断言できるのです。

私が「金融公害」と主張する根拠は、民間企業である銀行が、自ら銀行のダミー預金者を作成し、そのダミー預金名義で、数々の違法取引『国家の罪』を犯し、ダミー預金名義の巨額な損失金を発生させた、その『真実』の姿を、国民に『全て公表して』刑法・民法・商法に則した「公正な国法の手順」により、正しくダミー預金者名義の損失金処理をすることなのです。

ところが、国家と民間企業「銀行」は、故意に悪意をもって「公正な国法の手順」を無視したのです。無視しただけでなく、自ら金融政策として、民間企業「銀行」に、数々の違法取引『国家の罪』を認めた、国家犯罪を国民に公表せず、旧大蔵省の方針通り、自行行員が犯した「犯罪」の無い「金融犯罪」を捏ち上げ、闇から闇に葬り、国民に隠蔽した事実こそ、国民生活に多大な不利益をもたらせた「金融公害」と断言できるのです。

銀行員でも、ましてや、借受名義人でも無い、国際決済銀行(BIS)・国際金融経済社会・自己資本比率8%・など何も分からない、知らない一般庶民に、その『真実』の姿を隠蔽するため、旧大蔵省・警察当局・検察官・裁判所が、法と正義を捨て去ったなら、日本国は、国民は一体どうすれば、いいのですか！

そうでしょう、日本という国は、旧大蔵省の意向に沿って『警察・検察・裁判所の闇』が「銀行の利益を護る」その為なら、私同様に「BIS規制8%」も国際決済銀行(BIS)など何が何んだか訳も分からない、一般庶民数十人の憲法で保証された基本的人権を無視してまでも、はじめから、何処にも「犯罪」の無い『真実』の姿を知りながら「国益に値する」その為なら、捏ち上げだろうと、コピー偽造だろうと、何でもする闇の執行人となり、理不尽極まりない「犯罪者」作りを行ったのです。

以上、今回勉強会のテーマとなる「他行預金担保融資取引」が立証した、国家と民間企業「銀行」が、犯した『国家の罪』その『真実』の姿を、国民に隠蔽した『銀行の闇』までの事実経緯と全体像の要点です。

勉強会にご参加くださいます皆様と、愛すべき日本の未来を共に護りたいと願い、第2回、勉強会のテーマ「預金担保債権」・「他行預金担保債権」・「他行預金担保融資」その『真実』の姿を東海銀行秋葉原支店極秘「特別プロジェクト」を舞台にした「BIS規制8%」クリア対策用の自己資本比率向上操作の実態を以下「論証」して行きます。

尚「証拠の書面」には、本件「詐欺事件」捏ち上げの舞台になった、東海銀行秋葉原支店を用いて、裁判で記録された、否定しようのない歴然とした「証拠の書面」と「証拠事実」を提示して立証します。

この「勉強会」から平成27年12月12日、株式会社カルナ発足パーティーを銀座「夕顔」で100名以上が会費を出し盛大に催すことができたのです。「美しい日本を取り戻す JAPAN PRIDE」を旗印にNPO法人「カルナ」を設立し会員募集が行われました。会員と「機密保持契約」を結び事件関係資料を渡し3年間『国家の闇』を追及する資金を私募債で募りました。多くの会員が参加していただきました。平成31年7月27日、NPO法人「カルナ」を解散しNPO法人「日本を見直す会・カルナ」と名称変更したのです。

平成31年2月16日、を最後にコロナ感染対策で「勉強会」も「報告会」もできなくなり「室岡塾」を開催したのです。皆様が支えてくれたからこそ、生きてこられました。皆様がいたからこそベトナム社会主義共和国ハザン省と出会うことができました。心から感謝致します。

本当に『我が人生』ハザン省に導いてくれた不思議な運命に感謝しています。自民党派閥政治に胡座をかいた安倍政権のデタラメ、特に高齢者に対する年金問題、平成29年9月「人生100年時代構想」には呆れ果て「現実」が全く分かっていない。本当に驚き私をはじめ「高齢者」がどうやったら「生きていけるにか」霞を食べて生きてはいけないのです。

平成28年4月、NPO法人「カルナ」を設立し「高齢者のホームレスをなくす。高齢者の孤独死をなくす。老老介護の悲劇をなくす。」を旗じるしに啓蒙活動をして参りましたので、安倍政権の政策では高齢者が殺されると判断したのです。

高齢者の方々が「安心して」「安価」で暮らすことができる第二の人生（セカンド・ライフ）を過ごす基地（ステーション）を建設することにしました。

連日必死になり、ハザン省と機能回復病院と交渉した結果、平成28年9月24日ハザン省機能回復病院と「協力合意書」を締結しました。ハザン省機能回復病院と現地法人 株式会社 日本 ハザン裾野産業支援機構が協力して運営する「協力合意書」を締結したのです。

平成29年3月からハザン省機能回復病院施設改装工事を計画し、同年5月末完成したのです。蘇ったのです。素晴らしい施設です。そして大きな資源開発のプロジェクトがスタートしたのです。マンガン電池・ビーングープ（リチウムイオン電池開発協力合意書）締結し、タングステン開発と本格的にベトナム政府と「資源開発に対する技術協力」が動き出した時、経済産業省海外事業担当者にベトナム社会主義共和国との難しいルールを説明され「捲し立てる」私に「ご自分のお立場をお考えになられたらどうですか」と言われました。それでもゲリラはゲリラ戦法でやってやる！頑張りました。ハザン省も投資局はじめ各省が協力してくれました。

日本からの個人投資家のライセンス契約は平成2年2月にいただいていますので金利その他非常に有利な条件を提示していただき高齢者が働ける、生活できる環境が整った矢先コロナ感染対策でベトナム社会主義共和国ハザン省に行けなくなりました。

非常に不謹慎で申し訳ないのですが、お陰様で29年『国家犯罪』を追及してまいりましたが、どうしても集中することができませんでした。第三回『室岡塾』から東京

拘置所の環境に戻り勉強致しました。もう一度、全ての資料を見直しました。当時の金融状況も資料で調べることにしました。

特集 B・I・S規制シヨック “悪魔の循環”が呼ぶ選別の時代

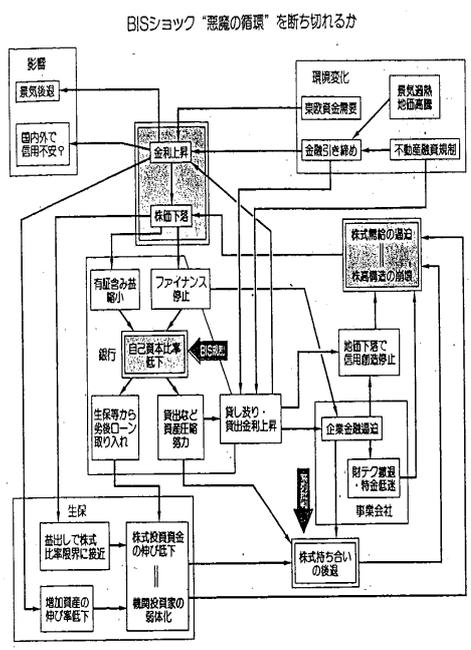
銀行の膨張主義にくさびが打たれ、金融構造の大変革が始まった

鉄鋼の大手、NKKの筆頭株主が静かに替わっていた。90年3月まではメインバンクの富士銀行が一位だったが、9月末には二位の第一生命が、一九九一株買い増し、最大の株主に躍り出た。第一生命が持ち株を増やしたのは、企業年金の主幹事になったため。NKKは株主安定化を求め、第一生命も落ちた株価の買い増しを探っていた。NKKは富士銀行に事前通知した

が、富士銀行は動かなかった。かつてなら、メインバンクは意地でも筆頭株主の地位を確保しようとした。しかし今は、銀行にそんな余裕はない。預金金利の自由化で銀行のコストは年々高まるばかりだし、金融引き締めで貸付は悪化、稼げなくなった不動産も融資規制で事実上ストップ。そしてB・I・S（国際決済銀行）の自己資本比率規制の特

が大きくかぶさり、株式のよきな利回りほとんどゼロの資産は増やせない。最近の大幅減益をみるまでもなく、こうした要因が混然一体となり、銀行経営は厳しい環境に追い込まれている。このため、銀行は取引採算の改善に必死だ。各行とも既存営業店の貸出ガイドラインは、原則として伸びゼロ。限られた資産の中で最大の収益を上げるROA（資産収益

率）を基本にした営業姿勢に猛烈に傾斜している。大口定期預金の提示レートは急速に低下、無理な調達に歯止めがなかった。二年前までの貸出テンピング競争が盛んのように、貸し振り、に転身し、貸出金利引き上げに走っている。条件引き上げ交渉の経験があるのは、入行十数年以上の行員。初めての行員が多いが、もつは伸ばせないという意識や、コスト意識が浸透した（大手都銀）。NKKにも、スプレッド幅の拡大や、新短プラ導入の際にやめたはずの拘束預金（融資の一部を強制的に預金させ、実質貸出金利を上げる方法）



「もはやB・I・S規制をいっも頭に入れなければならない」と、銀行経営はできないう伊藤善一郎（東海銀行頭取）という認識は、銀行は昨年9月の株価暴落は、銀行にとっても悪夢でしかなかった。「ピン」に寄せたつもりなのに、「ピン」のほうが進んでいった。90年の株価は、2月3月、8・9月と、決算期末に近くづくにつれて暴落した。B・I・S規制では、期末の有価証券含み益の四五％を、自己資本に換算できるが、株価が下落すれば含みも減って、自己資本比率も当然下がる。余裕がないとどうして期末に暴落は、お手上げだ。都銀二行のうち、3月末に最終基準の八％に乗せていたのは、東海と大和三井を除く

特に銀行関係の伝票、帳票類、そして銀行法に基づいた東海銀行業務規則規程集(約3000ページ)を、熟読し、銀行業務・実務手続の勉強をしたのです。

1990年3月期の都市銀行、東海銀行を検証ください。

経営指標

都市銀行 - 279 -

都 市 銀 行 (1990年3月期)

店舗数、従業員数

(単位: 店, 人, △印は減)

銀行名	国内本店	前年比増減	国内出張所	前年比増減	海外支店	前年比増減	海外出張所	前年比増減	店舗数計	前年比増減	代理店	前年比増減	役員数	前年比増減	職員数	前年比増減	うち女子職員数	前年比増減
第一勧業	344	3	33	7	16	1			393	11	7	2	42		19,114	39	6,477	135
三井	194	6	41	4	16		1		252	10	10		35	2	10,565	309	3,495	197
富士	274	11	50	6	16				340	17	16	3	38	3	15,377	345	4,905	300
三協	249	4	34	2	16		1		300	6	11		43	1	14,026	△245	4,172	△269
三和	222	2	17	5	8		1		247	8			29	△1	7,971	46	2,351	34
住友	261	14	45	7	19		5		330	23	7	2	46	1	13,604	△342	3,546	△114
大東	325	7	45	2	19		3	1	392	10	2	△2	48	2	16,479	441	4,962	460
東海	175	2	26	1	23	15	10	1	234	19			33	2	8,942	254	3,014	149
北海道拓殖	233	2	36		11		1		280	3	14		34		11,754	△82	3,634	△36
太陽	180	2	27		7				214	2	4		25	2	6,417	△52	2,509	4
東武	319	△1	45	2	12		1		376	2	2		39		12,662	△269	3,823	△249
東武	32	1	1		35		15	1	83	2			39	△1	7,795	△12	3,221	57
埼玉	181	8	23	△1	8		1		212	8	5		27		7,531	△317	2,314	△281

東海銀行は店舗数計 280 で海外支店も 11 店舗あり職員数、11,754 名います。本件政府首脳が企てる隠蔽工作の舞台になった、東海銀行秋葉原支店は 280 店舗数の一支店なのです。何故秋葉原支店が選ばれたのか？

今まで「勉強会」資料として書いたものをもう一度読み直しました。

2018年



2019年



2020年



これでは、誰も「分からない」起承転結（俳句でいう起句と承句）全てバラバラ（転句も結句）も分からない「小学生に因数分解」を教えるようなものです。その挙句に、『国家の闇』＝『国家犯罪』とか主張し国会を魑魅魍魎の輩が利権を貪り合う巣窟と表現する証拠が岩波書店から西野智彦氏が出版した著書です。

ぜひ会員の皆様に熟読していただきたい著書です。



この本は、岩波書店から西野智彦氏が「時事通信入社、通産省、日銀、経団連、外務省、首相官邸、大蔵省を担当した後、95年同社を退社、96年東京放送（TBS）に入社、報道局経済部で日銀、大蔵省を担当し99年7月より「JNN報道特集」ディレクター、取材対象は延べ百人近くに達し、三年がかで分厚い取材ノートが出来上がった。」この「取材ノート」に裏付けられた、本件海部政権が企てた隠蔽工作で先送りした「不良債権」と名付けられた巨額な「数字」処理を暴いています。

宮沢政権が公的資金を投入する「不良債権」処理を成し遂げられなかった状況、何もできない細川政権、村山政権、羽田政権そして橋本政権が「ビックバン」財政構造改革を掲げた挙句に、大蔵省を解体する原因となった北海道拓殖銀行山一証券の破綻で「1998年1月26日夕、約50人の東京地検特捜部捜査官が大蔵省の正門をくぐった」のです。

大蔵省に司法のメスが入り「キャリア800人ノンキャリア8万人」特に『銀行局』『証券局』『金融検査部』等が金融機関との癒着を徹底的に捜査された。」その結果、多くの自殺者を出し112人の大量処分をした。日銀も98人処分されたのです。

遅すぎます。大蔵省と金融機関のドロドロの癒着が温床となったマネーゲーム「政策と金」と断罪できる国際金融犯罪・『国家犯罪』を何故、法治国家として東京地検特捜部を50人でも100人でも投入し銀行法に基づく（免許取り消し）をしなかったのか？無法国家に成り下がり隠蔽したことが『腐った平成30年』そして『亡国に向かう令和』となるのです。

全ての原因は、自民党派閥内の「力」と金融機関の「力」が手を結ぶドロドロの金権政治に誰も責任を取らず派閥が弱体な海部政権に隠蔽の圧力をかけたからなのです。

私は、橋本首相が海部政権の時に本件事件処理で詰め腹を切らされ大蔵大臣を辞めさせられた「倍返し！」で、大蔵官僚と銀行の癒着を許すことができなかった、自ら責任をとった本件事件の決着をつけたと思います。

黒川検事長のマージャン賭博も政府の検察庁に対する不当介入にSNSで500万人以上の国民が怒り検事総長派閥の産経新聞記者が週刊文春に、当たり前前の記者と役人の接待「ゴルフ」「マージャン」を承知したその上で産経新聞記者と黒川検事長のマ-

ジャン賭博をリークしたのです。やられたら「倍返し！」です。

我が国は、江戸幕府 200 年の幕も薩摩・長州・徳川・それぞれフランス・イギリスアメリカがパトロンとなり内戦を起こさせ植民地支配する企てを見抜いた将軍慶喜公が大政奉還して明治時代を迎えました。しかし、明治維新で薩摩・長州・土佐にそれぞれ財閥系が付き、新しい大日本帝國を建国したのですが、三菱・三井・住友財閥系特に岩崎弥太郎の企業経済と渋沢栄一翁の社会経済がしのぎを削ったように政府のパトロンは今も昔も財閥系なのです。

1953 年の吉田政権から自民党は派閥政治に明け暮れ特に田中政権から官僚が派閥と一体になり、ロッキードで解体されるものの、また中曽根政権で派閥がロン、ヤスとしたアメリカ、レーガン政策の圧力に既得権を護るため団結した。

その証拠が、今日の国民無視、国法無視、自民党派閥政治が国を我がもの顔で自由自在に操り税金を喰い物にしている『闇』なのです。

今の日本という国の現状です。

この時から。政府首脳は誰も責任を取らず『真実』を隠蔽するため『嘘』『捏造』『隠蔽』を用いた情報操作をマスコミと行い「安倍政権」同様、一般市民に責任を押し付けて国民を騙し続けているのです。

平成 4 年、我が国の国債発行額が建設国債も含めて、約 16 兆円でした。それが今日の国債発行額は、約 1550 兆 7983 億円以上です。その 95%は国家と「銀行」という集金マシンが、国民から吸い上げる「お金」という恐ろしい仕掛け、異常なマネーゲーム「国政と金」の正体を、会員の皆様、一人、一人が、国民に明らかにすることなのです！

我が国は経済大国では無いのです。幻の経済大国、『真実』は貧乏国です。

2021 年 3 月 18 日 20:08 時点

◎日本全体の債務残高 総額 1550 兆 7983 億 9158 万 8051 円

◎国民一人当たり1198万3407円の借金です。

1秒間に	134万円	1分間に	8040万円
1日で	1157億7600万円	1ヶ月で	3兆7328億円
1年では	41兆6793億円、カウンターの数字は動き続けます。		

今でも続くマネーゲーム「国政と金」の現状、日銀が赤字国債を刷りまくり株価操作をしている「現実」その『真実』の姿を知らせなければ、明日にでも我が国の金融経済は破綻します。

我が日本国は世界に誇る『神国』です！

神国である出雲の神々が怒ります。世界中の神話でも我が国だけは神が人間になられた国なのです。神武天皇から大正天皇まで約 2600 年の歴史があり世界中から賞賛されていた国家なのです。

神聖な国会が自民党派閥政治家らの思いのままに操る政治「無政府政策」から本来の国民主権・民主主義・三権分立を取り戻すのです。「法治国家」としての司法を取り戻すのです。政府の方針に従い、基本的人権を無視する最高裁判所ならいらないのです。

最高裁判所

最高裁判所は、長官一人、判事十四人計十五人で構成されているが、その裁判官は「識見の高い、法律の素養のある年齢四十年以上の者の中から」任命され、そのうち少なくとも 10 人は、法曹関係者でなければならない。最高裁判所における審理および裁判は、裁判官全員の合議体である大法廷、三人以上で最高裁判所の定める員数（現在は五人）の裁判官の合議体である小法廷のいずれかで行われる。

大事な事実「裁判官の選任権限を有する内閣の政治的配慮」なのです。

平成 15 年 4 月 11 日、政府首脳の方針に従い、最高裁判所が職責放棄して、一審「主文 被告人を懲役 11 年に処する」を決定を宣告した。

職責放棄の証拠は最高裁に提出した「異議申立書」です。

平成11年(第)第969号		決定に対する異議申立理由書	
		東京拘置所存置	
		被告人 室岡 克典	
署名 詐欺、有印私文偽造、偽造、偽造		同介保	
異議申立理由の要旨			
第一、本件 決定は 法と正義を捨てて決定するので異議申立をする。			
以下、第二～第九に本法廷で用いた証拠を以て憲法違反を立証する。貴裁判所は「人の国民として」打撃的意味下で、客観的諸証拠が立証する詐欺の被害金が存在しない事実が、私に全曜日午後 決定を宣告したから後す申立書と作る。			
何年一語下で、第二～第八の立証事実で貴裁判所は、本件 決定を以て裁判所を以て終結を取ることにする。			
第二	憲法違反	「法定手続の保障」の違反である立証	… 2
第三	憲法違反	「法定手続の保障」の違反である立証	… 37
第四	憲法違反	「法定手続の保障」の違反である立証	… 71
第五	憲法違反	「法定手続の保障」の違反である立証	… 104
第六	憲法違反	「法定手続の保障」の違反である立証	… 144
第七	憲法違反	「法定手続の保障」の違反である立証	… 188
第八	憲法違反	「法定手続の保障」の違反である立証	… 218
第九		結語	… 292

(十 三 三)

平成 15 年 3 月 30 日「異議申立書」

平成 15 年 4 月 2 日「異議申立書」補充書 (一)

平成 15 年 4 月 3 日「異議申立書」補充書 (二)

平成 15 年 4 月 5 日「異議申立書」補充書 (三)

平成 15 年 4 月 11 日最高裁が職責放棄して「異議申立書」却下したことです。

最高裁判所は、職責として「異議申立書」を検証することなのです。

私は「異議申立書」（333 ページ）を世界中に公開して基本的人権を審判していただきます。

基本的人権の保証

日本国憲法 11 条・97 条は、国民が「侵すことのできない永久の権利」を有することを明らかにしているのです。人間が生まれながら有するところの人間の本質に由来し、人間の存在に欠かすことのできない権利であることを意味しているのです。それゆえ国家の存在理由は、この基本的人権を保証することにあるのです。

NPO 法人「日本を見直す会・カルナ」多くの会員が一丸となり「魂の叫び」人が人として「安全で安心できる」社会「法治国家」を取り戻すため、自民党派閥政治が為す「無法国家」という『闇』に、今こそ閃光を浴びせ白日の下に晒すことなのです。

それが NPO 法人「日本を見直す会・カルナ」会員の歴史です！

平成 27 年 5 月 27 日から催した「勉強会」「報告会」に参加した、NPO 法人「カルナ」会員の皆様、平成 31 年 7 月 27 日、新たに NPO 法人「日本を見直す会・カルナ」会員の皆様と令和元年 11 月発足した『室岡塾』多くの塾生が私を支えてくれたことに心から謝致します。

一人では無い。皆が一緒に居る！だからこうして生きていく勇気ができます。余りにも一瞬にして「失ったもの」その大きさに押し潰されそうになった時も我慢することが出来ます。生きてさえいれば失ったものは必ず事業で取り戻すことが出来ます。

取り戻します！

事業家として、誇りと自信に満ち溢れた人生を生きることが、政府首脳 of 愚かな隠蔽工作（マッチ・ポンプ）の「口を封じる」そのためだけで「罪なき犯罪者」に仕立て上げられ、多くの人に支えられ、多くのことを学び、29 年の呪縛から解放された『我が人生』40・50・60 手習いです。70 精励にして立つ！
以上。